

水俣市議会会議録

平成20年12月第5回定例会（11月28日招集）

水俣市議会事務局

平成20年12月第5回定例会（11月28日招集）会期日程表

（会期 11月28日から12月17日まで20日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	11月28日	金	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明 19年度一般・特別・企業会計決算の委員長報告 質疑 討論 採決
2	29日	土		休 会	市の休日（土曜日）
3	30日	日			市の休日（日曜日）
4	12月 1 日	月			議案調査
5	2 日	火			議案調査（一般質問通告正午まで）
6	3 日	水			議案調査
7	4 日	木			議案調査
8	5 日	金			議案調査
9	6 日	土			市の休日（土曜日）
10	7 日	日			市の休日（日曜日）
11	8 日	月			議案調査
12	9 日	火	午前9時30分	本会議	一般質問（大川末長君・緒方誠也君・野中重男君） （質疑通告正午まで）
13	10日	水	午前9時30分	本会議	一般質問（平松辰弘君・塩崎信介君・牧下恭之君）
14	11日	木	午前9時30分	本会議	一般質問（真野頼隆君・川上紗智子君・西田弘志君） 議案質疑 委員会付託
15	12日	金	———	委員会	委員会
16	13日	土		休 会	市の休日（土曜日）
17	14日	日			市の休日（日曜日）
18	15日	月	———	委員会	委員会
19	16日	火		休 会	議事整理日
20	17日	水	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

平成20年12月第5回水俣市議会定例会会議録目次

平成20年11月28日（金） ——— 1 日目 ———

出欠席議員……………	1 ～ 1
事務局職員出席者……………	1
説明のため出席した者……………	1
議事日程第1号……………	2
陳情文書表(1)……………	3
開 会……………	3
開 議……………	3
諸般の報告……………	3
日程第1 会議録署名議員の指名について……………	4
日程第2 会期の決定について……………	4
議案上程……………	5
日程第3 議第118号 専決処分の報告及び承認について ……	6
専第12号 平成20年度水俣市一般会計補正予算（第8号）	
日程第4 議第119号 水俣市環境基本条例の制定について ……	7
日程第5 議第120号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について ……	11
日程第6 議第121号 水俣市旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について ……	12
日程第7 議第122号 水俣市学校林基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について ……	13
日程第8 議第123号 水俣市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について ……	13
日程第9 議第124号 水俣市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の制定について ……	14
日程第10 議第125号 水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について ……	14
日程第11 議第126号 水俣市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について ……	15
日程第12 議第127号 平成20年度水俣市一般会計補正予算（第9号）……………	15
日程第13 議第128号 平成20年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）……	18
日程第14 議第129号 平成20年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）……………	18

日程第15 議第130号	平成20年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	1～19
日程第16 議第131号	平成20年度水俣市病院事業会計補正予算（第2号）	20
日程第17 議第132号	平成20年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）	21
日程第18 議第133号	水俣芦北広域行政事務組合の共同処理する事務及び規約の一部変更について	22
日程第19 議第134号	公有財産の取得について	22
	市長の提案理由説明	23
日程第20 議第95号	平成19年度水俣市病院事業会計決算認定についてから日程第26 議第106号 平成19年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定についてまで7件に関する委員会の審査報告	26
	○厚生委員長の報告	26
	○産業建設委員長の報告	28
	○一般会計決算特別委員長の報告	29
	委員会審査報告書	32
	委員長報告に対する質疑	33
	討 論	33
	採 決	33
日程第27 陳情の取り下げについて（陳第3号 私立幼稚園助成金増額に関する陳情について）		33
	採 決	34
	散 会	34

平成20年12月9日（火） —— 2日目 ——

出欠席議員	2～1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第2号	2
開 議	2
日程第1 一般質問	2
○大川末長君の質問	3
1 経済産業振興について	3

2 産業廃棄物最終処分場計画跡地について……………	2 ～ 3
3 公有財産について……………	4
4 職員の能力向上について……………	4
5 バイオエタノール開発について……………	4
市長の答弁……………	5
○大川末長君の再質問……………	7
市長の答弁……………	7
○大川末長君の再々質問……………	8
市長の答弁……………	8
市長の答弁……………	9
○大川末長君の再質問……………	10
市長の答弁……………	10
○大川末長君の再々質問……………	11
市長の答弁……………	11
総務企画部長の答弁……………	11
○大川末長君の再質問……………	11
総務企画部長の答弁……………	11
○大川末長君の再々質問……………	12
総務企画部長の答弁……………	12
総務企画部長の答弁……………	12
○大川末長君の再質問……………	13
市長の答弁……………	14
○大川末長君の再々質問……………	14
市長の答弁……………	14
副市長の答弁……………	14
○大川末長君の再質問……………	15
副市長の答弁……………	15
○大川末長君の再々質問……………	16
副市長の答弁……………	16
休憩・開議……………	17
○緒方誠也君の質問……………	17
1 環境モデル都市推進について……………	17

2 産廃最終処分場建設用地跡地問題について……………	2 ～18
3 ダイオキシン類汚染土砂処理問題について……………	18
4 市制施行60周年事業について……………	18
5 過疎集落再生について……………	19
市長の答弁……………	19
○緒方誠也君の再質問……………	21
市長の答弁……………	21
○緒方誠也君の発言……………	21
市長の答弁……………	22
○緒方誠也君の再質問……………	23
市長の答弁……………	24
○緒方誠也君の再々質問……………	24
市長の答弁……………	24
産業建設部長の答弁……………	25
○緒方誠也君の再質問……………	26
産業建設部長の答弁……………	26
○緒方誠也君の発言……………	27
総務企画部長の答弁……………	27
○緒方誠也君の再質問……………	28
総務企画部長の答弁……………	29
○緒方誠也君の発言……………	29
総務企画部長の答弁……………	30
○緒方誠也君の再質問……………	31
総務企画部長の答弁……………	31
○緒方誠也君の再々質問……………	32
市長の答弁……………	33
総務企画部長の答弁……………	33
休憩・開議……………	34
○野中重男君の質問……………	34
1 水俣病について……………	34
2 産廃処分場建設予定地の跡地と水道水源保護条例について……………	35
3 百間水路のダイオキシン類の処分について……………	35

4 環境モデル都市づくりの進行状況について……………	2～35
市長の答弁……………	35
福祉環境部長の答弁……………	35
○野中重男君の再質問……………	36
福祉環境部長の答弁……………	38
○野中重男君の再々質問……………	39
市長の答弁……………	39
市長の答弁……………	40
○野中重男君の再質問……………	41
市長の答弁……………	41
産業建設部長の答弁……………	41
○野中重男君の再質問……………	44
産業建設部長の答弁……………	45
福祉環境部長の答弁……………	46
○野中重男君の再質問……………	46
福祉環境部長の答弁……………	50
産業建設部長の答弁……………	50
市長の答弁……………	51
○野中重男君の再質問……………	52
市長の答弁……………	52
散 会……………	54

平成20年12月10日（水） ——— 3 日 目 ———

出欠席議員……………	3～1
事務局職員出席者……………	1
説明のため出席した者……………	1
議事日程第3号……………	2
開 議……………	2
諸般の報告……………	2
日程第1 一般質問……………	2
○平松辰弘君の質問……………	3

1 農業問題について……………	3 ～ 3
2 企業誘致について……………	4
3 公害防止事業丸島排水路汚泥しゅんせつ工事負担金について……………	4
市長の答弁……………	5
産業建設部長の答弁……………	5
○平松辰弘君の再質問……………	8
産業建設部長の答弁……………	10
○平松辰弘君の再々質問……………	12
市長の答弁……………	14
市長の答弁……………	14
○平松辰弘君の再質問……………	15
市長の答弁……………	16
○平松辰弘君の再々質問……………	16
市長の答弁……………	16
福祉環境部長の答弁……………	17
監査委員の答弁……………	18
○平松辰弘君の再質問……………	18
福祉環境部長の答弁……………	19
○平松辰弘君の再々質問……………	20
市長の答弁……………	20
福祉環境部長の答弁……………	20
休憩・開議……………	21
○塩崎信介君……………	21
1 水俣病問題について……………	21
2 ダイオキシン類処理事業について……………	22
3 企業誘致について……………	23
4 環境モデル都市について……………	23
市長の答弁……………	24
福祉環境部長の答弁……………	24
○塩崎信介君の再質問……………	25
市長の答弁……………	26
○塩崎信介君の再々質問……………	27

市長の答弁	3 ～27
産業建設部長の答弁	28
○塩崎信介君の再質問	29
産業建設部長の答弁	30
○塩崎信介君の再々質問	31
産業建設部長の答弁	31
産業建設部長の答弁	31
○塩崎信介君の再質問	33
産業建設部長の答弁	33
○塩崎信介君の再々質問	34
市長の答弁	34
市長の答弁	35
○塩崎信介君の再質問	36
市長の答弁	37
○塩崎信介君の再々質問	38
市長の答弁	38
休憩・開議	38
○牧下恭之君の質問	38
1 国の総合経済対策と本市の対応について	38
2 環境問題について	39
3 国民健康保険証のカード化について	40
4 教育問題について	40
(1) 特別支援教育支援員の拡充について	
(2) 子ども議会について	
市長の答弁	41
○牧下恭之君の再質問	42
市長の答弁	44
○牧下恭之君の再々質問	45
市長の答弁	45
副市長の答弁	46
○牧下恭之君の再質問	47
副市長の答弁	47

福祉環境部長の答弁	3～48
○牧下恭之君の再質問	48
福祉環境部長の答弁	48
○牧下恭之君の再々質問	49
福祉環境部長の答弁	49
教育長の答弁	49
○牧下恭之君の再質問	51
教育長の答弁	51
○牧下恭之君の再々質問	52
教育長の答弁	53
散 会	54

平成20年12月11日（木） ——— 4 日 目 ———

出欠席議員	4～1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第4号	2
陳情文書表(2)	3
開 議	3
諸般の報告	3
日程第1 一般質問	4
○真野頼隆君の質問	4
1 百間雨水幹線公害防止事業について	4
2 窓口サービスについて	4
3 ごみ対策について	5
4 水俣・芦北県体について	5
市長の答弁	5
産業建設部長の答弁	6
○真野頼隆君の再質問	8
産業建設部長の答弁	9
○真野頼隆君の発言	10

総務企画部長の答弁	4～11
○真野頼隆君の再質問	12
産業建設部長の答弁	14
○真野頼隆君の発言	15
市長の答弁	15
○真野頼隆君の再質問	17
市長の答弁	18
○真野頼隆君の再々質問	19
市長の答弁	19
教育長の答弁	19
○真野頼隆君の再質問	21
教育長の答弁	22
○真野頼隆君の発言	22
休憩・開議	22
○川上紗智子君の質問	23
1 休耕田を活用する菜の花プロジェクトについて	23
2 介護保険制度について	23
3 マスコミ等と言われているいわゆる無保険の子どもについて	23
市長の答弁	24
○川上紗智子君の再質問	25
市長の答弁	26
○川上紗智子君の再々質問	26
市長の答弁	27
福祉環境部長の答弁	27
○川上紗智子君の再質問	28
福祉環境部長の答弁	29
○川上紗智子君の再々質問	29
福祉環境部長の答弁	30
福祉環境部長の答弁	31
○川上紗智子君の再質問	31
福祉環境部長の答弁	32
○川上紗智子君の発言	32

休憩・開議	4～33
○西田弘志君の質問	33
1 産業廃棄物処分場計画跡地について	34
2 水道水源保護条例について	34
3 中尾山整備について	34
4 消費者行政について	35
5 雇用対策について	35
6 給食センターの地産地消について	35
7 道の駅及び最近のイベントについて	35
市長の答弁	36
○西田弘志君の再質問	36
市長の答弁	37
○西田弘志君の発言	37
産業建設部長の答弁	38
○西田弘志君の再質問	39
産業建設部長の答弁	40
○西田弘志君の再々質問	41
産業建設部長の答弁	42
産業建設部長の答弁	42
○西田弘志君の再質問	43
産業建設部長の答弁	44
○西田弘志君の発言	45
副市長の答弁	45
○西田弘志君の発言	46
教育長の答弁	47
○西田弘志君の再質問	49
産業建設部長の答弁	50
教育長の答弁	50
産業建設部長の答弁	50
○西田弘志君の再質問	52
市長の答弁	52
休憩・開議	53

質 疑	4～53
日程第2 議第118号 専決処分の報告及び承認について	53
専第12号 平成20年度水俣市一般会計補正予算（第8号）	
日程第3 議第119号 水俣市環境基本条例の制定について	53
日程第4 議第120号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	54
日程第5 議第121号 水俣市旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について	54
日程第6 議第122号 水俣市学校林基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について	54
日程第7 議第123号 水俣市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について	54
日程第8 議第124号 水俣市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の制定について	55
日程第9 議第125号 水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について	55
日程第10 議第126号 水俣市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	55
日程第11 議第127号 平成20年度水俣市一般会計補正予算（第9号）	55
○岩阪雅文君の質疑	55
産業建設部長の答弁	56
○岩阪雅文君の質疑	57
○岩阪雅文君の質疑（続）	58
産業建設部長の答弁	58
日程第12 議第128号 平成20年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	58
日程第13 議第129号 平成20年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）	59
日程第14 議第130号 平成20年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	59
日程第15 議第131号 平成20年度水俣市病院事業会計補正予算（第2号）	59
日程第16 議第132号 平成20年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）	59
日程第17 議第133号 水俣芦北広域行政事務組合の共同処理する事務及び規約の一部変更について	59
日程第18 議第134号 公有財産の取得について	60
議案上程	60
日程第19 議第135号 水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	60

日程第26 意見第10号 後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書について……………	5～20
日程第27 意見第11号 介護保険制度の抜本的改善を求める意見書について……………	21
○議会運営委員長の提案理由説明（議第137号）……………	22
○西田弘志君の提案理由説明（意見第10号・意見第11号）……………	22
質 疑……………	23
討 論……………	24
○真野頼隆君の反対討論（意見第10号・意見第11号）……………	24
○野中重男君の賛成討論（意見第10号・意見第11号）……………	24
採 決……………	24
閉 会……………	25

平成20年11月28日

平成20年12月第5回水俣市議会定例会会議録
(第1号)

提案理由説明

平成20年12月第5回水俣市議会定例会会議録（第1号）

1、平成20年11月28日水俣市長第5回水俣市議会定例会を招集する。

1、平成20年11月28日午前10時0分水俣市議会議長第5回水俣市議会定例会の開会を宣告する。

1、平成20年12月17日午前10時46分水俣市議会議長第5回水俣市議会定例会の閉会を宣告する。

平成20年11月28日（金曜日）

午前10時0分 開会

午前10時41分 散会

（出席議員） 18人

松 本 和 幸 君	中 原 泰 子 君	高 岡 利 治 君
塩 崎 信 介 君	川 上 紗 智 子 君	福 田 齊 君
大 川 末 長 君	牧 下 恭 之 君	西 田 弘 志 君
中 村 幸 治 君	谷 口 眞 次 君	瀧 上 道 昭 君
真 野 頼 隆 君	岩 阪 雅 文 君	平 松 辰 弘 君
田 中 功 君	野 中 重 男 君	緒 方 誠 也 君

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（牛 迫 秀 基 君）	次 長（田 畑 純 一 君）
次 長（崎 田 雄 七 君）	議 事 係 長（栄 永 尚 子 君）
書 記（瀧 上 大 輔 君）	

（説明のため出席した者） 14人

市 長（宮 本 勝 彬 君）	副 市 長（森 近 君）
総務企画部長（葦 浦 博 行 君）	産業建設部長（田 上 和 俊 君）
福祉環境部長（吉 本 哲 裕 君）	総合医療センター事務部長（桑 畑 達 美 君）
産業建設部産業づくり総室長（小 林 信 也 君）	福祉環境部次長（盛 下 修 一 君）
水道局長（吉 村 明 賢 君）	教 育 長（大 瀧 洋 君）
教 育 次 長（坂 本 彰 君）	総務企画部総務課長（本 山 祐 二 君）
総務企画部企画課長（栄 永 徳 博 君）	総務企画部財政課長（瀧 上 茂 樹 君）

○議事日程 第1号

平成20年11月28日 午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名について

第2 会期の決定について

第3 議第118号 専決処分の報告及び承認について

専第12号 平成20年度水俣市一般会計補正予算（第8号）

第4 議第119号 水俣市環境基本条例の制定について

第5 議第120号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

第6 議第121号 水俣市旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について

第7 議第122号 水俣市学校林基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第8 議第123号 水俣市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

第9 議第124号 水俣市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の制定について

第10 議第125号 水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

第11 議第126号 水俣市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第12 議第127号 平成20年度水俣市一般会計補正予算（第9号）

第13 議第128号 平成20年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

第14 議第129号 平成20年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）

第15 議第130号 平成20年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

第16 議第131号 平成20年度水俣市病院事業会計補正予算（第2号）

第17 議第132号 平成20年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）

第18 議第133号 水俣芦北広域行政事務組合の共同処理する事務及び規約の一部変更について

第19 議第134号 公有財産の取得について

第20 議第95号 平成19年度水俣市病院事業会計決算認定について

第21 議第96号 平成19年度水俣市水道事業会計決算認定について

第22 議第102号 平成19年度水俣市一般会計決算認定について

第23 議第103号 平成19年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について

第24 議第104号 平成19年度水俣市老人保健特別会計決算認定について

第25 議第105号 平成19年度水俣市介護保険特別会計決算認定について

第26 議第106号 平成19年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について

第27 陳情の取り下げについて（陳第3号 私立幼稚園助成金増額に関する陳情について）

平成20年12月第5回水俣市議会定例会陳情文書表(1)

受理番号	件 名	代表者の住所 及 び 氏 名	紹介議員	付託委員会
陳第7号	後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書の提出に関する陳情について	水俣市桜井町2-2-12 神崎 光明		厚生
陳第8号	国の責任で、安心・安全な国土づくりを求める意見書提出に関する陳情について	八代市萩原町 1-708-2 田形 隆一		産業建設

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

開会

午前10時0分 開会

○議長（松本和幸君） ただいまから平成20年第5回水俣市議会定例会を開会します。

○議長（松本和幸君） これから本日の会議を開きます。

○議長（松本和幸君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

平成20年5月26日付で受理し、現在、総務文教委員会で審査中であります陳第3号私立幼稚園助成金増額に関する陳情については、陳情者から11月27日付で陳情取り下げ願いが提出されましたので、議席に配付しておきました。

次に、厚生、産業建設の各常任委員会並びに一般会計決算特別委員会から、閉会中の継続審査となっていた平成19年度の一般会計、特別会計及び企業会計に関する決算7件について、それぞれ委員会審査報告書が提出されましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日まで受理した陳情2件は、議席に配付の陳情文書表記載のとおり、それぞれの常任委員会に付託します。

次に、去る9月定例会で可決された新たな過疎対策法の制定に関する意見書外1件は、関係大臣等へ提出しておきましたから御了承願います。

次に、市長から、地方自治法第180条第2項の規定による市長の専決処分の報告2件が提出されましたので、議席に配付しておきました。

次に、監査委員から、平成20年8月分、9月分の一般会計、特別会計等及び8月分の公営企業会計例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えてありますから御閲覧願います。

次に、今期定例会に地方自治法第121条の規定により、宮本市長、森副市長、葦浦総務企画部長、田上産業建設部長、吉本福祉環境部長、桑畑総合医療センター事務部長、小林産業建設部産

業づくり総室長、盛下福祉環境部次長、吉村水道局長、本山総務課長、栄永企画課長、渕上財政課長、大渕教育長、坂本教育次長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第1号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（松本和幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において中原泰子議員、谷口眞次議員を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（松本和幸君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

平成20年12月第5回定例会（11月28日招集）会期日程表

（会期 11月28日から12月17日まで20日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	11月28日	金	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明 19年度一般・特別・企業会計決算の委員長報告 質疑 討論 採決
2	29日	土		休 会	市の休日（土曜日）
3	30日	日			市の休日（日曜日）
4	12月1日	月			議案調査
5	2日	火			議案調査（一般質問通告正午まで）
6	3日	水			議案調査
7	4日	木			議案調査
8	5日	金			議案調査
9	6日	土			市の休日（土曜日）
10	7日	日			市の休日（日曜日）
11	8日	月			議案調査
12	9日	火	午前9時30分	本会議	一般質問（質疑通告正午まで）
13	10日	水	午前9時30分	本会議	一般質問

14	11日	木	午前9時30分	本会議	一般質問 議案質疑 委員会付託
15	12日	金	——	委員会	委員会
16	13日	土		休 会	市の休日（土曜日）
17	14日	日			市の休日（日曜日）
18	15日	月	——	委員会	委員会
19	16日	火		休 会	議事整理日
20	17日	水	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

○議長（松本和幸君） お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から12月17日までの20日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、20日間と決定しました。

日程第3 議第118号 専決処分の報告及び承認について

専第12号 平成20年度水俣市一般会計補正予算（第8号）

日程第4 議第119号 水俣市環境基本条例の制定について

日程第5 議第120号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議第121号 水俣市旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議第122号 水俣市学校林基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議第123号 水俣市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議第124号 水俣市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議第125号 水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議第126号 水俣市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 議第127号 平成20年度水俣市一般会計補正予算（第9号）

日程第13 議第128号 平成20年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

日程第14 議第129号 平成20年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第15 議第130号 平成20年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

日程第16 議第131号 平成20年度水俣市病院事業会計補正予算（第2号）

日程第17 議第132号 平成20年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）

日程第18 議第133号 水俣芦北広域行政事務組合の共同処理する事務及び規約の一部変更について

日程第19 議第134号 公有財産の取得について

○議長（松本和幸君） 日程第3、議第118号専決処分の報告及び承認についてから、日程第19、議第134号公有財産の取得についてまで、17件を一括して議題とします。

議第118号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成20年11月28日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

専第12号 平成20年度水俣市一般会計補正予算（第8号）

専第12号

専 決 処 分 書

平成20年度水俣市の一般会計補正予算（第8号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

平成20年10月2日専決

水俣市長 宮 本 勝 彬

（専決処分を必要とする理由）

9月29日から10月1日の台風15号による災害復旧のため、予算措置に急施を要し、専決処分するものである。

（別紙）

平成20年度水俣市一般会計補正予算（第8号）

平成20年度水俣市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ10,231千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,308,609千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正（第8号）

歳 入

（単位：千円）

款	項	既 定 額	補 正 額	計
15. 県 支 出 金		893,732	4,652	898,384
	2. 県 補 助 金	352,115	4,652	356,767
19. 繰 越 金		50,415	1,879	52,294
	1. 繰 越 金	50,415	1,879	52,294
21. 市 債		1,102,810	3,700	1,106,510
	1. 市 債	1,102,810	3,700	1,106,510
補正されなかった款に係る額		11,251,421		11,251,421
歳 入 合 計		13,298,378	10,231	13,308,609

歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
5. 農 林 水 産 業 費		369,407	△82	369,325
	2. 林 業 費	53,048	△82	52,966
10. 災 害 復 旧 費		73,860	10,313	84,173
	1. 農林水産施設災害復旧費	17,203	10,313	27,516
補正されなかった款に係る額		12,855,111		12,855,111
歳 出 合 計		13,298,378	10,231	13,308,609

第2表 地方債補正

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
災 害 復 旧 事 業	千円 23,800				千円 27,500			
補 正 さ れ な か っ た 事 業 に 係 る 額	1,079,010				1,079,010			
計	1,102,810				1,106,510			

議第119号

水俣市環境基本条例の制定について

水俣市環境基本条例を次のように制定することとする。

平成20年11月28日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

水俣市環境基本条例

水俣市環境基本条例（平成5年条例第2号）の全部を改正する。

目次

前文

第1章 総則（第1条－第11条）

第2章 施策の基本（第12条・第13条）

第3章 施策の推進及び評価（第14条－第19条）

第4章 水俣市環境審議会（第20条・第21条）

第5章 雑則（第22条）

私たち水俣市民は、古来ふるさとの豊かな自然の恵みに生まれ、生活を営んできた。

しかしながら、わが国の経済優先の産業活動の中で、世界に類例のない水俣病が引き起こされ、甚大な環境破

壊と健康被害を経験し、その悲惨さと復元の困難さを深く認識することとなった。また、この産業公害の発生は、市民の連帯感の喪失、経済基盤の脆弱化など地域社会に多大な影響をもたらした。

このことは、環境への配慮に欠けた物質的な豊かさや快適性、利便性を迫るだけではなく、良好な環境の確保と共生に努める責務がいかに重要であるかを教えている。

もとより、多様な生命の存立基盤である自然環境と、人と人との関わりや社会の営みによる社会環境とは密接な関係があり、双方の良好な環境が保たれる折り合いの水準を高めていくためには、人間は生物の一員であるとの認識を持つことが求められている。

私たち水俣市民は、誰もが健康で文化的な生活を営む権利を持っているが、その権利が保障されるためには、循環する自然の生態系に配慮し、自然環境と調和し安定した経済活動を維持するとともに、持続可能な地域社会を築いていかなければならない。

このような地域社会の創造に加え、地球規模で進行する温暖化等の大きな問題にも目を向け、低炭素社会の実現に向けて有限な資源を大切に活用していく社会システムの構築を含む環境モデル都市づくりを追求する。

ここに、水俣病の経験を貴重な教訓として、市民協働による主体的な環境まちづくりの実践によって良好な環境を確保し、海、山、川のつながりの中で維持されている自然環境を市民の生命基盤として次の世代へ引き継ぐため、この条例を制定する。

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、水俣病の経験を貴重な教訓として、環境優先の理念の下、自然環境を継承しつつ市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するために、市民、市民団体、事業者(以下「市民等」という。)、市内に一時的に滞在する者、通過する者(以下「滞在者等」という。)、市及び市職員の責務を明らかにするとともに、良好な環境の確保に関する施策の基本となる事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 良好な環境 多様な生命が生存できる存立基盤としての自然環境及び持続可能な地域社会を維持できる社会環境をいう。
- (2) 環境モデル都市 平成4年に市が宣言し、これまで継承してきた環境モデル都市づくりに加え、平成20年に国によって選定された新たな環境モデル都市の視点を踏まえ、低炭素社会の構築を目指しながら、市民協働で自然の生態系に配慮した暮らしを営む都市をいう。
- (3) 市民協働 市民等、市及び市職員が環境まちづくりを行うに当たり、各々の立場を理解し、活動に伴う成果及び責任を共有する関係の中で、共通の目標に向かって対等な立場で協力しながら取り組むことをいう。
- (4) 環境まちづくり 良好な環境の確保に関する市民等の取組み、市民等が安心して暮らすことができる地域社会の構築及び地域の持つ環境や特性を活かした環境モデル都市を構築するための具体的活動をいう。
- (5) 市民団体 公益の増進に寄与することを目的とする市民による自治組織、ボランティア団体等をいう。
- (6) 事業者 市内において事業活動を行う者をいう。

(自然環境の継承)

第3条 私たち水俣市民は、多様な生命の生存基盤として自然の生態系の微妙な均衡の下に成り立つ有限な自然環境を健康で文化的な生活に欠くことのできないものとし、次の世代にこれを継承していかなければならない。

(自然環境と調和した持続可能な地域社会の構築)

第4条 私たち水俣市民は、人の活動が環境に影響を及ぼしつつ行われていることを認識したうえで、自然環境に配慮しながら健康で文化的な生活を確保し、安定した経済活動が自然環境と調和し適正に維持され、持続することが可能な地域社会を築くように努めなければならない。

(環境モデル都市づくり等の基本となる考え方)

第5条 環境モデル都市づくりは、前条に規定する持続可能な地域社会の構築を推進するために、地域の歴史、風土、文化、暮らし、景観等の地域資源を守り活かしながら進めるものとする。

2 環境モデル都市づくりは、環境問題の空間的な広がりを念頭におき、地球環境保全との結びつきを強く意識

し、環境への負荷の軽減による循環型社会を築くことを目指すものとする。

- 3 環境まちづくりは、その推進に関して必要な情報を市民等、市及び市職員が共有し、市民協働で推進するものとする。

(市民の責務)

第6条 市民は、この条例の精神を重んじ、日常生活において環境に深く配慮し、自ら進んで良好な環境を確保し、環境まちづくりに協力するよう努めなければならない。

(市民団体の責務)

第7条 市民団体は、この条例の精神を重んじ、自らの活動によって生じる環境負荷を低減し、環境まちづくりに積極的に参加し、又は協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第8条 事業者は、この条例の精神を重んじ、その事業活動によって環境を損なわないよう自己の責任において、必要な措置を自ら進んで講ずるとともに、環境まちづくりに協力するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、事業活動により良好な環境を破壊したときは、他の法令に定めのあるものを除くほか、自らの責任と負担において原状回復しなければならない。

(滞在者等の責務)

第9条 滞在者等は、第6条に規定する市民の責務に準じて環境への配慮等に努めなければならない。

(市の責務)

第10条 市は、施策を実施するに当たって、この条例の基本的な考え方に従い、良好な環境を確保するための仕組みづくりに努めなければならない。

- 2 市は、教育活動、広報活動等を通じて、市民等の環境に関する意識を向上させ、責任の自覚を促すとともに率先的な行動に努めなければならない。
- 3 市は、環境モデル都市づくりを推進するに当たって、関係部局等による総合的かつ横断的体制を整備しなければならない。

(市職員の責務)

第11条 市職員は、自らの職務に関連する環境まちづくりの専門職員としての自覚を持ち、市民等への情報提供及び連携に努めなければならない。

- 2 市職員は、環境まちづくりが行われる場合、協力するよう努めなければならない。

第2章 施策の基本

(水俣病の教訓伝達及び地球環境の保全)

第12条 私たち水俣市民は、人類への警鐘となった水俣病の教訓を重く受け止め、継承し続け、日本のみならず広く国際社会に伝え、その教訓に基づいた環境の保全及び再生の取組みを国際社会と共有し、地球環境の保全に役立てなければならない。

- 2 市は、市民協働により環境モデル都市づくりを推進する中で、数値目標及び実施時期をあらかじめ明確に示し、それを踏まえて温室効果ガス等の大幅な削減を達成するよう努めなければならない。

(環境基本計画)

第13条 市は、良好な環境を確保する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本計画（以下「基本計画」という。）を策定し、及び実施しなければならない。

- 2 基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 水俣病の経験及び教訓を踏まえた目指すべき環境像に関すること。
- (2) 海、山、川等の生態系に配慮した健康で文化的な暮らしの創造に関すること。
- (3) 安心安全な生活を維持するための持続可能な地域社会の形成に関すること。
- (4) その他良好な環境を確保し、及び継承するために必要な事項に関すること。

- 3 市は、基本計画を策定するとき、又は変更するときは、市民等の参画の機会を保障し、意見を反映することができるように必要な措置を講じなければならない。

- 4 市は、基本計画を策定したとき、又は変更したときは、遅滞なく公表しなければならない。

- 5 市は、基本計画の策定及び実施について、他の計画との整合を図らなければならない。
- 6 市は、基本計画の実施状況、環境の状況等を明らかにするために、報告書を毎年作成し、及び公表することとし、報告書に対する市民等の意見を提出する機会の保障に努めなければならない。
- 7 前項に規定する報告書は、環境白書をもって代えることができる。

第3章 施策の推進及び評価

(自主的な活動の促進)

第14条 市は、良好な環境の確保に係る活動に多くの市民等が関われるよう、その自主的活動を促進するために、地区別の行動計画又は学校版行動計画の策定を支援する等の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(財政措置及び体制整備)

第15条 市は、第13条第2項各号に掲げる事項の推進につき、財政上の措置を講じ、及び体制を整備するよう努めるものとする。

(指導等)

第16条 市長は、環境の低下及び悪化を防止し、又はこれを除去するため、市民等に対し、必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

- 2 市長は、前項の規定による勧告をした場合において、勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

(弁明の機会)

第17条 市長は、前条の規定による公表をしようとするときは、公表をされる者に対し弁明の機会を与えるものとする。

- 2 市長は、緊急の必要がある場合は、前項の規定にかかわらず、前条の公表をすることができる。

(評価)

第18条 市は、基本計画の実効性を確保し、効果的な運用を図るために、基本計画に基づく施策の進捗状況及び成果の評価を実施するものとする。

- 2 市は、前項の評価を実施する場合、市民等の参画の機会を保障しなければならない。

(国及び他の地方公共団体との連携)

第19条 市は、良好な環境を確保するため、必要があると認めるときは、国又は他の地方公共団体（以下「国等」という。）と連携してその施策を推進するとともに、国等に対し、必要な措置を講ずるよう提言又は要請するものとする。

第4章 水俣市環境審議会

(審議会の設置及び権限)

第20条 水俣市に、水俣市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、基本計画その他良好な環境の確保に関する基本的事項を審議する。
- 3 審議会は、基本計画その他良好な環境の確保に関する事項に関して、市長に意見を述べるることができる。

(審議会の組織等)

第21条 審議会は、委員10人以内で組織する。

- 2 審議会の委員は、良好な環境の確保に関し、識見を有する者の中から市長が任命又は委嘱する。
- 3 審議会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 雑則

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほかこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(水俣市公害防止条例の一部改正)

2 水俣市公害防止条例（昭和46年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第18条中「水俣市環境基本条例（平成5年条例第2号）第14条」を「水俣市環境基本条例（平成20年条例第号）第20条」に改める。

（提案理由）

急激に変動する昨今の社会情勢を踏まえて、環境施策を一層効果的に進め、環境モデル都市の実現のため、本案のように制定しようとするものである。

議第120号

水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成20年11月28日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成19年条例第32号）の一部を次のように改正する。

附則別表第3イ中

「

36	17
37	18
38	19
38	19
39	20
40	21
41	21
42	22
42	23
42	23
43	24
44	24
45	25
46	26
47	26
48	27
49	27
50	28
51	28
52	29
53	29
54	30
55	30
56	31
57	31

を

「

35	17
36	18
37	19
38	19
39	20
39	21
40	21
41	22
42	23
42	23
43	24
44	24
44	25
45	26
46	26
46	27
47	27
48	28
48	28
49	29
50	29
50	30
51	30
51	31
52	31

に改める。

58	32
59	32
60	33
61	33
62	34
63	34
64	35
65	35
66	36
67	36
59	37
59	38
60	38
60	39
61	39
61	39
61	40
62	40

52	32
53	32
53	33
54	33
55	34
55	34
56	35
56	35
57	36
57	37
58	37
58	38
59	38
60	39
60	39
60	40
61	40
61	40

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則別表第3イ旧級の2級の欄の規定は、平成20年4月1日から適用する。

(提案理由)

医療職給料表の適用を受けることとなった職員の号給の切替の適正化を図るため、本案のように制定しようとするものである。

議第121号

水俣市旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市旅費支給条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成20年11月28日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

水俣市旅費支給条例の一部を改正する条例

水俣市旅費支給条例（昭和26年告示第20号）の一部を次のように改正する。

第6条中「大口市」を「伊佐市」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第6条の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(提案理由)

大口市が合併し、名称の変更が行われたため、本案のように制定しようとするものである。

議第122号

水俣市学校林基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について
水俣市学校林基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成20年11月28日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

水俣市学校林基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例
水俣市学校林基金の設置、管理及び処分に関する条例（昭和39年条例第12号）の一部を次のように改正する。
別表中

「						
学校林	水俣市大字葛渡字村内593番18	5,009.00	市	全 部	水俣市立葛渡小学校 水俣市立湯出中学校	を
」						
「						
学校林	水俣市大字葛渡字村内593番18	5,009.00	水俣市	全 部	水俣市立葛渡小学校	に
」						

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

水俣市立湯出中学校の学校林の抹消等に伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第123号

水俣市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
水俣市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成20年11月28日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

水俣市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例
水俣市立小学校及び中学校設置条例（昭和39年条例第10号）の一部を次のように改正する。
第2条の表中

「		
水俣市立深川小学校	水俣市中鶴539番地	」

を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
（水俣市学校給食共同調理場設置条例の一部改正）
- 2 水俣市学校給食共同調理場設置条例（昭和41年条例第2号）の一部を次のように改正する。
第2条の表中「、深川」を削る。

(提案理由)

学校再編成に伴い、平成21年4月1日付けで水俣市立深川小学校を閉校するため、本案のように制定しようとするものである。

議第124号

水俣市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の制定について
水俣市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成20年11月28日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

水俣市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例
水俣市学校給食共同調理場設置条例（昭和41年条例第2号）の一部を次のように改正する。
第2条の表中「水俣市陣内1丁目25番地」を「水俣市白浜町32番1」に改める。

附 則

この条例は、平成21年1月1日から施行する。

(提案理由)

水俣市学校給食センターの新築移転に伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第125号

水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
水俣市体育施設条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成20年11月28日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

水俣市体育施設条例の一部を改正する条例
水俣市体育施設条例（平成17年条例第40号）の一部を次のように改正する。
第2条の表中

「		を	
水俣市立総合体育館（南部館）	水俣市袋字平田933番地外		
」			
「		に	
水俣市立総合体育館（南部館） 石坂川体育館	水俣市袋字平田933番地外 水俣市石坂川113番地		
」			

改める。

第5条第1項第1号中「水俣市立総合体育館」の次に「、石坂川体育館」を加える。

別表中

多目的ホール	1 時間当たり	240円
	冷暖房料（1 時間当たり）	300円

	多目的ホール	1 時間当たり	240円	に
		冷暖房料（1 時間当たり）	300円	
石坂川体育館		水俣市学校体育館使用条例(昭和35年告示第 8 号)に準ずる。		

改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成21年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に水俣市学校体育館使用条例第1条の規定により旧水俣市立石坂川小学校の体育館の使用の許可を受けている者は、この条例の施行の日この条例による改正後の水俣市体育施設条例第6条の使用の許可を受けた者とみなす。

（提案理由）

旧石坂川小学校の閉校に伴い、体育館を社会体育施設として転用するため、本案のように制定しようとするものである。

議第126号

水俣市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
水俣市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成20年11月28日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

水俣市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

水俣市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表診療科目の項診療所の欄中「小児科」、「産婦人科」及び「放射線科」を削り、同表病床数の項総合医療センターの欄中「418」を「417」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

総合医療センターの病床数及び診療所の診療科目を変更するため、本案のように制定しようとするものである。

議第127号

平成20年度水俣市一般会計補正予算（第9号）

平成20年度水俣市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ81,480千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,390,089千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加・廃止は、「第3表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

平成20年11月28日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

第1表 歳入歳出予算補正 (第9号)

歳 入

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
12. 分担金及び負担金		175,353	300	175,653
	1. 分 担 金	10,315	300	10,615
14. 国庫支出金		1,602,072	9,560	1,611,632
	1. 国 庫 負 担 金	1,171,872	12,060	1,183,932
	2. 国 庫 補 助 金	411,595	△2,500	409,095
15. 県 支 出 金		898,384	5,964	904,348
	1. 県 負 担 金	453,243	6,029	459,272
	2. 県 補 助 金	356,767	△334	356,433
	3. 委 託 金	88,374	269	88,643
19. 繰 越 金		52,294	63,856	116,150
	1. 繰 越 金	52,294	63,856	116,150
21. 市 債		1,106,510	1,800	1,108,310
	1. 市 債	1,106,510	1,800	1,108,310
補正されなかった款に係る額		9,473,996		9,473,996
歳 入 合 計		13,308,609	81,480	13,390,089

歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
2. 総 務 費		1,989,215	4,630	1,993,845
	1. 総 務 管 理 費	1,427,296	4,360	1,431,656
	5. 統 計 調 査 費	191,567	270	191,837
3. 民 生 費		3,953,555	20,405	3,973,960
	1. 社 会 福 祉 費	1,941,751	19,350	1,961,101
	2. 児 童 福 祉 費	1,238,702	1,017	1,239,719
	3. 生 活 保 護 費	773,102	38	773,140
4. 衛 生 費		1,613,253	44,776	1,658,029
	1. 保 健 衛 生 費	324,089	49,185	373,274
	2. 清 掃 費	763,999	3,789	767,788
	4. 環 境 対 策 費	174,451	△8,198	166,253
5. 農 林 水 産 業 費		369,325	1,688	371,013
	1. 農 業 費	286,656	1,688	288,344
	3. 水 産 業 費	29,703	0	29,703
6. 商 工 費		240,990	181	241,171
	1. 商 工 費	240,990	181	241,171
7. 土 木 費		1,678,283	9,700	1,687,983

	1. 土 木 管 理 費	4,345	125	4,470
	2. 道 路 橋 り ょ う 費	284,152	5,222	289,374
	5. 都 市 計 画 費	1,269,133	2,707	1,271,840
	6. 住 宅 費	88,943	1,646	90,589
8. 消 防 費		378,966	100	379,066
	1. 消 防 費	378,966	100	379,066
11. 公 債 費		1,555,883	0	1,555,883
	1. 公 債 費	1,555,883	0	1,555,883
補正されなかった款に係る額		1,529,139		1,529,139
歳 出 合 計		13,308,609	81,480	13,390,089

第2表 繰越明許費

款	項	事 業 名	金 額
7. 土 木 費	5. 都 市 計 画 費	月浦台地関連事業	千円 140,878

第3表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
厚 生 会 館 管 理 委 託 料 (福祉課)	自 平成20年度 至 平成23年度	千円 360
一 小 学 童 ク ラ ブ 管 理 委 託 料 (福祉課)	自 平成20年度 至 平成23年度	県の補助基準により算出した額
二 小 ふ れ あ い 学 童 ク ラ ブ 管 理 委 託 料 (福祉課)	自 平成20年度 至 平成23年度	県の補助基準により算出した額
ふ く ろ ふ れ あ い 学 童 ク ラ ブ 管 理 委 託 料 (福祉課)	自 平成20年度 至 平成23年度	県の補助基準により算出した額
高 齢 者 福 祉 セ ン タ ー 管 理 委 託 料 (健康高齢課)	自 平成20年度 至 平成21年度	7,505
ワ ー ク プ ラ ザ 管 理 委 託 料 (健康高齢課)	自 平成20年度 至 平成21年度	568
百 間 雨 水 幹 線 公 害 防 止 事 業 (下水道課)	自 平成21年度 至 平成21年度	23,252
久 木 野 ふ る さ と セ ン タ ー 管 理 委 託 料 (農林水産振興室)	自 平成20年度 至 平成23年度	17,610
東 部 セ ン タ ー 管 理 委 託 料 (農林水産振興室)	自 平成20年度 至 平成23年度	4,818
は ぜ の き 館 管 理 委 託 料 (農林水産振興室)	自 平成20年度 至 平成23年度	4,011
フ ィ ッ シ ン グ パ ー ク 管 理 委 託 料 (農林水産振興室)	自 平成20年度 至 平成23年度	4,818
み な ま た 環 境 テ ク ノ セ ン タ ー 管 理 委 託 料 (商工観光振興室)	自 平成20年度 至 平成21年度	14,273
湯 の 鶴 温 泉 保 健 セ ン タ ー 管 理 委 託 料 (商工観光振興室)	自 平成20年度 至 平成21年度	7,935
み な ま た 観 光 物 産 館 ま つ ぼ っ くり 管 理 委 託 料 (商工観光振興室)	自 平成20年度 至 平成21年度	5,400

2 廃 止

事 項	期 間	限 度 額
百 間 雨 水 幹 線 公 害 防 止 事 業 負 担 金 (下水道課)	自 平成21年度 至 平成22年度	千円 28,000

第4表 地 方 債 補 正

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
臨時地方道整備事業	千円 75,600				千円 77,400			
補正されなかった事業に係る額	1,030,910				1,030,910			
計	1,106,510				1,108,310			

議第128号

平成20年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

平成20年度水俣市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ900千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,295,285千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成20年11月28日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

第1表 歳入歳出予算補正（第3号）

歳 入

（単位：千円）

款	項	既 定 額	補 正 額	計
9. 繰 入 金		298,649	500	299,149
	2. 基 金 繰 入 金	13,409	500	13,909
11. 諸 収 入		4,803	400	5,203
	3. 雑 入	3,287	400	3,687
補正されなかった款に係る額		3,990,933		3,990,933
歳 入 合 計		4,294,385	900	4,295,285

歳 出

（単位：千円）

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1. 総 務 費		78,945	400	79,345
	1. 総 務 管 理 費	40,619	400	41,019
11. 諸 支 出 金		4,497	500	4,997
	1. 償還金及び還付加算金	1,492	500	1,992
補正されなかった款に係る額		4,210,943		4,210,943
歳 出 合 計		4,294,385	900	4,295,285

議第129号

平成20年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）

平成20年度水俣市の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,111千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,641,430千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成20年11月28日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

第1表 歳入歳出予算補正（第3号）

歳 入

（単位：千円）

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1. 保 険 料		397,223	△615	396,608
	1. 介 護 保 険 料	397,223	△615	396,608
4. 国 庫 支 出 金		666,921	△1,001	665,920
	2. 国 庫 補 助 金	232,510	△1,001	231,509
5. 支 払 基 金 交 付 金		779,721	11	779,732
	1. 支 払 基 金 交 付 金	779,721	11	779,732
6. 県 支 出 金		380,459	△658	379,801
	2. 県 補 助 金	11,887	△658	11,229
7. 繰 入 金		397,149	152	397,301
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	397,149	152	397,301
補正されなかった款に係る額		22,068		22,068
歳 入 合 計		2,643,541	△2,111	2,641,430

歳 出

（単位：千円）

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1. 総 務 費		73,693	1,125	74,818
	1. 総 務 管 理 費	35,175	754	35,929
	3. 介 護 認 定 審 査 会 費	32,332	371	32,703
4. 地 域 支 援 事 業		70,044	△3,236	66,808
	1. 介 護 予 防 事 業	29,653	37	29,690
	2. 包括的支援事業・任意事業	40,391	△3,273	37,118
補正されなかった款に係る額		2,499,804		2,499,804
歳 出 合 計		2,643,541	△2,111	2,641,430

議第130号

平成20年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

平成20年度水俣市の公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,707千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,952,224千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成20年11月28日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

第1表 歳入歳出予算補正（第3号）

歳 入

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
4. 繰 入 金		713,590	2,707	716,297
	1. 繰 入 金	713,590	2,707	716,297
補正されなかった款に係る額		1,235,927		1,235,927
歳 入 合 計		1,949,517	2,707	1,952,224

歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1. 公 共 下 水 道 事 業 費		421,813	2,707	424,520
	1. 公 共 下 水 道 事 業 費	421,813	2,707	424,520
補正されなかった款に係る額		1,527,704		1,527,704
歳 出 合 計		1,949,517	2,707	1,952,224

議第131号

平成20年度水俣市病院事業会計補正予算（第2号）

(総 則)

第1条 平成20年度水俣市病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成20年度水俣市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(1) 病 床 数

(既決予定量)

(補正予定量)

(計)

総合医療センター 418床（一般414床、感染4床） △1床（一般△1床） 417床（一般413床、感染4床）

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科

目)

(既決予定額)

(補正予定額)

(計)

支 出

第1款 総合医療センター事業費 6,120,326千円 83,166千円 6,203,492千円

第1項 医 業 費 用 5,887,780千円 83,166千円 5,970,946千円

収 益 的 支 出 合 計 6,149,163千円 83,166千円 6,232,329千円

(債務負担行為)

第4条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり追加及び改める。

追 加

事	項	期 間	限 度 額
	院 内 清 掃 業 務 委 託	自 平成20年度 至 平成21年度	19,656千円
	保 安 警 備 業 務 委 託	自 平成20年度 至 平成21年度	16,800千円
	消防用設備等点検業務委託	自 平成20年度 至 平成21年度	1,238千円

総合医療センター	防虫管理施工作業委託	自 平成20年度 至 平成21年度	473千円
	医療廃棄物処理業務委託	自 平成20年度 至 平成21年度	単価契約額に排出数量を掛けた額
	看護衣等洗濯業務委託	自 平成20年度 至 平成21年度	単価契約額に枚数を掛けた額
	寝 具 ・ 病 衣 借 上	自 平成20年度 至 平成21年度	単価契約額に入院患者数を掛けた額
	紙 お む つ 購 入 業 務	自 平成20年度 至 平成21年度	単価契約額に使用枚数を掛けた額
	米 購 入 業 務	自 平成20年度 至 平成21年度	単価契約額に使用量を掛けた額
	A 重 油 購 入 業 務	自 平成20年度 至 平成21年度	単価契約額に使用量を掛けた額
	ガ ソ リ ン 購 入 業 務	自 平成20年度 至 平成21年度	単価契約額に使用量を掛けた額
	軽 油 購 入 業 務	自 平成20年度 至 平成21年度	単価契約額に使用量を掛けた額
	L P ガ ス 購 入 業 務	自 平成20年度 至 平成21年度	単価契約額に使用量を掛けた額
	冷暖房切替保守点検業務	自 平成20年度 至 平成21年度	2,982千円
	冷温水ユニット炉内洗浄及びチューブ化学洗浄業務	自 平成20年度 至 平成21年度	2,751千円
	院内保育業務委託	自 平成20年度 至 平成21年度	17,289千円
	医 事 業 務 委 託	自 平成20年度 至 平成21年度	74,592千円

変 更

事 項		補 正 前		補 正 後	
		期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
総合医療センター	看護システム（NANDA-NOC-NIC）ライセンス使用料	自 平成20年度 至 平成21年度	1,650米 国ドル に相当する額	自 平成20年度 至 平成21年度	1,850米 国ドル に相当する額

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

区 分	科 目	既決予定額	補正予定額	合 計
病院別				
1 総合医療センター	(1) 職員給与費	3,443,783千円 (3,090,304)	83,166千円 (88,072)	3,526,949千円 (3,178,376)
合 計		3,453,356 (3,099,286)	83,166 (88,072)	3,536,522 (3,187,358)

※上記の（ ）書きは、一般職員分内書。

平成20年11月28日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

議第132号

平成20年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成20年度水俣市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第2条 平成20年度水俣市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		支	出	
第1款	水道事業費	389,893千円	411千円	390,304千円
第1項	営業費用	331,423千円	411千円	331,834千円
第2項	営業外費用	57,369千円	0千円	57,369千円
第3項	特別損失	101千円	0千円	101千円
第4項	予備費	1,000千円	0千円	1,000千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第7条第1号中「127,600千円」を「128,011千円」に改める。

平成20年11月28日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

議第133号

水俣芦北広域行政事務組合の共同処理する事務及び規約の一部変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、水俣芦北広域行政事務組合の共同処理する事務を変更し、水俣芦北広域行政事務組合同規約（平成7年熊本県指令地第17号）の一部を次のとおり変更する。

平成20年11月28日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

水俣芦北広域行政事務組合同規約の一部を変更する規約

水俣芦北広域行政事務組合同規約（平成7年熊本県指令地第17号）の一部を次のように変更する。

第3条第3号を次のように改める。

(3) し尿処理施設の設置、管理及び運営その他し尿及び浄化槽に係る汚泥の処分に関する事務

附 則

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

（提案理由）

一部事務組合の共同処理する事務及び規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要があるため、本案のように提案するものである。

議第134号

公有財産の取得について

公有財産を次のように取得することとする。

平成20年11月28日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

取得する財産の表示			取得の相手方	取得の目的	取得の予定 価 格	取 得 日
区分	所在地	面 積				
土地	水俣市月浦字村上269番4	7,424.92㎡	水俣市土地開発公社	養護老人ホーム整備事業用地	115,828,752円	平成20年12月17日 (予定)

(提案理由)

養護老人ホーム整備事業用地を取得するため、水俣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、本案のように提案するものである。

○議長（松本和幸君） 提案理由の説明を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 本定例市議会に提案いたしました議案について、順次提案理由の説明をさせていただきます。

まず、議第118号専決処分の報告及び承認について、専第12号平成20年度水俣市一般会計補正予算第8号について申し上げます。

本案は、台風15号による災害復旧事業の予算措置に急施を要したため、専決処分を行ったものであります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,023万1,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ133億860万9,000円とするものであります。

補正の内容としましては、第5款農林水産業費に、一般職給与費、第10款災害復旧費に、林業施設の災害復旧事業を計上いたしております。

なお、財源としましては、第15款県支出金、第19款繰越金、第21款市債を増額しております。

また、地方債の補正として、災害復旧事業の限度額の変更を計上いたしております。

次に、議第119号水俣市環境基本条例の制定について申し上げます。

急激に変動する昨今の社会情勢を踏まえて、環境施策を一層効果的に進め、環境モデル都市の実現のため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第120号水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

医療職給料表の適用を受けることとなった職員の号給の切りかえの適正化を図るため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第121号水俣市旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

大口市が合併し、名称の変更が行われたため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第122号水俣市学校林基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

水俣市立湯出中学校の学校林の抹消等に伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第123号水俣市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

学校再編成に伴い、平成21年4月1日付で水俣市立深川小学校を閉校するため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第124号水俣市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

水俣市学校給食センターの新築移転に伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第125号水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

旧石坂川小学校の閉校に伴い、体育館を社会体育施設として転用するため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第126号水俣市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

総合医療センターの病床数及び診療所の診療科目を変更するため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第127号平成20年度水俣市一般会計補正予算第9号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ8,148万円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ133億9,008万9,000円とするものであります。

補正の内容としましては、第2款総務費に、みなまたファンクラブ事業、第3款民生費に、自立支援医療費、第4款衛生費に、百間雨水幹線ダイオキシン対策事業、第5款農林水産業費に、耕作放棄地解消緊急対策事業、第6款商工費に、水俣エコタウン推進事業、第7款土木費に、市内一円道路維持費、第8款消防費に、水俣芦北広域行政事務組合負担金等を計上いたしております。

なお、財源としましては、第12款分担金及び負担金、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第19款繰越金、第21款市債を増額いたしております。

また、繰越明許費として、月浦台地関連事業を計上いたしております。

債務負担行為の補正として、厚生会館管理委託料外13件を追加し、百間雨水幹線公害防止対策事業負担金を廃止いたしております。

地方債の補正としては、臨時地方道整備事業の限度額の変更を計上いたしております。

次に、議第128号平成20年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ90万円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ42億9,528万5,000円とするものであります。

補正の内容としましては、第1款総務費、第11款諸支出金を増額いたしております。

これらの財源としましては、第9款繰入金、第11款諸収入を増額いたしております。

次に、議第129号平成20年度水俣市介護保険特別会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ211万1,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ26億4,143万円とするものであります。

補正の内容としましては、第1款総務費の増額及び第4款地域支援事業の減額を計上いたしております。

これらの財源としましては、第1款保険料、第4款国庫支出金、第5款支払基金交付金、第6款県支出金、第7款繰入金で調整いたしております。

次に、議第130号平成20年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ270万7,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ19億5,222万4,000円とするものであります。

補正の主な内容としましては、第1款公共下水道事業費で、浄化センター汚泥処分に伴う運搬費及び委託料を増額いたしております。

この財源としましては、第4款繰入金をもって調整いたしております。

次に、議第131号平成20年度水俣市病院事業会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、収益的支出の額を8,316万6,000円増額し、補正後の収益的支出の額を62億3,232万9,000円とするものであります。

補正の内容としましては、職員の勤奨退職者及び中途退職者が新たに見込まれることから、退職給与金の増額を行い、あわせて在職者の人事異動等による人件費の調整を行うものであります。

また、債務負担行為につきまして、院内清掃業務委託外16件を追加し、既決分1件の限度額変更を行うものであります。

次に、議第132号平成20年度水俣市水道事業会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、平成20年度水俣市水道事業会計予算第3条に定める収益的支出の額を41万1,000円増額し、補正後の収益的支出の額を3億9,030万4,000円とするものであります。

補正の主な内容としましては、地方公務員共済組合負担金の負担金率の改定に伴い、人件費の額を増額いたしております。

次に、議第133号水俣芦北広域行政事務組合の共同処理する事務及び規約の一部変更について申し上げます。

一部事務組合の共同処理する事務及び規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の

規定により議会の議決を経る必要があるので、本案のように提案するものであります。

次に、議第134号公有財産の取得について申し上げます。

本件は、養護老人ホーム整備事業用地を取得するため、水俣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、本案のように提案するものであります。

以上、本定例市議会に提案いたしました議第118号から議第134号までについて、順次提案理由の御説明を申し上げますが、慎重審議を賜り、速やかに御可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（松本和幸君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

日程第20 議第95号 平成19年度水俣市病院事業会計決算認定について

日程第21 議第96号 平成19年度水俣市水道事業会計決算認定について

日程第22 議第102号 平成19年度水俣市一般会計決算認定について

日程第23 議第103号 平成19年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について

日程第24 議第104号 平成19年度水俣市老人保健特別会計決算認定について

日程第25 議第105号 平成19年度水俣市介護保険特別会計決算認定について

日程第26 議第106号 平成19年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について

○議長（松本和幸君） 日程第20、議第95号平成19年度水俣市病院事業会計決算認定についてから、日程第26、議第106号平成19年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定についてまで、7件を一括して議題とします。

順次委員長の報告を求めます。

初めに、厚生委員長大川末長議員。

（厚生委員長 大川末長君登壇）

○厚生委員長（大川末長君） ただいま議題となりました議案のうち、厚生委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

初めに、議第95号平成19年度水俣市病院事業会計決算認定について申し上げます。

まず、坂本院長、桑畑事務部長から、決算報告書、財務諸表、決算附属書類に基づき詳細な説明を受けました。

平成19年度は、医師数減の影響により6月から西5病棟を休床し、外来診療についても、耳鼻咽喉科、神経内科、リハビリテーション科については依然として非常勤医師により診療を行わざるを得ない状況であった。また、勧奨退職制度により退職者が大幅にふえ、退職金の執行額が例年になく多額に上った。入院患者数は西5病棟休床の影響から、10月までは1日当たり290人から310人程度であったが、11月以降徐々に増加し、19年度平均の入院患者数は313人まで回復す

ることができた。その結果、病院事業損益においては、前年度に導入した包括診療請求の効果もあって、退職金増加の影響はあったものの１億4,800万円程度の赤字にとどめることができた。

収支状況は、収益的収入61億4,479万7,588円に対し、収益的支出62億8,263万5,416円で、差し引き１億3,783万7,828円の損失となるが、消費税等調整後の損益計算によると、差し引き当年度純損失は１億4,823万5,597円で、当年度未処理欠損金は13億8,935万6,034円となった。

また、資本的収入３億4,001万8,000円に対し、資本的支出は４億9,389万5,731円で、差し引き不足額１億5,387万7,371円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金で補てんした。

以上のような説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、約１億4,800万円の欠損金が生じた原因についてただしたのに対し、医師の減少に伴う患者減もあるが、早期退職勧奨制度が実施されたことによって退職者が増加し、それに伴い退職金の支出が６億1,400万円超と例年に比べ大幅にふえたという想定外の事態が生じたことが大きいとの答弁がありました。

なお、委員から、医師の確保については今後とも努力されたい。また、職員の資質向上と適切な業績評価も考慮されたいとの意見が出されました。

本決算については、別に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決定しました。

次に、議第103号平成19年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について申し上げます。

伊藤市民課長から、決算書、事項別明細書に基づき詳細な説明を受けました。

歳入総額42億8,230万3,839円、歳出総額41億2,330万6,958円で、差し引き１億5,899万6,881円は翌年度へ繰り越したとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、国庫支出金及び県支出金が前年度に比べ減少していることについてただしたのに対し、国庫支出金については、平成18年度に財政調整交付金が医療センターの設備整備のために増加しており、19年度ではそれがなかったためである。県支出金については、特別な理由はなく、高額医療の件数の変動によるものであるとの答弁がありました。

本決算については、別に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決定しました。

次に、議第104号平成19年度水俣市老人保健特別会計決算認定について申し上げます。

伊藤市民課長から、決算書、事項別明細書に基づき詳細な説明を受けました。

歳入総額41億4,250万7円、歳出総額41億9,757万9,228円で、差し引き5,507万9,221円の不足額が生じたが、その不足額については、翌年度歳入繰上充用により補てんしているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、老人保健特別会計款別歳出年度比較表の医療諸費の減少の理由についてただしたのに対し、平成14年10月から老人保健対象年齢が70歳以上から75歳以上に引き上げられたため、年齢到達による対象者が少なくなっていることが要因であるとの答弁がありました。

本決算については、別に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決定しました。

最後に、議第105号平成19年度水俣市介護保険特別会計決算認定について申し上げます。

和田健康高齢課長から、決算書、事項別明細書に基づき詳細な説明を受けました。

歳入総額26億3,146万760円、歳出総額25億1,343万9,334円で、差し引き1億1,802万1,426円は翌年度へ繰り越したとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、普通徴収の対象者の減少についてただしたのに対し、介護保険法の改正により、障害年金や遺族年金の受給者も平成18年度から普通徴収から特別徴収に変わったためであるとの答弁がありました。

なお、委員から、まちかど健康塾について、利用者がなるべく利用しやすいように内容等を検討してほしいとの意見がありました。

本決算については、別に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決定しました。

以上で厚生委員会の審査報告を終わります。

○議長（松本和幸君） 次に、産業建設委員長福田斉議員。

（産業建設委員長 福田斉君登壇）

○産業建設委員長（福田 斉君） ただいま議題となりました議案のうち、産業建設委員会に付託されました決算2件について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

初めに、議第96号平成19年度水俣市水道事業会計決算認定について申し上げます。

まず、水道局長から、業務概況について説明を受けた後、決算報告書、その他財務諸表に基づき詳細な説明を受けました。

本決算の収支状況は、収益的収入4億8,963万4,756円に対し、収益的支出3億9,443万4,576円で、消費税等調整後の純利益は8,989万2,166円となった。

また、資本的収入1,524万8,868円に対し、資本的支出3億4,088万6,370円となり、差引き不足額3億2,563万7,502円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金で補てんした。

以上のような説明を受けた後、質疑を行いました。

質疑の中で、今回約1億4,000万円繰上償還を実施されているが、そのメリットについて及び

今後どのように考えているのかとただしたのに対し、今回は国が特別に設けた制度で金利7%以上という好条件だったので申請し、認められたものである。平成25年度までの支払利息約2,800万円削減することができた。今後もこのような制度があった場合は申請し、認められた場合は償還していきたいとの答弁がありました。

次に、漏水に対する対策はどのようになっているのか、また集中管理システムの導入についての考えをただしたのに対し、浄水場、配水池にはメーターがついているが即異常はわからない。深夜流量、ポンプの運転時間等で漏水を感知し少しずつ場所をしばらくこみ特定している。また、集中管理システムについては、配水池等の見直し構想計画に入れ、有収率の向上に努めたいとの答弁がありました。

本決算については、別に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決定しました。

次に、議第106号平成19年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について申し上げます。

産業建設部長から、平成19年度下水道事業の概要説明を受けた後、下水道課長から、歳入歳出決算事項別明細書に基づき詳細な説明を受けました。

収支状況は、収入済額21億3,313万4,382円に対して、支出済額21億3,301万4,633円となり、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は11万9,749円となった。

以上のような説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、下水道の接続状況についてただしたのに対し、市民の環境意識は高いが、高齢化等により伸び悩んでいる。戸別訪問を行い接続率向上に努力しているとの答弁がありました。

本決算については、別に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決定しました。

以上で産業建設委員会の審査報告を終わります。

○議長（松本和幸君） 次に、一般会計決算特別委員長真野頼隆議員。

（一般会計決算特別委員長 真野頼隆君登壇）

○一般会計決算特別委員長（真野頼隆君） ただいま議題となりました議案のうち、一般会計決算特別委員会に付託されました議第102号平成19年度水俣市一般会計決算認定について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

審査に先立ち、会計管理者のあいさつに次いで、総務企画部長から、本決算の概要について次のような説明を受けました。

平成19年度の決算は、歳入128億5,433万9,000円、歳出125億7,259万3,000円、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は2億5,298万4,000円の黒字となったが、本年度実質収支から昨年度実質収支を引いた単年度収支においては2億900万2,000円の赤字、単年度収支から財政調整

基金の取り崩し等を調整した実質単年度収支は5億687万4,000円の赤字となり、赤字額が増加し厳しい財政状況が続いている。

平成19年度決算の特徴としては、前年度と比較し、歳出を約3%削減できたものの、歳入で約5%、6億9,000万円の減少となった。

その内訳の主なものは、歳入において、定率減税の廃止や税源移譲により市税が約1億7,000万円の増加となったが、地方交付税が約2億4,000万円の減少、地方譲与税が所得譲与税の廃止により約2億円減少したほか、事業費の減少に伴い国庫支出金が約1億4,000万円、市債が約1億5,000万円減少した。

一方、歳出においては、人件費が退職手当の増加により約5,000万円増加したが、扶助費約7,000万円、公債費約4,000万円減少した。

普通建設事業費は、公営住宅関係事業の減少により約1億3,000万円の減少、平成19年度は大規模な災害の発生がなく災害復旧費が約2億8,000万円減少した。しかし、物件費において、電算システムリプレースにより約1億2,000万円の増加となった。

この結果、年度末における財政調整基金の現在高は、12億6,500万1,000円となり、前年度末から約7,000万円減少している。

また、市債の現在高は、129億5,000万円で、前年度末から約3億4,000万円減少している。

決算統計等から算出する財政指標については、経常収支比率が97.7%と昨年度と比較して2.4%悪化しており、これは歳出の経常経費の削減に比べ、歳入の経常一般財源等の減少がより進んでいるためであり、財政の硬直化が一層進んだ状況にある。

また、公債費に係る指数は、実質公債費比率が16.7%で、前年度からマイナス0.7ポイント、起債制限比率は8.8%でマイナス1.3ポイントと公債費の減少に伴い改善が見られた。

なお、去る9月議会において報告した、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率については、赤字等はなくおおむね良好と判断している。

国は、財政改革を継続し、地方財政の仮試算においては地方交付税の減少が示されており、さらなる一般財源の減少が見込まれるところであり、平成21年度当初予算については、さらに全事業の必要性や効果を再検討し、歳出の抑制を行うとともに、限られた財源の重点的・効率的な配分を行い、計画的な事業実施と財政健全化を図るところである。

以上のような説明を受けた後、予算の効率的な執行あるいは投資的効果という見地から、事項別明細書等の関係資料をもとに、各担当課長から、款別に逐次説明を受け、質疑を行いました。

質疑の主なものを申し上げますと、まず、防犯灯の設置補助金について、地区の要望どおり設置されているのかとただしたのに対し、要望があったものはすべて設置が完了しているとの答弁がありました。

次に、振興公社事務局運営経費補助金で、市から派遣している職員の人件費が補助金全体を押し上げているように見受けられるが、見直しは考えていないかとただしたのに対し、職員数については、行革大綱を初め人口や財政力と連動した中で全体的な見直しを進めており、外郭団体への職員派遣についても、その役割や必要性等を含めて見直しを行っていききたいとの答弁がありました。

次に、元気村づくり推進事業の視察者数と今後の方針についてただしたところ、平成19年度は視察件数100件、1,150人で、ほとんどが市外からの視察者である。今後は人や資源を調査しながら、新たな可能性を検討したいとの答弁がありました。

次に、1人当たりのごみ処理経費が増加した原因についてただしたのに対し、施設、設備の保証期限が切れ、維持補修費が大幅に増額したこと、燃料費の高騰が主な理由と考えられるとの答弁がありました。

次に、日本一の読書のまちづくりについて、何を日本一とするのか、市民への啓発はどのようにするのかとただしたのに対し、本と触れ合う環境を日本一にしたいとの構想で、現在、総合医療センター、水俣自動車学校等人が集まる場所にまちかどふれあい図書コーナーを随時設置したり、図書館祭りでの講演会などを実施している。今後、策定中の読書推進計画を進める中で市民への啓発活動を行っていききたいとの答弁がありました。

最後に、審査の中で、委員会として要望したことについて申し上げます。

1、地方交付税等の減少により、地方の財政は年々厳しくなっている。市長会、財政担当者会議等の機会をとらえ、今後も引き続き財政支援の要望を行っていただきたい。

2、市税、丸島水路公害防止事業費事業者負担金元利金など各款にわたる収入未済額については、統括責任者を決めるなど、強力な徴収体制で臨んでいただきたい。

3、紙、廃プラスチックの分別を具体的にもっとわかりやすく紹介し、分別によって多額の経費が節約できることを市民に周知するとともに、マイバッグの推進や過剰包装の見直しなど、ごみの減量化、ゼロ・エミッションにつながるような施策を展開していただきたい。

4、地産地消の推進、また、農作物に甚大な被害を及ぼしているイノシシやシカ等有害獣の駆除対策を強化するなど、農業施策の振興に努めていただきたい。

5、湯の児、湯の鶴温泉の活性化への支援、商店街においては、空き店舗対策などの各種支援制度を周知し、新規参入を促すなど、水俣への流入人口をふやす施策を強力に推進していただきたい。

6、水天荘については、有効利用が望めない状況であり、処分の検討をしていただきたい。

7、エコタウン企業に対する支援を強力に推し進めるとともに、みなまた環境テクノセンターの機能を最大限活用できるよう努めていただきたい。

8、公園管理についてはアドプト制度を積極的に導入し、市民参加のまちづくりを推進していただきたい。

9、日本一の読書のまちづくりを目指すまちとして、絵本館の設立など市民が本と触れ合える環境の整備に努めていただきたい。

以上であります。これらの要望事項については、執行部におかれては十分御検討の上、対処されるようお願いいたします。

本決算については、別に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決定しました。

以上で一般会計決算特別委員会の審査報告を終わります。

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成20年10月24日

厚生常任委員長 大 川 末 長

水俣市議会議長 松 本 和 幸 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第95号	平成19年度水俣市病院事業会計決算認定について	認 定	全 員 賛 成
議第103号	平成19年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について	認 定	全 員 賛 成
議第104号	平成19年度水俣市老人保健特別会計決算認定について	認 定	全 員 賛 成
議第105号	平成19年度水俣市介護保険特別会計決算認定について	認 定	全 員 賛 成

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成20年11月6日

産業建設常任委員長 福 田 齊

水俣市議会議長 松 本 和 幸 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第96号	平成19年度水俣市水道事業会計決算認定について	認 定	全 員 賛 成
議第106号	平成19年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について	認 定	全 員 賛 成

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成20年11月19日

一般会計決算特別委員長 真 野 頼 隆

水俣市議会議員 松 本 和 幸 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第102号	平成19年度水俣市一般会計決算認定について	認 定	全 員 賛 成

○議長（松本和幸君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認め、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

ただいままで討論の通告はありません。

したがって討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第95号平成19年度水俣市病院事業会計決算認定についてから議第106号平成19年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定についてまで、以上7件を一括して採決します。

本7件に対する委員長の報告はいずれも認定であります。

本7件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがって本7件は、いずれも委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第27 陳情の取り下げについて（陳第3号 私立幼稚園助成金増額に関する陳情について）

○議長（松本和幸君） 日程第27、陳情の取り下げについてを議題とします。

陳情の取り下げについて

平成20年5月26日提出しました陳第3号「私立幼稚園助成金増額に関する陳情について」を取り下げます。

平成20年11月27日

陳情者 水俣市天神1-5-24

水俣私立幼稚園協会

会 長 市 原 あさえ

外1人

水俣市議会議員 松 本 和 幸 様

○議長（松本和幸君） お諮りします。

ただいま議題となっております陳第3号の取り下げについては、これを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがって陳第3号の取り下げについては、これを承認することに決定しました。

○議長（松本和幸君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

明29日から12月8日までは議案調査のため休会であります。

次の本会議は、12月9日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により12月9日の会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

一般質問の通告は12月2日正午まで、議案質疑の通告は12月9日正午まで、それぞれ御通告願います。

本日はこれで散会します。

午前10時41分 散会

平成20年12月9日

平成20年12月第5回水俣市議会定例会会議録
(第2号)

一 般 質 問

平成20年12月第5回水俣市議会定例会会議録（第2号）

平成20年12月9日（火曜日）

午前9時30分 開議

午後2時45分 散会

（出席議員） 18人

松 本 和 幸 君	中 原 泰 子 君	高 岡 利 治 君
塩 崎 信 介 君	川 上 紗 智 子 君	福 田 齊 君
大 川 末 長 君	牧 下 恭 之 君	西 田 弘 志 君
中 村 幸 治 君	谷 口 眞 次 君	渕 上 道 昭 君
真 野 頼 隆 君	岩 阪 雅 文 君	平 松 辰 弘 君
田 中 功 君	野 中 重 男 君	緒 方 誠 也 君

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（牛 迫 秀 基 君）	次 長（田 畑 純 一 君）
次 長（崎 田 雄 七 君）	議 事 係 長（栄 永 尚 子 君）
書 記（渕 上 大 輔 君）	

（説明のため出席した者） 14人

市 長（宮 本 勝 彬 君）	副 市 長（森 近 君）
総務企画部長（葦 浦 博 行 君）	産業建設部長（田 上 和 俊 君）
福祉環境部長（吉 本 哲 裕 君）	総合医療センター事務部長（桑 畑 達 美 君）
産業建設部産業づくり総室長（小 林 信 也 君）	福祉環境部次長（盛 下 修 一 君）
水道局長（吉 村 明 賢 君）	教 育 長（大 渕 洋 君）
教 育 次 長（坂 本 彰 君）	総務企画部総務課長（本 山 祐 二 君）
総務企画部企画課長（栄 永 徳 博 君）	総務企画部財政課長（渕 上 茂 樹 君）

○議事日程 第2号

平成20年12月9日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- | | |
|-------------|------------------------------|
| 1 大 川 末 長 君 | 1 経済産業振興について |
| | 2 産業廃棄物最終処分場計画跡地について |
| | 3 公有財産について |
| | 4 職員の能力向上について |
| | 5 バイオエタノール開発について |
| 2 緒 方 誠 也 君 | 1 環境モデル都市推進について |
| | 2 産廃最終処分場建設用地跡地問題について |
| | 3 ダイオキシン類汚染土砂処理問題について |
| | 4 市制施行60周年事業について |
| | 5 過疎集落再生について |
| 3 野 中 重 男 君 | 1 水俣病について |
| | 2 産廃処分場建設予定地の跡地と水道水源保護条例について |
| | 3 百間水路のダイオキシン類の処分について |
| | 4 環境モデル都市づくりの進行状況について |

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開議

○議長（松本和幸君） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（松本和幸君） 本日の議事は、議席に配付の議事日程第2号をもって進めます。

日程第1 一般質問

○議長（松本和幸君） 日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、大川末長議員に許します。

(大川末長君登壇)

○大川末長君 おはようございます。

自民党議員団の大川末長でございます。

経済産業界は、国内外を問わず不況風に見舞われており、どこでもなかなかその突破口を見出せないのが現状である。

本市の経済産業界においても、そのあおりを受けてといひましようか、厳しい経営を強いられている事業所が多く、このままでは年末、あるいは年度末にかけて倒産に追い込まれるところが多く出てこないか、憂慮されるところである。

去る11月には、国のエコタウン事業に認定され、本市が企業誘致したリブラ・テックは倒産した。期待されていた企業だけに残念であるとともに、失職された従業員の方々へは、まことに気の毒で、一日も早く新しい職場が見つかるよう、及ばずながらできる限りのお手伝いをしたい思いであります。

ただ、この件に関して、宮本市長は、ある新聞の取材に、残念、環境モデル都市としてイメージダウンにならないよう対策を考えたいと述べられておられます。

会社や途方に暮れる従業員よりも、みずからのメンツを優先された記事を見て、啞然としたのは私だけだったでしょうか。

以下、質問に入ります。

1、経済産業振興について。

①、市長は就任後、地場企業訪問を続けられておられるようですが、現在まで何社を訪問されたのか、その折、何が把握できたのか、また、その目的は何か。

②、企業倒産が人口減少に拍車をかけているものと思えるが、本市に活力をもたらすには、既存企業の育成、支援と、外からの誘致が大事であると思う。市長は企業誘致に動いていると言っておられたが、その状況はいかがか。

③、今、市民の最大の関心事は、本市産業経済をどう振興していくかであると言っても過言ではない。市長は本市の経済産業の現状を踏まえ、今後どのような振興構想を描いておられるか。

2、産業廃棄物最終処分場計画跡地について。

①、この所有者の東垂道路は木臼野の里へ売却の方針であるとのことであるが、木臼野の里が買い取ることになる、そのままで置くとは考えられないと思われる。事業展開にしても、あるいは転売ということも考えられるが、どちらにしても目が離せないところである。このことについて市長はどう思われるか。

②、この地所内には里道の問題も残っていたはずであるが、この問題も含め、ここに対して市としては今後どのように対応していくのか。

3、公有財産について。

財産は公金の形を変えたものであって、その管理が十分でないときは、公金の追加支出を余儀なくされたり、せっかく立派な財産をつくっても管理、利用の仕方が悪いために、結局はむだな公金の支出となったり、あるいはいたずらに放置しておいたことから、財産運営上、少なからず損害を受ける結果となることは言うまでもありません。

したがって、財産に対する取り扱いは現金と同様に重視すべきで、また、こういう時世でもあり、処分できるものは積極的に処分した方が賢明であると思います。

以下、公有財産の中で普通財産について質問をします。

- ①、普通財産で処分可能な箇所はどのくらいあるか。価格的には幾らぐらいになるのか。
- ②、普通財産で境界がはっきりしないため、売却できないとか、あるいは賃貸上、価格上の問題があったりするようなものはないのか。

4、職員の能力向上について。

企業では、企業は人なりとか、人はバランスシートに載らない貴重な財産であると言って、社員教育には力を入れます。

市町村も経営する企業体として、民間企業と大同小異であって、行政も人なりと言いかえることができると思います。

今後、ますます厳しくなるであろう財政の中での地方分権の推進、多様化、高質化する住民ニーズへの対応など、行政を取り巻く環境の変化を的確に先取りし、個性豊かなまちづくりを展開するとともに、自己決定・自己責任のもと、積極的な行財政改革に取り組む必要があります。これらを実現するためには、職員一人一人の意識を改革し、発想力、意欲、行動力を持った職員を養成するとともに、それらを自治体としての政策力、経営力に結びつけることが肝要であると思います。

また、職員は新しい時代に対応できるような、政策形成能力やプレゼンテーション能力などを高めるよう、日ごろから自己研さんに努めることが大事であると思います。

以上のような私見から、以下、質問します。

- ①、本市職員の能力向上のための基本方針はどういうものがあるのか。
- ②、現在行われている職員研修などにはどんなものがあるのか。

5、バイオエタノール開発について。

この件に関する質問は4回目になります。それほど私はこれに関心と期待を持っております。

これが成功し、水俣にプラントが建設され、多くの従業員がそこで働き、エタノールが精製され、需要が多く、活気あふれる会社に育つならば、新しい産業の創造とまでは言われなくとも、近隣では画期的な産業として高く評価されるものと思います。

地場企業の倒産が相次ぎ、企業誘致もままならない現状では、この開発には本市挙げて支援する価値は十分あると思います。

そこで、以下、質問します。

- ①、現在の取り組みとその進捗状況はどうなっているか。
- ②、主原料を竹にされたとのことであるが、量的には確保の見通しはあるのか。
- ③、事業展開の見通しについてはどうなのか。
- ④、事業展開されたときの本市の位置づけはどうか。

以上で本壇からの質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 大川議員の御質問に順次お答えします。

まず、経済産業振興について及び産業廃棄物最終処分場計画跡地については私から、公有財産について及び職員の能力向上については総務企画部長から、バイオエタノール開発については副市長から、それぞれお答えいたします。

経済産業振興の御質問に順次お答えします。

まず、市長の地場企業訪問について、現在までに何社訪問し、何が把握できたかについてお答えします。

それぞれの企業が抱える課題や問題点などを把握し、適切に対応していくことが、地場企業の企業力向上と、ひいては雇用の拡大につながる有効な施策であると認識しております。そのような観点から、私みずからできるだけ地場企業訪問を行うように心がけております。

現在まで何社訪問し、何が把握できたのかとの御質問ですが、本年1月以降、市内製造業を中心に、合計16社を訪問させていただき、会社の近況や課題、市に対する要望などについて、貴重な御意見をお聞かせいただいたところです。

主な内容につきましては、例えば市内の工事発注件数の減少や、原材料価格の高騰等に伴い、売り上げが減少していることや、原料となる一般廃棄物の確保が困難となり、価格を見直さざるを得ないことなど、厳しい会社経営の現況についてお聞かせいただいたほか、一部の地場企業におかれましては、設備増強等の考えがあることもお伺いいたしました。

また、地元発注の拡大や優秀な人材の確保に関して、市としての支援をお願いしたい旨の御要望などがございました。

市といたしましては、これらの貴重な御意見に対し、市優遇制度等を活用しながら、必要な支援を行っているほか、県からの委託を受け実施する熊本県産業・雇用創出事業の中で、地場企業

と地元高校とのマッチングを促進し、地元の新規学卒者が、これまで以上に地場企業に就職できるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、企業誘致活動状況についてお答えします。

本市の経済産業振興を図っていく上で、企業誘致は大変重要な施策であると認識しております。

市といたしまして、これまで進出企業の受け皿づくりとして、本市優遇制度の一つである水俣市企業立地条例の一部を改正し、ソフト産業も含めて、雇用機会の増大に資することが認められる業者を本条例の適用範囲に含めるなど、優遇制度の充実を図ったほか、立地条件の整った工業用地を確保する観点から、新たな工業団地の開発に向けた検討や市内遊休地など、賃借または売買可能な土地・建物等の調査を今進めているところでございます。

これらの情報につきましては、本年度実施しております熊本県産業・雇用創出事業を活用しながら、企業誘致活動に必要なセールスシートとして整備し、今後の企業誘致活動に生かしていく予定にしております。

また、本市の強みである水俣エコタウン事業の啓発等を兼ねて、私みずから多くの企業が出展する企業展示会等に参加しながら、企業情報の収集活動を進めているほか、本市が把握している企業に対しましては、積極的に企業訪問を行うなど、本市に立地していただけるように努めているところです。

次に、経済産業振興構想についてお答えします。

本年度当初の所信表明でも述べましたとおり、低迷する地域産業の振興と雇用の創出を図りながら、若者がふるさと水俣を誇りにし、将来に希望を持てるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

具体的には、商工業につきましては、企業ニーズを的確に把握し、対応するとともに、地元経済団体と連携した特産品づくりなど、企業力向上を図りながら、さらなる経営の安定と雇用の維持確保に努めていくとともに、空き店舗対策事業を軸として、にぎわい、潤いのある商店街となるよう支援しております。

また、本年度から３年間、県からの委託を受けて実施予定の熊本県産業・雇用創出事業を活用しながら、企業誘致活動を積極的に展開していくとともに、環境にこだわった産業づくりの支援事業の中で、即効性のある個別事業を重点的に支援し、産業創出を図っているところでございます。

観光振興につきましては、３年後に迫る九州新幹線全線開業を視野において、市全体を見据えた観光戦略、おもてなし向上やエコパークにおける道の駅の整備など、ソフト・ハード両面を充実させることで、水俣観光の魅力づくりに取り組んでおり、水俣のＰＲを図っていきます。

農業振興につきましては、地元で生産される安心安全な食べ物を地元で消費する地産地消を推進していくとともに、増加傾向にある遊休農地の利活用促進並びに担い手不足や生産効率の向上を図るため、集落営農組織づくりや生産基盤の整備等を進めているところです。

水産業につきましては、海藻の森構想による不知火海の再生と活用を目指していくとともに、水産資源の確保と漁業振興に努めているところです。

林業振興につきましては、森林の持つ水源涵養、災害防備等の機能を十分に発揮し、生活環境の保全が可能となる森林整備を進めていくとともに、担い手育成を図っています。

このように、経済産業振興を図りながら、元気でにぎわいのあるまちをつくり上げていきたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 大川末長議員。

○大川末長君 2 回目の質問を行います。

ただいま市長は、環境にこだわったまちづくりを進めていくというような振興構想を述べられました。市長は、18年3月議会の経済産業振興に関する私の質問に、環境モデル都市を推進していくことで企業の活性化につなげていく、環境にこだわったまちづくりをしていくことによって、まちの活性化につなげていく、環境にこだわったまちづくりを進めていくことで企業誘致もあわせて進めていくと答弁され、19年の12月の質問では、環境と経済ということで、エコタウンを中心に進めているのは決して間違いではなかったと確信を持っている、水俣は環境で飯が食えるところなんだということで、さらに環境に特化したまちづくりと経済をそれに並行して進めていくと答弁されておられる。市長の環境へのこだわりが強く伺い知れるところであります。

確かに本市は水俣病という負の遺産を逆手にとって、水俣だから環境にこだわったまちづくりを進めるということは大切なことであり、また、今年は国から環境都市の認定も受け、さらに市長が考えられる政策を進めやすい環境は整ったものと思います。

その環境都市の認定を受け、施策の策定が鋭意進められていると思うが、その目玉となるようなものはどんなものがあるのか、それはどういう形で進められようとしているのか。

以上、質問します。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 環境モデル都市の認定を受けたけれども、その目玉となるものは一体どういう方向で進めていこうとしているのかということでございます。

現在いろいろな角度からこのアクションプランを立てながら、検討をさせていただいているところでございますけれども、私の思いといたしましては、二酸化炭素削減に向けて具体的にそれをどう取り組んでいくのかということについてでございますけれども、要は水俣にふさわしい、かつ有効な自然エネルギーの活用ということを、まず第1点に考えております。

例えば水俣の特徴、いろいろな自然環境、そういったものを考えましたときに、水俣の場合にはやはり水が豊富でございます。水を利用した水車による水力発電でありますとか、あるいはチッソさんをお持ちの、いわゆる太陽光、そういった技術、そういったことをいろいろ検討させていただきながら、太陽光発電でありますとか、あるいは今、風力発電につきましても、風況調査あたりをしている企業もございます。そういったところも含めまして、まずはその自然エネルギーの活用、これをまず目玉として、今後進めていかなければならないと思っております。

あわせまして、バイオ関係もそうでしょうし、いわゆるハード面について、そのことを一つの今回の環境モデル都市の目玉として取り組んでいきたい。そういうことによって、要するにそれを地場企業の皆さん方で何とか支えていただく、そのことによって、また、地場企業の力もついてくるのではないかなと、そのように思っております。

○議長（松本和幸君） 大川末長議員。

○大川末長君 ただ、冒頭に触れましたリプラ・テックの倒産は環境関連の企業であることから、今後の市長の環境政策に、一つの示唆を与えたものではないか。すべてがそうなりつつある中で、特に環境問題がグローバル化している現在、つけ焼き刃的な施策では通用しないことを十分認識してかかる必要があるのではないか。

また、本市産業経済振興を図る上で、余り環境だけの片手落ちになってはいけないのではないかと、このことについて、市長はどう思われるか。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず、エコタウンのことでございますけれども、水俣市がやっぱり環境に特化して、そして環境によって水俣市全体の価値を高めた、私はそのように思っております。その水俣市が環境に取り組むことによって、価値を高めたことによって、エコタウンの誘致もできたのではないかなと、そのように思っております。

したがって、さらにその環境の価値を高めていくことによって、第2のエコタウン、これは今のところなかなか難しいことかもしれませんが、そういうような私は期待をしております。まあ今後それをどのような形にしていくのかということでございますけれども、やっぱり水俣市はその事業全体にやっぱり環境という網をかぶせて、そしてそれを手繰り寄せる、そういうような取り組みを水俣市はしていかなければならないと思っております。

私は3つ今考えておりますけれども、まず第1点は、環境モデル都市のアクションプランを進めていくことによって、今申し上げましたような自然エネルギー、そういったものの取り組みを強化していくことによって、一つの経済が生まれてくるのではないかなという期待をしているところでございます。

それからもう一点は、農林水産業、これにまず力を入れなければならないのではないかなと、

今改めて強く感じているところでございます。

水俣の自然、あるいは水俣の地形を考えたときに、水俣の衰退は実はここにあったのではないかなというような気もしております。

例えば人口の減少でありますとか、まちの活性化、いわゆるそういう農林水産業の衰退がそのままそこにつながったのではないかなというような感じがしております。

今後、モデル都市と一緒に農林水産業にはできるだけ早く手を打たなければならない、そんなふうに今思っているところでございます。

したがいまして、農業の従事者の方々、水産業、あるいは林業の従事者の方々に一堂に会していただいて、今何が困っていらっしゃるのか、何か手を打つ必要があるのか、具体的にどう進めていかなければならないのかというのを早急にそういう会議をまずもって、対応を考えていきたいと思っております。

それからもう一点は、観光でございます。観光にも力を入れなければならないと思っております。最近、百間のバラ園を中心として、スイーツのまちづくりとか、そういうのをやっておりますけれども、市内外からたくさんの方がおいでいただいております。交流人口は確実にふえてきているのではないかなと思っております。そういったものを湯の児、湯の鶴あたりにどうつなげていくのか、そういった面も考えていかなければならないと思っております。

要は、水俣ならではのやっぱり取り組みをしていかなければならないし、水俣そのものが力をつけていかなければならないときに来ていると、そのように思っておりますので、それはやはりその根底に流れるものは環境ではなかろうかなと思っております。

だから、先ほども申し上げましたように、すべてに環境というものをかぶせながら、そして進めていかなければならないと、そのように思っております。

○議長（松本和幸君） 次に、産業廃棄物最終処分場計画跡地について答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 次に、産業廃棄物最終処分場計画跡地について、東亜道路の木臼野の里への土地売却方針について、市長はどう思われるか、市の今後の対応についてお答えします。

事業者である IWD 東亜熊本は、ことしの 6 月 26 日、産廃処分場事業の中止を決定しました。その後、市としましては、土地所有者である東亜道路に対して、上京して会社を訪問したり、あるいは電話にて土地の今後の処分等について問い合わせてきました。

しかし、明確な回答をもらえないまま、先月 18 日、東亜道路の役員 2 名が水俣市を訪れ、土地の処分について報告がありました。

そこでは、産廃処分場計画地の土地を木臼野の里という会社に売却するという予定であり、売

買契約書に、最終処分場として使わないという条件を入れる予定であると説明を受けました。この木臼野の里という法人は、IWD東亜熊本の役員がほぼそのまま役員となっているため、今後の土地の利用について、市民の不安や懸念が非常に大きいと思います。

また、東亜道路から市への寄附や売却については、市への無償提供はできない、市に入る余地は難しいとの話でした。今回の処分は、東亜道路としてはやむを得ない措置ではないかと感じています。この売却によって、木臼野の里や関係者が処分場をつくるという心配はないと思いますが、木臼野の里の土地の利用方法や事業、第三者への転売などに不安があります。

そこで、東亜道路に対し、市民と対応を協議するので、契約はもうしばらく待っていただきたいと要望し、了解していただきました。

早速、先月28日に、産廃阻止！水俣市民会議の理事会を開催し、今後の対応について協議を行い、東亜道路に対し要望書を提出することになりました。その要望書の内容は、契約書の中に売却条件として、1、最終処分場及び中間処理施設を含む廃棄物処理施設としての使用はしない、2、廃棄物処理施設以外でも、環境破壊や環境汚染を引き起こすおそれのある事業、施設としての使用はしないという条項を盛り込んでいただきたいというものです。

この要望書は、先週発送しました。

また、今後の対応については、売却先の木臼野の里の事業の実施状況や転売等の動きを継続的に監視していく必要があると思っております。

また、処分場計画地内にある国有地については、水俣市に払い下げてもらえるよう引き続き手続を進めるとともに、県や九州農政局へも働きかけていきたいと思っております。

さらに、水道水源保護条例を制定し、対応していきたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 大川末長議員。

○大川末長君 ただいま市長から、東亜道路が市への売却が困難であるということであるが、それはなぜか。もし買い取りが可能であるならば、金額次第では買い取るような検討の余地はあるのか。

以上、質問します。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 市への買い取りにつきまして、市ができなかったのはなぜかということでございますけれども、それはそれぞれの会社の事情がございまして、私たちが詳しく中まで入ることはできませんでしたので、中身についてはよくわかりませんが、恐らく債務関係だろうと、これはあくまでも憶測でございますけれども、そういうぐあいに思っております。

また、市に対しての買い取りはどうかということでございますけれども、今のところ私は考えておりません。動きを見ながら、それについて適切に対応しながら進めていきたいと、そのよう

に思っております。

○議長（松本和幸君） 大川末長議員。

○大川末長君 11月28日の市民会議理事会の会議の模様をお聞きしたいと思っております。東亜道路へ要望書を出されたということでございますけども、意見集約としてはそれだけだったのでしょうか

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 要望を出したということもございますし、今後の対応につきまして、水道水源保護条例、そういったもの、あるいは国有地について適切な対応をするようにというような御意見もいただきました。

○議長（松本和幸君） 次に、公有財産について答弁を求めます。

葦浦総務企画部長。

（総務企画部長 葦浦博行君登壇）

○総務企画部長（葦浦博行君） 次に、普通財産で処分可能箇所はどれくらいあるかについてお答えいたします。

現在、普通財産として管理しております遊休地が9カ所ございますが、直ちに処分可能なものは、初野の新幹線建設団地、牧ノ内の母子寮跡地の2カ所でございます。

また、有償の貸付地36カ所につきましては、使用者に購入の意思がないか確認をしているところであり、購入の意思があるところに対しましては、積極的に処分を行うこととしております。

また、ことし11月末まで有償貸付を行ってございました水保警察署駐車場用地も処分を検討しており、条件が整えば処分していきたいと考えております。

次に、普通財産で問題含みのものはないかについてお答えいたします。

普通財産の有償貸付の中に、1件、貸付料の長期滞納者がおります。

これまで滞納者の呼び出しや自宅を訪問して、支払いの相談・指導を行ったりしておりますが、未納のまま現在に至っております。この滞納者に対しましては、土地明け渡しを要求していくとともに、法的手続等を含めて検討し、解決を図るように努めていきたいと考えております。

そのほかの普通財産につきましては、特に問題はないと考えております。

○議長（松本和幸君） 大川末長議員。

○大川末長君 浜町にある教育会館は、土地、建物とも市の財産であると聞いております。これは普通財産であると思いますが、現在どのような管理をされているのかお尋ねします。

○議長（松本和幸君） 葦浦総務企画部長。

○総務企画部長（葦浦博行君） 今、教育会館につきましては、教職員組合に無償で貸し付けをしておるということでございます。この土地はもともと市の土地ということでございますけれど

も、教育会館につきましては、昭和34年に建物が建っております。それから、10年後の45年に市の方に教職員組合から寄贈をされたということになっておりまして、それ以降は無償で対応しているということでございます。

○議長（松本和幸君） 大川末長議員。

○大川末長君 地代も家賃も取っていない、無償で貸し付けているということでございますけども、こういう管理の仕方では問題はないのか。あの土地は場所的にも非常に市内では一等地でもありますし、市の施設の近くでもあることから、図書館、公民館の近くでありますし、あのあたりは駐車場も狭いことから、駐車場としても使えるであろうし、ほかにも有効活用ができる方法は幾らでもあると思う。今後、あそこをどのようにされようと思っておられるのか、このままずっと無償で貸し付けていかれるつもりなのかどうか、質問します。

○議長（松本和幸君） 葦浦総務企画部長。

○総務企画部長（葦浦博行君） 今、議員おっしゃられているとおり、市内の一等地ということで、無償で貸し付けるには本当に私も惜しいなというふうには思っておりますが、ただ、いかなせん、当時の契約書が残っておりまして、非常に理解しがたいような契約書の内容、今の時代としては。通常は私どもの公有地、あるいは財産の契約、貸付契約等は通常3年ぐらいで契約をし、また、継続なり、見直しなりをやっているという状況でございますけれども、ここに関しましては当時の契約書がそのまま生きているということで、私もちょっと調べましたけれども、何回か、いろいろな交渉をされている状況はございますけれども、私どもとしては、ここに入っていらっしゃる教職員組合の皆様と継続的に話し合いをして、出ていっていただく場合については、それなりのやっぱり対応が必要かなというようなこともあるものですから、慎重に話し合いを進めていきたいというふうに思っております。

○議長（松本和幸君） 次に、職員の能力向上について答弁を求めます。

葦浦総務企画部長。

（総務企画部長 葦浦博行君登壇）

○総務企画部長（葦浦博行君） 次に、職員の能力向上についてお答えいたします。

まず、本市職員の能力向上のための基本方針はどのようなものかとの御質問にお答えいたします。

申し上げるまでもなく、過疎化、少子・高齢化に伴う人口減少による社会構造の大きな変化や、行政ニーズの多様化への対応、地方分権、地域住民の視点に立った自治体運営が求められています。このため、このような課題等に対応できる能力を持った職員の育成は、大変重要なことと考えております。

具体的には、現在策定中の水俣市人材育成基本方針で検討しておりますが、目指す職員像とし

では、市民とともに歩む、気概と使命感を持ったプロフェッショナルであると考えます。

さらに、もやいの精神で協働して進める新たなまちづくりを実現するためには、強い使命感を持った職員が必要不可欠です。

また、個人からなる組織が、個人の力を最大限に引き出す人材活用を図ることにより、質の高い行政の実現が可能となります。

組織にとって、人は最大の資産でありますから、公務員としての基礎的な能力はもちろん、地方公務員であるからこそ、みずからの郷土愛に基づいた政策を立案できるような能力を高めるために、人材育成や人材活用に取り組んでいきたいと考えております。

次に、現在行われている研修等にはどんなものがあるかとの御質問にお答えいたします。

まず、派遣研修として、経済産業省、熊本県及び後期高齢者医療広域連合へ各1名を派遣しております。

また、今年度から熊本市町村職員研修協議会が発足いたしましたので、新規採用職員、各階層別研修及び専門別研修を受講させております。

さらに、市町村職員中央研修所へ研修事務と財務会計を受講させたところです。

なお、昨年は庁内研修として、市長による部次長及び課長級への講演会を行っております。今年度、私が部内講師として新人職員研修を行いました。

さらに、今年度内には他の部長及び課長を講師として、環境モデル都市に関する政策形成や財務研修及び認知症のサポーター養成講座を実施していく予定にしております。

○議長（松本和幸君） 大川末長議員。

○大川末長君 市の職員というのは、水俣市の頭脳集団、いわゆるシンクタンクであると、私はかねがね言っております。その能力をさらに伸ばし、公務能率を最大限に発揮させるよう育成することが大切であると思います。

それには職員研修基本方針なるものを作成する必要があるんじゃないかということでございますけども、ただいまの答弁の中で、作成中であるという答弁がございました。早急にそういう基本的なものを作成していただいて、その中で必要な人材能力とは何か、あるいは職員ごと、階層ごと、あるいは年代ごとに、その基準を明確にして、研修の基本目標や自己啓発の目標も、それに沿って作成していただいて、特に、やはり自己啓発が基本でありましょうから、そういうことができるような仕組みづくりというのをぜひつくっていただきたい。

幸いにも市長は教育者であられるし、水俣市の職員を、さらに自他ともに認める立派な職員として育てる道筋をつくってほしいものであるというふうに思います。

そして、予算書を見ますと、こういう職員の研修とか、そういうものに対しては予算措置がされておられませんけれども、ぜひやはり一つの投資として、予算措置も必要じゃないかという

ふうに思いますけども、これについて市長はどう考えられるか、答弁を求めます。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 議員御指摘のとおりでございます。やっぱり職員がどれだけ熱意を持って、やる気を持って仕事に進むことができるかということが一番の私にとっての大きな指導のポイントになるのではないかなと思っておりますので、引き続き研修等を含めながら頑張っていきたいと思いますし、予算の許す範囲内で、ぜひ研修もふやしていきたいと、そのように思います。

○議長（松本和幸君） 大川末長議員。

○大川末長君 最後に、最近、職員の不祥事があったり、あるいは地域住民といさかいを起したり、身なりが職員としてあるまじきものであったりと、公務員としての倫理観が欠如している職員を耳目にしますが、これは能力向上を図る前段階で、全職員の共通認識として、公務員たるものは全体の奉仕者であり、公僕としての態度に徹することから始めなければならないことをいま一度原点に立ち返って徹底されるべきだと思うが、市長のお考えはどうか、お聞きします。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 各課の朝会等を通して、その部分のことは徹底するように指導してもらっているところでございますが、今、議員おっしゃったように、なかなか徹底しない部分もあるやに今お聞きしたところでございますので、さらにこの徹底を図っていききたいと。やはりこの部分が一番基本的なことになるだろうと思っておりますので、その部分については厳しく対応していきたいと思います。

○議長（松本和幸君） 次に、バイオエタノール開発について答弁を求めます。

森副市長。

（副市長 森近君登壇）

○副市長（森 近君） 次に、バイオエタノール開発について順次お答えいたします。

初めに、現在の取り組み状況についてお答えいたします。

現在まで、バイオエタノールを効率よく製造するためには何が適しているか、当地域で多く排出され、処理に困っているものはどのようなものがあるかなど、バイオマス原料の選定検討を行い、かんきつ搾汁残渣やサトウキビ、生ごみ、竹などのバイオマスについて、本市を含めた近隣の賦存量の調査や栽培試験、品種による収量調査や発酵効率の研究等を行っており、特に竹に着目してきたところでございます。

次に、主原料の竹は量的に確保の見通しはあるのかについてお答えいたします。

6月議会一般質問で西田議員の御質問にお答えしましたが、日本の竹の約60%もの面積が九州に集中し、特に南九州3県がトップに位置しております。また、繁殖能力が非常に旺盛であり、

1年で再生し、3年で収穫できることなどから、竹につきましては量的に十分確保できるものと考えております。

このようなことから、竹に着目をいたしまして、本年11月に開催いたしました水俣市バイオ燃料利活用協議会において、竹を中心としたバイオエタノール精製に向けての研究を行っていくことを確認したところでございます。

次に、事業展開の見通しについてお答えいたします。

今後の事業展開といたしましては、本年7月に認定されました環境モデル都市に関連づけ、各関係省庁及び関係機関の委託事業、補助事業の調査を行っているところでございます。平成21年度中にはバイオエタノール実証実験プラントの設置に向けて申請を行っていきたいと考えております。その中で実用化に向けた研究もあわせて実施を行っていきたいと考えております。

また、本市では低コストで行える竹の伐採・搬出方法などの検討も行っており、バイオエタノールに利用することはもとより、本市の貴重な資源として竹のさまざまな事業化への可能性も探っていきたいと考えております。

次に、事業展開時の本市の位置づけについてお答えいたします。

本市といたしましては、エタノール製造にかかる補助等、事業展開に向け、さまざまな方向からの支援を検討しているところであり、環境モデル都市づくりに向けた施策の一環として取り組んでまいります。

また、具体的な事業化につきましては、実証プラントの成果等を踏まえながら、中心となって参画いただける企業を募ることで、企業立地や雇用の確保など、地域経済の活性化につなげていきたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 大川末長議員。

○大川末長君 まだ事業展開されたわけではございませんので、ちょっと気の早い話になると思いますが、主原料が竹であれば、エタノール精製後のかすが膨大に出るんじゃないかというふうに思いますが、この処理をどう考えておられるのか。

また、この水俣のプロジェクトが成功すると、後発の事業というのがどんどんできるんじゃないかと予測をしますが、それはもうできていいことですけれども、そういう予測ができるのかどうかということをお尋ねします。

○議長（松本和幸君） 森副市長。

○副市長（森 近君） ただいま第2の質問で、大量に出るかすの問題が御質問ですけども、その問題も含めまして、複製品という形で、キシロースですか、繊維をまた使っていくというようなことも考えておりますし、出てきますそういったかすとか、生ごみあたりを使いまして、バイオガスあたりの発生をして、それをまた工場の熱源に使っていくというような形で極力ゼロにする

と、廃棄物を。そういうようなことで今構想をまとめておりますので、今後、具体的にエタノールの製造だけでなく、副産物も含めまして、そういった製造、それと廃棄物を出さないというような形で、環境に優しい、そういった取り組みを進めてまいりたいと考えております。

それと後発の部分ですけども、基本的な部分としましては、まだ今、出口の部分でいろいろな問題があります。きょうも熊日新聞に出ておりましたけども、日本のまだ石油業界の方で、このエタノールをまぜるということ自体がまだ難しい状況もありまして、なかなかこういった制度の問題としては、そういったことも今度の環境モデル都市の中で要望していきたいなど。100%エタノールをまぜられるというような形ができればいいんですけど、まだそういった制度的なものもできていないと。

ただ、そういった中で、最初の取り組みとしては、この水俣・芦北地域だけの公共の車、そういったものへでもエタノールをまぜた車を走らせることができないかなと思っております。

また、先ほどの産業振興の中でもありましたように、事業化をして、この地域の雇用、経済発展のために、これが一つの起爆剤になればということで努力をしてまいりたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 大川末長議員。

○大川末長君 後発の事業所がどんどんできるんじゃないかという質問は、これはなぜしたかという、こういう後発が出てくると、主原料の竹が果たして水俣だけに集めることができるのかということを、これも気の早い話ですけども、こういうことを考えたものですから、質問しました。そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（松本和幸君） 森副市長。

○副市長（森 近君） 入り口の原料の問題ですけども、まだこれはこれから話だろうと思いますが、西日本、全国見てみますと、やっぱり竹が厄介者扱いされてきているという状況もありますので、確かに議員御心配のとおり、後発が出てくると、いろいろなところに出てくるのかなと思いますけれども、今一緒に研究しています熊大の先生方の話を聞くと、その大量な部分は難しいかもしれないけども、その地域地域のエリアでこういうものをつくっていく、そうすることが、過当競争とか、そういうものを引き起こさない、地場の材料でやっていける範囲というようなことで取り組めるんじゃないかなろうかと思っておりますので、そこら付近は本当に実証が終わった後の課題として、また、検討していかなきゃならない部分ではなかろうかなと思っています。

今の御意見あたりも参考にしながら、今後の研究課題としてまいりたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 以上で大川末長議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時21分 休憩

午前10時31分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、緒方誠也議員に許します。

（緒方誠也君登壇）

○緒方誠也君 おはようございます。

無限21議員団の緒方です。

通告に従い質問いたします。

質問に入る前に、地方の頑張りに比べ、中央政府のでたらめさかげんが際立つ今日だと思います。2回にわたって政権をほうり出す総理大臣。苦しかってもやり遂げろ、最後まで頑張ることが大事、人生の生き方、教育の基本にかかわる大事なことを、それを総理大臣が否定するようなことが2度も行われ、国民から選ばれない総理が3人目となっています。

その総理も相次ぐ政策のぶれや失言の連続で、麻生離れが進み、12月8日の各紙の世論調査の内閣支持率は、読売新聞21%、朝日新聞22%、毎日新聞21%、NHK25%、JNN24%、共同新聞社調査では25%、不支持は61%から75%になり、麻生政権に国民が不支持を表明した形となっています。麻生政権も風前のともしびと言わざるを得ません。まさに12月8日ショック、「ニイタカヤマノボレ」の暗号のもと、太平洋戦争突入の日、国民は麻生政権ノーを突きつけた大変意味のある日だと思います。

地方に、生活弱者に痛みを与えた小泉改革、公共事業や社会保障費の歳出抑制による財政改革路線、強引に突っ走った郵政事業の民営化も計画見直しを求める声が、支持の倍となり、50%を超えています。望む政権の枠組みは自民党中心の33%に対し、民主党中心が45%であり、まさに今の政治的混乱を救うのは政権交代であることを国民が望んでいます。

アメリカでは、国民は変革を望み、大統領を変えました。次は日本の番、国民本位の政治をつくるのが強く望まれています。

国の政治に比べ、日本一の読書のまちづくりを公約に掲げ、その実現に力を入れ、毎月の市報「春夏秋冬」でも人の心を説き、心の豊かな政治を目指し、精力的に頑張っている宮本市長に、激励のエールを送りながら、質問に入ります

まず、環境モデル都市推進についてお尋ねをします。

7月、政府によって環境モデル都市に認定され、市民のこれまでの取り組みの努力が認められたことを大変喜んでいきます。平成4年来、取り組んできた環境モデル都市づくりが間違いでなかったことが証明されました。

水俣にとって大変喜ばしい出来事であり、以下、3点、お尋ねをします。

①、認定後の取り組み状況について。

②、水俣市が取り組んできた環境モデル都市づくりとどのようにマッチングした取り組みをされるのか。

③、商店街活性化においても、環境モデル都市と絡めて取り組むべき面があると思いますが、いかがお考えですか。

次に、産廃処分場建設用地跡地問題についてお尋ねをします。

宮本市長を先頭に市民一丸となった戦いの結果、産廃処分場計画は阻止することができました。市長及び職員の頑張りに心から敬意を申し上げます。

先日、東亜道路株式会社から代表が来られて、新たな動きがあったと聞きますので、以下3点お尋ねをします。

①、開拓道路問題、産廃最終処分場予定地売却問題での新しい動きについて。

②、11月28日開かれた産廃阻止！水俣市民会議では、この問題をどのようにとらえ、どのような意見が出されたのか。それを受けて市としてどのような対応を考えておられるのか。

③、水道水源保護条例を早急につくるべきとの声が強いと思いますが、いかがお考えですか。

次に、ダイオキシン類汚染土砂処理問題についてお尋ねします。

この問題は、一般質問でも何回も大きく取り上げた問題であります。

安全な処理、将来的な安全管理を求め、市民団体から強い要望があった問題ですが、いよいよ工事着工が秒読みになったことを大変喜びながら、以下、4点、お尋ねをします。

①、市管理分汚染土砂の中間処理・最終処分方法の変更について。

②、なぜ市独自の方法を選択せざるを得なかったのか。

③、反対する市民団体からの要望の主なものは何だったのか。

④、市が考える処理法での工事費比較ではどうなるのか。処理及び将来にわたっての安全面での比較ではどうなるのか。また、市民の要望に沿い、環境モデル都市づくりの方向に合致していると思われるのか。

次に、市制施行60周年事業についてお尋ねをします

市制施行後、水俣病問題、労働争議、産廃処分場問題等々、苦しい悲惨な出来事を経験しながら、来年度60周年を迎えることになりました。

明るくすばらしい将来を期待しながら、以下、2点、お尋ねをします。

①、市制施行60周年を迎えるに当たって、市長は水俣の歴史をどのように受けとめ、今後の水俣づくりに生かし、市民に将来の夢を与えようと考えておられますか。

②、主要な行事計画と取り組み状況について。

次に、過疎集落再生についてお尋ねをします。

村丸ごと博物館のように、大変な評価を受けて、生き生きしている集落もあれば、高齢化が進み、限界集落化している集落もあります。そのような集落支援を全国160を超える自治体が、条例等をつくりながら取り組み、再生を日指して支援しています。

以下、2点、お尋ねをします。

①、過疎集落は少子・高齢化が進み、限界集落化してきている今日、集落再生に向けた新たな取り組みを始めるべきと考えますが、いかがお考えですか。

②、水源の里条例をつくって、過疎集落を支援し、再生するお考えはないかお尋ねをします。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 緒方議員の御質問に順次お答えします。

まず、環境モデル都市推進について及び産廃最終処分場建設用地跡地問題については私から、ダイオキシン類汚染土砂処理問題については産業建設部長から、市制施行60周年事業について及び過疎集落再生については総務企画部長から、それぞれお答えいたします、

環境モデル都市推進についての御質問にお答えします。

まず、認定後の取り組み状況についてお答えします。

7月22日の環境モデル都市認定を受け、まず推進体制の整備を行いました。8月に庁内推進体制として、私を本部長とし、関係部課長で構成する推進本部を設置し、10月には環境モデル都市推進課を設置し、職員を配置しております。

また、11月には市民代表や有識者で構成する市民協働の推進組織として、環境モデル都市推進委員会を設け、今月にも第2回会議を開催し、具体的な取り組みについて協議、検討していく予定です。

環境モデル都市の取り組みの具体的な行動計画となるアクションプランは、庁内各課の聞き取りなどを経て、素案として10月末に国に提出しておりますが、今後、市民の意見も踏まえながら、国と協議を重ね、詰めの作業を行って、来年3月までに正式な案を固めることとしております。

また、モデル都市認定後は、視察研修や取材対応も増加し、10月から11月にかけては8件の視察研修、3件の取材を受けております。

さらに、国と環境モデル都市の主催で、今月13日から14日にかけて、北九州市及び各モデル都市で環境モデル都市国際セミナーエコツアーが開催され、本市の取り組みについて紹介・発表す

ることとしています。

次に、水俣市が取り組んできた環境モデル都市づくりとどのようにマッチングした取り組みをするのかについてお答えします。

水俣市の将来の都市像や目標は、平成4年に宣言し、これまで進めてきた環境モデル都市づくりをさらに進めていくことです。

本市が従来から取り組んできた環境モデル都市づくりは、低炭素社会、資源循環社会、自然共生社会が一つに統合された姿として、持続的に発展する社会を実現することであると認識しております。

したがって、今回の国による環境モデル都市認定はその取り組みの一部である低炭素社会づくりに向けた取り組みと位置づけ、今議会で提案いたしました環境基本条例の中でも、そのように位置づけております。

国認定の環境モデル都市の取り組みについては、今後、環境基本計画や総合計画の施策との整合性を図り、従来の環境モデル都市づくりの施策と十分にマッチングさせながら推進していきたいと考えております。

次に、商店街活性化においても、環境モデル都市と絡めて取り組むべき面があるのではないかとこの御質問についてお答えします。

まず、市としましては、商店街が活性化するということは、商店街にお客様がたくさん来ていただいて買い物をしてもらうことだと認識しております。

そのため、現在ではインターネット上で行うブログを使って、各店の情報発信を行うことで、販売促進を図ったり、スイーツのまちづくりの一環で商店街一帯でスイーツ店のスタンプラリーを行い、商店街に人通りができる取り組みを行ったり、商店街に音響設備の設置を行い、商店街ににぎわいを演出するなど、さまざまな事業を順次進めているところであります。

また、各商店街におきましても、土曜夜市や、キラキラフェスタなど、独自の趣向を凝らして積極的に商店街の活性化に努められております。

このような取り組みを通じて売り上げの向上が図られ、相乗効果として商店街の活性化につながっていくのではないかと考えております。

なお、環境モデル都市と絡めて商店街においても取り組むべき面があるのではないかとこの御質問ですが、商店街の取り組みとしては、マイバッグによる買い物の推進や簡易包装の徹底、はかり売りの実施などが想定されます。

これらが実現できれば、環境モデル都市としてふさわしい商店街になるのではないかと考えております。

○議長（松本和幸君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 2回目の質問をいたします。

環境モデル都市の問題では、モデル都市の指定を受けたけども、それを一部として、今まで、平成4年来やってきた環境モデル都市づくりを続けていくということですので、了解しました。多くの命を犠牲にした水俣の取り組みは、やはりよそにないものですので、ぜひ充実して推進をしていただきたいと思います。

また、商店街活性化について、今、マイバッグ等の取り組みを進めていきたいと。それを環境モデル都市と絡めて進めていきたいということですが、私自身の考えを申しますと、確かにスイーツのまちづくりは、職員の頑張りもあって、大変好評と聞いています。商店街に魅力をつくり、人が歩く取り組みが大事であり、担当課を中心とした職員の努力に前もって敬意を表したいんですけども。水俣はやはり環境問題、環境学習基地として期待をされていると思います。そのためには、環境学習材料の充実、開発をしていかなければならないと思いますし、水俣を歩いたら環境が見える、水俣の環境の取り組み、環境の大事さ、そこら付近が見えるというふうにするべきであると思います。

商店街を丸ごと環境学習館というふう位置づけながら、環境を題材としてグループ絵画が、あるいは標語等を展示し、そして優秀作品は表彰していくと。そこら付近の金の持ち出しについては水俣環境賞等を充てながら、その金は出していくということで、それらが文化芸術力の向上にもなるし、市内を歩く人の数がふえてくる材料ともなるわけですので、私はそういうふうを考えますが、いかがお考えですか。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 議員御指摘のように、今、商店街の活性化に向けて、非常に貴重な御提言をいただいたと、そのように思っております。

今回、環境モデル都市を進めていく中で、4つの柱を立てておりますけれども、その中の一つとして、環境学習都市づくりという項目を掲げて、今、具体的に考えているところでございます。その中で、今御提言いただきましたことも、その中でさらに検討を進めてまいりたいと、そういうふうに思います。

○議長（松本和幸君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 私は、平成16年の夏、産業建設委員会の一員として、大阪府の高槻市を視察いたしました。アーケードの中に保育園から高校生までのグループ絵画を飾り、商店街活性化に取り組んでおりました。最初は商店街も反対だったということですが、今ではぜひ続けてくれというふうになって、ことしも32枚の大型の絵を飾り、イベントを行われておりました。

私は、ぜひ水俣でということで、視察後、環境をテーマにして取り組むべきだと考えて、帰ってすぐ提案書を総務企画部長に提出をした経緯があります。今回、環境モデル都市に認定をされ

た。水俣の訪問者もふえるだろう。また、新幹線全面開通となれば、やはり水俣にさらに人がふえるだろうと。そうするとやっぱり商店街をいかにして歩かせるかというふうにしたときには、環境に特化したこの水俣の取り組みというのは、ぜひ有効になってくるんじゃないか。くしくも質問通告をした2日の夜のテレビでは、北九州の美萩野女子高等学校が商店街に、この大きなちぎり絵をアーケード街に展示して、商店街に来てくださいよという取り組みを始めたという報道もされています。

また、鹿児島県の甕島では、この夏、東京、京都の大学生15人が1カ月滞在をして、そういう集落の空き家や空き地に展示して、里地区集落丸ごと現代アート館というのをして活気づいたというふうに報道もされています。

ネットで調べてみても、全国各地の商店街がこのような取り組みをしていますし、北海道の増尾町では、洞爺湖サミットを契機に、商店街エコアート展を開催して、作品を鑑賞しながら歩くという、人をふやしていくという取り組みをしています。ぜひここら辺を考えながら、今後ぜひ取り組んでいただきたいということで、これは期待をして終わります。

○議長（松本和幸君） 次に、産廃最終処分場建設用地跡地問題について答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 次に、産廃最終処分場建設用地跡地問題についてお答えします。

まず、開拓道路問題についてですが、産廃処分場建設予定地内の国有地については、国有地に隣接している里道、東亜道路所有地、その他民地を含めた一帯が、平成18年度の地籍調査で境界の確認ができず、筆界未定になっております。そのため、国有地を所管している熊本県が、国有地部分についての境界確定及び国有地と里道がつながっているかの確定が必要であると判断し、本年6月に熊本地方法務局に筆界特定制度による筆界の確定を申請しています。

この制度は、土地の筆界が決まらない場合に、筆界を特定してほしい土地所有者が、法務局に申請する制度であり、今回、熊本県が行いました筆界特定制度による申請の進捗状況ですが、本年8月25日に、熊本地方法務局による第1回目の現地確認が行われ、11月4日には、申請人である熊本県や、関係人である水俣市、東亜道路に対して筆界調査委員による現地での聞き取り調査が行われました。

今後の動きとしましては、熊本地方法務局において、筆界特定登記官からの詳しい聞き取り調査が行われ、その後、筆界の特定がされると聞いております。

次に、産廃最終処分場予定地売却問題での新たな動きについての御質問にお答えします。

先ほど大川議員の質問にもお答えしましたとおり、先月の18日、東亜道路の役員2名が水俣市を訪れ、土地の処分についての報告がありました。

そこでは、処分場の土地を木臼野の里という会社に売却する予定であり、市への無償提供や売却はできないということでした。

また、東亜道路は、その木臼野の里に土地を売却する場合、処分場として使わないという条項を契約に入れて売買契約を行うとの報告でした。

次に、11月28日に開かれた産廃阻止！水俣市民会議理事会では、この問題をどのようにとらえ、どのような意見が出されたのか、それを受けて市としてはどのような対応を考えているかという質問にお答えします。

市民会議の理事会では、理事から、筆界未定となっている国有地の境界を早く確定させる必要がある、国有地の水俣市への払い下げに向けて農政局に働きかけを行う必要がある、水道水源保護条例を早急に制定する必要があるなどの意見が出されました。

まずは、東亜道路に対し、契約書の中に、最終処分場及び中間処理施設を含む廃棄物処理施設としての使用はしない等の売却条件を入れるよう要望を行うことになりました。その要望書につきましては、先週送付したところです。

今後は、土地の売却予定先の木臼野の里の事業の実施状況や転売等の動きを継続的に監視していくとともに、処分場計画地内にある国有地の水俣市への払い下げ手続の推進や、水道水源保護条例の制定により対応していきたいと考えております。

次に、水道水源保護条例を早急につくるべきとの声が強いと考えるがいかがかという御質問にお答えします。

議員御承知のとおり、水道水源保護条例とは、水道水源の安全性を担保する法令が国にないことから、地方自治体が水道法第2条を根拠にして、水源地域内において計画された対象事業場に対して一定の規制等を行うために制定する条例です。

水源に悪影響を与えるおそれのある事業場に対する歯どめ策の一つとして、多くの自治体で制定されてきました。

本市におきましても、水道水源保護条例の制定につきましては、産廃阻止のために、市として取り組む最重要課題と位置づけ、他自治体の状況などを参考に、内容を検討してきたところで

す。

これまで多くの自治体において制定されてきました水道水源保護条例は、その目的や条例の効力等さまざまありますが、本市においては対象となる事業者に対して、事業計画の届け出や住民説明会の開催等、事業者に手続を義務づける基本条例として、今年度中に制定する予定で現在検討を進めているところです。

○議長（松本和幸君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 2回目の質問をいたします。

確かに国有地の払い下げについては、新たな動きがあっているようですので、ぜひこれが水俣に払い下げができるように、今後、鋭意取り組んでいただきたい。間違っても向こうに行かないようにきちんとしていただきたいというふうに思います。

それと市への売却、寄附は困難、契約条項に処分場はつくらせないと入れる、今のところ山口氏やIWDは処分場をつくる心配はない、販売価格は評価額よりかなり高い額と、これまでの経緯からIWDや木臼野の里が処分場をやる可能性はない、資金力もない、まさに他の業者も出てくる可能性は極めて少ないということを東亜道路の役員も話をされているということですが、そこで、28日に開かれた産廃阻止！水俣市民会議理事会では、先ほどの意見とともに、市が買い取ることが大事ではないかという意見もあったと思いますけれども、それについて市長は、先ほど大川議員の答弁もありますけれども、これについて市長はどう考えますかお尋ねします。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 先ほど大川議員にもお答えさせていただきましたけれども、現時点では土地の購入については一切考えておりません。

○議長（松本和幸君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 過去、産廃処分場建設阻止のため、前市長からの買い取りの提案とか、湯出地区一部住民から水源の森として買い取る陳情もあったと思いますが、その時点では数十億の単位だったと今考えています。今、評価額を上回る額程度ですので、数千万円程度だというふうに予測するわけですが、当時我々の買うべきではないという主張の正しさが証明されたというふうに考えています。今は東亜道路の役員の話では、極めて産廃処分場の問題の再燃の可能性が少ないとすれば、市が厳しい財政の中で、慌てて買う必要はなく、法整備等で処分場関連事業の困難性を高めていくことも必要であろうと思います。今の市長の答弁で、これはわかりました。

一つだけ、今年度中に策定をしたいという水道水源保護条例、非常に、今つくらないとねらい撃ち条例になって、難しいんじゃないかという声もあります。力を発揮し得ないとなれば、やはり早目につくるべきではないかということで、できれば今議会、追加提案してでも早くつくるべきではないかというふうに思うわけですが、その点について、1点だけお伺いします。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 水道水源保護条例につきましては、産廃阻止に向けた一手段として、これまでずっと検討を続けてきたところでございます。6月に上程する予定で、ある程度骨格をつくりながら進めてきたところでございましたけれども、その前に、ほかの産廃自治体の条例、その他いろいろな取り組みを調べていく中で、今おっしゃったように、ねらい撃ち条例とかというようなことで、裁判の結果、敗訴して、これは徳島県の阿南市ですかね、それと三重県の長島町ですけれども、何十億という多額の損害賠償を請求されたというようなこともございまして、慎重

を期すということで、一応そこではとめたところでございますけれども、今回、事業計画の撤回がございましたので、今後も同じような計画が持ち出されないようにするためにも、今、とにかく早くこの条例をつくらなければならないと思っております。

3月議会には上程できるように、頑張っていきたいと思っております。

○議長（松本和幸君） 次に、ダイオキシン類汚染土砂処理問題について答弁を求めます。

田上産業建設部長。

（産業建設部長 田上和俊君登壇）

○産業建設部長（田上和俊君） 次に、ダイオキシン類汚染土砂処理問題について順次お答えいたします。

初めに、市管理分汚染土砂の中間処理・最終処分方法の変更についてお答えいたします。

中間処理につきましては、百間雨水ポンプ場を処理候補地として、市の処理量にあわせた小型の処理プラントを組み立て、汚泥と凝集剤を攪拌した後、分離沈殿槽で土砂と水に分離し、土砂については固化材により含水率を下げ、土に近い状態で搬出します。

また、土砂の最終処分についても、埋め立て処分から、セメント工場でセメント資源化してリサイクルする計画に変更いたしましたので、工法変更と同時に、維持管理が不要になることも大きな変更でございます。

次に、なぜ市独自の方法を選択せざるを得なかったかについてお答えします。

県との共同処分につきましては、平成18年8月に県から負担割合は処理量比とする案が示され、本年2月末の処分場着工後の県、市の協議の場においても、負担割合は、処分土量比案分であるとお互いに合意し、細部を詰め、協定を結ぶ準備をしたところでございます。

ところが、7月3日に県から提示された負担額は、中間処理については、市の1日当たりの処理量が少ないため、別積算になるとして、市の想定額より千数百万円高い負担額であり、それまで合意していた処分量比で市で積算した負担額に比べ2倍以上の負担額でありました。

市としましては、負担割合について県に再考をお願いしましたが、応じてもらえませんでした。それで県に共同処分ではなく、別の方法で検討することを説明し、7月17日に県の了解を得て、市独自で事業実施する検討を開始することといたしました。

最終的には県との共同処分と比較し、市独自の中間処理・セメント資源化の方が経済的であり、また、処分後の維持管理費が不要であることや、セメント資源化は市が取り組む環境モデル都市の理念に合致することから、市独自の方法を選択いたしました。

次に、反対する市民団体からの要望の主なものは何だったかについてお答えいたします。

しゅんせつ工事については、特に要望はありませんでしたが、最終処分については、無害化処理すること、無害化処理が技術的に困難であるならチッソ工場敷地内で一時保管し、後に無害化

処理すること、処分場所の梅戸は安全性に疑問があるなどの要望がっております。

次に、市が考えている処理法での工事費、処理及び将来にわたっての安全面での比較ではどうなるのか。また、市民の要望に沿い、環境モデル都市づくりの方向に合致していると思われているのかについてお答えいたします。

処理・処分については、県との共同処分費3,270万円に対して、市独自処分費は2,680万円と、約590万円経済的であります。また、埋め立てのみ共同処分すると仮定して比較した場合は、セメント資源化が約650万円高くなりますが、処分後の維持管理費を考慮した場合、長期的には同等か安価になるものと考えております。

市民の要望であります安全性の確保につきましては、最終処分の方法が全く異なりますので、単純に比較することはできません。埋め立て処分、セメント資源化いずれの方法も同様に安全性は保たれるのではないかと考えております。

また、セメント資源化としてリサイクル処理する方法は、市が取り組む環境モデル都市づくりの理念に合致していること、将来的には維持管理費も要らないこと、ダイオキシン類の汚染土砂がなくなることと考えております。

○議長（松本和幸君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 2回目の質問をいたします。

まず、今、市の理念にもかなっている、安価である、安全であるということですがけれども、県が行う汚染土砂処理事業、県管轄の分を市としてどのように今後関与されていこうと考えておられるのか。

また、県管理分の汚染土砂はそういう市方式では処理ができないのかどうか。

この2点についてお尋ねします。

○議長（松本和幸君） 田上産業建設部長。

○産業建設部長（田上和俊君） 緒方議員の第2の質問にお答えいたします。

県が行う土砂の処分についてどのように市として関与するかということでございますけれども、市としましては、以前から、県の処理につきましては、安全性が保たれるということで思っております。現在もそうでございますけれども。市と県との処理方法が違うということで、市民にもいろいろな意見がございますけれども、県の事業が今後、これまでと同様に、順調に安全に処理できるように、積極的に関与していきたいということで考えております。

次に、県管理分の汚染土砂が市の方法でできないかということでございますけれども、県のしゅんせつ部分につきましては、港湾に面しておりまして、また、量的に1万1,000立米ということで、非常に多量でございます。港湾の中にあるということは、塩分を非常に含んでおりまして、セメント化については塩分というのを非常に嫌いまして、その処理に立米当たり1万から2

万かかるということで、非常に多額になるということで、なかなか財政的に難しいということが一つあります。それと1万1,000立米という非常に多量でございますので、処理時間が非常に長くかかるということで、市は300立米で割と少ない時間でできますけれども、そういうことでなかなか県のしゅんせつ土砂については難しいのではないかとということで考えております。

○議長（松本和幸君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 今まで県との共同処理で考えてこられて、議会答弁でも大量の土砂であり、無害化処理は難しいというふうに市長答弁あったわけですがけれども、市長は一貫して県の方法がベストであると答えてこられました。これについてはどちらも安全性が変わらんのだという答弁ですので、わかりましたけれども。

しかし、中間処理費が2倍も高つくのであれば、共同処分からの離脱もやむを得ないと。特に市民からの要望は無害化であり、梅戸の処分場は問題と。後の安全管理が問題だったというふうに思いますけれども、市処理分だけでも無害化を、極論として財政調整基金全額はたいてまでも無害化をと言った議員もいたわけですが、そういうことを考えれば、工事費も高くなって、市民要望に沿う形の処分方法をよくぞ見つけ出されたなというふうに考えるわけですが、市民は感謝すると思うし、議員の立場でも当然支持をしたいと思います。

今後、県の処理、処分を最大限の努力をしていただいて、無事安全に全処理が終わって、将来にわたっての維持安全管理でも問題が起こらないように、県との共同で協力してやっていただきたいというふうをお願いをして、この問題については終わります。

○議長（松本和幸君） 次に、市制60周年事業について答弁を求めます。

葦浦総務企画部長。

（総務企画部長 葦浦博行君登壇）

○総務企画部長（葦浦博行君） 次に、市制施行60周年を迎えるに当たって、市長は水俣の歴史をどのように受けとめ、今後の水俣づくりに生かし、市民に将来の夢を与えようと考えておられるかについてお答えいたします。

これまでの水俣市の60年を振り返りますと、工業都市化による繁栄、水俣病の発生、環境にこだわったまちづくり、産業廃棄物最終処分場の建設阻止など、穏やかな波だけではなく、他の自治体では見られないようなさまざまな波が入り混じった激動の歴史であったと受けとめております。

このような多くの問題に直面しながらも、水俣市民は幾多の困難を乗り越えてきました。

その強い意志と行動力は、産業廃棄物最終処分場建設阻止、環境モデル都市認定という結果にあらわれました。

この市民の強い意志と行動力を、今後の水俣づくりに生かしていきながら、ゼロ・ウェイスト

宣言や新エネルギーの導入・整備促進など、環境モデル都市として、国内を初め、海外から羨望のまなざしで注目される水俣、また、九州新幹線全線開業や南九州西回り自動車道水俣インターの開通などの交通基盤・生活基盤の整備や福祉医療の充実による便利で暮らしやすい水俣、地場企業の支援と雇用拡大、スポーツ・文化イベントの開催、偉人の輩出、水俣の海・山・川など、自然と情緒を生かしたロマンチックな景勝地づくりによる若者が希望を持てる水俣など、60周年を機に、新たな水俣づくりに邁進していきたいと考えております。

次に、主要な行事計画と取り組み状況についてお答えいたします。

現在、市制60周年に向けて、関係各課でそれぞれの記念事業について調整をしているところでございます。記念事業の基本的な考え方としては、より多くの市民が夢を持ちながら楽しむことができること、また、より多くの市民がみずから参加し、市制60周年を祝うことができるようなもので、市の財政にも負担をかけない事業を行えるようにしてまいりたいと考えております。

今、記念事業として、NHKののど自慢の招致を考えており、現在、具体的な交渉を進めております。

○議長（松本和幸君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 答弁で、水俣市民は苦難の60年だったと、確かに激動の60年で、その困難を乗り越えた力が環境モデル都市、あるいは産業廃棄物処分場の阻止につながったと、そして、今後は市の景勝地づくりや新たな水俣づくりに頑張っていきたいということで、それについて、ぜひそういうふうにしていただきたいというふうに思います。

水俣市民は苦難の60年だったからこそ、大変な生活をしてきているということで、ここら付近でやっぱり面かじを大きく切って、やはり豊かさを実感できる、明るさを実感できる水俣づくりに今後も頑張っていきたいというふうにお願いしておきます。

それと、行事はNHKののど自慢を今計画しているということですが、できれば水俣出身者で成功した人、成功している人、そういう人を呼んでの行事計画を考えられないか。例えば集団就職で苦勞し、努力をした結果、その部門でひとつ名前を挙げている方等がいたとすれば、ぜひその人たちの苦勞をして人生を過ごした、その凱旋の場として、ぜひ水俣に呼んでやったらどうかと。例えば料理の面等で成功者があるとすれば、そういう人たちを呼んで、そういう教室をやる、あるいは水俣食材を使った開発をして、水俣観光の発展につなげる、そういう場をつくってやったらどうかというふうに思いますので、その点について考えがあれば教えていただきたいと思います。

また、一過性でない記念事業にも取り組むべきではないか。60周年を機会に、新たな景勝地づくり、新たな水俣づくりに取り組むということですので、例えば市民有志グループが力を入れている中尾山整備を記念事業と位置づけて、ぜひ力を入れて、これを整備して水俣の一大名勝公園に

するというふうにしたらどうか、あるいは当然、水俣市としては環境面での記念行事も考えていくべきだろうと思いますから、環境面での記念行事等は考えられないのか、これをお尋ねしたいと思います。

○議長（松本和幸君） 葦浦総務企画部長。

○総務企画部長（葦浦博行君） 今、緒方議員から３点ほどありましたけれども、まず水俣出身者で、名声を得た人、あるいは成功した人を呼んで、そういう行事をやってみたらどうかということでございます。これにつきまして、これまでも水俣の出身で、著名な文化人の方とか、関係のある方々に御協力をいただいて、そういう事業をやってきたということはございます。

実は今回もそういうことができないか、関係の方で検討をしております。

先ほども申しましたように、財政状況等、あるいは相手のスケジュールの都合等ございますので、その辺の調整もしながら、そういうことができれば、ぜひ取り組んでみたいなということで進めていきたいと思います。

それから、長期的な観点での整備というのもありまして、中尾山の整備についてということでございましたけれども、中尾山の整備につきましては、17年度から中尾山コスモス会を中心に、いろいろな園路、あるいはいやしの広場、鳥瞰広場等の整備を進めてきたというところでございます。

まさに今回のコスモス祭りとかは、物すごい人出ということでございまして、今後さらにその憩いの場として楽しんでもらえるような、名勝に育てていかななくてはならないというふうに考えておりますので、当面、展望台の整備等を順次やっていきたいというふうに考えております。

それから、環境面での記念行事につきましては、環境モデル都市の認定をことし受けましたので、それと絡めて国内外にPRできるような事業をできないかということで、今、検討を進めております。

○議長（松本和幸君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 中尾山については、そういう部分で取り組みたいということですが、ぜひ道路整備に一段と力を入れて、やはり行きやすいような公園にしていきたいというように思います。

それともう一点です。私たち、私が住んでいる16区の自治会で、一昨日、なべ滝の大がかりな整備をしたんですけれども、行ってみて、やっぱりよそにない岩を持つすばらしいところだと思うんですよ。ここら付近でも再認識したわけなんですけれども、16区で8年間整備してきたんですけれども、やっぱり地元での整備のレベルでは無理があってなかなかできない、ここら付近で、市で力を入れれば、これはすばらしい水俣の名勝になるんじゃないかなというふうに考えるわけです。特に岩場なんて日本のどこにもないんじゃないかなという岩場を持っていますので、ぜひこ

こら付近を水俣の観光資源になるように、調査をして、こら付近に力を入れていただければいいんじゃないか。特に先ほど、水俣の景勝地をつくるということでもありますので、60年事業として、水俣の名所づくりに力を入れるならば、ぜひこのなべ滝観光資源開発をぜひ検討してみたいということをお願いして、この問題は終わりたいと思います。

○議長（松本和幸君） 次に、過疎集落再生について答弁を求めます。

葦浦総務企画部長。

（総務企画部長 葦浦博行君登壇）

○総務企画部長（葦浦博行君） 次に、過疎集落は少子・高齢化が進み、限界集落化してきている今日、集落再生に向けた新たな取り組みを始めるべきと考えるがいかがお考えですかという御質問にお答えいたします。

現在、市内のいわゆる限界集落は25区大川、26区越小場の2カ所でございます。また、これに続く高齢化率40％を超える地区は10区宝川内、23区久木野、24区古里の3カ所でございます。水俣川に沿って高齢化が進んでいる状況でございます。

本市では、元気村づくり条例を制定し、大川、久木野、越小場と頭石の4地域を村丸ごと生活博物館に指定をしております。

平成19年度では100件、1,150人の訪問者を受け入れております。元気村づくりには、さまざまな目的がありますが、地域の自然や歴史、受け継がれてきた技など、地域の魅力を見つけ出していくこと、また、これを資源として訪問される方々に紹介し、体験していただくことで、そこに住む人が地域に自信と誇りを持ち、元気になっていただいております。

この取り組みは、まさに集落再生の取り組み事例として、全国から注目をされており、こういった取り組みを通じて、地域が元気になれるように支援していきたいと考えております。

今後、水俣を訪れた方が住んでみたくなるような、魅力的な地域づくりに取り組んでいかなければならないと思っております。

市外から転入される方に必要なものは、住居や雇用などでございます。現在、国において新たな過疎地域自立支援の法律が検討されておりますので、定住促進のための宅地造成や住宅の整備を盛り込むことなど、過疎地域の振興を国に強く要望していく必要があると思います。

また、山里で生活していくための農林水産業の指導、職業あっせんなどの仕組みを整え、支援してまいりたいと考えております。

次に、水源の里条例をつくって、過疎集落を支援し、過疎集落を再生するお考えはないかという御質問にお答えいたします。

水源の里条例については、京都府綾部市が集落自体の存続が危機的状況に直面している集落を水源の里と位置づけ、地域の振興を総合的かつ計画的に推進することを目的とし、みずからが主

体となり、住民の創意工夫により地域の振興を推進することを表明した自治会を対象に制定をされております。

上流は下流を思い、下流は上流に感謝するという考えの中で、地域の資源を生かした産業の開発と育成の推進等の取り組みは大変すばらしいと思います。

水俣市では、元気村づくり条例を平成13年度に制定し、現在、水源近くにある山間部の集落を支援しておりますが、綾部市の水源の里条例のいいところを吸収しながら、本市の元気な村づくりに反映していきたいと思っております。

○議長（松本和幸君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 2回目の質問をいたします。

村まると博物館の取り組みは大変すばらしいものです。集落が生き生きしているというし、見学者も大変多いというふうに聞いています。確かに取り組みのすばらしさは、きょうの熊日新聞では、農山漁村活性化モデルに指定をされたというふうに載っておりますので、これはこれですばらしいんだなというふうに感じます。

ただ、それと同時に、先ほども言いましたように、限界集落化した村は、やはりバス等の運行もなく、病院、買い物に行くのに大変苦労しているところもある。そして、コミュニティバス運行の要望もあるわけですが、やはり起点・終点の規定で困難なため、自治会の中でボランティアで停留所まで運行しているというところがあります。

そういうこともありますので、交通手段の確保は集落維持再生では非常に急務なことです。ここら付近についてお尋ねしたいんですけれども、菊池市の乗り合いタクシーが成功して視察者が多いということで、新聞等でも報道しております。また、そこら付近でそれを検討する気持ちがないのかどうか、菊池市の乗り合いタクシーですね。

それと、本年度から始まった国土交通省の地域公共交通活性化再生総合事業というのがありますけど、ここら付近を利用した実証実験等を一部でやってみたらどうかと、そこら付近についてお尋ねしたいんですけれども。

確かに過疎集落については、先ほど市長も言われたように、農林水産事業を見直してやりたい、あるいは今言われるように、水源の里条例ではなくて、いいところを吸収しながら支援をしていきたいということですので、そこら付近は安心しましたけれども、その2点について、まずお尋ねしたいと思います。

○議長（松本和幸君） 葦浦総務企画部長。

○総務企画部長（葦浦博行君） 今、菊池市の乗り合いタクシーの話出ましたが、本市の公共交通というのは、コミュニティバスをここ数年、見直し整備をしてきたということで、ことし3月に茂道・湯の鶴線というのを最後に、市内の完結路線を、コミュニティバスの整備が終わった

ということになっております。

ただ、住民のいろいろな御要望とかというのは、そういうコミュニティバス導入から5年、最初してから5年になるんですけれども、停留所の増設とか、あるいは延長とかというのは、方々から要望が来ているということを承知しております。

それから、そういう交通弱者と言われる年寄りとか、子どもさんの足というのを、やっぱり確保していくというのは、自治体にとっては重要な課題というふうに思っております。ただ、バスを取り巻く環境というのは非常に厳しいということで、県の補助金あたりも多分カットされていくだろうと、そうなっていきますと、市の補助金は逆にふえていくという、そういうジレンマとも抱えております。

利用者の減少はまだ実は歯どめがかかっておりません。ただ、コミュニティバスに関しては、かなり利用者というのは歯どめがかかりまして、逆にふえている部分もございます。ただし、全体で見たときには利用者は減少しているということで、そういう状況の中で、水俣市の地域の公共交通を検討しようという会議を実はもう既に立ち上げております。

将来の人口減、あるいは利用者減に対応するような、また、交通体系の見直し等も含めて、その会議の中で検討していくということになりますので、当然この乗り合いタクシーについても、今後の需要、あるいはバスの経緯を見ながら、十分検討をしていきたいというふうに思っております。

それから、国土交通省の地域公共交通活性化再生総合事業というのがございます。これで実証実験をやってみたらどうかということがございますけれども、いきなり実証実験というわけにはまいりませんので、実はその前に調査をやって、プランをやって、実証実験をするというのが规则的にはそういうふうやっていった方がいいのかなというふうには思っております。

ただ、そういう国土交通省の有利な、当初調査については100%補助がございますので、そういう見直しをやっていく中で、これは十分検討していく必要があるなというふうに思っております。

○議長（松本和幸君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 ぜひ検討を続けて、過疎化した集落のやっぱり支援というのを検討して頑張りたいというふうに思います。

水源の里条例は、先ほど言われたように、京都の綾部市、あるいは鹿児島県の南さつま市等で、全国160を超える市町村が取り組んでいるわけですが、全国水源の里連絡協議会というのでも結成をされているということで、ぜひこのいいところを参考にしていきたいということです。できればこの連絡協議会等にも情報交換の場として入ってみたらどうかという気持ちはないかということと、綾部市は昨年4月制定して、非常にいい、先ほども言われたように、上流は下

流を思い、下流は上流に感謝する。このすばらしい理念のもとに、上流の水源の里を守ることは自分たちの生活を守ることなんだと、しかも市の活性化につながるとして、高齢者が生き生きとした心豊かな集落をつくるんだというふうに取り組んでいるわけですがけれども、宮崎県日之影町はことし4月に水源の里条例を施行し、南さつま市は集落整備基本方針というのをつくって、村の維持に力を入れるということです、集落整備基本方針、こころ付近を制定する気持ちはないのか。

それと、上流が汚染されれば下流も汚染することは産廃処分場の戦いで証明済みですがけれども、上流は往々にして、そういう集落になれば下流のことを省みる余裕はなくなって、汚れた金でも金は金というふうに飛びつきやすくなる。自分の生活のみを考える人が多くなることが出てくるわけですね。あるところでは、産廃業者に土地を売り渡して、村ごと移転したところもあるわけです。そういうことも考えれば、心豊かな集落を再生することが、そういう悪魔の手から守るという一つの手ではないかというふうに考えます。

市長は、心豊かな市政を運営されておりますので、市長を含めた答弁をお願いしたいと思います。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 議員御指摘のとおりでございます。今おっしゃったように、心豊かな集落を再生することが悪魔の手から村を守り、下流を守ることだということでございますけれども、我々もやっぱり本当に頭石あたり、きょうも表彰されておりますけれども、地元は本当に力を合わせながら、地元のよさを発見していく、そして地元を守っていく、そのことが水俣市全体の活性化につながっていくと、そういうようにとらえておりますので、ぜひこころ辺のところも十分頭の中に入れながら、運営をしていきたいなと思っております。

○議長（松本和幸君） 葦浦総務企画部長。

○総務企画部長（葦浦博行君） 連絡協議会の参加を検討したらどうかということでございましたけれども、今、19年度で200ぐらいの自治体がこれに参加している状況でございます。

水俣の場合は、逆に元気村ということで、全国的にも結構注目をされているところでございますので、ほかの自治体の状況も把握できるかなと、いろいろな意見交換もできるかなというふうに、今考えておりますので、参加については検討していきたいというふうに思っております。

それから、水源の里の条例化等につきましては、現在、元気村をやっていることで、その辺の条例に、我々の元気村にないところを取り込んで、元気村づくり条例を、まだよりよいものにしていくのが先決かなと、そういうふうを考えております。

○議長（松本和幸君） 以上で緒方誠也議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため午後1時30分まで休憩します。

午前11時30分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、野中重男議員に許します。

（野中重男君登壇）

○野中重男君 皆さん、こんにちは。

日本共産党の野中重男です。

市民の皆さんの暮らしと安全を守り、水俣市の発展を願う立場から質問いたします。

一昨日の熊日新聞によりますと、内閣の支持率は25%に急落し、不支持は61%になったと報じています。首相の求心力低下が明らかになったとも報じております。

これは首相の暴言や失言だけではなく、ばらまき給付金での迷走、物価高には手が打たれず、株主には高配当をしながら、派遣社員や契約社員の首を切るような労働基準法違反事例があるにもかかわらず対策がとられない。また、三大メガバンクなどは公的資金を受けながら、中小企業への貸し出しを減らし、今は貸しはがしをしているのに対策が打たれない。年を越せない事業所が相次いで出ている。支持率の急激な低下は、これらの失政への国民の回答だと思います。

国民経済白書によりますと、日本の家計貯蓄率は3.4%で、10年前の3分の1に減少。日本政府が見本とするアメリカでは格差が1920年以来、最高とされています。

上位1%の富裕層が所得全体の21.2%を占め、下位50%の人たちが占める所得は、全体の12.8%にしか過ぎない、政府はこんな日本をつくろうとしているのでしょうか。

地方自治体からはどんな声が上がっているか。11月26日に全国町村長大会が東京で開かれておりますが、その中で各地の町長は、国政は全く機能不全に陥っている、三位一体改革の期待は見事に外れ、国庫補助負担金、地方交付税の削減で惨たんたるもの、後期高齢者医療制度でも、これだけぶれる国の政策はないと批判が相次いだと言われております。

このような中で、水俣市政も多くの課題を抱えておりますが、今、市民を守るために何が自治体としてできるのか、市長を先頭に日々努力されておりますが、私も提案を交えて質問したいと思います。

なお、前の質問と重なる部分がありますが、角度を変えて問うことになりますので、そのまま質問を続けたいと思います。

以下、質問いたします。

1、水俣病について。

①、現在までの熊本県と鹿児島県の水俣病認定申請者数について。

②、認定申請者については、1年がたつと、医療費の自己負担分を助成する治療研究事業制度があります。それが昭和44年以降に生まれた申請者には最近適用されなくなっています。その人数と根拠は何と聞いておられるか。

2、産廃処分場建設予定地の跡地と水道水源保護条例について。

①、跡地をめぐる東垂道路の動きと現在の状況について。

②、水道水源保護条例をつくり、市民の水がめを守る取り組みについて。

③、国有地の境界確定の進捗状況について。

3、百間水路のダイオキシン類の処分について。

①、水俣市が管理する水路には、国が決めた底質の環境基準である150ピコグラムを超える250ピコグラムのダイオキシン類が堆積していることに間違いはないか。

②、これまで水俣市は、熊本県とともに最終処分場を梅戸の海岸につくり、埋め立ての方針をとってきましたが、今回、独自にセメント会社に運び、高温で焼いてダイオキシン類を分解し、無害化し、同時に泥土をリサイクルする方法を打ち出していますが、このいきさつについて。

③、独自の処理での安全性の確保と、その場合の費用はどのようになるのか。

④、処理する費用の水俣市とチッソの負担割合はどのように決まるのか。

⑤、水俣市が管理する百間雨水水路は水銀除去工事で一度しゅんせつされています。改めてしゅんせつしなければならないくらい一般の土砂などがたまっているのか。

4、環境モデル都市づくりの進行状況について。

①、内閣府のヒヤリングがあったと聞きますが、どのようなものだったのか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 野中議員の御質問に順次お答えします。

まず、水俣病については福祉環境部長から、産廃処分場建設予定地の跡地と水道水源保護条例については私から、百間水路のダイオキシン類の処分については産業建設部長から、環境モデル都市づくりの進行状況については私から、それぞれお答えいたします。

○議長（松本和幸君） 水俣病問題について答弁を求めます。

吉本福祉環境部長。

（福祉環境部長 吉本哲裕君登壇）

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 初めに、水俣病についてお答えします。

まず、熊本県と鹿児島県の水俣病認定申請者数についてお答えします。

これまでの認定申請者数は、熊本県が1万6,953件、鹿児島県が6,506件であり、うち最高裁判決以降は10月31日現在、熊本県が3,733件、鹿児島県が2,459件となっております。

次に、認定申請者については、申請して1年がたつと、医療費の自己負担を補助する治療研究事業制度があったが、それが最近、昭和44年以降に生まれた申請者には適用されなくなったと聞くが事実か、その人数と根拠は何と聞いているかについてお答えします。

水俣病認定申請後、一定期間を経過した方に対して行政施策として、医療費を助成する水俣病認定申請者治療研究事業につきましては、事業対象者の要件として、これまで指定地域に5年以上居住し、認定申請後、1年を経過している者でありましたが、昭和44年以降生まれた、または44年以降に初めて指定地域に居住した者は、事業の対象者から外れることになります。

改正の根拠といたしましては、従来から指定地域に5年以上居住している者といった一定の要件を定めているが、居住開始時期についての定めがなかったことから、昭和43年までに居住を開始したことという点を明確にしたものである。このことは、保険手帳等のほかの医療費助成制度との整合性を図るため、保健手帳の制度の基本となっている平成3年の国の中央公害対策審議会答申をもとに設定されたと伺っております。

なお、今回の改正により、対象外となられる方の人数につきましては、十数名であると伺っております。

○議長（松本和幸君） 野中重男議員。

○野中重男君 今御答弁いただいたように、最高裁判決が出た後の認定者が熊本県、鹿児島県、合計で6,200人を超えているという状況です。ところが、この人たちについては、処分が全くされていません。判決が出てからもう3年以上経過しておりますけれども、処分されない事態は、まさに不作為の違法状態というふうに言われております。申請者が長期間処分されずにいるというのは、それこそ損害賠償請求すれば、裁判所は認めるというのがもう確定しておりますので、そういう事態になっています。

法治国家において、行政がこういう違法を繰り返していいのかというのが、私は問われているのではないかと思っています。この違法状態をどのようにするというふうに熊本県などから聞いておられるか。これが第1点です。

それから、第2点なんですけれども、今おっしゃったように、43年12月31日と44年1月1日ですばっと切られるわけなんですけれども、海の汚染がなくなったのか、あるいは汚染された魚は1日でいなくなったのか、全く根拠がわかりません。先ほどの答弁で、中公審答申という話がありましたけれども、中公審答申はそもそも毛髪水銀で50ppm以上の人についてのみ水俣病が発生するということを前提しております。それ以下の人たちについては発症しないんだということが前提になったのが中公審答申だと思いますけれども、しかし、44年以降の人たちについては、どん

な調査がされたのか、されていないというふうに私は思います。

それで、最近の新聞記事を持ってきましたけれども、11月5日付の熊日新聞、社説です。県の姿勢が見えないままだという見出しになっています。同じ症状の人が申請時期によって違う取り扱いになることは、公平であるべき行政がやるべきことなのだろうか。第一区切った時期が適当かどうかの議論もあるということですね。どういうことを言っているかというと、この行政施策が実施される以前に、44年以降に生まれた人については、手帳が交付されています。ところがこの施策がやるよというふうになった後の人については交付されていないんです。それが第一番に熊日新聞が言っている、申請時期によって違う取り扱いということの意味になります。もう一つは、区切った時期、43年12月31日と44年1月1日、これで本当にいいのかというのを熊日は指摘しているわけであります。

もう一つ紹介します。熊日新聞の10月6日付、患者線引きに疑問の声という記事ですけれども、岡山大学のお医者さんで教授をしております津田先生と富樫先生と原田正純先生が出ておりますが、津田先生はこういうふうに言っています。

中公審答申についてはデータも参考文献もついておらず、信用できないと言った上で、食物連鎖という水俣病の特徴を挙げ、汚水の排水がとまった直後に魚介類の水銀レベルがすぐにもとに戻ることは常識的に考えられないというのが、津田先生のコメントです。

もう一つ、原田正純先生、世界に初めて胎児性水俣病という概念を発表された先生ですけれども、68年と69年で何かが劇的に変わったわけではないとした上で、レベルがある程度下がった後の微量水銀が胎児に与える影響は、今でも未解明な部分が多く、世界じゅうが水俣を舞台にした研究に注目している。そんな中で、69年以降は水銀汚染はなかったと行政が言い切ることは、胎児性の研究にふたをすることになりはしないかというのが原田先生のコメントです。

もう一つ紹介します。10月9日付西日本新聞ですけれども、デスク日記という欄の中で、こういうふうにあります。中公審答申当初から、科学的根拠がないと被害者団体が反発していた問題をなぜ今ごろ持ち出すのか。水銀暴露のおそれがあるから、県は排水停止後も1997年まで水俣湾の安全宣言を見送ったではないか。県は対象の線引きは必要というが、発想が余りにも官僚的だというのが新聞のコメントです。

それで、以前議会でも紹介したことがございますけれども、今、微量汚染でどれくらい人体に影響を与えるのかというのは、どんどん研究が進んでいます。以前紹介しましたインド洋ではある島全体の子どもたちについて、アメリカのロチェスター大学グループが調査しておりますし、ハーバード大学の研究グループは、スウェーデンの北大西洋のフェロー諸島というところで研究しています。また、スウェーデンの研究グループは、ニュージーランドの漁村での研究などを行って、微量汚染の影響を調査しております。フェロー諸島とニュージーランドについては、

魚介類を多食する人たちで、子どもについての知能の発達状態が他の地域と比べると落ちているという研究報告もしておりまして、今世界は、特に影響を受けやすい胎児への水銀の影響について研究が進んでいるところなんです。

それで、もう一つ資料を紹介しますと、これも新聞記事ですけれども、1990年3月10日の熊日新聞と毎日新聞の記事持ってきましたが、昭和48年に猫の水俣病、汚染の広がる裏づけ、43年以降被害なし、行政の姿勢に疑問もというふうに見出しがついていますが、これは水俣市のある町部で、漁村じゃない、町部で飼われていた猫を熊本市のあるお医者さんがもらっていきまして、そのまま普通のキャッツのためのえさ等を与えて飼育していたんですけれども、小さいころからどうも歩き方がおかしいということで、死亡する直前に熊本大学第2病理学教室、国水総研の元所長をされていた衛藤光明先生が、熊大医学部の第2病理学教室におられたときに解剖して、それを学会に発表されたものです。48年でもこういう猫が発症している。猫についてはこれが一番顕著な資料なんですけれども、要するに44年以降については、どれくらいの汚染があったのか、あるいは、人体、胎児などへの影響はどうだったのか、これらについては全く調査されていない。そういう中で、今回の措置なんです。43年12月31日と44年1月1日とすばっと切ってしまう、こういう措置なんです。

それで、私は調査されていないというふうに思うんですけれども、昭和44年以降に生まれた認定申請者の水俣病症状だとか、精神遅滞の状況など調査された上で、今回の措置がとられたというふうに聞いておられるかどうか、これが2つ目の質問です。

以上、2回目は2点です。

○議長（松本和幸君） 吉本福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉本哲裕君） この違法状態をどのように県の方から伺っているのかというお尋ねでございましたけれども、まず第1点ですが、関西訴訟最高裁判決後、熊本県においては、認定審査会について、新たな救済策に強い期待感があると、そういった中で再開をされましたけれども、その救済策については、現実に実現をしていないという状況にあります。

そこで、県の方にも伺ってみましたんですけれども、審査の前提となる、今のところ疫学調査、あるいは検診が進められていると、今後の審査については、新たな救済策の動向を見定めながら進めていくことになる、そのように伺っております。

また、認定申請者の中にも政治救済を望まれておられる多くの方々がおられるということから、救済策の実現にも取り組むこととしていますと、そのように伺っております。

それから昭和44年以降については、保健手帳等のほかの医療費助成制度との整合性を図ったということでございます。

また、今回の見直しによって、水俣病の認定申請を制限したり、あるいは認定かあるいは否

か、そういった判断を行ったりするものではないと。したがいまして、神経所見については対応していないと、そのように伺っております。

○議長（松本和幸君） 野中重男議員。

○野中重男君 県からの回答を今答弁していただいたんですけど、要するに、違法状態をどうするのかということでは回答になっていないんですよね。新たな救済策を見て、それに対応するということは、新たな救済策がつくられれば、認定申請者は多分取り下げだろうから、それで終わりにするんだということなんだと思うんです。違法状態をどう解決するのかということでは、全く回答になっていない。それが今の環境省なり、熊本県、あるいは鹿児島県の対応だというふうに言っていると思います。

2点目の、44年以降調査はしたのかということですけども、これについても一緒です。御答弁は保健手帳との整合性を図ったとか、認定申請を制限するものではないという話はあったわけですけども、結局調査はされていないんですよね。

それで、本当にこんな状況でいいのかというふうに、改めて思います。

今、いろいろなところで与党PTも案を出したりしておりますけれども、中央の政治が混乱しているというのもありますし、あるいは負担の問題もありますし、患者団体が批判しているということもありまして、これがいつできるのかわからないという状況です。

本当に何とか一日も早くしなきゃいけないというふうに思いますけれども、不作為状態を重ねて重ねて今の大混乱を招いているというふうに考えますと、抜本的な対策が私は要るんじゃないかなというふうに思っています。

それで、最後の質問になりますけれども、環境省や熊本県に調査をきちっとして、科学的な根拠に基づいて対策をなささいということを、市長は機会をとらえてそういうふうに主張していただきたいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 今、議員の方からいろいろ御質問等ございましたけれども、私もこの問題につきましては、一日も早い解決をしなければならないということで、いろいろ考えているところで、県、あるいは国、また、弁護士さんの方々ともいろいろ話をさせていただきながら、一日も早い解決をとということで、今いろいろな話を進めさせていただいているところなんですけれども、正直申し上げまして、なかなか前に進まないといえますか、前が見えてこないという状況の中でございます。

しかしながら、このままではいけないということですので、当然そのように私も受けとめておりますので、できる限り前に進むように、全力を尽くして頑張っていかなければならないと思っております。ぜひ、機会をとらえて、そのような話もさせていただければと思います。

○議長（松本和幸君） 次に、産廃処分場建設予定地の跡地と水道水源保護条例について答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 次に、産廃処分場建設予定地の跡地と水道水源保護条例についての質問にお答えします。

まず、跡地をめぐる東亜道路の動きと現在の状況はどうかという質問にお答えします。

大川議員、緒方議員の質問でもお答えしましたとおり、水俣市としては東亜道路に対して、まず水俣市に処分場計画用地を寄附していただけないかと考え、上京し、会社を訪問したり、電話にてコンタクトをとり、土地の今後の処分等について問い合わせを行ってまいりました。

しかし、十分な回答をもらえないまま、先月の18日、東亜道路の役員2名が水俣市を訪れ、処分場の土地を木臼野の里という会社に、売買契約書に、処分場として使わないという条件を入れて売買する予定であることが説明されました。

早速、産廃阻止！水俣市民会議の理事会を先月28日に開催し、今後の対応について、協議を行いました。その結果、東亜道路に対し、最終処分場及び中間処理施設を含む廃棄物処理施設としての使用はしない等の要望書を提出することになり、その要望書は、先週既に送付したところで

す。

今後は、木臼野の里の事業の実施状況や転売等の動きを継続的に監視したり、処分場計画地内の国有地の水俣市への払い下げ手続等を進めていきたいと考えております。

次に、水道水源保護条例をつくり、市民の水がめを守る取り組みについてお答えします。

水道水源保護条例につきましては、先ほど緒方議員の御質問にもお答えしましたとおり、事業者の手続などを義務づけた基本条例の形式で、今年度中に制定する予定にしております。

次に、国有地の境界確定の進捗状況についてお答えします。

先ほど緒方議員にお答えしましたとおり、産廃処分場建設予定地内の国有地につきましては、国有地に隣接しております里道、東亜道路工業株式会社所有地、その他民地を含めた一帯が、平成18年度の地籍調査で筆界未定になっております。

そのため、国有地を所管しております熊本県が、国有地部分についての境界確定及び国有地と里道がつながっているかの確定が必要であると判断し、本年6月に熊本地方法務局に筆界特定制度による筆界の確定を申請しております。

その後、本年8月25日に、熊本地方法務局による第1回目の現地確認が行われ、11月4日に、熊本県や水俣市、東亜道路工業株式会社に対して、筆界調査委員による現地での聞き取り調査が行われました。今後の動きにつきましても、先ほど緒方議員に述べさせていただいたとおりであ

ります。

○議長（松本和幸君） 野中重男議員。

○野中重男君 流れについては、前の先輩議員の答弁も聞いておりますので、大体わかりました。

私、きのう7時半からNHKテレビのクローズアップ現代というのを見ておりましたけれども、滋賀県、福岡県などで不法投棄があつて、その処理に膨大な費用がかかっているという報道がありましたけれども水俣市は、市長を初め、議会、市民、いろいろなよそにいる人たち含めて、協働の力でこれをとめて、本当によかったなというふうに思っているところです。

それで、市民会議の理事会でも要望書出されたということですし、水道水源保護条例についても、3月議会に提案したいということでした。水道水源保護条例については、今は水俣市は計画が撤退されておりますので、何の気兼ねなくやっていいんじゃないかなと思いますが、最高裁判決で三重県の例だとかおっしゃいましたけれども、判決の中身は、そういう保護条例をつくっていること自体がいかんということではなくて、業者との間で協議を十分すべきだったと、協議がされていなかったから違法なんだということで最高裁判決をしています。

ですから、今の状態は、冒頭申し上げましたように、遠慮なく水俣市でつくれるものを、一番いいものをつくると、住民の皆さんの理解も得ながらというふうになっていると思いますので、しっかりしたものをつくっていただきたいというふうに思います。

ここでは1つだけ質問しておきます。

国有地と里道等の筆界未定のところなんですけれども、熊本県が法務局に書類を出して、現地調査だとか、委員会だとかされたというふうに聞いておりますが、水俣市として、熊本県なり、法務局なりに働きかけるということは、今はないのか、そしてできないのか、その辺については、どういうふうに検討されているかということを1点だけお尋ねしたいと思います。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 水俣市といたしましても、国有地が一日も早く市に払い下げられるように、今後も引き続き九州農政局等に対しまして、お願いをしまいたいと思いますし、強い働きかけをしていきたいと、そのように考えております。

○議長（松本和幸君） 次に、百間水路のダイオキシン類の処分について答弁を求めます。

田上産業建設部長。

（産業建設部長 田上和俊君登壇）

○産業建設部長（田上和俊君） 次に、百間水路のダイオキシン類の処分について順次お答えいたします。

初めに、水俣市が管理する水路には、国が決めた底質の環境基準である150ピコグラムを超える250ピコグラムのダイオキシン類が堆積していることに間違いはないかについてお答します。

平成14年9月の調査においては、栄橋が140ピコグラム、チッソ排水口が160ピコグラム、ネットヨタ付近が140ピコグラム、百間雨水ポンプ場付近が250ピコグラムでありました。

その後、平成15年6月のチッソ排水口付近の調査では、75ピコグラムと110ピコグラムであり、最新の平成19年1月から2月の調査結果では、栄橋が170ピコグラム、チッソ排水口が85ピコグラムから160ピコグラム、ネットヨタ付近が28ピコグラム、百間雨水幹線最下流が2.8ピコグラムでありました。

次に、これまで熊本県とともに梅戸の海岸に最終処分場をつくり、そこに埋め立てる方法から独自にセメント会社に運び、リサイクルする方法を打ち出したいきさつについてお答えいたします。

県との共同処分につきましては、さきの緒方議員の質問にお答えしましたように、平成18年8月に県からしゅんせつ工事を除く、中間処理及び土砂処分等共同処分について、県・市の負担割合は処分量比とする案が示されております。

本年、3月18日の県・市の協議で、処分土量比案分を基本とすることにお互いに同意し、4月16日に正式に市から県知事あてに共同処分に関する協議文を提出し、その後6月18日の負担割合協議でも事務費及び維持管理費用を除き、処分量比案分については同意をしております。

この時点では、市は概算の共同処分負担額は、県のしゅんせつ土量約1万1,000立米と市のしゅんせつ土量約300立米から、対象工事費約6億8,000万円の3%である2,040万円程度と想定しておりました。

ところが、7月3日に県から提示された負担額は、共同処分のうち、中間処理については、市の施工量が少ないため、別積算になるとして、市の想定額より千数百万円高い3,270万円でありました。

市としましては、負担割合に納得がいかず、県に再考をお願いしましたが、変更してもらえず、県に別の安価な方法を検討することを伝え、7月17日に県の了解を得て、中間処理から最終処分まで、市独自で事業実施する検討に着手いたしました。

また、9月10日の谷口議員の一般質問には、独自の埋め立て、焼却、溶融、再資源化等について種々の角度から検討する旨を答弁すると、県には説明して、了解の上で答弁したところです。

最終的には、10月22日に県との共同処分と市独自の中間処理・セメント資源化の概算事業費の比較を行い、県との共同処分3,270万円に対して、市独自処分は2,680万円と経済的でありました。

また、処分後の維持管理費が不要であることや、リサイクル処理する方法は、市が取り組む環境モデル都市づくりの理念に合致していることから、市独自の方針を決定したものであります。

次に、独自のこの処理で安全性は確保できるか、その場合の費用はどのようになるかについて

お答えいたします。

しゅんせつ工事については、雨水路の一定区間を土のうで仕切り、施工することとしており、安全性については、工事区間内の汚染土砂や濁水が区間外に影響がないような施工を行うとともに、百間港において監視点を設置し、濁度で監視する計画です。しゅんせつ後の中間処理の方法については、処理プラントを現場に持ち込み、汚泥と凝集剤を攪拌し、分離沈殿槽で土砂と水に分離します。

分離した余水については、県と同じ方法になりますけれども、ダイオキシン類は水には溶けにくく、浮遊物に付着しやすいことから、濁土で管理しながら、一般水域への放流基準である1リットル当たり10ピコグラム以下で放流することで安全性を確保いたします。

また、中間処理した土砂の最終処分については、セメント工場でセメント資源化してリサイクルする計画です。

工場では、ダイオキシン類の土壤環境基準1,000ピコグラム以下の建設汚泥として受け入れ、製造工程で1,450度程度で焼成することで、ダイオキシン類を分解するものです。

安全性については、工場の排煙が廃棄物焼却炉の大气排出基準を超えていないことで判断しておりますので、問題はないものと考えております。

費用につきましては、共同処分と市独自処分の比較の観点が、県と市では異なりますが、市の考え方では、市単独処分が同等か安価であると判断しております。

あえて最終処分だけを取り上げて、陸上埋め立てとセメント資源化を比較するならば、セメント資源化の方が割高となりますが、今後の維持管理の費用を含め考えれば、簡単には比較できないのではないかと考えております。

次に、水俣市が処理する費用の市とチッソの負担割合はどのように決まるのかについてお答えします。

汚染原因者に求める費用負担につきましては、今後チッソへの負担割合の説明や、水俣市環境審議会を経て決定することになりますが、市の考え方につきましては、さきの第1回水俣市環境審議会で説明いたしましたところです。

説明内容は、費用負担の法的根拠は、公害防止事業費事業者負担法によること、公害防止事業費にかかわる公害について、その原因となると認められる程度、寄与率は99%であること、負担総額は公害防止の機能以外の機能や公害の程度等による減額の事情があるが、額の算定は困難であること、また、この事業は状況から、堆積中に有害な物質が相当量含まれ、公害の原因となる物質が著しく堆積し、もしくは水質が著しく汚濁している場合ではないため、負担総額は公害防止事業費の2分1以上4分の3以下の割合に該当すると判断しておりますが、公害の原因となる物質が蓄積された期間等を総合的に勘案して決定する必要があると考えております。

次に、水俣市が管理する百間雨水水路は水銀除去で一度しゅんせつされている、改めてしゅんせつしなければならないくらい一般の土砂がたまっているのかについてお答えいたします。

水銀除去でのしゅんせつ後の底盤コンクリートを設置しており、平成元年から平成11年にかけて数年ごとにしゅんせつして管理しております。

平成十五、六年ごろには、環境や景観的に維持管理としてのしゅんせつ時期でありましたが、ダイオキシン類の問題がありましたので、通常のしゅんせつが困難であり、現在のように堆積汚泥が多くたまっており、臭気も増し、草木も茂った状況でありますので、早急にしゅんせつしなければならない状況であります。

○議長（松本和幸君） 野中重男議員。

○野中重男君 この問題については、議会の全員協議会とか議会運営委員会などでもいろいろ説明していただいて、そのときも質問等しておりますので、大まかには理解しているつもりなんですけれども、さらに、今答弁いただいたことに沿って、2回目の質問をしたいと思います。

最初言いました、環境基準より多いものがたまっているのかということについては、国の環境基準が150ピコグラムですから、250ぐらいが百間の排水口の内側にあったということですので、これは環境基準を超えていると、2倍まではいかなくても超えていると。

方針転換のいきさつについては、前の答弁でもありましたので、大まかな流れは理解しております。

安全性の確保のところについては、後でここは質問をしたいと思います。

負担割合についても、後で質問をしたいと思います。第2回目の質問ですけれども、議会運営委員会で配付された資料があります。議員ももらいましたけれども、そのことについて、以下、何点かに分けて質問しますが、項目が多いですけれども、通告のときに大まかに言ってありますので、準備していただいていると思いますから、そのまま述べます。

熊本県は水俣市の処理方法は国の指針に含まれていないと言っておりますけれども、それとの関係はどう考えるのか。

2番目は、県が設置し、水俣市も参加した検討委員会で、処理方法にこの無害化というのは入っていないけれども、それとの関係はどうか。

それから、県との共同埋め立てによって費用が高くなるというふうに言っておりますけれども、それはどうか。

環境への放出につながらないか不透明だというふうに言っておりますけれども、これについてはどうか。

それから、ここまでは議運で出された資料ですけれども、費用負担をどういうふうに決めるのかということでは、環境審議会で答申をいただいて決めるというような話がありました。それ

で、ここの委員長は、県環境センターの藤木素士先生というふうに思いますけれども、県の職員で市民に説明するときに公平性が保てるか。また、藤木先生は、水俣病の裁判でありますノーモア・ミナマタ訴訟の国と県の申請の証人として、今度出られるというふうに聞いておりますけれども、国と県の主張を立証するための証人で、公平性が保てるかということですね。

それから、6点目は、ダイオキシン類が堆積しているから、公害防止事業でしゅんせつ工事になったんだというふうに、さっきの最後の答弁に一部含まれている部分はあると思いますけれども、そういうふうに理解していいか。

以上、2回目の質問です。

○議長（松本和幸君） 田上産業建設部長。

○産業建設部長（田上和俊君） まず1点目ですけれども、県は、水俣市の処理方法は、国の指針に含まれてないようだがということですが、確かにセメント資源化については、対策技術指針には含まれていない処理方法ではありますけれども、最終処分の目的である汚染物質が大気とか水質とか地下水とか土壌とか、汚染されることがないと、今回のリサイクル化について思われますので、市としましては、このセメント資源化については、適切な方法だというふうに思っております。

また、県が設置した、水俣市も2回目から参加しているということでございますけれども、検討委員会に示された処理方法に含まれていないというような、その関係についてでございますけれども、平成15年4月から16年12月にかけて、4回の検討委員会がなされております。この中では陸上処分が経済的であるが、最終的には事務局で決定するような内容であります。

また、現時点で水俣市が安全性とか経済性を考慮して検討した結果であれば、検討委員会での検討範囲に含まれていない処理であっても、これは問題ではないというふうに判断しております。

それと、県との共同埋め立てより費用が高額となると言っているが、それはどうかということですが、共同処分の考え方や経済比較の観点から、市と県ではちょっと意見が食い違っております。例えば、維持管理費について、県は市の負担額は数十万円というふうにしておりますけれども、市は適切な維持管理を行うことで、埋め立て処分が安全であるというふうに考えております。

そう考えて計算すると、市の負担は、未来永劫続くことになってしまいますけれども、少なくとも50年ですと500万円以上とか、そういう形になるんじゃないかということで、県と市と比較しても異なりますし、市としては埋め立て処分して維持管理するよりもセメントリサイクルした方が安価になるんじゃないかと、同等か安価になるんじゃないかと考えております。

それと、環境への放出につながらないか不透明とも言っているがどうかということに対しまし

では、セメント資源化につきましては、工場では1,450度程度で焼成してセメント製造することになっております。この中でダイオキシン類を分解することになっておりますけれども、工場の排煙が廃棄物焼却炉の排水基準というのがありますけれども、1立米当たり1.0ナノグラムを超えてはいけないという基準がありますので、このセメント工場におきましては、大体セメント協会の平均値というのは、0.01ぐらいということで、かなり低い水準で放出される形になりますので、安全性は確保できるものと考えております。

それと、6点目の、チッソから排出されたダイオキシン類が堆積しているんで公害防止のしゅんせつ工事するのかということでございますけれども、百間水路につきましては、チッソ排水だけではなく、いろいろなところから排水等が入っておりまして、先ほども答弁で申しましたように、かなりの期間で堆積しております。今回こういう形でしゅんせつ工事をするんですけれども、基本的にはダイオキシン類も除去するんですけれども、同時に長年たまっていた土砂もしゅんせつするというふうに市としては考えております。

以上でございます。

○議長（松本和幸君） 吉本福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 市の環境審議会委員長への御質問でございましたけれども、市の環境審議会委員長は、議員の方でおっしゃられました環境センターの館長、藤木館長でございますけれども、環境衛生分野を専門とされ、水質分析等に非常に詳しいと。そういった学識経験者でございまして、県の非常勤職員ではありますが、市の環境審議会の委員長として、公平な立場で職責に当たられていると、そのように認識をいたしております。

お尋ねの公平性が保たれるのかということでございますけれども、その辺は保たれるというぐあいに理解をいたします。

また、予定されるとお聞きしますけれども、ノーモア・ミナマタ国賠訴訟の証人としての立場と、それから環境審議会の委員長としての立場につきましては、明確に異なるものと理解をいたしております。

○議長（松本和幸君） 野中重男議員。

○野中重男君 質問事項多かったものですから、詳しく答弁していただきましたけれども、藤木先生のところについては、判断に迷うところもあるんですけれども、そういう声が出てくることも今後もあり得るということを前提に、これからのこともずっと考えていただきたいというふうに思います。

それから、6番目に質問しました公害防止しゅんせつ工事は、ダイオキシンがあるからするのかということでは、私は、ダイオキシン処理があったためにしなければいけなくなったんじゃないかというふうに理解しています。

これまでも定期的にしゅんせつしていたというのは聞いておりますけれども、この汚染物質に起因するしゅんせつではないかなというふうにも考えているところです。

それで、熊本県がいろいろ言っていますこの無害化については、いろいろなことを言っているわけですが、私も検討委員会、熊本県と水俣市がつくって、水俣市も参加した検討委員会の議事録及び国土交通省の資料をちょっと調べてみました。私の手元にあるのは、平成15年10月7日に開かれました第2回検討委員会資料ですが、ここではこういうふうに書いています。水から上げて中間処理して、セメントを入れて固化するという、今の計画が適用可能と思われるというふうに言った上で、こういうふうに言っているんですね。以下に分解無害化処理技術、機械脱水技術、プラント固化処理技術の内容を示すということで、処理処分のコスト比較を行ったというふうに書いてあります。

分解無害化技術の概要については、こういうふうに言っています。

ダイオキシン類に汚染された底質は、恒久的処理としては、分解無害化処理の方が理想である。水俣港の底質についても1リットル中に幾ら溶出するかというのが基準があるわけですが、単にたまっているんじゃなくて、それが水の中にどう溶け出すかというのが一番危険だというふうに、指標としては危険な指標だというふうに言われているんですが、最大で18ピコグラム、1リットル中ですね。溶出の環境基準は1ピコグラムですから、最大で18、ここでは、文章では、10ピコグラムを超える溶出が確認されておいて、汚染底泥の分解無害化が望ましいところであるというふうに検討委員会でも同じように言っているんですね。なぜそれを採用しなかったかということ、費用の問題というふうに書いてあるんです。それで、技術が確立していないじゃないかということについては、こういうふうに言っています。現在適用可能性のある技術としては、旧環境庁、現環境省、今環境省ですが、実証調査可能技術として、選定された以下の2技術を挙げることができるというふうに言っています。以下の2技術というのは、要するにジオメトル法、高温で焼くという方法と、アルカリ触媒化学分解法（BCD工法）というのがあるんだそうです。こういうふうに、検討委員会でも無害化処理が望ましいということが検討されて、資料も出ている。

もう一つ紹介します。手元にあるのは、国土交通省北陸地方整備局がつくった港湾における底質ダイオキシン類の分解無害化処理技術データブックという資料ですが、その前書きのところで、こういうふうに言っています。本データブックが港湾におけるダイオキシン類対策に活用され、ダイオキシン類汚染底質の分解無害化処理が確実かつ経済的に実施されることにより、良好な水質環境を次世代に継承できるよう期待するものであるというのが前書きです。

もう一つ、この中の資料を見ますと、分解無害化処理技術の分類というところがありますが、熱による分解、化学反応による分解、生物作用による分解の3種類に分解技術は大別されると。

底質中のダイオキシン類を分解無害化处理する場合も、このいずれかの方法によることになるというのが、国土交通省のこのデータブックの中に入っている資料であります。

そういうのからすると、熊本県がいろいろと言っておられることについては、みずから検討してつくった検討委員会だとか、国交省の資料などからも根拠は希薄だというふうに私は思っています。

それで、3回目の質問に行きますけれども、第1番目は、先ほど答弁いただいた中で、平成14年と19年、途中でもう一回調査されていますけれども、ありましたけれども、2つの点、14年と19年のデータで見えますと、ネッツトヨタ付近とか百間はさっきおっしゃったとおり、10以下になったりして少なくなっています。しかし、栄橋については160が170ピコグラムというふうに、5年たってふえているんですね。14年よりも19年がふえています。チッソの排水の出口、排水口のところは、最大で160ピコグラムと、これは数字が変わっていない。いずれも環境基準を超えているのがそのまま残っていて、ふえたり、そのままになったりしているというふうにあります。この原因については、泥土が滞留して流れないからそのままなのか、あるいは製造施設から飛散したものがチッソの工場内にあって、それが雨水などで運ばれて、水路に流れ出ているのか、いろいろなことが考えられるというふうに思います。

今回しゅんせつしたのに、しばらくすると、またダイオキシン類がたまっていて、再び工事をしないといけない、こういう事態になってはならないというふうに思います。

そこで、この辺の百間水路にチッソから出る工場の水は点検されたのかどうか。その辺の対策は考えていらっしゃるかどうかというのが第1点であります。

2つ目の質問ですけれども、先ほど飛散はないかというふうに、熊本県も飛散するんじゃないかと言っているし、いやセメント工場の標準値では、1点ナノグラムじゃなくて、0.0幾つのナノグラムだという答弁ありましたけれども、いずれにしても、業界からそういうふうに言われているということだけではなくて、今度持ち込もうとしている工場の排煙、分解するわけですが、それでも煤煙となって飛び散ることが一番注意しなきゃいけないというのが国土交通省の資料にも出ております。ですから、飛び散る煤煙については、万全の対策がされているかどうか。工場の設備とか、詳しい資料だとかは確認されているかどうかというのが2点目です。

それから3点目の質問に入りますけれども、私もそのうちの一つですけれども、3つの住民団体がありまして、安全性や埋立地の選定などについて、熊本県と繰り返し交渉をしてきました。住民説明会でも意見を言ってきたんですけれども、主な主張と回答をちょっと紹介したいと思います。無害化できないかということについては、いろいろなところで実施しているじゃないか。例えば和歌山県橋本市などでも、全部無害化处理しております。というふうに言うと、これはしれないと言われました。梅戸に埋め立てると地盤が不安定じゃないか、あるいはビニールシートを

敷いたとしても不等沈下起こす可能性があるではないか、また、その最近行政関与の管理型処分場では、シートの下に電線を引いて破れた箇所が感知できるようになっているじゃないか、そういう設備はしないのかというふうに言ったら、それはしないというふうに言われました。

それから梅戸の海岸ですけれども、あの辺に住んでおられる高齢者の人たちから話を聞きますと、40年から50年の間に5、6メートルくらい海岸が浸食されている。それで護岸の工事をしたとしても、上はそのままです。浸食されるんじゃないかというふうに言いますと、そのときは膨大な工事費用がかかるんじゃないかと言いますと、そのときはそのときでまた工事しますというふうな話でありました。

また、最終処分場については、さっき答弁あったように、チッソの工場の中にその戻したらどうかというふうな主張を住民団体でしたわけですが、県の港湾課は、工場の中は水が上ってきて危険だというふうに言われたんです。だからできないと言われました。それで、しかし、チッソの工場の中にはプラント等の高濃度のダイオキシン類をコンクリートの保管庫に入れて保管してあるのではないかと、これも安全ではないのかというふうに聞きますと、県の環境保全課は安全と言いました。港湾課は黙りこくってしまって、県の課内で説明が違うんです。だから港湾課は結局黙りこくってしまう。論理矛盾に陥って答えられないというふうなことがありました。梅戸の土地購入先にありきで進めたんじゃないかというふうに思われるところもあります。

それから、もうちょっと説明しますと、港湾課の説明は、もう本当に後出しじゃんけんが多いというふうに私は思っています。

例えば不等沈下するんじゃないかというふうに話すると、補強工事をします、柔らかいところは補強工事をしますというふうに言われたんです。しかし、直近の説明では、そんなことは言っていないというふうに言われました。

また、水俣港の船だまりから梅戸へトラックを走らせるわけですが、途中で見通しが悪いところがあるんじゃないかというふうに言いますと、離合できるか監視員をつけると言いました。トラックを走らせて離合実験をしたのかと言うと、どこで離合できるのかというふうに聞きますと、離合場所は特定できなくて、走行実験もしていないというふうなことでありました。

それで、こういうふうなことがありまして、不信がたまっているわけですが、最後の質問です。

第1回目の答弁にあったように、負担割合のところですが、この法律で公害を出した事業者の負担が決められているというのは答弁あったとおりです。1回目の答弁では、県が指摘した根拠をそのまま引用しておられますけれども、それでいいのかというふうに私は思います。

先ほどから議論になっていますように、ダイオキシンがあるから今度しゅんせつ工事しなきゃいけないんじゃないか、費用も多くの費用がかかるんじゃないかというふうに思います。

もう一つ資料を紹介します。熊本県弁護士会がこのダイオキシン類について、10月に出した会長名の意見書なんですけれども、熊本県は法の適用に誤りを犯しているということです。公害防止事業費事業者負担法7条2項にはイとロというのがあるんですけれども、この負担割合が少ない方に行くように県はやっている。これは法の適用が誤っているというふうに述べてあります。

費用負担が未定である水俣市所管の事業についても、同じようにならないように、ちゃんと検討されるべきだというのが県弁護士会の意見書であります。ですから、住民監査請求とか、公金の返還請求等に耐えられるような結論を十分議論しながら出さなきゃいけないというふうに、私は思いますけれども、この辺についてはどういうふうにお考えになるか。

3点ですけど、答弁をお願いします。

○議長（松本和幸君） 吉本福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉本哲裕君） まず第1点でございますけれども、チッソの工場の水は点検をしているのかということがお尋ねでございましたけれども、チッソの方では東門の現在排水の検査というのを年2回実施されておりまして、現在までダイオキシン類については、環境基準以下であるというぐあいに伺っております。

それと、熊本県においても、百間排水路の緑橋、いわゆるちょうど港湾に至るところですけれども、公共用水域におけるダイオキシン類の調査を行っておりまして、その調査でも環境基準を守る0.15という数字になってございます。

それから、公害防止事業費事業者負担法についての見解でございますけれども、幾つか市民のお考えであるとか、熊本県弁護士会のお考えであるとかということもちょっとお話がありましたけれども、この点についてはいろいろな見解をお持ちの方がおられるということも承知をいたしておりますけれども、本事業に係る費用負担のあり方については、最初、産業建設部長の方から御答弁申し上げましたとおり、公害防止の機能以外の機能、そういったものをどのように判断するのか、あるいは公害の原因となる物質が蓄積された期間であるとか、あるいは公害防止事業に係る公害の程度をどのようにしんしゃくするのか、しんしゃくしながら法の定めるところに従って環境審議会への諮問は行いたいと、そのように考えております。

○議長（松本和幸君） 田上産業建設部長。

○産業建設部長（田上和俊君） 持ち込むセメント工場のことについてでございますけれども、ダイオキシン類の飛散がないかということでございます。

数社に確認しておりますけれども、今まで、今年度は4回測定しておりまして、電気集塵機ということで、一番最終の段階の排出のところを検査しておりますけれども、1回目が0.072ナノグラム、2回目が0.0000097ナノグラム、3回目が0.00013ナノグラム、4回目が11月に検査して、

まだ結果が出ていないということですが、先ほど申しました排出基準につきましては、1.0 ナノグラムということでございますので、今年度実施した測定については、10分の1以下ということで、安全性は確保されるのではないかと考えております。

それと、セメントリサイクル化の工程につきまして、まず、どういう形でダイオキシンが発生するかということですが、まず、ダイオキシンにつきましては、未燃の有機物と活性塩素が反応してダイオキシンが発生することですけれども、この工場につきましては、プレヒーター、余熱処理する装置なんですけれども、これは900度ぐらいの装置がついております。それとセメント焼成炉の排ガスと熱交換して、相互に四、五回その熱交換を繰り返して、排出する排煙を処理することです。排ガスに含まれている活性塩素の多くは石灰石である原料に含まれるカルシウムとか、ナトリウムとか、そういうものと反応して、塩化カルシウムとか塩化ナトリウムとかができるということですが、排ガス中の塩素イオン濃度が、こういう繰り返すことによって、非常に濃度が薄くなるというか、そういうことでダイオキシンが非常に少なくなると、排出が少なくなるとということで、実際その工程表も確認しておりますし、そういうことであれば非常にダイオキシンの飛散が極度に少ないというふうに、市としては確認しております。

以上でございます。

○議長（松本和幸君） 次に、環境モデル都市づくりの進行状況について答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 次に、環境モデル都市づくりの進行状況について、内閣府のヒアリングがあったと聞きますが、どのようなものだったかという質問にお答えします。

本市は今年7月環境モデル都市に認定されました。その結果、日本全体の温室効果ガスの削減に向け、先進モデルとして、全国の市町村のモデルとなるような先導的な取り組みが要求されています。

本市を初めとする環境モデル都市6都市の温室効果ガス削減の取り組みが全国の市町村の取り組みへと拡大・普及し、日本全体の温室効果ガスが削減されていくことが期待されています。

環境モデル都市認定後、本市では、以前認定申請時に提出しました提案書の内容の見直しを行い、10月末に内閣府にアクションプランの素案を提出いたしました。そして先月18日、ヒアリングを受け、本市の計画内容について意見や指摘がありました。

水俣市の環境に配慮した取り組みの特徴は、市民、地元企業、市議会、行政が一体となった取り組みだと思えますし、今後もこの一体となった取り組みを推進していかなくてはなりません。ごみの分別にしても、本市独自のさまざまなISOの取り組みにしても、環境に配慮した取り組み

みを行うという市民意識が基礎にあります。

この取り組みを水俣市民だけでなく、例えば J I C A 研修やみなまた環境大学など、本市を訪れる市外の人にも普及拡大し、それらの人々がそれぞれの地域で取り組む活動の普及効果により、温室効果ガスを削減する量についても、本市の温室効果ガス削減の対象としていました。しかし、このような事業による外部での間接的な効果については、温室効果ガスの削減数値があらわしにくいこともあり、内閣府からは削減量には算定せず、削減量が確実に確認できる新エネルギーの導入等のハード事業の取り組み推進を求められました。

また、エコタウンの取り組みや、事業所版 I S O の取り組み等も推進することになっていますが、それらについては、これまでの実績値、例えば、I S O 14001 の取得によって、どれだけ温室効果ガスが削減されたかというような数値を各取得企業から出してもらい、その数値をもとに、今後の事業者の取得時の削減量の予測算定に応用できないかとか、フォローアップするときの削減量が明確に把握できるようにしてもらいたい、つまり、ただ取り組みを進めればよいというのではなく、目標を定め、どの取り組みでどのくらい削減するのかということをきちんと約束していただきたいというような指摘がなされております。

そこで、内閣府のヒアリング結果を踏まえ、先週各事業の担当者及び実施内容の見直し、検討を依頼したところであります。さらに、市民代表や有識者で組織する環境モデル都市推進委員会の意見もお聞きしながら、来年 3 月までには最終的なアクションプランを策定することとしています。

○議長（松本和幸君） 野中重男議員。

○野中重男君 時間がありませんので、はしょっていききたいと思います。

日本はこの16年間くらいで5.3%ふやしています。アメリカも14.4%ふやしています。一方でドイツは18.2%減らし、イギリスは15.1%減らしています。

水俣市の計画は多分2050年で50%減らすという計画だと思いますけれども、今は、対策の流れは2050年で80%減らすという流れになっています。

それで、一つだけ質問します。環境モデル都市に指定された自治体で6つあるというふうにおっしゃいましたが、水俣市が呼びかけて、他の都市に呼びかけて、お互いに連携して、政府にもハード面での取り組みに補助がもっと出るようにというような意見交換と要望等をする、あるいは世論を喚起する、そういうような取り組みをされたらどうかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 実は、さきの答弁でもお答えしたのではないかなと思いますけれども、水俣市を含む全国の6都市ですけれども、環境モデル都市に認定されておりますけれども、今月の

14日に、北九州市で一堂に会して、仮称でございますけれども、低炭素都市推進協議会ということとを設立することになっております。

この協議会は、環境モデル都市やモデル都市を目指す都市が連携を図りながら、要するに低炭素都市の実現に向けて取り組みを推進するということで、私もここに参りまして提言をするというようなことになっております。また、その後はワーキンググループというような作業部会を設けられておりますので、そこら辺を利用しながら、その意識の高揚、あるいは自治体、政府に対して要望を、提言を行っていただければなと思っております。

○議長（松本和幸君） 以上で野中重男議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は、明10日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により、あすの本会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後2時45分 散会

平成20年12月10日

平成20年12月第5回水俣市議会定例会会議録
(第3号)

一 般 質 問

平成20年12月第5回水俣市議会定例会会議録（第3号）

平成20年12月10日（水曜日）

午前9時30分 開議

午後2時25分 散会

（出席議員） 18人

松 本 和 幸 君	中 原 泰 子 君	高 岡 利 治 君
塩 崎 信 介 君	川 上 紗 智 子 君	福 田 齊 君
大 川 末 長 君	牧 下 恭 之 君	西 田 弘 志 君
中 村 幸 治 君	谷 口 眞 次 君	淵 上 道 昭 君
真 野 頼 隆 君	岩 阪 雅 文 君	平 松 辰 弘 君
田 中 功 君	野 中 重 男 君	緒 方 誠 也 君

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（牛 迫 秀 基 君）	次 長（田 畑 純 一 君）
次 長（崎 田 雄 七 君）	議 事 係 長（栄 永 尚 子 君）
書 記（淵 上 大 輔 君）	

（説明のため出席した者） 15人

市 長（宮 本 勝 彬 君）	副 市 長（森 近 君）
総務企画部長（葦 浦 博 行 君）	産業建設部長（田 上 和 俊 君）
福祉環境部長（吉 本 哲 裕 君）	総合医療センター事務部長（桑 畑 達 美 君）
産業建設部産業づくり総室長（小 林 信 也 君）	福祉環境部次長（盛 下 修 一 君）
水道局長（吉 村 明 賢 君）	教 育 長（大 淵 洋 君）
教 育 次 長（坂 本 彰 君）	監 査 委 員（今 井 光 義 君）
総務企画部総務課長（本 山 祐 二 君）	総務企画部企画課長（栄 永 徳 博 君）
総務企画部財政課長（淵 上 茂 樹 君）	

○議事日程 第3号

平成20年12月10日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- | | |
|-------------|-------------------------------|
| 1 平 松 辰 弘 君 | 1 農業問題について |
| | 2 企業誘致について |
| | 3 公害防止事業丸島排水路汚泥しゅんせつ工事負担金について |
| 2 塩 崎 信 介 君 | 1 水俣病問題について |
| | 2 ダイオキシン類処理事業について |
| | 3 企業誘致について |
| | 4 環境モデル都市について |
| 3 牧 下 恭 之 君 | 1 国の総合経済対策と本市の対応について |
| | 2 環境問題について |
| | 3 国民健康保険証のカード化について |
| | 4 教育問題について |
| | (1) 特別支援教育支援員の拡充について |
| | (2) 子ども議会について |

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開議

○議長（松本和幸君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（松本和幸君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

今期定例会に地方自治法第121条の規定により、今井監査委員の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第3号をもって進めます。

日程第1 一般質問

○議長（松本和幸君） 日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、平松辰弘議員に許します。

(平松辰弘君登壇)

○平松辰弘君 皆さん、おはようございます。

新風会派の平松でございます。

早速ですけども、ただいま議長のお許しをいただきましたので、前ぶれもなく、何もしゃべりません。早速質問に入りたいと思います。よろしくお願いいたします。

まずは、農業についてですけれども、水俣で基幹作物と言えば、かんきつ、タマネギ、そしてお茶、こういうのがありますが、かんきつの中では、今はデコポン、御存じだと思いますけども、それと甘夏というのがございまして、それが主であります。

水俣のかんきつの流れは、私が知る限りでは、以前、月浦地区を中心に温州ミカンが中心に栽培されておりまして、もう50年近くになりますか、そのころに甘夏が栽培されるようになりました。茂道、神川という地区を中心に、構造改善事業という、つまり国有林あたりを払い下げて、そこを集団園地造成をし、希望者を募り、入植させ、そこに甘夏の栽培が始まりまして、一つの大きな産地が生まれたわけでございます。

これに参加した人は、地域の農家のみならず、漁業者とか、他産業に勤めていた人とか、退職された方とか、農業は初めてという方もおられたと聞いております。

市場で人気を博した甘夏は高価格で販売され、水俣の農業にかなり貢献してきました。しかし、20年ぐらい前に全国的な生産量の増大と、外国産かんきつの輸入等によりまして、価格が下落し、農業経営が非常に難しくなり、それを契機にやめる農家が出てまいりまして、生産量、農家戸数も減少しております。このままでは、かんきつ農家がなくなるというときに、デコポンという非常に高糖度系の中晩柑の出現により、農家に夢を与えました。デコポンは、御存じのとおり、市場で人気が高く、特に、水俣・芦北地域のものは高価格で取り引きされております。今、甘夏も価格が持ち直され、デコポン、甘夏と他産地のものより市場では評価されております。

しかし、近年、農家の高齢化、生産資材の高騰等により、農家数、生産量は年々減少しております。このままでは、水俣農業が衰退いたします。これはかんきつだけではなく、お茶、タマネギ農業にも言えることですけども、行政として何か打つべき手はないのか、また食いとめるべきではないかと私は思いますので、以下、質問してみたいと思います。

まず、①、水俣のかんきつの現況をどのように行政で把握されておられるかお尋ねいたします。

②番目に、水俣のかんきつが、これまで甘夏、デコポン等のかんきつ農家が成り立ってきたのは何が要因とお思いでしょうかお尋ねいたします。

③番目に、かんきつの生産量、生産農家の減少に歯どめをかけるにはどのような策を考えておられるかお尋ねいたしたいと思います。

④番目になりますけども、市長の所信表明の中で、20年度農業の施政方針に、地産地消、また給食畑事業等がありますが、その他もあります、その事業内容と進捗状況は。また、どのような農家、農業を目指されてこのような施策を講じられるかをお尋ねしたいと思います。

次に、企業誘致について質問いたします。

ここ水俣で、市民からよく耳にすることは、年々、人口は減っていき、まちも非常に寂しくなっていきよるとか、働く場がないから、子どもは水俣に帰ってこれんと、いろいろ水俣の人口、職場、活力について、そういう言葉をよく耳にいたします。

これは、水俣に限ったことではありません。地方のほとんどのまちの重大な課題で、非常に難しい問題でもあります。

しかし、難しくても私は取り組まなければいけないことで、市民の今の暮らしに大きく影響することだと思います。また、将来の水俣の存亡が危惧される、重要課題と私は思っております。いろいろな方法がありますが、それが功を奏するかは別問題としまして、とにかくありとあらゆる方法で取り組まなくてはならないと思います。

その一つに、企業誘致というのがありますが、どこのまちでも取り組んでいて、別に目新しいことではないんですけども、そして、そう簡単にもいきません。しかし、働く場の創出には非常に切っても切れない、欠かせないものと思います。

今後、企業のみならず、水俣に誘致可能な団体、施設等にも働きかける必要があると思いますので、質問いたします。

①、今、企業誘致に関して、どのような体制で取り組まれておられるかお尋ねいたします。

②、これまでの成果と今後の見通しをお尋ねいたします。

次、③番もございますけど、③番の方で、皆さんのお手元にあるところの一般質問の要旨に、私は営業担当者と書いておりましたが、これは適切でないと思いますので、誘致担当者に変えさせていただきます。

③番といたしまして、企業誘致の専属の誘致担当者を置かれる考えはないかお尋ねいたします。

次、3番目、最後ですけども、公害防止事業丸島排水路汚泥しゅんせつ工事負担金について行います。

百間水路及び丸島水路に堆積した水銀を含むヘドロをしゅんせつし、水俣湾の埋め立てにあわせて処理した事業が実施されました。その当時の事業費用負担者はチッソ株式会社水俣工場と水俣化学工業所で、チッソは既にその負担金は全額返納されております。

しかし、水俣化学の返納が滞っております。この問題は、過去何回と一般質問で取り上げられましたが、なかなか進展を見せません。また、毎年、決算委員会で収入未済金として上がり、指

摘されている件でもあります、本議会初日だったと思いますけども、決算委員会の委員長報告の中でも、統括責任者を決めるなど、強力な徴収体制で臨んでいただきたいというような指摘がなされたばかりであります。

それでは、以下、質問します。

公害防止事業丸島排水路汚泥しゅんせつ工事事業の概要と負担金についてお尋ねいたします。

②番、水俣化学の負担は市が立てかえ、30年で市へ返済するようになっているが、返済額、期限、返済状況はどういうふうになっているかお尋ねいたします。

③番目に、今後の返済の見通しと、市の対応はどのようにされるかお尋ねいたします。

④番目ですけども、この問題は私も平成15年に一度しまして、監査委員の意見も聞いておりますので、また、監査委員にお願いいたしまして、監査委員の意見書にも、毎年掲載されておりますので、監査委員からの見解もお聞きしたいと思います。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 平松議員の御質問に順次お答えします。

まず、農業問題については産業建設部長から、企業誘致については私から、公害防止事業丸島排水路汚泥しゅんせつ工事負担金については福祉環境部長及び監査委員から、それぞれお答えいたします。

○議長（松本和幸君） 農業問題について答弁を求めます。

田上産業建設部長。

（産業建設部長 田上和俊君登壇）

○産業建設部長（田上和俊君） 農業問題について順次お答えします。

まず初めに、水俣のかんきつの現況をどのように把握されているかとの御質問にお答えします。

本市におけるかんきつ農業につきましては、面積では、平成18年現在で甘夏が136ヘクタール、デコポンが46ヘクタール、温州ミカンやその他かんきつ類が約70ヘクタールとなっており、専業・兼業含めまして、約420戸の農家でかんきつ栽培が営まれております。

平成19年産の出荷・販売状況をＪＡ共済分で見ますと、甘夏で715トン、キロ当たり単価161円、デコポンで402トン、455円となっており、甘夏は量的には減少傾向ではありますが、単価は比較的安定してきております。

デコポンは量的には微増となっておりますが、単価は伸び悩んでいるという状況です。

デコポンは、全国的にも急速な面積拡大が図られることで、市場流通量も年々増加しており、他産地の栽培技術も向上していることもあり、単価的には苦戦を強いられておりますが、本市も含め、熊本県産デコポンは、各市場でも非常に高い評価を受けておりますので、引き続き品質の向上・高位平準化を進め、ブランド化の強化を図る必要があると考えております。

甘夏につきましては、全国的にデコポン等の優良系統品種への更新が進んだことで、面積が減少し、品薄状態から単価が一時上昇するなど、特に、関東から北の地域ではまだまだ需要があるものと認識しております。

デコポンに比べ、栽培が易しいことや、収量安定が見込めることもあり、今後も甘夏産地として維持・発展を図りたいと考えております。

次に、これまで甘夏、デコポン等のかんきつ農家が成り立ってきた要因についてお答えします。

本市は、海に面した温暖な気候がかんきつ栽培に適していることはもちろんですが、構造改善事業による袋の甘夏団地造成や、県内でもいち早くデコポンのハウス栽培に取り組むなど、これまでの先駆的な取り組みがあったからではないかと考えております。

また、本市だけではなく、近隣の津奈木町や芦北町、関係団体との強力な連携が大きな力となり、選果場などの施設や園内道の整備、優良系統品種へのスムーズ、かつ計画的な更新が産地としての維持・発展につながっているのではないかと思いますし、何よりもかんきつ農家のお一人お一人が毎年のように発生する台風や天候異変などの気象の変化に耐えつつ、惜しみもない御努力をされた結果であり、これが最大の要因ではないかと考えております。

次に、かんきつの生産量、生産農家の減少に歯どめをかけるため、どのような策を考えておられるかについてお答えします。

近年、かんきつ農家のみならず、全国的に見ても農家、農地の減少が大きな問題となっており、その原因として、農業者の高齢化や担い手不足等が挙げられていますが、現在の状況に至るまで、国内外の農業情勢や経済の変動、消費者の嗜好の変化など、その要因は多岐にわたっております。

この難関を乗り切るためには、国、県レベルでの施策の展開とともに、本市に適合した独自の事業創出も含め、農業者や市、関係機関が一体となった取り組みが必要ではないかと考えております。

先ほど申し上げましたとおり、対外的なものを含めて、さまざまな要因が考えられますので、即時に解決することはできませんが、少しでも生産量、生産農家の減少に歯どめがかかるような環境整備を図ることは市の責務であると認識しておりますので、今後も農家の率直な御意見や御意向に耳を傾け、園内道や生産基盤の整備など、省力化や規模拡大につながるような、生産性の

向上に向けた施策が必要であろうと考えております。

また、将来的に見ると、若い後継者や他産業からの参入者も含めた担い手をどのようにして確保、育成していくのが産地として生き残るための大きな課題ですので、関係機関の指導をいただきながら、長期的視野に立って担い手づくりを検討、実施していきたいと考えております。

次に、20年度農業の施政方針に、地産地消、給食畑事業等がありますが、その事業内容と進捗状況はどうか。また、どのような農家、農業を目指して施策を講じられているのかとの御質問にお答えいたします。

施政方針で申し上げましたとおり、現在、地産地消の推進、市民農園や援農ボランティア制度、タマネギの自動定植機導入、集落営農組織づくりやバイオマス等の事業に鋭意取り組んでいるところですが、地産地消の推進につきましては、昨年に引き続き、給食センターへの地場農産物利用の促進を図るとともに、現在、地元産米の利用についての協議、検討を行っているところでございます。

また、しゅんの野菜や農産加工品を生産者が直接販売する新鮮市を10月からスタートさせました。これは、毎月第4土曜日に物産館まつぼっくり周辺で開催しておりますが、今年度は試行期間として、実施方法や開催時期、開催頻度等を検討しながら、市民に定着する取り組みとして広げていきたいと考えております。

その他、市民農園や援農ボランティア制度では、農作業に触れ合う取り組みを行い、農作業の効率化や担い手不足に対応したタマネギの自動定植機を導入したり、集落営農組織づくりを進めているところでございます。

次に、どのような農家、農業を目指して施策を講じられているかとお尋ねですが、本市農業は御存じのとおり、狭い耕地面積の中でかんきつやお茶、サウたまちゃんを主体に、水俣川沿いでは水田が広がる、いわゆる中山間地域農業でございます。

経営体としては、総農家戸数の半分以上が自給的農家であり、販売農家の中でも専業農家は約3割で、経営耕地面積が1ヘクタール未満の農家が約8割を占めるなど、小規模経営の農家が主体となっています。

一方で、2ヘクタール以上の大規模経営を営んでいるかんきつやお茶農家も多く、地域農業・農村の核となり、本市農業のけん引役として、その役割を担っていただいております。

このようなことから、経営面積の大小や専業、兼業などの形態に合った施策の展開を常に念頭に置き、大規模な専業農家には、より収益性の高いハウス施設や省力化・低コストに向けた農業機械導入への支援など、自立できる経営体の育成に努めてまいります。

また、小規模な農家につきましては、労力軽減のための園内道の整備や共同利用機械の導入支援、給食畑や新鮮市のような販売機会を設けるなど、農家所得の向上に取り組んできたところで

ございます。

今後もかんきつ、サラたまちゃん、お茶を大きな柱として、大規模農家への支援はもちろんですが、地産地消など、地域内流通を促進することで、小規模・高齢な農家でも魅力ややりがいを感じられるような農業の振興に努めていきたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 平松辰弘議員。

○平松辰弘君 どうも答弁ありがとうございました。

今答弁聞きましたけれども、非常に農業は危機だということをまず感じておられたかなというのが一つありました。そして、特に、かんきつの方を私は質問しましたけれども、以前に比べ、非常に減ったと、調べられて。今、生産量とか、そういうのも調べられて、甘夏とかデコポンに対する市場あたりの状況あたりもちょうと把握されて、今答えられましたけども。そして私がちょっと何よりひとつ、今ちょっとひとつ申したいことは、構造改善のことを先ほど尋ねまして、今の答弁が、構造改善事業をやりまして、それとデコポンあたりを導入したと、そういうことで、今の農業は成り立ったと、それが今の要因だということでおっしゃいましたけども、私もそのとおりのかなと思ひまして、私は今ミカン農家がこのように成り立っているのはどういうことかといいますと、まずは40年、50年前の構造改善事業、それをやっぱり行ったから、今の農業、かんきつ農業が成り立っているなと思っております。

壇上でも申し上げましたとおり、月浦とか湯堂とか、あの辺で一部で昔、ミカンブームのとき、水俣もやられていたんですけども、たまたまこの辺では甘夏というのが非常に注目されて、それに乗って、また、水俣病あたりで、ひとつは漁業者が非常に不振になりまして、ちょうどそれにも重なって、それに農業改善事業が来て、非常に農家がふえたと。皆さん御存じだと思いますけれど、今の茂道あたりが今中心ですけど、ほとんど農業をやっている人おりませんでした。漁業やってる人が多いんですよ。今中心になって、農業をやっている人は意外と新規就農者が多いんです。昔から農業をやっているという方は意外と少ないんですね。だからやる気になれば、そういうチャンスがあればできるんだなということですね。そういうふうには私も考えてもいいんじゃないかと思っております。

この一番の要因というのは、申されましたように、デコポンもあり、構造改善もあり、何よりも天候の不順にも負けずに、農家の努力だというふうに言われましたけども、これは、私としては、もちろん農家の努力はそのとおりで、よその産業においてもしかりですけども、ただ、こういうのが要因とはやっぱり言うべきものではないなと思ひまして、私は何よりも構造改善事業と思います。これが一番、水俣のかんきつを助けた。そして今ここにかんきつ農家がおられますけども、成り立っているのは、その構造改善事業があったと思います。これはどういうことかといいますと、ちょうど私はまだ小学校のころだったかと思ひますが、ここにおられる森さんの

お父さんあたりが農林水産課の課長さんだったんでしょかね、そのころ。やっぱり何人かおられました。それで三、四人の人がもう専属ですよ。国に行ったり、県に行ったり、地区に行っては座談会を開き、まとめて、それでやっとうこういうふうになったんです。県内では一番大きい構造改善事業と思います。甘夏がはやったころ、田浦も津奈木もやりましたけど、これはごく一部です。100町余りと思いますけど、あの山を、特に官山が多かったんですけども、もちろん個人の山もありましたけど、それをまとめた。私はこれが一番の行政の役目じゃないかなと思っております。だから、先ほど申しましたけど、農家の努力と、私はこういうのは答弁すべき問題じゃありませんので、それよりも農家の努力がなかったら、じゃ行政の努力は要らないのかというのと一緒に、私は行政の努力をどうするかというのが問題であって、やはり私はこれが一番要因と思いますので、このかんきつが非常に危機であるというふうにおっしゃいましたのが、構造改善事業というのを、非常に私は弱いと思います。これは所信表明にもございましたように、これを見ますと、まずは2つ、ちょっと気づいたことがあるんですけども、専業農家をいかに助けるか、専業農家を確立するかという、非常に弱い。給食畑とか、市民農園、これも結構なんですよ。結構なんですけど、もう少し行政として、本当の農業の衰退とは何かということを考えますと、やはり問題は農業でいかに食べられるか。兼業、専業でも結構なんですよ。農業収入で農業所得があるかないか。それだけで、要するに採算が合うか合わないかですね。兼業とか専業は、やっぱり面積とかも関係しますので、これは別の問題だと思いますけども。今ならないのは採算が合わないからということですね。そして農業者が少ない。担い手が少ないということは、やはりそういう経済的なやつも採算性もありますけども、そういう例えば構造改善みたいに、人を繁殖する、新規就農者を入れるとか、そういう行政が一番行うハードの、要するに農業インフラ整備、私はやっぱりこれをやらない限りはだめと思っていますので、これについて非常に農業政策として弱いと、私は思っております。

市長の所信表明の中をちょっと読みましたが、もろもろ書いてあります。すると、それは非常に私の感想としては、専業農家対策、そしてもっとハードな面、インフラ整備とか、そういう基盤のやつに対する考えが行政としては非常に私は少ないかなと、ひとつは思っています。

また、話は別ですけども、きのう、大川議員のときだったかですかね。農業に対して第2次質問あたりかな、言われました。農業の衰退が水俣の衰退につながっていると言われましたね。言葉はちょっと、そういう意味ですね。どうにかして、早く手を打たなきゃいかんと。そして、農業者と語って、何を欲しているか、どういうのが足りないか、農業政策にはということをおっしゃいましたけど。ちょっともう一回聞きたいと思います。農業の衰退と、水俣の農業の衰退とは、どういうことを基準にして言われるか、ひとつお聞きしたいと思います。

そのためには、もう一つですけど、先ほど実際いろいろな園内道路があり、これも必要、何も

必要ということを言われましたけども、もう少し具体的に私は施策は講じるべきと思います。

言われるのは非常に概念過ぎるんですね。もう少し具体的に、実際。特に私が言いました第2次構造改善事業ですよ。集団園地を開くとか、そういう具体的なビジョンを私はもう見せる時代であって、余りにも園内道路をやり、今から意見を聞き、どうにかします。もう遅いんですね、私にとっちゃ。それはおかしいことなんです。もう何年も前から聞きますけど、全然進展がないと。やる気がないんじゃないかなと思いますけども。ところが、きのうの発言を聞きますと、どうかして、農業の衰退は非常に大きな問題であると、水俣の衰退につながると、手を打たないといけないと言われたのに対して、非常におかしいんですよ。言うこととやることがちょっとおかしいかなと思いますので。

じゃ2つ聞きましょう。私は構造改善事業、要するに集団園地、これをやるのが非常に今後の農業の発展のため、そして担い手とか、生産量を増大するには一番いいと思います。これをどうまず思われるかですね。

市長が言われた、きのうの答弁に対して、どなたが答えられるか知りませんが、農業の衰退とは、結局はどういうことを言っておられて、そういうことを言われたのか。そしてそのとき、どうやって、じゃそれを解消するのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（松本和幸君） 田上産業建設部長。

○産業建設部長（田上和俊君） まず、集団園地ということで、どういうふうに考えているかということでございますけども、茂道の集団園地の開発につきましては、昭和40年代だったと思いますけども、水俣病で疲弊した経済の立て直しということで、それと漁業者の、漁業から農業への、一つの生産向上というか、そういうものが主流になって、第一の開発につながっていると思います。

確かに、当時は非常に画期的な事業でありますし、非常に成功した例であったと思います。何回も、たしか百何回だったと思いますけども、地元を担当が行って、いろいろな交渉をして、どこがだれに、だれがどこにということで振り分けて、それぞれ園地を振り分けられて、事業されて、あそこの場所は非常に風が強く、山になっていますので、日当たりもいいとこ、悪いとこありまして、それによって農作物のできふできも違ったかと思いますが、全体的には非常に良好な産地だったということで理解しております。

市としましても、当地区についてもいろいろな近隣の場所についても、いろいろな園地開発ができないかということで、本年度いろいろ調査しましたが、なかなか集団的な園地となりますと、それぞれ地主さんの理解も必要であったり、農家のまた結集がなかなか整わないということで、担当としましては、どこかそういう場所ができないかということで、非常に苦労しながら、今現在そういう候補地を探している状況です。

今後そういう候補地が見つかりますと、実施に向けて努力していきたいと考えております。

水俣の農業の衰退ということで、市長がきのう述べましたとおり、農業の衰退は水俣市の衰退ということではなけれども、私たちもそういうふうには考えているんですけども、何が水俣市の一番農業の衰退かと申しますと、この10年を考えてみますと、兼業農家が非常に減っていると、これがやはり農業の衰退の一番原因じゃないかと思っております。これはライフスタイルが変わったり、地方から町中に出てきたり、それとそれぞれの兼業ですので、第1種、第2種とありますけれども、本来の仕事が忙しくて、なかなか土日の農業になりますので、ライフスタイルとの関係で、先ほど申しましたように、なかなかその兼業まではいかないということじゃないかと思っています。

農業主体の第1種兼業農家というのが、平成7年が121農家あったのが、39農家に減っております。それと第2種兼業農家が、平成7年では523あったのが、310に減っております。それと一番、もっと深刻なのが、水俣市、先ほど答弁で申しましたように、1ヘクタール未満の小規模農家が多いということで、それが全体の80%を占めております。その中で、平成7年、全体の耕地面積787ヘクタールあったものが、実際19年度の統計で見ますと、273ヘクタールが耕作放棄地になっているということで、全体面積の大体三十数%が、実際つくられていないということで、かなり深刻な問題となっております。

先ほど申しました、1ヘクタール以下の農家数が80%と申しましたけれども、これも、大体農家の件数が、この10年で300戸ぐらい減っておりますので、耕作放棄地の面積と、大体1ヘクタールで換算しますと、同じぐらいの割合で減っていますので、これを何とかしないと、水俣の耕作面積は減っていくだろうというふうに考えています。

ですから、大規模農家というのは余りこの10年で減っていないですね。小規模農家、兼業農家をどういうふうに育成していくかが、今後の水俣の農業の生き残りではないかというふうに考えております。

それで、今現在、農林水産省の方で耕作放棄地全体調査というのをやられております。その中でいろいろな耕作放棄地解消計画ということをして、来年につくらないといけないんですけども、その中で、どうしたらその耕作放棄地が解消できるかということで、検討に入るところなんですけれども、基本的には、なかなか今まで兼業でしていた人たちが離れていったわけですので、呼び戻すか、新たに農業をしたい人を迎え入れるか、2つの大きなやっぱり方向があると思うんですけども、その中で、例えば農地銀行とか、農地バンクとか、そういうのをつくって、今まで農業をしていない人が農業をしてみようかとか、そういう取り組みができないか。それと今までつくっていたのを放棄した人が、もとに戻るためには、やっぱりうまみがないといけない。大体農協に普通出す方が多いと思いますけれども、それだけではなかなか販路が広がりませんので、こ

としの10月から2回目やったんですけども、新鮮市を行いましたけれども、そういう例えば地産地消も含めたところの、そういう市場的なものをつくって、そういう小規模農家が、何というんですか、出品というか、販売できるような、そういうものをいろんなところでつくっていけば、そういう消費拡大にもつながりますし、そういう方たちが生きがいを持って農業に取り組めるんじゃないかと思っております。そういう2点から攻めていった方が、農業の衰退を食い止めるといふふうに考えておりますけど、そのほかに、先ほど議員がおっしゃいましたように、集団園地の拡大とか、いろいろな農業基盤、農業基盤が非常に脆弱なところもありますので、そういうところも含めて、検討していかなきゃいけないというふうに考えております。

○議長（松本和幸君） 平松辰弘議員。

○平松辰弘君 要するに農業者が減少したということは、要するに小規模農家、兼業農家がやめたからと。そして専業農家はそんなに減っていないということだったんです。生産量もそれに比例していると思いますけど。それもないことはないと思いますね。でも私はこう考えるんですよ。大規模農家というのは、もうそれしか仕事がないんですよ、ないんです。どうにか食いつながにゃいかんと。大規模農家は御存じだと思いますけど、大規模農家の後継ぎ、どれくらいおられるか御存じですか。いませんよ。農家ほどうしないんですよ。続くということじゃないんですよ、これは。今やっているから、ほかの仕事に転職できないからやっていて、土地もあるしですね、どうにか食いつないでいる、そういうことなんですよ。結局、農業所得がどれだけあるか、これが問題であって、小規模農家がやめたのは、それより働いた方がいいし、休んでまでやっても、買った方がいいと。生活するのはどうせ給料があるからということだと私は思うし、そしてあと一つは、場所が悪いんですよ、地形が。昔は、何ですか、背中に背負ってとか、手で運んでいたんですけど、車がとても通れるようなところじゃないんですね。今どきそういうことしませんよ。昔はやってたかもしれませんが、ない時代ですから。そういうことで、そういう放棄地が出たということをちょっと、私は経験者として、そう思われると思うんですけど。ただ単に小規模農家がやっておるのは何でかという、大規模農家は潤っておるかという、そういうことではないんですよ。ないんですよ、仕事が。小規模農家はしなくてもいいんですよ。そしてその背景には園地が非常に悪いと。生産性が非常に悪いということですよ。今どき、自転車引いたり、自分で肥料あたりを、こうやって肩にかたげて、だれもしませんよ。昔はやってたんですね。しないんですよ。そのような感じで、私はとらえると大きな間違いだと思いますね。そういう意味で、集団園地をした方がいいんじゃないかということです。40年のときは、あれは、非常に理想的な園地だったんですよ。水の設備もあり、農道が通りですね。ところが時代が違います、50年前と。今は例えばミカンで言うと、1本1本の木のそばに軽トラまで入るようではなきゃなかなかしませんよ。皆さん方御存じだと思いますけど、田んぼとか持っておられますけど、日曜日にしますか。

買った方が安いんですよ。昔はやっていましたよね、休みのとき。3交代の人なら、特にまだ働けるからと、今はしませんね。忙しさもあります。ライフスタイルが変わったかもわかりませんが、時代時代で周りが違うから、したくないんですよ。非常に大変です、重労働ですから。やった割には非常に所得が少ないということが一番かなと私は思いますね。それは言えることなんです、農業では。だからこそ園地改造をして、生産性の向上はやっぱり目指すべきというのが、私は一番かなと思っております。それが甘夏の農家とか、このデコポンの農家、今、農家があるのはあのハードな、要するに農業のインフラ整備があったからこそと私は思っているんですけども、そのところがもう少し、ちょっと弱いかなと思います。

今、部長が言われましたように、第1には、小規模農家をやりましょうと、地産地消とか、給食畑あたりでやって、それからだと。第2あたりでやられたら集団農地、私は逆と思いますよ。専業農家と、農家の所得がふえないような政策というのは、私は政策じゃありませんと思います。それは私は趣味の段階と思います。それで生計が立てられるかですね。1町つくろうが、1反つくろうがという問題じゃないんです。1反で自分が投じた分だけのコストに見合う収入があればいいんですよ。それは生産性の向上しかないんですね。価格が高くなると、後はどうするかと、省力化ですよ。そういうことが原因で、ずっとやめてきたというのをもう少し、私はそう思うんですけど、そういうところはどう思われるかですね。

行政というのは、私はそういうことをするのが、やはり行政かなと思いますよ。いろいろなインフラ整備と言われます。農業のインフラ整備も必要と思います。後は雨が降って何とかと、これは農家の努力ですよ。知恵ですよ、そこは。ただ行政がやるというのは、やはり少し、ここせっかく水俣が50年前にやられたんですよ。先ほど言いました、副市長のお父さんあたりが一生懸命やって、寝なしでそれに取りかかられたんですよ。それがあったから、こういうミカン産業というのは成り立ちました。小さなものだったんですよ、昔は。そこをもう少し認識していただきたいと、私は思っているんですよ。

そして専業農家とは言いませんけども、農業で自立できる、採算性がとれる農業をやるというのが一番大事で、それに対してはどうするかと。そこを行政が考えるのが一番だと思っております。

すべて言われたことは否定はしませんけども、私の考えは、まずその生産性向上、専業農家をいかに自立させるか、農業所得をいかに上げるか、それには行政としてどのような役割があるか。そして過去やられているんですよ。もう少しそこを検証されて、もう一度水俣農業のため、特に、水俣農業はまちの衰退、衰退ですよ、一番大事なことですよ。やはりもちろん予算も来年度から私はこれがかなりつけられると思います。衰退といって、これをやるには予算の裏づけがないことには政策は実現できませんので、それはもう当然いろいろな施策があったら、それに対

する予算は農業の方にシフトされると、当然のことだと思いますので、それがきのうの市長の言葉かなと、私は思っておりますので。

だからもう一度伺いますけど、私の見解はそう思っておりますので、部長の見解をもう一度、私に対する反論でも結構ですので、お聞かせください。どうぞ。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 今、議員の大変切実な訴えというものをまずしっかり受けとめさせていただきたいと思っております。

農業の衰退ということでございますので、まず私はやっぱり農業で食べていけない状況がきているというのを、一つの判断の材料としておりますし、また担い手不足でありますとか、先ほど出ておりました高齢化、そういったものが農業の衰退につながっていると、先ほど申し上げたとおりでございます。それがまたひいては人口減につながっておりますし、そのことによってまちの活性化まで衰退してきているんだと、したがって、先日申し上げましたように、農業に本当に力を入れなければならないんじゃないかなということをつくづく感じたところでございました。

大変厳しい状況だということはしっかり受けとめさせていただきました。いろいろお話聞きますと、跡取りの方もいらっしゃらないということで、なかなか厳しいんですけれども、今話をお聞きしながら、じゃやりたい人を集めればいいんじゃないかなとか、そんな思いもしておりますし、ミカンにつきましては、大変古木が多くなってきているというような、非常に厳しい状況もございます。

先日申し上げましたように、とりあえずは農業関係の従事者の方々の御意見を遅まきながらでございますけれども、皆さんの御意見をお聞きしながら、それをしっかり受けとめて、そして行政として何ができるのか、インフラの整備を含めまして、どんな手が打てるのかということを考えながら、早急に手を打てるところは打っていききたいと、そのように思っておりますので、また御意見等ございましたら、ぜひお聞かせいただければと思います。

○議長（松本和幸君） 次に、企業誘致について答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 企業誘致の御質問に順次お答えします。

まず、企業誘致に関して、どのような体制で取り組んでいるのかについてお答えします。

議員お説のとおり、企業誘致は本市の産業振興並びに雇用創出に直結する有効な施策でございます。現在、商工観光振興室商工振興係の職員４名が対応しております。

次に、これまでの成果と今後の見通しについてお答えします。

最近５年間の企業誘致の成果といたしましては、水俣エコタウンにかかわる環境・リサイクル

関連企業を中心に、計5社が立地していただいておりますが、その他製造業等につきましては、本市への問い合わせ等はあるものの、企業立地までは至っていないのが現状です。

また、今後の見通しにつきましては、去る9月議会でもお答えしましたとおり、風力発電事業を計画されている企業を初め、環境・リサイクル関連企業など、数社から企業情報が寄せられているほか、最近の動きの中では、地場企業において新規事業を模索される動きや、増設等を計画されているところもあります。

市といたしましては、今後は1社でも本市に立地していただけるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、企業誘致の専属の営業担当者を置く考えはないかについてお答えします。

このように、企業誘致に関しては、商工観光振興室商工振興係の職員4名が対応しておりますが、非常に厳しい状況です。

今後、企業からの問い合わせ等に迅速かつ適切に対応していくためには、議員御提案の企業誘致に関する専属の営業担当者につきましては、全体的な職員の配置も踏まえて、前向きに検討していくほか、本年度から平成22年度までの3年間実施予定の熊本県産業・雇用創出事業を活用しながら、本年度作成する企業誘致のセールスシートや企業展示会等で収集した企業情報等をもとに、積極的に企業誘致活動を展開してまいりたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 平松辰弘議員。

○平松辰弘君 どうもありがとうございました。

このことも市長は所信表明で、非常に企業誘致というのは非常に大事であると、地域経済を図る上で、雇用の拡大とか、これは非常に重要な課題であると言われておりますね。これはもう皆さんほとんど水俣市民も、我々もですけど、まず生活できなきゃここに残ることもできない、仕事ができなきゃ生きることができないからですね。生きる上で、ここに住む上でも、これはもう必ず必要なことですので。なかなかこれが、よその地域もということで、忘れられて、具体的にじゃ特効薬というのはないんですけども。私は誘致のその専属の担当者といいますけど、対策室もつくっていいんじゃないかと思っております。産廃で非常に緊急の課題が出ましたね。対策室をつくられたと。あれはまた急に沸いて出たもんですから、それは結構ですけど。私はこれは、非常にこういう小さなまちにあっては、非常に死活問題ですので、対策室をつくられるぐらい私はやっていいと思います。非常に重要です。最重要ですよ。もちろん先ほども農業のやつもこの中の一つに入りますけど、対策室をやって、専属をやらない限りは私は難しいと思っております。やはり企業誘致でも何か、たまに行って、はいどうぞというところはないです。毎日何回も何回も足運んで、そういうことをやると。そしてまた企業のみならず、いろいろな政府の施設とか、いろいろございますね。そういうところも、私は行くべきと思うんですよ。そういうのを含

めた中の企業誘致ということで、私はぜひ対策室までつくってやるべきと思っておりますので、その点ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 今、平松議員がおっしゃったように、よその地域あたりの話を聞きますと、担当者がその会社の近くに1カ月から、あるいは2カ月ぐらい泊り込んで、そして企業誘致活動を行っているということ、そういう話も聞きましたし、また、企業誘致課というのを特設して、それに向かっているというような話も聞いております。しかし、なかなか厳しい現状でもあるということも伺っておりますけれども、今、議員おっしゃったように、まだそういう面からしますと、我々の努力が足りないんだということを今感じておりますけれども、今後、そういった方向に向けて、水俣にとって一番の大きな課題であろうと思っておりますので、ぜひそこら辺のところは今後検討させていただければと思っております。

○議長（松本和幸君） 平松辰弘議員。

○平松辰弘君 もう一つ質問したいと思いますけども、先ほど申しましたように、企業誘致とか、特に環境あたりを何か重視してされますけど、私はそれはもう結構だと思いますけど、ただそのみならず、先ほど政府の施設なんか言いましたけど、一度私は網走に行ったことございます、勉強しに。あそこに刑務所がございます。本当はそれを目的で、それを勉強するために行ったんじゃないんですけども。本当は60過ぎた人を定住人口として迎えようと。よそも悩みは一緒ですよ。そういう活動事業やっておられたから行ったんですけど。ついでに聞きました。あそこは刑務所のまちですので。聞いたら非常に違和感がないそうですね。何か治安も悪いんですかと言ったら、全然ないと。非常にまちのためには、やはり1人の住民なんですね、住民。そういうときにはやっぱり非常にありがたいものであって、市民としても、そんなに違和感がなくて、歓迎されているという話だったんですよ。

そこで、ちょっとお伺いいたします。私思ってるんですよ。もうこれは古いかなと。刑務所とかなんとか古いかなと思いますけど、刑務所と自衛隊、自衛隊ですよ。私は自衛隊は治安上非常にいいと思う。治安上といいますか、防災上いいと思いますよ。刑務所と自衛隊はどうお考えか、その誘致に対してどうお考えかお聞きします。

私はできるなら誘致したいと、私は個人的には思っておりますので。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 刑務所の話は以前いろいろ考えられたこともあったようですし、刑務所の方はほとんど費用がかからないということで、刑務所を誘致したらどうかというような話も伺ったことがございます。

今、刑務所、自衛隊につきまして、どうするのかと、ちょっと今何とお答えしようかなと、今

正直思っているところでございますけれども、今後企業誘致の大切さから考えますと、十分一つの選択肢として考えていかなければならないのかなと思っております。

○議長（松本和幸君） 次に、公害防止事業丸島排水路汚泥しゅんせつ工事負担金について答弁を求めます。

吉本福祉環境部長。

（福祉環境部長 吉本哲裕君登壇）

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 次に、公害防止事業丸島排水路汚泥しゅんせつ工事負担金についてお答えします。

まず、公害防止事業丸島排水路汚泥しゅんせつ工事業の概要と負担金についてお答えします。

この事業は、チッソ水俣工場及び合資会社水俣化学工業所の排水に含まれる水銀が、丸島・百間水路に排出され、高濃度の水銀を含んだ汚泥が堆積していたのを除去した工事業です。

この事業により、丸島及び百間の水路と遊水池に堆積していた汚泥 3 万3,769立方メートルが除去され、水俣湾埋立地に運ばれ、処理されました。

そのときにかかった総事業費15億5,400万円のうち、6 億600万円を原因企業のチッソと水俣化学工業所が負担することになり、残りを熊本県と水俣市が負担しました。

負担金の額は、総事業費用から公共事業である都市下水路事業分の事業費を除いた額としており、費用を負担させる事業者を公害防止事業費事業者負担法、いわゆる P P P の趣旨にのっとり、チッソと水俣化学工業所の負担としました。そのうち水俣化学工業所の負担額は 1 億545万3,000円です。

次に、水俣化学の負担は市が立てかえ、30年かかり市へ返済するようになっているが、返済額、期限、返済状況はどのようになっているかとの御質問にお答えします。

水俣市は昭和61年 3 月に、水俣化学工業所に対し、負担金の額を通知し、その後、当社からの申し出により、水俣市が立てかえ、昭和63年度から平成29年度までの30年の分割償還となっております。その額は、元金 1 億545万3,000円、利子が9,842万6,915円、合わせて 2 億387万9,915円となっております。

この中で、平成 6 年度から 8 年度までに90万円が納入され、平成14年と平成17年に銀行口座から、合わせて56円を差し押さえております。その結果、現在までの納入金額は90万56円です。

その返済分を差し引いた返済未済額は、平成20年11月30日現在で 1 億3,831万4,598円です。

次に、今後の返済の見通しと、市の対応はどうされるかとの御質問にお答えします。

水俣市では、毎年、年度当初に無限責任社員に対し、納付書を持参し、返済をお願いしております。また、2 年前には、市長と無限責任社員が面談し、市長から負担金の支払いを直接要請し

ましたが、本人の主張を繰り返されただけで、平行線のままでありました。

市は、今後も差し押さえのための預貯金調査や熊本県や弁護士などとの相談、また無限責任社員に対して返済をお願いするなど、回収に向けて、鋭意努力してまいる所存です。

○議長（松本和幸君） 今井監査委員。

（監査委員 今井光義君登壇）

○監査委員（今井光義君） 次に、公害防止事業丸島排水路汚泥しゅんせつ工事負担金について、毎年収入未済金として掲載されている監査委員の見解についての御質問にお答えいたします。

御承知のとおり、定期監査に当たりましては、地方自治法199条に基づき実施をしております。

御指摘の未収金につきましては、その都度、担当課へ回収指導を行い、厳しい意見を述べてきているところでございます。

債務が昭和63年に発生しまして、20年が経過し、いまだかつて滞り、進展しないことにつきましては、大変残念に思っております。

債務につきましては、市民の税金から立てかえ払いをされたものであり、本市の厳しい財政状況の中で、このようなことが長年続いていることは、許すべきものではないと考えています。

担当課におかれましては、現在まで回収に鋭意努力をされてきておられますが、税の公平性の観点から、今後も積極的に当事者との協議を重ね、あらゆる方策を講じ、少しでも改善の方向に向かうよう、さらに地道な努力を望むものでございます。

○議長（松本和幸君） 平松辰弘議員。

○平松辰弘君 答弁ありがとうございました。

この問題は過去何回かやられて、そうですね、千々岩さんのときしまして、私も15年にしました。千々岩さんが最初11年の12月だったかな、されまして、実はその後、本が出ています、御存じだと思いますけど。「創業者の名誉回復のために ― 水俣化学工業所公害負担金」ということで、多分12年の3月かな、発行されて、多分議員の方、皆さんもらわれたかな。改めて私また読んでみました。すると自分たちは悪くないんだと、市が無理やりさせたんだと、契約書にも市が押せと言うたけん押しましたと、後で負担金はどうにかなっただろうからと。こういう意味ですよ。正確な文言じゃありませんけど。そういうこと言われているので、本人としてやはり市がそういうこと言われたんだから、何といたしますかね、それでいいんじゃないかなと思っておられるのかですね。それと今までずっと滞っていて、市がそういう引け目があるから、逆に言われなかったのかなというふうに私も思うわけですよ。そこのところの見解をまずお聞きしたいと思っています。

要するに、そういう、その当事者の方々もおられませんけども、多分受け継いでこられたと思いますので、どういう見解でおられるか、その本に対して、向こうの考えに対してですね。それ

を1つお聞きしたいと思います。

そして、もし自分たち、市として今まで、債権者ですから、請求されて督促まで出されたら、市長が一度会われてされましたと言うけども、本当に収入がないのかですね。1円でもないのかですよ。56円ちょっと何年か前にされていますけど、自己破産された方じゃないんでしょう。1万円でも2万円でも払う能力がないのかというのをお聞きしたいと思います。お金持っていない人は、やはり返さなきゃいけないという、そういう気持ちがありましたら、1万円でも2万円でも返すわけですよ。私はこれを見ますと、全然その気持ちの片りんさえ見れないというか、だからその裏づけには、市の方が引け目があるからかなというふうに思っちゃうわけですけど、そこらをはっきりしていただきたい。

そして今、監査委員の方も申されましたように、税金なんですよ、これは。市民の血税なんですよ。これをこのままほうっておくということは、非常に悪いことで、将来禍根を残すことで、どうにかやっぱりしなきゃいけない。その努力義務はあると思いますので、どうにか私はやっていただきたいと思っております。

もうここで、あと二つ、三つ質問しますので、時間がないので、そして決算委員会の方で指摘がございました。もう一度申しますけど、統括責任者を決めるなど、強力な徴収体制で望んでいただきたいと、28日の決算委員会の委員長報告でありました。これは認めましたということ、議会の総意なんですよ。こういうふうに、これを聞かれて、どういう体制で臨まれるか、そのところをちょっとお聞きしたい。

○議長（松本和幸君） 吉本福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 水俣化学工業所の無限責任社員の方が著書を出しておられますけれども、その著書の中で、相当の言い分を言っておられますけれども、それについての見解といいますか、ただ、事業完了して、かなり長時間たっているという事実もございますし、当時の関係者、議員の方もおっしゃられましたけれども、今現在こちらの方にいませんし、不在でありますので、その著書の真意について確認することはできませんし、どうだったかということについては困難であるというぐあいに考えております。

それから、1万円でも払うように努力をせよというようなこともございましたけれども、今まで確かに誠意を見せていただくように、いろいろな手段を講じてお願いをしてまいりましたが、現在までのところ、資産についても、あるいは預貯金についても担保できるものがないということできておりますけれども、いずれにいたしても、30年の償還計画をつくった意味合いということと考えますと、やはりできるだけの努力というのは、市としても、今後もやっぱり行っていきたいと考えております。

それと、議会の方で、抜本的な対策づくりをやって臨んだらどうかという御提言もございまし

た。現在、環境対策課の企画室の方で対応いたしておりますけれども、現体制を含めて、どのように策を講じていけばいいのか含めて検討し、誠意をお願いしてまいりたいというぐあいに考えております。

○議長（松本和幸君） 平松辰弘議員。

○平松辰弘君 やっぱり私、思うには、監査委員の方から先ほど言われたように、公金ですよ。これはそのままほうっておけないですよ。風化させちゃいけないですよ。皆さんの税金ですのでですね。1円でも2円でもやはり集める義務がある。全額は多分、本なんか読んで、今までのこういう一般質問あたりの議事録とかそういうのを見ますと、非常にすべて金額が、本当は全部返納すべきなんですけども、そういうところが大丈夫かなということは、最初心配の材料になっていたんですけど、ただ、返せるだけ返す、本人のもちろん意思が大事ですけど。じゃ債権者としてもらわなきゃ、それだけは、やはりただ督促状とか、そういう納付書を送っただけじゃいけないと思うんですね。1円でもいいから、もう少し直に何回でも会って、1円でも出してくださいと、してくださいというのを、これはもう当然のことであるべきじゃないかと思っておりますよ。

中には、水俣市には非常にあしたの暮らしも非常にままならない人もおられます。それでも、税金、そういうのが来たら、全額払えないけど払います。払わない人もいますよ、もちろん。払う人は結構多いんですよ。だから成り立っているんですね、社会というのは。こういうのはほうっておけませんよ。そういうところを考えると、金額の大小じゃありませんけども、やはりこういうのは公平に取るべきであって、実際は督促に違反することがあったら、本当はまた違う段階の処分があるとは思いますが、その処分は考えておられないかですね。

もう一つ、1万円でも2万円でもいいから、もう少し本当に払える所得が実際その方が持つておられないのか、それをお伺いして、最後に今対策室みたいなのを企画室でつくられると、今おっしゃいました、ぜひつくっていただいて、これに対処していただきたいと思っております。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 私も一度お会いして、いろいろお話をさせていただいたところでございますけれども、その後はまだ接触しておりませんけども、一度お会いして、いろいろな話をさせていただきましてけれども、現在のような状況であるということでございます。

今後、弁護士さんあたりとも相談をさせていただきながら、十分検討して対応させていただきたいと、そのように思います。

○議長（松本和幸君） 吉本福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 1万円でも2万円でも払えるものはないのかという再度のお尋ねでございますけども、現在のところ、預貯金調査、資産調査等を行っておりますけれども、そう

いう回収できるようなものがないということです。

給料については、まだ詳細にそういう所得があるのかというのは詳細に確認しておりませんので、再度預貯金なり、そういった回収できるような資産があれば、詳しい調査を行いたいというぐあいに、また御提言にありましたことも含めて検討を進めてまいりたいというぐあいに思います。

○議長（松本和幸君） 以上で平松議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時40分 休憩

午前10時50分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、塩崎信介議員に許します。

（塩崎信介君登壇）

○塩崎信介君 皆さん、おはようございます。

新政同友クラブの塩崎と申します。

私、ちょっと前置きを話させていただきたいと思います。

今、米国のサブプライムローンに端を発し、100年に一度と言われる金融災害が発生し、世界的な経済の混乱を招いています。

日本においても同様の影響をまともに受け、特に好景気業種であった自動車産業への影響が大きく、派遣労働者、期間労働者等の契約打ち切りに始まり、金融機関の貸し渋り、貸しはがしが中小企業の資金繰り悪化による倒産、学生の内定取り消しまで及んできたこの問題がいつまで続くのか、雇用不安が大きくなっています。

国の抜本支援策を期待していますが、今の政治情勢はねじれ国会の中で、政策よりも政争に明け暮れる状態にあり、この疲弊しつつある国民生活の厳しさが理解されていません。国民が抱いている危機感ほど政府の危機感が国民に感じられず、政治不信を招いており、日本国民として保障された最低限の生活すら実現できない状況になっています。

一刻も早く経済効果の高い施策を断行し、安定的な雇用の確立を願いつつ、壇上より、以下の質問をします。

1つ、水俣病問題について。

2007年10月、水俣病早期全面解決のため、与党P Tによる新救済策が提案されてからはや1年以上がたちますが、解決への糸口がいまだ見い出せない状況が続いています。公式確認から52年の歳月、いろいろなことがあったと思いますが、その時々で解決のための話し合いが行われ、少

しずつ前に進んできたと思います。その中で、飛躍的に前進したのが、1996年の政治決着による全面解決であり、水俣市民を初めとして、関係者が安堵した時期でもありました。しかし、2004年の関西訴訟において、国、県に責任ありとの判決が出されてからのこの問題は、解決どころか、混沌と泥沼化してまいりました。与党PT案が提案されてからも、この救済策に対して和解を求めるグループ、救済策を受け入れず、訴訟を求めるグループがあり、現在6,000人強の人たちが認定申請を行っています。

また、新たな患者の掘り起こしの一環として、関西地方への活動等が新聞報道に掲載されるなど、水俣病問題が全国的な広がりを見せています。

一方、チッソは、最終決着にはつながらないとして、受け入れがたいとの一貫した態度表明をしています。救済策を受け入れるための担保として、分社化を提案しました。理由として、患者救済を優先的に行うため、自前で費用捻出できる体制をつくり、安定的に公的負債を返済していくことが企業としての信用につながり、社員のモラルの向上、優秀な人材の確保にも貢献する。水俣市民でもあるチッソ社員及び関連企業の社員に対して、超長期にわたり、公的負債返済の責務を負わせることはできない。幸いにも、宮本市長の9月議会の岩阪議員の質問に対する答弁の中で、チッソは本市にとって重要な企業であり、地域の経済浮揚に不可欠な存在であると明言をしていただきました。

そこで、下記のことについて質問いたします。

- ①、解決へのめどがいまだに立たない現状について、市としてはどう思っているのか。
- ②、チッソの支援について、市として明確な行動が見えてこないがどうしてか。
- ③、分社化について、市民に誤解を与えかねない報道になっているが、それについてどう思っているのか。

続きまして、ダイオキシン類処理事業について。

平成14年4月、熊本県が百間排水路の堆積土砂しゅんせつ計画に先立ち、排水路底質土砂のダイオキシン類検査をしたところ、環境基準値150ピコグラムに対して、360ピコグラムが検出されたことから始まり、平成15年4月から学識経験者による水俣港底質ダイオキシン類対策検討委員会を立ち上げ、平成16年11月まで4回の委員会を開催、平成18年10月から平成20年2月までに県主導の4回の地域住民への工事説明会を実施、平成20年10月16日に県主導の地域住民への処分場工事説明会までありましたが、市は一貫して、処分方法は県と同様の埋め立て共同処分であると言いつけてきました。

私も何回か工事説明会には出席をしましたが、基本的には底質土砂をしゅんせつし、土壌の環境基準であります1,000ピコグラム、土壌にするだけで環境基準はクリアとなると、しかし、水俣市だから安全対策を十分に行うため、この処分方法に決定したとの説明がありました。

最終的には、住民の中には納得されない方もおられたようですが、宮本市長も、県と同様の方法で実施しますと常々発言されていたこともあり、県として工事開始を決断し、現在に至っております。

そこで、下記のことについて質問します。

①、県主導で進めてきて、処分場工事開始と同時に、市の処分方法が変更になった経緯は何か。

②、処分方法について、市民への説明会は実施するのか。

③、県の対応はどうだったのか。

続きまして、企業誘致について。

企業誘致の目的は、経済の振興と雇用の拡大ということですが、2001年エコタウンプランが承認され、家電リサイクル施設、ビンのリユース・リサイクル施設、使用済みオイルリサイクル施設、使用済みタイヤリサイクル施設、廃プラスチック複合再生樹脂リサイクル施設等が整備され、水俣市の環境ビジネスの拠点として事業を展開しています。

今回、その中の廃プラスチック複合再生樹脂リサイクル施設であるリプラ・テック株式会社が倒産という事態を迎えてしまいました。

環境に特化したまちづくり、環境モデル都市にふさわしい環境事業の一つの火が消えたことは大変残念でなりません。雇用をなくされた従業員の方々の新たな雇用先が一刻も早く見つかることを祈ります。

そこで、下記のことについて質問いたします。

①、企業誘致の状況はどうか。

②、リプラ・テックが倒産の事態となったが、それについてどう思うか。

③、市長は常々地場企業を訪問し、意見交換をしているとの話があったが、この事態をどう思うか。

④、誘致した責任及び今後の対策についてどう考えているのか。

最後に、環境モデル都市について。

平成4年の環境モデル都市づくり宣言からスタートし、ごみの分別・減量に取り組むとともに、環境ISO制度、環境マイスター制度、地区環境協定制制度等を導入したり、省エネ・省資源の活動推進、リユース・リサイクルなどの市民との協働による行動が評価され、環境モデル都市として認定されたことは、行政と企業を含めた水俣市民の誇りであると思います。

今後は低炭素社会の実現を目指し、温室効果ガス削減目標達成に向け、鋭意努力していきたいと思っています。

そこで、下記のことについて質問します。

①、環境モデル都市の目的は何か。

②、2020年度までの温室効果ガス削減目標が32.7%になっているが、実現可能な具体的な対策は何か。

③、環境と経済がバランスよく調和したまちづくりと明記してあるが、具体的にどういうことか。

これで、当壇からの質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 塩崎議員の御質問に順次お答えします。

まず、水俣病問題については福祉環境部長から、ダイオキシン類処理事業について及び企業誘致については産業建設部長から、環境モデル都市については私から、それぞれお答えいたします。

○議長（松本和幸君） 水俣病問題について答弁を求めます。

吉本福祉環境部長。

（福祉環境部長 吉本哲裕君登壇）

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 水俣病問題についてお答えいたします。

まず、解決へのめどがいまだに立たない状況について、市としてはどう思っているのかについてお答えします。

市としましては、これまでも関係の皆様のお見解をいろいろ伺いながら、水俣病問題の一刻も早い全面解決を願ってまいりました。

しかしながら、現在の状況は膠着状態にあり、解決へのめどは立っておりません。このことにつきましては、極めて遺憾に思っております。

今後も関係機関との連携を密に図りながら、地元各方面のお考えや御意見を中央に伝えることによりまして、問題解決に向け、一步でも前進できるよう尽力してまいりたいと考えております。

次に、チッソ支援について、市として明確な行動が見えてこないが、どうしてかについてお答えします。

チッソが本市にとりまして重要な存在であることは、改めて申すまでもなく、十分に認識をいたしております。市としましても、引き続きチッソの存続、経営健全化が図られますよう要望活動を行ってまいりたいと考えております。

次に、分社化について、市民に誤解を与えかねない報道になっているが、それについてどう

思っているのかについてお答えします。

分社化に関する報道につきましては、マスコミ各社の判断によるものであります。

また、分社化そのものについては、さまざまなメリット・デメリットがあること、将来の展望を必ずしも見通すことができない等の指摘もなされておりますので、現時点において、市としまして見解を示すことは差し控えたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 塩崎信介議員。

○塩崎信介君 新聞等で御存じだと思いますけども、チッソの2008年度の中間決算ということで新聞に出ていますけど、ちょっと読んでみますと、チッソは27.6%の減益と、基本的には増収減益ということで、中間決算の数字が9月時点で出ていると。今、金融危機という形で、世界的に疲弊しているわけですけども、チッソの場合は液晶事業という形で、2007年度までは増収増益という形で来たわけですけども、2008年度に入りまして、こういうふうには利益が減ってきていると。年度として、来年の3月末ではもっと減益の方向に進むんじゃないかと、こういう中で、08年度のチッソの採用実績ということで、チッソ全体では91名ということで採用したわけですけど、水俣工場関係でいきますと、高専卒、高卒を含めて24名と。期中採用は3名という形で採用されております。2009年度も、今のところ内定、高卒、高専という形の人は9名ほど内定をされておるということで、これから事業としては非常に厳しい状況にさらされる中で、雇用の確保という形で水俣市への地域貢献という形で、今後もやっていくというふうに思っています。その中で、2つだけ2次質問という形で、宮本市長の方をお願いをしたいと。

1つは、分社化への認識を考え直していただけないか。今、吉本部長の方から、いろいろあって、メリット、デメリットという形でお話がありましたけど、以前、分社化案が提案されたときに、西日本新聞の質問に対して、宮本市長のコメントが掲載されてたということがあるんですけど、この中で、分社化は一つの選択枝だが、市民感情は複雑であると。チッソに期待するとともに、分社化後に撤退するのではという不安もあると。現時点では分社化には慎重にならざるを得ないということのコメントがあったんですけど、今、チッソの製造所内では液晶工場のL6工事ということで、工事の真ただ中ということで、2009年、来年の7月に完成を目指して、安全第一ということで、順調に進行しております。このときの竣工式には宮本市長にも出席をしていただきまして、力強いお言葉をいただいたということはありますけども、チッソとしては、雇用の安定堅持、地域貢献ということが、常々我々社員にも言われていますし、チッソの社員及び関連企業の社員と、それぞれの家族の生活を守り、水俣市の経済発展に寄与するということの理念を持っていますし、私もそれを信じております。

その中で、市長の発言の中で撤退するというので、もう大分半年ぐらい前の話で、そういう意見があったんですけど、水俣から撤退することは許されるはずもなく、市民に納得されない

ことは、チッソも十二分に理解していると思います。これは私としても許しませんという気持ちを持っています。その中で、やっぱりぜひとも宮本市長におかれましては、分社化への理解を示していただきたいと。今、国・県、いろいろ新聞報道で出ていますけど、チッソを説得すると、分社化は時期尚早だということでは言っていますけど、やはりチッソは一般家庭に例えたときに、やっぱり借金が残っておる間というのは、非常に家庭の中が活性化できないというか、要するに買いたいものも買えないとか、一般家庭の場合、買えないとか、食べたいものを食べないというような状況になって、非常に家庭としては重苦しくなるということで、やはりここは市長に一石を投じる覚悟が必要だと思いますので、そういう意味で分社化への認識を考え直していただけるものかどうか、1つお聞きしたいと。

もう一つは、9月議会の岩阪議員の水俣病問題解決について質問に対するチッソの答弁の中で、それぞれどうすれば解決に結びついていくことができるのかというような、それぞれの思い、患者さん方のそれぞれの思いを聞き取って、それについてパイプ役として伝えていきたいというふうなコメントがありました。このコメントは国や県へという形で伝えていくということで、私は理解していますけども、患者さん以外の市民の意見というのも聞いていただきたいなど、聞いておられるとは思いますが。それはやっぱり水俣病のこととか、分社化のこと、チッソのこと、水俣市の経済のこととか、そういうやっぱり市民の生の声を聞いてほしいなど。私もいろいろもう市民の方にそういう話を聞きますけども、やっぱり、チッソが頑張らんば水俣はようならんとかいという方はよくおられます。今はそういう方の意見というか、そういうのが表に出てきていないというのは、非常に残念な思いをしております。これから先も水俣とチッソというのは運命共同体であるということには変わりありません。チッソ城下町、昔、これは水俣市過疎地域自立促進計画というのがありまして、その中で、これは後期計画ということで、平成17年から21年の間の計画書があるわけですけども、その中での一部をちょっと読まさせていただきますと、本市は政治、経済、社会すべてにおいて、チッソ株式会社を中心とする城下町であり、チッソとともに歩んできた、水俣市の産業構造の基幹をなすチッソ株式会社は、本市の再生と振興に寄与すべきことが求められておりますと、水俣市の経済的発展は、チッソ株式会社の発展とともに、従来の農漁村集落から工業都市へ発展をしてきましたという、こういう歴史のある中で、やはり宮本市長には、要するにそのパイプ役なんですけども、全市民のパイプ役ということで、応援のメッセージをお願いしたいと、それをしていただけるかどうか、その2つを2次質問にしたいと思います。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず、分社化のことについてでございますけれども、分社化はもちろん会社経営の一方法であるし、私は分社化そのもののよしあしを申し上げているのではございませ

ん。現時点では見えない部分もありますし、その評価も難しいと、そのように受けとめているところでございます。

まだ、現段階では私が述べる段階に、分社化についてどうだこうだと述べる段階には来ていないのではないかなと思っているところもございます。

要は、世の中の変動その他を大局的に見た場合に、やはり予測がつかない部分もありますし、チッソさんの存在の大きさを考えたときに、やはり慎重にならざるを得ないというのが私の気持ちでございます。

それから、もう一点でございますが、チッソに対する応援をということでございます。前回は申し上げましたけれども、本音で申し上げて、何か具体的な方法が見えてくれば全力を投入したいという気持ちは全く変わりませんし、9月議会後、不知火患者会の皆さん方、あるいは出水の会の会長さん、それから芦北の会長さん方ともいろいろなお話もお聞きし、その思いを伺いながら、県の方にも、国の方にも参りまして、国会議員の先生方にお会いして、いろいろな形でその気持ちも伝えているところでございます。

議員御存じのように、この水俣病の問題の解決は一日も早い患者の解決と同時に、地域が元気になる、これがセットにならなければならないと思っておりますし、当然市民の皆さん方の声もお聞きしながら、今、国や県にお伝えをしているところでございます。

○議長（松本和幸君） 塩崎信介議員。

○塩崎信介君 3次質問に入らせていただきます。

田浦に東海カーボンという会社がありまして、ここは全国的に何カ所か工場があるということなんですけども、その中では、今回、何か田浦工場に60億投資をして、新たな増設をするというお話をちょっと耳にしたことがあるんですけども、その中で、町長は、田浦にとって東海カーボンは宝だと、宝だという発言をされた。これはやっぱり非常に大きな言葉じゃないかと、やっぱり企業として行政と親密にやっていくというのは基本になるだろうし、企業としてもやっぱり思い切った投資ができるということだと思ふんです。

最後に、市長としても難しいとは思ふんですけど、市長が思うチッソに対する、宝だとまでは、今の状況じゃ言われるのか言われぬのかわからんですけど、その辺のお気持ちを、正直な気持ちをお聞かせ願って、この件は終わりにしたいと思ひます。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 今、塩崎議員のお尋ねのように、地域振興、あるいは地域の貢献にもチッソさんが本当に頑張っているということは、もう市民だれもが感謝をしているところだろうと思ひます。

引き続き、いつも申し上げておりますけれども、産業経済の牽引者として、また引き続き努

力をしていただきたいと、そのように思っております。もちろん私もその一人でございます、チッソさんが元気になっていただくことが、まちの元気にもつながっていくと、そういう思いはしておりますので、必要に応じてはチッソさんのいい部分については、たくさんほかの企業も含めまして、PRは進めていかなければならないと思っております。

○議長（松本和幸君） 次に、ダイオキシン類処理事業について答弁を求めます。

田上産業建設部長。

（産業建設部長 田上和俊君登壇）

○産業建設部長（田上和俊君） 次に、ダイオキシン類処理事業について順次お答えいたします。

初めに、県主導で進めてきて、処分場工事開始と同時に市の処分方法が変更になった経緯は何かについてお答えします。

市の処分方法を変更した経緯につきましては、昨日の緒方議員、野中議員に答弁いたしましたように、県との共同処分について、平成18年8月に県から負担割合は処分量比とする案が示され、その後の県、市の協議の場においても、負担割合は処分土量比案分であると、お互いが合意しておりました。

しかし、本年7月に県から提示された負担額は、中間処理については、市の1日当たりの施工量が少ないため、別積算になるとして、市の想定額より千数百万円高い負担額であり、それまで合意していた処分量比で市で積算しました負担額に比べ、2倍以上の負担額でありましたので、市は納得できず、負担割合の変更について県に再三お願いをいたしましたが、応じてもらえませんでした。

市としましては、共同処分ではなく、別途、安価な方法を検討することを御説明し、県の御了解をいただきまして、市独自の事業を実施する検討に着手したところでございます。

最終的には、県との共同処分と比較し、市独自の中間処理・セメント資源化の方が経済的であり、また、処分後の維持管理費が不要であることや、市が取り組む環境モデル都市づくりの理念に合致していることから、市独自の処分方法に変更いたしました。

次に、処分方法の変更について、市民への説明会は実施するのかについてお答えいたします。

現在、12月議会に提出しております百間雨水幹線公害防止事業に関する補正予算を御承認いただければ、チッソ株式会社、水俣市の負担割合を水俣市環境審議会を経て確定し、工事設計・発注が可能になった時点で、市民への事業説明会を開催する予定です。

次に、県の対応はどうだったかについてお答えします。

市としましては、本年7月17日に県の了解の上で、市独自の事業実施の検討を開始し、その後、9月議会の谷口議員の一般質問では、独自の埋め立て、焼却・溶融、再資源化等について、種々の角度から検討すると、県には了解いただいた上で答弁しており、10月末には、市の処分方

法について県に伺い、十分な説明をしております。

県としては、処分方法の決定は、水俣市の判断であるが、共同処分と市独自処分の経済比較については、最終処分だけを埋め立て処分すれば、維持管理費を考慮しても、県との共同処分の方がセメント資源化よりも安価であると考えておられます。

また、県、市の協議の場において、国が定めた対策技術指針に含まれていない処分方法であり、県と市で設置した専門家による対策検討委員会で検討した範囲に含まれていないことや、セメント原料化がダイオキシン類の環境への放出にならないかどうか未確認であることが問題である等の意見がありました。

○議長（松本和幸君） 塩崎信介議員。

○塩崎信介君 今回、市の管理部分の処理方法が変わったというのは、11月5日の全協で一応説明がありまして、その中で変わったところは、仮中間処理プラントを百間ポンプ場の横ということで、今、汐見町の方、21区の方がグラウンドゴルフとかされている、芝生があるところだと思うんですけど、そこに仮設置して、そこで処分した後、セメント会社の方に持っていくという形の説明があったと思うんですけど、その中で、ひとつ百間ポンプ場周辺の住民の方への説明というのは、今の話では、環境審議会が終わった後にされるということだったんですけど、私の知る限りでは、12月補正予算の中で、しゅんせつ工事費が4,500万という形で入っていきまして、あと工事の開始が来年の2月というか、そういうところまでは今のところは、決定ではないですけど、決まっておると。その中で汐見町、百間ポンプ場の地域住民の方への説明もなく、説明しないまま、そういうふうな計画になっているということは、どう見てもちょっと納得できないなと。

ここで、2次質問に入りますけど、処理費用について、きのう田上部長の発言の中で、安いとか同等だという形で、はっきりそういう安いという発言は、明確な発言じゃなかったんですけど、全協での資料の中で、金額的な問題が出ていたのは、県との埋め立て共同処分変更の経緯という形で、この資料だけしかなくて、これからいって全協の説明会のときは、千数万円安くなると。これ見てみますと、県からの見解の方でも、若干安くなるとか、非常に安価という言葉の裏づけになるものが、ちょっと私には理解、裏づけになるものがないというのが非常に理解できないと。

それとあと、2つ目として、環境モデル都市にも認定されたということなんですけど、中間処理が終わった土砂というのは、やっぱりダイオキシンは含まれておるわけでしょう。そういうやつを水俣市からやっぱり外へ持っていくということに関して、いかがなものかなと。

もう一つ、県との話し合いが一応了解していただいたという話なんですけど、今まで県主導という形で、2006年10月からですか、説明会とか検討委員会とかという形で進めてきて、処分場の工事が開始と同時に、やり方を変えるというのは、本当に県は納得したんだろうかと。今後、県

とのやっぱり事業展開していく中で、今、金融危機とかなんとか、いろいろ来年以降非常に厳しいという状況の中で、やはり水俣市としては補助金とか、そういう形での支援に頼らざるを得ん状況になってくると思うんですけど、そういうことを加味したときに、今回のことが今後のしこりになって、非常に水俣市としては不利益の状態にならないかということが、非常に私としては不安なんですけど、その３点、一応お伺いしたいと思います。

○議長（松本和幸君） 田上産業建設部長。

○産業建設部長（田上和俊君） リサイクル資源化と最終処分の段階なんですけども、梅戸の埋立地の中に埋めるのと、リサイクル資源化との比較でございますけれども、市としましては、きのうも答弁しましたように、同等か安価ということで申し上げましたけれども、基本的にリサイクル、最終処分だけを見れば、確かにセメント資源化するには処理料がかかりますので、埋め立てるよりも高くつきます。これはきのう答弁しましたとおりなんですけども。ただ、今後の維持管理費、これについては市民の方も御心配されていましたが、いろいろな検査をやっていくとか、何か処理場ができたことで、何かもし問題が出てきたときにはどうするかと、そういう維持管理費がこの中に含まれていませんので、もしそれを市で積算した場合は、これはもう非常に、経費だけでも、毎年十数万かかりますので、30年すると300万、400万と、50年すると500万、600万かかりますので、これを単純に比較しても同等か我々のとったりサイクル、とろうとしてるリサイクル資源化の方が同等か安くなるというふうに考えております。

それと、県、市の関係でございますけれども、これについては、今の答弁で申しましたように、7月の段階からずっと詰めておりまして、その中で、市としましては、急に計算方法が変わったんで、中間処理の処分量が倍になりますよということは、市としても、県も先ほど納得いかないことがあるかもしれませんが、市としても納得いかなかった。それで重々詰めてきたんですけれども、なかなか県の方が理解していただけなかったということで、新しい方法を考えるということでお伝えして、いろいろな方法もじゃ検討してみたらどうかという形で理解いただきましたので、その点は理解していただいていると思っています。

それと、これは県は県の事業として、県の持ち分の方をやると、市は市の分として市の事業としてやるということで、結局一緒にするというのは、その方が効率的じゃないかという話の中で進めてきたわけですので、それぞれ、市がこの方が効率的であれば、それは市の判断でやってもいいんじゃないかというふうに、県の方も言われたので、県としては理解していただいていると思っていますし、今後の事業の進捗については、お互いにそれぞれの処理方法は違いますが、協力してやっていければと思っています。

土砂の持ち出しにつきましては、これも非常に厳しい環境基準がありまして、土壌で持ち出す場合は1,000ピコを超えた場合は、これは非常に難しいんですけども、汚染土砂として1,000ピコ

コ以内の基準であれば、これは持ち出しが可能です。それと、昨日の野中議員にも説明しましたとおり、非常に今のセメント資源化については、非常に技術が進んでおりまして、これは環境放出基準というのがあるんですけども、その中でも1ナノグラムという基準がございますけども、それをはるかに下回った、そういう処理をしても下回った排出になりますので、環境的にも安全は保たれると思いますので、持ち出しについては問題ないということで考えております。

○議長（松本和幸君） 塩崎信介議員。

○塩崎信介君 市から搬出するということに関しては、基準値以下という形で問題ないということだったんですけど、やっぱりゼロ・エミッションという観点からすると、やっぱりその辺は少しシビアにやっていく必要があるんじゃないかなと、今後の課題という形でお願いしたいと思います。

3次質問にちょっと入ります。

一応、今大体内容的にはわかったんですけど、例えば中間処理プラントの仮置き場という形で、まだ説明会していないということですけど、もし21区、要するに汐見町の人が反対をした場合は、最終的にはどういう形になるのか、最後にそのお答えをお願いしたいと思います。

○議長（松本和幸君） 田上産業建設部長。

○産業建設部長（田上和俊君） 今、予算に上げさせていただいてるのは、汐見町のポンプ場のそばで設置した場合の予算がどれくらいかかるかということで上げさせていただいております。予算が承認された後に、いろいろな住民の方、地域の方たちに相談していくことになっておりますけれども、ただ、先ほど議員おっしゃったように、非常に民家が近いということと、心配されるということと、結構処理の段階でプラントが音がしますので、そういうことも考慮して、まずお知らせして、御理解いただければ、そういう形でしますし、またほかの場所についても、何点か候補を挙げておりますので、総合的に判断して、基本的にはポンプ場を想定しておりますけれども、総合的に判断して、それで場所の方は決定したいと考えております。

○議長（松本和幸君） 次に、企業誘致について答弁を求めます。

田上産業建設部長。

（産業建設部長 田上和俊君登壇）

○産業建設部長（田上和俊君） 企業誘致の御質問に順次お答えします。

まず、企業誘致の状況はどうかについてお答えします。

さきの大川議員、平松議員の御質問でもお答えしましたとおり、企業誘致は地域経済の活性化に直結する非常に重要な施策でありますので、市として積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

具体的には、これまで進出企業の受け皿づくりとして、本市優遇制度の充実を図りながら、新たな工業団地の開発に向けた検討や、市内遊休地など、賃借または売買可能な土地、建物等の調査を進めているところです。

これらの情報につきましては、本年度実施しております熊本県産業・雇用創出事業を活用しながら、企業誘致活動に必要なセールスシートを作成する予定にしております。

また、本年度は同事業を活用しながら、本市の強みである水俣市エコタウン事業の啓発等を兼ねて、多くの企業が出店する企業展示会等に参加しながら、企業情報の収集活動を進めておりまして、今後はこれらの企業情報等をもとに、積極的に企業訪問など、誘致活動を展開してまいりたいと考えております。

次に、リプラ・テック株式会社が倒産の事態となったことについてどう思うかについてお答えします。

当社におかれましては、本市が誘致対象企業として御支援し、平成14年3月に本市に新会社を設立、平成15年4月から水俣エコタウンの中核企業として、本市で廃プラスチック複合再生樹脂リサイクル事業を展開され、最盛期には地元雇用を中心に、約70名の従業員体制で、地域経済に大いに御貢献いただいております。

しかし、新聞報道等でもありましたとおり、原料となる廃プラスチックの調達及び再生樹脂など、リサイクル製品の販売が困難となったこと、多額の負債を抱え、資金繰りにめどが立たなくなったことなどから、事業再建の道を断念され、最終的には、大変残念なことに、本年11月に熊本地方裁判所に破産申し立ての手續をされたものであります

この事態をどう思うかとの御質問ですが、今回の倒産は、国の環境モデル都市に認定された本市にとって、大変大きな出来事であり、水俣エコタウンの中核企業として期待していただけに、まことに残念であると思っております。

次に、リプラ・テック株式会社を誘致した責任及び今後の対策についてお答えします。

同社は、本市が誘致した水俣エコタウン企業でありまして、これまで工場等建設費に対する補助金交付を初め、ふるさと融資による資金貸付、産業技術開発・ものづくり補助事業による製品開発取り組みへの支援などを行ってまいりました。

さらには、本年2月以降、定期的に会社と情報交換をさせていただきながら、会社からの申し出に対して、産業団地分譲地賃借料の1年間の繰り延べ、下水道料金の延納及びふるさと融資の遅延の手續など、資金繰りが円滑にできるように、可能な限りの支援を行うなど、これまで市としての責任を果たしてきたのではないかと認識しております。

今後は、今回の破産申し立てに関する動きを見守りながら、今後、選定されるであろう破産管財人と市の各種債権に関する事務処理を進めていくとともに、解雇された従業員の再就職等に関

する相談を、ハローワーク等と連携しながら対応してまいりたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 塩崎信介議員。

○塩崎信介君 リプラ・テックには、私の知り合いの息子さんもおられたということもありまして、非常に関心事ということで質問させていただきましたけど、非常に今回のリプラ・テックの事業に当たりましては、日本容器包装リサイクル協会という会社を通して原料を買って、製品もそこを通して売るという形で、非常に通常の事業としてはやりにくいというか、そういう事業であったかと。

そういう中で、2次質問に入りますけど、今回、2002年に国と市の補助金を受けて、操業を開始してわずか6年という形で事業が撤退という形になったということですけど、企業誘致時の事業計画等、いろいろあったんだと思うんですけど、その辺に問題があったんじゃないかと。それと、やっぱりそういう日本容器包装リサイクル協会を通さなければ事業ができないこと自体無理があったというふうに思うんですけど、そのことについて、1つお伺いしたいと。

もう一つは、取引先の銀行が2つあったということですけど、そちらの方に負債がやっぱり6億から7億ぐらい、各銀行にあったということですけども、今金融災害の真ただ中ということで、金融界にも影響は出ると思うんですけど、それ以上に、こういうふうな億単位のお金が負債に残ったということで、やはり先ほど田上部長の方からは、責任は果たしていつているというお話だったんですけど、やっぱりこういう民間銀行に対しても、今後やっぱりどういうふうな応援体制をしていくのか、この2点をお伺いしたいと思います。

○議長（松本和幸君） 田上産業建設部長。

○産業建設部長（田上和俊君） まず、日本容器包装リサイクル協会に物を通さないで、直接できないかというような趣旨だったと思いますけども、これについては、この制度自体が、日本容器包装リサイクル法という形になっておりまして、例えば水俣市で年間200トンぐらい容器が出るんですけども、これをその協会を通して処理していくんですけども、直接すると、直接した場合には、水俣市の方が200トンの場合は大体2,000万ぐらい直接お払いして、それをリサイクルしなきゃいけない。協会を通しますと、その95%を協会の方で予算措置していただきますので、大体市の負担が5%ぐらいになります。処理料金がキロ当たり65円ということで、実際は65万ぐらいということになりますので、国の施策がありますけども、この方が、協会を通さないと、自治体に負担がかかるようなシステムになっております。ただ、非常に日本で今このプラスチック関係が、なかなか自国でそうやってリサイクルするには非常にコストがかかるということで、中国とか、いろいろなところへ出て行って、なかなかこの業界の方は、業界全体が大変な状況になっているということで、そのように理解しております。

それと、先ほど、ほかに支援とか、いろいろな形でできないかということでございますけれど

も、当然いろいろな企業誘致に対しても、地場産業に対しても、市で、国・県の助成を得ながらやっていくところもあるんですけれども、いろいろな制度ございますので、これからいろいろな国の施策も大きく変わっていくと思いますけれども、それに応じて、市としてもおくれをとらないように、その制度を十分各企業に説明したりしながら、こういう不慮の事態というか、非常に残念な事態が起きないように、市も積極的に関与していきたいというふうに考えております。

○議長（松本和幸君） 塩崎信介議員。

○塩崎信介君 産業団地の方も、いい話もあるということで、ちょっと新聞の切り抜きを持ってきたんですけど、今いろいろ言われているレアメタルという形で、水俣市で回収実験を始めたということで新聞に出ていますが、逆にやっぱりそういうところを大きくして行って、雇用の拡大につなげていただくと、こういう方向で行政の方もお力添えをお願いしたいと思っております。

3次質問ということですけど、一応この件に関して新聞報道の中に、これは昨日、大川末長議員からちょっと出た言葉なんですけど、市長のコメントという形で、残念と、環境モデル都市のイメージタウンにつながらなければというふうなコメントが読売新聞に載っていましたが、これはやっぱり非常に市民から見たときに、やっぱりその30人、最終的には30人ほどの従業員がおられたということで、失業という形で非常に今世の中はそういう流れというか、悪い流れになっている中で、やっぱりこういうふうな記事が出たときに、市民感情というのは非常に気になるわけですね。だから言葉として、申しわけなかったとか、その辺がいい言葉かどうかは別として、やっぱり市民感情を踏まえたところでの発言というのも、ひとつあってよかったんじゃないかなと思うんですけど、それに関して、市長、最後、どういうふうな御意見お持ちかをお伺いして終わりとします。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） これは実は破産申し立てのあった直後に、記者会見をさせていただいたことのでございます。私、そのときは当日はペーパーを持って臨みましたので、そのペーパーのおおよその内容は、こういうようなことを手元に持っておりました。

本日、リプラ・テックが破産の申し立てを行う旨の連絡をいただいたと、同社は、平成14年の進出、操業以来、水俣エコタウンの中心的企业として、廃プラスチックのリサイクルに取り組まれてきた。今後、資源の有効利用や温室効果ガスの削減に大きく貢献されることを期待していただけない、非常に残念であると、市としては情報収集を行うとともに、ハローワーク水俣と連携しながら、従業員の方の雇用の確保に向けて努力をしていきたいと、こういうペーパーをもとに会見には臨んだつもりでございます。

この記事の記者さんに直接きのうどういう状況だったのかということでお聞きいたしました。

この会見の、その後の懇談の中で、この記者さんに環境モデル都市としてイメージタウンにな

るのではないかとこの質問を私が受けております。それに対して、そういう問いをされましたので、イメージダウンにならないように対策を考えたいと、私は答えた、というような状況でございますので、何もこう自分のメンツにこだわるような話ではない、非常に厳しい状況であるということは受けとめていることは御理解いただきたいと、そのように思います。

○議長（松本和幸君） 次に、環境モデル都市について答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 次に、環境モデル都市についての御質問にお答えします。

まず、環境モデル都市の目的についてお答えします。

環境モデル都市の目的は、認定を受けた各都市が温室効果ガス排出の大幅削減を目標として掲げ、先駆的な取り組みを実践することで、低炭素社会の実現を図っていくことであり、また本市では、同時に新エネルギー等の環境先進技術を活用した産業による地域経済の活性化や、人の交流による交流人口の増加を図っていくことも目的であると考えております。

それらの取り組みを通じて、国内や国際社会の取り組みを先導していくことであります。

水俣市としては、低炭素社会の実現を目指しながら、地域の活力を創出し、市民生活の改善向上と地域経済の活性化につながる取り組みを実施していくことで、環境と経済がバランスよく調和した持続可能な真の意味での環境モデル都市を実現するということを、大きな目的として取り組みを進めたいと考えております。

次に、2020年までに温室効果ガス削減目標達成に向けた実現可能な具体的対策についてお答えします。

環境モデル都市の提案書募集時に、国が示した目標設定の前提として、温室効果ガスの排出量を2050年に50%、2020年までに30%以上削減する目標を設定することとされていた経緯があります。本市も、この前提をクリアする削減目標を設定して、提案書を作成いたしました。

したがって、この目標を達成すべく、現在策定中のアクションプランに掲げる個々の具体的な取り組みを順次計画的に実行に移していかなければなりません。

具体的な取り組みについては、実現可能となるよう、今後必要に応じ、追加や変更などを加えながら推進し、削減目標の達成を目指すことになります。

具体的な取り組みは、1、環境配慮型暮らしの実践、2、環境にこだわった産業づくり、3、自然と共生する環境保全型都市づくり、4、環境学習都市づくりの4つの分野で進めていきます。

その具体的なプランとしては、小型電子機器や草木類などごみの減量、高度分別の推進によるレアメタル等の資源リサイクルを進める取り組み、マイカー使用からバス利用や自転車利用への

転換の促進、家庭版ISOや事業所版ISOの新たな展開、竹などの地域資源を活用してバイオエタノール製造などを行うバイオエネルギーの創出、公共施設や一般家庭への太陽光発電など、新エネルギーの導入促進、安心安全な農林水産物づくりと地産地消の推進、第2エコ産業団地の開発、みなまた環境大学などの環境学習のさらなる推進などが挙げられます。

次に、環境と経済がバランスよく調和したまちづくりについてお答えします。

本市の提案書の中では、環境モデル都市としての位置づけを、環境と経済が調和した持続可能な小規模自治体モデルの提案としています。

確かに一昔前までは、環境ではメシが食えないと言われていましたが、今や環境配慮や環境対策を考えない経済活動はあり得ず、経済活動の必須条件と言われるまでになり、今や環境関連産業は、これからの成長産業と目される時代情勢となってきました。

本市でも、エコタウンのように、環境と経済が結びついてきた先例があります。

環境モデル都市の取り組みにおいても、レアメタルのリサイクルやバイオエタノール製造、将来的な第2エコ産業団地の開発など、経済の活性化に結びつく可能性を秘めた取り組みもありますので、今後、アクションプランを進める中で、環境への取り組みが同時に経済的な活性化にも結びつくような施策を積極的に展開していきたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 塩崎信介議員。

○塩崎信介君 いろいろ京都議定書とか、いろいろ環境関係のいろいろ資料とか読んでみますと、100年前からすると、地球の温度は4度ぐらい上がったと、このままいくと、100年たった後、また同じような温度は上がるだろうということで、そういう意味での今いろいろ環境対策をやられておるという中で、今、市長からも説明をいただきましたけども、ちょっと今、2次質問に入りますけど、取り組みの方針の中で、具体的にはクリーンなエネルギーの使用に転換していくという項目がありまして、これは9月議会で牧下議員の質問に対して、市長は答弁されて、太陽光発電への転換という形での答弁があったと思いますけど、これはこれで私は理解しているということで、話を進めますけど。その中で、民生部門分野での取り組みという形で、一般家庭のそういう太陽光発電をするという形で、ちょっと一般家庭用と言うのは、3キロワットから3.5キロワットぐらいということで、これは価格として200万円ぐらいかかると。補助金として、1キロワットに対して7万円ということで、3キロワットだと、単純に20万円ぐらいだなという形での補助金が出るということで、推進するということですけど、寿命が非常に短い、20年程度ということで、どこの家庭でも設置できる金額じゃないというふうに思うんですけど、こういう太陽光発電を推進したいという形での市長の答弁に対して、そのことについてひとつどう思われるかと。

もう一つは、そのBの、環境にこだわった産業づくりということの中に、市内の先進的な環境技術を生かした新たな産業を導入、実践することということで書いてあるんですけども、この先

進的な環境技術というのは、具体的にはどういうことなのかですね。

もう一つは、この中で、取り組み内容のCという形で、コミュニティバスと自転車のまちづくりの実施ということで、市民ノーマイカーデーの導入や、環境に負荷をかけない自転車によるまちづくりというような書き方してあるんですけども、市長は、以前、NHKでも出ていましたけど、歩いて市役所に通勤されているということで、テレビで見たこともあるんですけど、そういう中で市長が率先してされているということは、市の職員の方もそういうことをされているとは思いますが、その状況を、その辺がわかれば教えていただきたい。

あと、市民への取り組みという形で、この中に書いてあるんですけど、具体的に、どういうふうな市民への取り組みをやろうとされているのかですね。

私が言うとおれですけど、簡単にできる削減法というのを参考までに、シャワーを1分間短縮すると74グラム削減できると、マイバックで買い物に行くと62グラムということで、これはどういう計算方法で出たのか、私もようわからんですけど、そういうふうなことがあるもんですから、やっぱり市民への取り組みに関しては、やっぱり簡単で身近な方法がいいのかなと思うんですけど、これに書いてある市民への取り組みについては、具体的にどういうふうなお考えなのか。

この3点をお答えいただきたいと思います。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず第1点は、太陽光発電の普及ということだろうと思いますけども、今議員がおっしゃったとおりでございまして、国の補助も含めて、どのように具体的な対策を考えているのかということだったと思いますが、今のところ、一般家庭への太陽光発電の設備の普及を図るために、今、21年度に補助制度が創設できないかということを今検討しているところでございます。

それから新たな産業技術ということでございますけれども、これはエタノールでありますとか、レアメタルでありますとか、あるいは水力発電、そういったところを考えているところでございます。

今、歩かせていただいておりますけれども、たまにですが、雨が降らないときは歩いているというような状況ですけども、ひとつは肥満解消にも思っておりますけれども、要は何と申しますか、環境モデル都市にふさわしい一つの方法ではないかなというような思いもしておりますし、職員にもできるだけその方向で、自転車のまちづくりあたりも検討しておりますので、職員に対してもぜひ呼びかけていきたいなと思っております。

市民に対して、どんな具体的な取り組みを今後していくのかということでございますけれども、今アクションプランを細かく立てておりますので、今検討中でございますので、できるだけ

早い機会にそういう具体的な取り組みの方法は示せるんじゃないかと思っております。

○議長（松本和幸君） 塩崎信介議員。

○塩崎信介君 これは市民一人一人の責任においてやっぱりやっていかないと、やっぱり将来のためにもならないと思いますので、その辺はやっぱり行政と一緒にやっていきたいというふうに思っています。

最後に、3次質問ということで、環境モデル都市ということで、認定されましたということで、それで、今、市長の方から言われましたアクションプランという形を作成して、素案をという形で出しているということで、来年の3月までにきちっとしたやつができるということなんですけれども、せっかく、全国の市町村の6市町村の中に選ばれたということで、やはりこれは何とかして金にせんばいかんという、お金にするために、どういうふうなお考えが、要するに国から金をふんだくってくるために、この環境モデル都市を有効に利用するという意味でのお考えを最後お聞きして終わりたいと思います。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） お金をふんだくってこいということでございますけど、非常に難しいところだと思いますが、先日申し上げましたように、今回のモデル都市の大きな目玉として掲げておりますのが、いわゆるクリーンエネルギー、自然エネルギーの活用ということでございますので、その部分を具体化しながら、具体的に進めながら、ふんだくれるんじゃないかなと思っておりますので、その部分について考えていきたいと思っております。

○議長（松本和幸君） 以上で塩崎信介議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため午後1時30分まで休憩します。

午前11時59分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、牧下恭之議員に許します。

（牧下恭之君登壇）

○牧下恭之君 皆様、こんにちは。

公明党の牧下恭之でございます。

それでは、通告に従い、順次質問を行います。

まず初めに、国の総合経済対策と本市の対応について。

政府・与党の新たな経済対策の柱となる総額2兆円の定額給付金については、急激な物価高と所得の伸び悩みに苦しむ家計を応援するための生活支援と、金融不安に伴う景気の先行き不安に

対応するための経済対策という、2つの意味合いがあると言えます。

国のガイドライン（11月28日発表）に沿って、高額所得者を除く問題も含め、各市区町村が実情に応じて交付要綱をつくり、対応することになります。

大事なことはスピーディーな対応とスムーズな運用、そして無事故のために準備作業に万全を尽くすべきであると考えます。

県は、11月末に5人の支援チームを結成し、12月5日に定額給付金の給付事務を担当する市町村を対象に説明会を開催しました。

よって、以下、質問します。

金融危機による市民生活への影響を市長はどう認識し、定額給付金についてどのような期待を持っているのか。

定額給付金については、プロジェクトチームなどを早急に立ち上げ、準備に万全を尽くすべきであると考えます。高額所得者問題も含め、市長の認識と対応はいかがか。

また、金融危機の影響は、業種を問わず、規模を問わず、あらゆる分野の企業を直撃しています。よってもう一つの柱は、事業資金の調達に苦しむ中小・小規模企業の資金繰りを支援する新たな緊急保証制度です。

業種を拡大し、セーフティーネット貸付とあわせ、保証・貸付枠を9兆円から30兆円に拡大し、既に10月末から始まっています。新たな予約保証制度も始まりました。

地方自治体には、地域経済を担う中小零細企業を守り抜くという大きな責任があります。金融危機の実体経済への影響はこれからであります。

既に自治体によっては、すべての業種を対象とした、責任共有制度の対象外とした100%保証や一定期間無利子とする利子補給制度などに取り組んでいる自治体もあります。

年末、年度末に向けて、一番困っている中小企業、零細企業に向けた本市の支援策についてお尋ねいたします。

金融危機による本市地域経済への影響、中小零細企業への影響をどう認識しているのか。

また、10月末から始まった緊急保証制度について、どのような期待を持っているのかお尋ねいたします。

次に、環境問題について。

公明党青年委員会が、携帯電話の回収リサイクルの推進に関する署名運動に取り組み、9月に、47万人の署名を二階経済産業大臣、斉藤環境大臣に提出、これに先んじて、地方議会では6月定例会で全国共通意見書の採択を積極的に進め、政府の取り組み推進を求めてきました。

公明党青年委員会と地方議会からの要望を受けて、環境省は、使用済み電子機器のレアメタルリサイクル推進事業の年度内実施を目指して、平成20年度補正予算に、都市鉱山のレアメタルリ

サイクル推進事業7,500万円を計上、補正予算成立後、使用済み携帯電話など、レアメタル（希少金属）を含む小型廃家電の効率的な回収方法を検討するための有識者による研究会を年内に設置することなどを明らかにしました。

一方、経済産業省では、携帯電話のリサイクルを強化するため、端末販売店に対し、利用者に回収を呼びかけることを義務づける政省令の改正を今年度内に行うことを目指しています。

そして、現状回収できていないインジウム、タングステン等の回収に係る技術開発をするための予算1億円を平成20年度補正予算で計上しました。

「携帯から『金』をつくる！」の著者で、東京オリンピック・パラリンピック招致委員会事業部門マネージャーの相原正道氏は、携帯電話リサイクルについて、地下の資源が枯渇しつつあると言われているが、携帯電話などの中には、地上の資源がたくさん含まれています、この地上の資源をもう一度使えるようつくるのが大事です、例えば、1トンの携帯電話から約150グラムの金をつくることができます、この数値は、世界最大の南アフリカの金鉱山よりも最大30倍の金鉱脈が含まれていることを示しています、それは、日本が世界ナンバーワンの金鉱脈を持っていることであり、いつの間にか黄金の国ジパング復活というほどの衝撃ですと言われております。

水俣市においては、全国に先駆けて水俣市レアメタルリサイクル研究会を立ち上げて、回収試験をスタートしています。この内容と目指す目的は何かお尋ねいたします。

この事業において、全国より5自治体の中に選ばれましたが、メリットについてお尋ねいたします。

次に、国民健康保険証のカード化についてですが、多くの市町村で市民の利便性を考えて国民健康保険証がカード化されておりますが、水俣市においては、国民健康保険証をカード化する計画はないのかお尋ねいたします。

次に、特別支援教育支援員の拡充について。

特別支援教育は、障がいのある児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、学校教育活動上の日常生活の介助 ― 食事、排せつなどの補助や、車いすでの教室移動補助など、学習活動上のサポート ― LDの児童・生徒に対する学習支援、ADHDの児童・生徒に対する安全確保などを行います。

昨年6月議会において、特別支援教育支援員の配置を提案し、昨年10月より4名、20年度は8名の支援員を配置したと聞いております。

現在の支援員の現状と成果についてお尋ねいたします。

また、支援員の研修は行われているかお尋ねいたします。

次に、子ども議会について。

ことしの3月議会で、子ども議会を継続して実施できないかと質問いたしました。

答弁では、実施の方向で検討するとのことでありましたが、進捗状況はどうなっているのかお尋ねいたします。

以上で、本壇からの質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 牧下議員の御質問に順次お答えします。

まず、国の総合経済対策と本市の対応については私から、環境問題については副市長から、国民健康保険被保険者証のカード化については福祉環境部長から、教育問題については教育長から、それぞれお答えいたします。

まず、国の総合経済対策と本市の対応についてお答えします。

金融危機による市民生活への影響を市長はどのように認識し、定額給付金についてどのような期待を持っているのかとの質問についてお答えいたします。

アメリカ発の金融危機は、昨今の不況と相まって地場企業の倒産、それに伴う市民の雇用の場の減少、保有株式の含み損など、自己資本の目減りが著しい金融機関の貸し渋りによる中小企業の資金繰りの悪化、世界経済の減速や円高による輸出関連業種の低迷、原材料費の高騰による食料品や日用品の値上がりに伴う個人消費の落ち込みなどにより、市民生活に多大な影響があるものと認識しております。

定額給付金につきましては、定額給付金が、すべて市内での消費に回れば、その経済効果はある程度期待できるものと考えておりますが、日常生活に必要な物資の購入に定額給付金を充てたり、貯蓄に回す方も予想されますので、その効果については推しはかることは難しいのではないかと考えております。

次に、定額給付金について、プロジェクトチームなどを早急に立ち上げ、準備に万全を尽くすべきである。高額所得者の問題も含め、市長の認識と対応はいかがかと質問にお答えいたします。

議員の御指摘のとおり、準備には万全を尽くすべきだとは考えておりますが、給付金の裏づけとなる国の補正予算も国会に提出されておられません。また、対象者や基準日など、定額給付金の支給要件や支給方法等の多くの項目についてもまだ正式に決定されていない状態ですので、国の動向を見ながら、支給事務に支障なきよう対応していきたいと考えております。

また、高額所得者問題につきましては、全国市長会や町村会でも統一的な対応を検討されておりますが、住民間の公平性を確保するため、全国で統一された給付方法にすることが適当であること、また、定額給付金の支給に当たり、本市の事務負担が大幅に増大することも予想されます

ので、所得制限の設定は考えておりません。

次に、本市の中小零細企業向けの融資の支援策についてお答えします。

本市の融資制度としましては、水俣市特別小口資金、水俣市中小企業経営安定資金、水俣市勤労者融資制度、水俣市商工業組合及び組合員融資制度がございます。

地場企業を支援するという意味では、先ほど述べました水俣市中小企業経営安定資金融資制度において、企業が負担する保証料の半分について、10万円を限度として補給しているというところ です。

金融機関の営業活動のおかげもありまして、平成18年度までは年平均5件だったのですが、19年度で31件、ことしに関しては国のセーフティーネットの拡大もあり、16件という状況であります。

この制度を来年度以降も継続させるとともに、新たな利子補給制度の創設につきましても、他市の状況や本市の財政事情等も考慮しながら検討していきたいと考えております。

次に、金融危機による本市地域経済、中小零細企業についてどう考えているかについてお答えします。

全国的な金融危機により、企業の売り上げが減少するなど、さまざまな業種において厳しさを増していると推測されます。

本市への影響については、本市融資制度の利用状況から推測しますと、年度当初の原材料価格高騰や受注量の減少等が中小零細企業にマイナスの影響を及ぼしていると認識しておりますし、同時に大変危惧しているところです。

次に、緊急保証制度への期待についてですが、本年10月31日より、国の緊急経済対策の一環として、緊急保証制度が始まりました。内容としましては、既存のセーフティーネット融資制度の要件が緩和され、対象事業者数が約4倍の618業種になっております。

平成14年から平成19年の総利用件数が73件、年平均12件だったのですが、本年10月時点でこれまでの利用件数が既に80件を超え、そのうち緊急保証制度が始まった10月31日からだけで60件、55企業となっております。

市といたしましては、緊急保証制度を地元中小企業等に活用していただくことで、企業の経営改善を図っていただくよう、大きく期待しているところです。

今後も引き続き県、各金融機関と連携を図りながら、中小零細企業の支援に尽力するとともに、市役所広報紙等で本制度の内容等を積極的に周知してまいりたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 11月28日に総務省が新総合経済対策の定額給付金について、都道府県と政令指定都市を対象に説明会を開きました。定額給付金事業の概要たたき台の公表をそこでしました。それ

によると、所得制限は設けず、所得を基準とする給付の差異を設けないことを基本とすると明記してあります。支給は口座振り込みにすることを基本に、年度内、平成21年3月末日の給付開始を目指すとしております。

支給額は、1人1万2,000円、65歳以上と18歳以下は1人2万円。

支給方法は、郵送申請方式、窓口申請方式、窓口現金受領方式の3方式を示しました。市町村が世帯主に申請書を郵送し、世帯主は申請書を市町村に郵送するか窓口を持参して、市町村が口座に振り込む方式が望ましいとしました。

また、世帯主が申請書を窓口を持参して現金を受け取る方式も示し、市町村はこれらを組み合わせることで実施することが、現金の受け渡しは振り込みが難しい場合に限ることが望ましいということとしています。

外国人については、永住外国人や日本人の配偶者、定住者などは支給の対象となります。

今後の検討の課題としては、申請期限を受け付け開始から3カ月以内または6カ月以内のいずれにするか、長期出張者など、郵送も窓口申請も難しい人にどう支給するか、年齢算定の基準日は1月1日か2月1日かなどとしました。

今回の定額給付金事業の概要たたき台の公表で、定額給付金の地方への丸投げ批判は根拠のないことが明確になってまいりました。

定額給付金について、所得制限を設けたとしても、対象は人口にして1%で、所得制限を設けないと決めた市町村が圧倒的であり、所得制限をやると決めた話もまだ一つも聞いておりません。

水俣市は事務負担の増大が考えられるので、所得制限は考えていないということですので、よりスピーディーに進むというふうに思っております。

世界の金融危機の中で、最も厳しい経済状況になると予測されるのは来年です。だからこそ来年3月までの年度内実施は極めて重要であり、スピーディーな運用が大事です。

政府・与党は1月の通常国会で2次補正予算を上げ、3月20日前後に決定すると予測されており、決定してから準備をしていたのでは年度内給付はできません。

経済効果を確実なものにするために、また厳しい経済情勢の中で最も苦しんでいる中低所得者や障がい者、母子家庭の多くの方々が待ち望んでいる定額給付金の準備に水俣市の取り組みはどうするのか、再度お尋ねをいたします。

世界はこの10年、特にこの2年、給付付減税が多くで実施される趨勢にあります。従来の景気対策の中で減税は大きな力でありましたが、昨今は減税の恩恵にあずからない人にもあわせて給付することが大事という考え方から、給付をつけた減税がフランス、オランダ、イギリス、カナダ、アメリカ、そして韓国などで実施されたり、これから実施されようとしています。

つまり給付付定額減税は、世界の中の新たな景気対策の仕組みとなっています。理にかなった最も的確な政策であることは間違いありません。

10月末の人口で算定すると、水俣市への定額給付金は約4億5,000万です。津奈木町、芦北町を合計すると約9億円になります。日本総合研究調査部長は、低所得者の所得や雇用環境が悪化していることから、給付金はほぼ全額が消費に回ると言われております。すごい経済効果が期待されます。どのようにお考えかお尋ねをいたします。

緊急保証制度は10月31日より始まっています。しかし、申し込み件数が余りにも増加し、中小企業の厳しい現実が切々と伝わってまいります。

保証協会の審査が間に合わず、1カ月たっても返事が来ない、地元中小企業の方々より何とかしてほしいとの数多くの声を聞いております。

県保証協会に早急に対処していただくよう、また、中小企業の方々の声を届けていただきたいが、市としてどう対処されるのかお尋ねをいたします。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず第1点は、定額給付金の準備に水俣市の取り組みはどうするのかという御質問でございました。

定額給付金の支給要件あるいは支給方法等、決まり次第順次進めていきたいと考えております。ただ、今議員がおっしゃいましたように、3月20日前後に決定されとした場合、非常にスケジュールに大変無理が来るのではないかなというような、状況が出てくるのではないかなと思っておりますし、申請件数の多い少ないによっても変わってくるかもしれませんが、準備できる事務については早目に肅々と対応していかなければならないと、そのようにしております。

それから、第2点でございますけれども、これは非常に経済効果が期待されるのではないかなという御質問でございます。

先ほどお答えいたしましたけれども、定額給付金の経済の効果につきましては、市内ですべて消費に回ればもちろんその経済効果というのは非常に高く出てくると思うんですけれども、先ほど申し上げましたように、物資の購入でありますとか、あるいは貯蓄に充てたりとかというような形になりますと、その効果についてはなかなか推しはかることは難しいのではないかなと、そんなとらえ方をしております。

それから、第3点ですが、緊急保証制度における迅速な対応について、中小企業の方々の声を県の方に届けてほしいという御質問でございました。

お聞きしますと、手続が非常に、平均で2週間、早くても10日ぐらいかかるというような話も聞いております。

また、この制度の拡充に伴いまして、申請件数というのが非常にふえるという状況になりますと、大変厳しい状況で対応されていると、そのように我々も伺っているところでございますけれども、今、ぜひ県当局を通じまして、中小企業の方々の声をぜひつないでまいりたいと、そのように思っております。

○議長（松本和幸君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 あるシンクタンクでは、今回の定額給付金の経済効果として、GDP、国内総生産を0.4%押し上げるとはじき出しております。これは確実な景気対策であります。定額給付金を水俣市の商店街等に落としてもらう対策と魅力ある購買意欲をそそる対策を考えるべきだと思います。

東京都中央区では、9年前から1割多く買えるハッピー買い物券で、区内の消費拡大に貢献しております。この買い物券は、1冊1万円で、500円券22枚つづりからなり、1万1,000円分の区内の取扱店で使用できます。ことしは6月に第1回として3億3,000万円分の販売を行いました。さらに、10月に2回目、1億1,000万円分の発売を行われ、大好評のうちに即日完売をしたそうです。使用期限も提示してあります。

さらに、家計・地域経済対策として、また、緊急経済対策として、菊池市、玉東町が5,000円で5,500円分の買い物券を発売をしました。上天草市も計画をしております。

きょうの熊日の新聞には、菊池市の地域商品券早くも売り切れというのが載っておりまして、地域商品券一会の売れ行きが好調ですと、1日に販売した2万冊、1冊5,500円分は9日完売をしたと、次回は来年2月1日に1万冊を発売すると、観光課の担当者は、3年前に同様の券を販売し、市民に浸透している点に加え、景気の冷え込みが厳しい中、10%のお得感が大きいのではと分析をしているというふうに載っております。

先々のやっぱり計画的な施策を施していかないと、給付金があしおりに来ても、水俣市と津奈木、芦北分全部こっちに、水俣市に使えるような形に何か方策を考えればできるんじゃないかなというふうに思っております。

定額給付金が全額水俣市で消費されるよう、具体的な対策を次々に打っていくことが大事だと思います。いかがお考えかお尋ねして質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 水俣市内で消費されるように、具体的な対策を次々に打っていくことが大事だと思うがどうかということでございます。

もちろん、議員おっしゃるように、市内での消費を促進するという施策を講じていくことは大変大切であると、そのように受けとめております。

御提案、今ちょっと例に出されましたけれども、買い物券あたりの発売等につきましては、本

市でも平成15年に、15年以降、商店街や商工会議所を中心となって共通商品券事業というのを3回ほど実施されていると、そのように聞いております。それが市内での消費につながったということは事実でございますので、本事業を実施していくためには、有利な助成事業などの財源を確保していく必要もございますので、関係団体等と十分協議をしながら、この件については検討を進めてまいりたいと思います。

○議長（松本和幸君） 次に、環境問題について答弁を求めます。

森副市長。

（副市長 森近君登壇）

○副市長（森 近君） 次に、環境問題の御質問に順次お答えします。

まず、本市におけるレアメタルリサイクル研究会と回収試験の内容と目的についてお答えします。

本市では、近年、国の喫緊の課題となっております希少金属類（レアメタル）を確保する観点から、今後、環境モデル都市として、全国自治体のモデルとなるような廃小型電子機器類の回収システムを構築し、ごみの再資源化率を高めていくとともに、希少金属類（レアメタル）のリサイクル構築に向けた取り組みを進めているところでございます。

この取り組みについて、調査研究を進めていくため、本年10月17日に、産・学・官の関係者で構成する水俣市レアメタルリサイクル研究会を設置いたしました。

この研究会は、産業分野から市内の家電リサイクル企業、学術分野から昨年夏、包括連携協定を締結した熊本大学、そして本市関係各課の三者を中心に組織されており、事務局を商工観光振興室に置いております。

また、本年11月からスタートした廃小型電子機器類回収試験の内容は、粗大ごみとして回収した廃棄物を市環境クリーンセンター内で職員がミニコンボサイズ以下を対象物とする携帯電話やデジタルカメラなどの廃小型電子機器類に分別し、関係企業の敷地内のストックヤードに運搬、分解した後に、レアメタルの含有量等、詳細な分析を熊本大学に依頼し、将来のリサイクルシステム構築に向けた可能性を検討するものです。

なお、研究会では、次年度以降、廃小型電子機器類の効率的な回収システムに関すること、回収物の資源性・有害性等の評価に関すること、リサイクル技術の確立に関することなどについても調査・研究することとしております。

次に、この事業において、全国より5自治体の中に選ばれましたことのメリットについてお答えいたします。

さきに述べましたように、資源の有効利用への高まりなどを背景に、使用済み小型家電からレアメタルや貴金属のリサイクル構築に向けた各種検討に取り組む自治体や企業が出始めたことを

機に、国の動きといたしましても、環境省及び経済産業省主導で、使用済み小型家電からのレアメタルの回収及び適正処理に関する研究会が今月2日に設置されました。

国の研究会メンバーには、全国の各大学、各研究所・機関からの有識者に加え、関係自治体として、秋田県、茨城県、東京都、福岡県、水俣市の5自治体がオブザーバーという立場で連携して取り組むことになりました。

去る12月2日に開催された第1回研究会では、本市からも担当者が出席し、レアメタルリサイクルに係る取り組み事例の一つとして、本市でも開始された廃小型電子機器類回収試験が紹介されたところです。なお、国の研究会は、平成20年度末までに、あと2回ほど開催される予定です。

考えられますメリットについては、国の研究会で得られる貴重な情報を、本市における研究会での調査・研究に生かしてまいりたいと考えております。

また、本市におけるレアメタルリサイクルの調査・研究に対して、国からの具体的な支援策を引き出すことができるのではないかと期待をしているところでございます。

○議長（松本和幸君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 レアメタルの使われ方ですが、例えば携帯電話ではアンテナ部分にガリウム、液晶のパネルにインジウム、基盤電子回路にはパラジウムや金が使われています。日本では全く採掘されないものや、ごくわずかしかな採掘されないものばかりであります。

この種の金属は今世界じゅうで需要が伸びており、原産国は輸出に統制をかけるなど、市場への流通は先細りになる可能性があります。

環境モデル都市水俣市としては、先駆的な事業です。しかし、来年3月までの回収試験において、採算性が低い場合は取りやめることになるのかお尋ねをいたします。

また、秋田県大館市では、こでんちゃん回収ボックスというものを市内21カ所に設置をしております。これはパソコンや携帯電話など、使われなくなった電気製品を回収するボックスです。定期的に専門業者が中身を回収し、機器内の稀少金属を取り出してリサイクル活用しているということです。

東京都も始めました。さらにリサイクルの新手法も開発されており、手選別の従来法に比べ、コストが5分の1以下になるというふうに言われております。

先進地水俣市として、このレアメタルのリサイクル事業を成功させていただきたいと強くお願いをいたしまして質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 森副市長。

○副市長（森 近君） 牧下議員の第2の質問にお答えいたします。

レアメタルリサイクル事業の採算性がとれなかった場合どうするのかということですが、

まだ研究段階ですので、採算性がどうかということは、一つのやっぱり大きな課題ではあると思いますけども、水俣市はこれに取り組みますのは、やはり一つは有価物をリサイクルしていくという根本的な考え方がありますので、採算性もありますけども、このレアメタルの回収につきましては、水俣方式という形で、これまでも住民の方々がステーションに出していただくということも含めまして、回収ボックス、いろいろな方法あります、そういったことも含めまして、総合的に検討をしながら、実現に向けて努力をしてまいりたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 次に、国民健康保険被保険者証のカード化について答弁を求めます。

吉本福祉環境部長。

（福祉環境部長 吉本哲裕君登壇）

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 次に、多くの市町村で市民の利便性を考えて国民健康保険被保険者証がカード化されているが、水俣市においては国民健康保険被保険者証をカード化する計画はないかについてお答えします。

平成21年10月の被保険者証の切り替え時から従来の世帯単位の被保険者証から被保険者単位のカードにする計画で、検討、準備を進めております。

○議長（松本和幸君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 21年10月よりカード化するということでありました。銀行のキャッシュカード的にできないのか。

その際、後期高齢者のようなカードであれば、保険証が薄くてぺらぺらで他のカードの間に紛れ込んでしまい、探し出すのに苦労すること考えられます。

その際に、カードケースが必要だと考えますが、カードケースについてはどのようなお考えを持っているのかお尋ねをいたします。

○議長（松本和幸君） 吉本福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉本哲裕君） カードについて、銀行のキャッシュカード的なものはできないかというお尋ねでございます。

また、後期高齢者制度と同様なカードケースについて、どのように考えているのかという第2の質問でございますけども、カードについては、後期高齢者医療制度と同じ紙のカードで、今現在検討を進めております。

これはカード化している市町村のほとんどが紙を使用しているということ、さらに、本市のカード化は本年4月に稼働しました電算システムのパッケージ機能を基本とすることで、カスタマイズ費用が抑えられること、それから国保の被保険者は加入、あるいは喪失といったことが頻繁なこともありまして、また短期の被保険者証の交付も多いということから、銀行のキャッシュカード的なものでは運用コストがかかり過ぎることから、紙としたいというぐあいに考え

ております。

また、カードケースについては、配布は予定をしておりますけれども、被保険者の方々の要望が大きければ、費用なども考慮して、今後検討したいと考えております。

○議長（松本和幸君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 運用コストがかかり過ぎるということでありましたが、銀行の今使っているキャッシュカード的なカードは大体幾らぐらい、どれくらいするのか、また、現在予定されているカードの費用はどのくらいかかるのかをお尋ねいたします。

また、長寿医療制度の保険証ですが、次の発行時期までに丈夫で識別しやすいものに変更する予定がないかあわせてお尋ねをいたします。

○議長（松本和幸君） 吉本福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 銀行のキャッシュカード的なものについての質問ございましたが、まず、全被保険者分の印刷を行うプリンターと、紛失破損などによる窓口で印刷するプリンターが異なるため、現在のところ２種類の用紙を使用したいと考えております。

予定してる紙のカードの場合は、被保険者証１枚当たり全被保険者分の印刷用は13.3円、窓口印刷用は25.2円を予定いたしております。

銀行のキャッシュカード的なものについては、費用対効果が望めないということもございます、費用の見積もりは行っておりません。

それから、後期高齢者制度の被保険者証については、県内統一のものであるということで、市独自では変更ができません。

平成21年８月からの被保険者証については、素材や大きさなどの変更はありませんけれども、カードの色や氏名など、印字を見やすいものに変更すること、あとカードケースを見やすく、使いやすいものに変更すること、そういったことを熊本県の後期高齢者医療広域連合において検討をしていくことといたしております。

○議長（松本和幸君） 次に、教育問題について答弁を求めます。

大淵教育長。

（教育長 大淵洋君登壇）

○教育長（大淵 洋君） 教育問題について順次お答えします。

まず、特別支援教育支援員の現状と成果についてお答えします。

障がいを持つ児童・生徒の数は、文部科学省の調査では、全児童・生徒の約６％に上ると報告されています。

また、平成18年度の学校教育法の改正を踏まえ、文部科学省は、特別支援教育の重要性にかんがみ、小・中学校等に在籍する教育上特別の支援を必要とする児童・生徒に対して、適切な教育

を行うこととしています。

このような状況の中、国は、平成19年度に2万1,000人に相当する約250億円の地方財政措置を決定し、平成20年度に3万人分相当の財政措置をしているところでございます。

本市におきましては、議員御存じのとおり、昨年10月から4人の支援員を4校に配置し、本年度は8人の支援員を7校に配置しています。

その成果につきましては、配置している学校からは、大変指導に有効であるとの評価が寄せられています。

具体的には、情緒を安定させるためのきめ細かな対応ができている、担任の負担が軽減できている、学習が集中してできるようになった、記録を確実にしてもらい、事後指導に生かせるなどが報告されています。

次に、支援員の研修は行われているかについてお答えします。

現在のところ、各学校での児童・生徒への対応が中心となっており、教育委員会としての研修までには至っていない状況でございます。

支援員の方々の経歴はそれぞれであり、中には専門的な知識や技能を有しておられる方もおられますが、一方では専門家ではない方もお願いしているところです。

教育委員会としては、研修の必要性は十分理解しておりますので、各学校での支援員の方々の取り組みや対応の状況を把握した上で、今後、一人一人の子どもの障がいに応じた効果的な研修について計画していこうと考えております。

次に、子ども議会を開催の方向で検討するとのことでしたが、その後の進捗状況はどのようなになっているのかとの御質問についてお答えします。

平成20年3月議会における牧下議員の一般質問において、小・中学生の子ども議会を継続して開催できないかとの御提案をいただいているところです。

中学生の子ども議会については、小学生と比べまして、課題に対して、みずからの力で解決していくことが期待できますが、一方で、多くの学校行事が入っている現状から判断しまして、開催に当たっては難しい面があると思われます。

そこで、まずは小学生の子ども議会について、どのような形で開催できるのか、市内の小学校に調査を行ってみました。その中で、各学校から、授業や学校行事に支障がないように、また、子どもたちに負担がかからないように配慮してほしいなどの意見がありました。また、開催時期につきましても、さまざまな要望がっております。

加えて、来年度から、新しい学習指導要領への移行措置が始まり、算数、理科の授業時数の増加に伴い、子ども議会の準備に充てるための時間数など、さらに減少することが予想されます。そのため、開催までの行事調整を初め、最も重要な事前研修の時間を確保することは、これまで

の教育課程よりもさらに困難になるものと思われます。

ただ、子ども議会の開催につきましては、将来を担う子どもを育成するという視点から、意義深いことと考えますので、学校との調整を図るとともに、議会の協力を得ながら、いつ、どのような形で開催できるのか、引き続き検討していきたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 昨年度の特別支援教育支援員の国の措置が約250億でした。今年度、平成20年度は360億円に増額をされました。これは全国で3万人、全公立小・中学校におおよそ1人の特別支援教育支援員を配置できる規模です。しかし、実際の活動状況を見ますと、全国で2万6,092人となっています。10都府県が小・中学校設置数を上回る数の支援員を配置している一方で、設置数の2割程度しか配置していない県もあります。

児童・生徒のために特別支援教育支援員の存在は必要不可欠であります。来年度、平成21年度の地方財政措置予定額は、今年度同額の約360億円が予定をされております。

全小・中学校からの特別支援教育支援員の要望数は22名であったと聞いております。また、支援員を必要とする生徒数は90名だともお聞きをしております。

現在、支援員は8名です。この差をどう考えるのか。今後必要な支援員を必要な学校にどう配置していくのかお尋ねをいたします。

また、研修であります。特別な支援が必要な児童・生徒に対する適切で丁重な対応がなされなければ、学習上、生活上の困難が増大し、場合によっては2次的障がいを起こすこともあると言われております。

事前研修が非常に大事だと思います。研修内容も含め、検討をしていただきたいと思います。いかががお考えかお尋ねをいたします。

子ども議会については、学校との調整を図り、引き続き検討をしたいということでありました。

議会の仕組み、市政の理解を深めることも大事です。しかし、子どもの発想力とアイデアがいかに大切か、水俣市の未来を築くのは自分たちだと自覚していただく、大きな役割を担っております。

子ども議会が開催できますよう、調整をよろしくお願いしたいと思います。

○議長（松本和幸君） 大淵教育長。

○教育長（大淵 洋君） まず、特別支援教育の支援員についてでございますが、昨年度22名の要望に対して8名の配置しかなかったが、この差をどう考えるかと、また、今後、支援員の配置を各学校どう考えていくのかと、その2点について、まずお答えしたいと思います。

この8名という人数でございますが、確かに学校からの要望は22名でしたし、教育委員会とし

でも、その要望に期待できるよう努力をしてきたところでございますが、まずは学校の現状と、あるいはまた適切な人材の確保等、そういうことから考えまして、8名に絞り込んだところでございました。配置するに当たりましては、学校職員として直接子どもの指導に当たってもらうわけですので、そのような観点から考えましたときに、適切な方というのは限られてくるんじゃないかと、そういうふうに思っております。

本年度予定をしました8名の支援員の確保にも大変苦勞をしたところでした。

今後は、次年度の支援員の配置に向けまして、学校の要望とか、あるいはまた支援員として適切、可能な人材数等十分私たちも各方面にアンテナをめぐらせながら、十分把握をして、適切な配置に努めてまいりたいと、そういうふうに考えております。

それから、事前研修が非常に大事ではないかと、そういうふうな御質問でございますが、確かにこの事前研修というのは、子どもを適切に支援をしていくための重要な柱の一つではないかなと、私自身も考えております。

学校には、それぞれアドバイスをしていただく校長先生、教頭先生、あるいはまたコーディネーターの方とか、いろいろな先生方がおられますので、そういうような先生方の指導を受けながら、現在支援に当たっていただいているところでございます。

また、学校では、そういう支援を必要とする児童・生徒につきまして、個別の指導計画をつくったり、あるいはまた年間指導計画等、そういうのをつくって、それに基づいた指導をしてもらっているわけですが、今後はそういう研修の時間の確保と、あるいはまた情報の共有化、そういうのも図りながら、指導法の工夫改善等に努めていきたいと、そういうふうに思っております。

そして、何よりも大事なことは、一人一人に対して丁寧な指導というのがやはり求められるんじゃないかと、そういうふうに思いますので、校長会議とか、あるいはまたコーディネーターの研修会とか、そういうのもございますので、そういう中で、そういうのを利用して、効果が上がるような指導をしてまいりたい、そういうふうに考えております。

なお、子ども議会については、要望というふうに受けとめさせていただきます。

○議長（松本和幸君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 愛知県東海市は、ことし4月から、市独自の制度として、小学校全12校に特別支援教育支援員を計15名、3校に各2人、9校に各1人を配置をいたしました。

これは発達障がいのある児童の持てる力を高め、学校生活や学習上の困難さを改善、または克服していくため、適切な指導と支援を行うためであると言われております。

市側によると、支援員の勤務日は原則月曜から金曜日、1日5時間、採用後、市民病院の小児科分室で発達障がい児の個別指導を行っている医師らの研修を受けて勤務をしているそうであり

ます。

昨年、学習障がいのある児童が外に飛び出して、先生が安全確保のために追いかけていったそうであります。そうなりますと、教室に残された児童は自主学習することになります。こんなときに支援員がいれば対応できるというふうに指摘をされて、全小学校への配置を主張して決定をしたそうであります。

保護者の方は、先生が対応に困る状況を目の当たりにしてただけに、支援員の配置を大変喜び、期待していますとの声も数多くあったようです。

大渕教育長は、昨年6月議会で、よりよい教育環境を整え、特別な配慮のもと、適切な教育を行われるように支援体制に努めたいと答弁をされました。

さらなる拡充のために、どう決意をされて取り組むのかお尋ねして、質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 大渕教育長。

○教育長（大渕 洋君） 特別支援学級での支援員の拡充については、議員と同じような、拡充したいと、そういうような気持ちについては、議員と全く私も同じでございます。

ただ、先ほどから申しますように、非常に人材が限られている状況でございます。

例えば、子どもに直接携わる、教育に携わるということであれば、学校教育の内容がきちっと理解してもらえるのか、また、子どもへの支援は適切にしてもらえるのだろうか、あるいはまた、プライバシーは守ってもらえるのだろうか、さまざまな状況を考えながら、私たちも支援員を探しているところでございます。

今、学校からの要望も多いわけですが、その要望の中にもたくさんいろいろな子どもたちがいるということも、私たち重々理解をしております。

中には本当に厳しい子どももおりますし、あるいはまた、中には、そんなにないけども、要望だけはしておこうとか、学校によってさまざまな意識の違い、考え方の違いもあるようでございますけれども、私たちその学校の状況というのを、先ほど申しましたように、しっかり把握して、そして子どもたちに2次障がい等、そういうのがないような、そういうような配置というのをぜひ考えてまいりたいと、そういうふうに思います。

なお、私たちも学校での研修のほかに、現在、芦北養護学校あたりの支援等もいただきながら、そしてまた管内でのコーディネーターの会議とか、そういうのも進めながら、適切な子どもの支援に当たっているというような状況もございまして、さらに子どもたちに丁寧な指導ができるように努力をしてもらいたいと、そういうふうに思っております。

○議長（松本和幸君） 以上で牧下恭之議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は、明11日に開き、一般質問並びに提出議案の質疑を行います。

なお、議事の都合により、あすの本会議は午前 9 時30分に繰り上げて開きます。
本日はこれで散会します。

午後 2 時25分 散会

平成20年12月11日

平成20年12月第5回水俣市議会定例会会議録
(第4号)

一般質問・質疑

平成20年12月第5回水俣市議会定例会会議録（第4号）

平成20年12月11日（木曜日）

午前9時31分 開議

午後3時4分 散会

（出席議員） 18人

松 本 和 幸 君	中 原 泰 子 君	高 岡 利 治 君
塩 崎 信 介 君	川 上 紗 智 子 君	福 田 齊 君
大 川 末 長 君	牧 下 恭 之 君	西 田 弘 志 君
中 村 幸 治 君	谷 口 眞 次 君	渕 上 道 昭 君
真 野 頼 隆 君	岩 阪 雅 文 君	平 松 辰 弘 君
田 中 功 君	野 中 重 男 君	緒 方 誠 也 君

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（牛 迫 秀 基 君）	次 長（田 畑 純 一 君）
次 長（崎 田 雄 七 君）	議 事 係 長（栄 永 尚 子 君）
書 記（渕 上 大 輔 君）	

（説明のため出席した者） 14人

市 長（宮 本 勝 彬 君）	副 市 長（森 近 君）
総務企画部長（葦 浦 博 行 君）	産業建設部長（田 上 和 俊 君）
福祉環境部長（吉 本 哲 裕 君）	総合医療センター事務部長（桑 畑 達 美 君）
産業建設部産業づくり総室長（小 林 信 也 君）	福祉環境部次長（盛 下 修 一 君）
水道局長（吉 村 明 賢 君）	教 育 長（大 渕 洋 君）
教 育 次 長（坂 本 彰 君）	総務企画部総務課長（本 山 祐 二 君）
総務企画部企画課長（栄 永 徳 博 君）	総務企画部財政課長（渕 上 茂 樹 君）

○議事日程 第4号

平成20年12月11日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- | | |
|-------------|-------------------------------|
| 1 真 野 頼 隆 君 | 1 百間雨水幹線公害防止事業について |
| | 2 窓口サービスについて |
| | 3 ごみ対策について |
| | 4 水俣・芦北県体について |
| 2 川 上 紗智子 君 | 1 休耕田を活用する菜の花プロジェクトについて |
| | 2 介護保険制度について |
| | 3 マスコミ等と言われているいわゆる無保険の子どもについて |
| 3 西 田 弘 志 君 | 1 産業廃棄物処分場計画跡地について |
| | 2 水道水源保護条例について |
| | 3 中尾山整備について |
| | 4 消費者行政について |
| | 5 雇用対策について |
| | 6 給食センターの地産地消について |
| | 7 道の駅及び最近のイベントについて |

(付託委員会)

第2 議第118号 専決処分の報告及び承認について

専第12号 平成20年度水俣市一般会計補正予算（第8号）

(総務文教・産業建設)

第3 議第119号 水俣市環境基本条例の制定について (厚生)

第4 議第120号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について (総務文教)

第5 議第121号 水俣市旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について (総務文教)

第6 議第122号 水俣市学校林基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について (総務文教)

第7 議第123号 水俣市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について (総務文教)

第8 議第124号 水俣市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の制定について (総務文教)

第9 議第125号 水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について (総務文教)

- 第10 議第126号 水俣市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (厚生)
- 第11 議第127号 平成20年度水俣市一般会計補正予算 (第9号) (各委)
- 第12 議第128号 平成20年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第3号) (厚生)
- 第13 議第129号 平成20年度水俣市介護保険特別会計補正予算 (第3号) (厚生)
- 第14 議第130号 平成20年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算 (第3号) (産業建設)
- 第15 議第131号 平成20年度水俣市病院事業会計補正予算 (第2号) (厚生)
- 第16 議第132号 平成20年度水俣市水道事業会計補正予算 (第1号) (産業建設)
- 第17 議第133号 水俣芦北広域行政事務組合の共同処理する事務及び規約の一部変更について (総務文教)
- 第18 議第134号 公有財産の取得について (産業建設)
- 第19 議第135号 水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について (厚生)
- 第20 議第136号 平成20年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算 (第4号) (産業建設)

平成20年12月第5回水俣市議会定例会陳情文書表(2)

受理番号	件 名	代表者の住所 及 び 氏 名	紹介議員	付託委員会
陳第9号	私立幼稚園助成金増額に関する陳情について	水俣市天神町1-5-24 市原あさえ		総務文教
陳第10号	介護保険制度の見直し等に関する陳情について	水俣市桜井町2-2-12 神崎 光明		厚 生
陳第11号	水俣市中小企業振興基本条例の制定を求める陳情について	水俣市大園町1-11-5 坂口 俊一		産業建設

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開議

○議長（松本和幸君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（松本和幸君） 日程に先立ちまして、諸般の報告をします。

本日、市長から、条例案1件、補正予算1件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日まで受理した陳情3件は議席に配付の陳情文書表記載のとおり、それぞれの常任委

員会に付託します。

次に、監査委員から、平成20年10月分の一般会計、特別会計等及び平成20年9月分、10月分公営企業会計の例月現金出納検査の結果報告並びに教育委員会から、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について提出があり、事務局に備えてありますから御閲覧願います。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第4号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 一般質問

○議長（松本和幸君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、真野頼隆議員に許します。

（真野頼隆君登壇）

○真野頼隆君 おはようございます。

さきの通告に従い、今回4項目について、順次質問いたしますので、執行部の明快なる答弁、よろしくお願いいたします。

1、百間雨水幹線公害防止事業について。

この問題につきましては、私で4人目となりますが、2次質問の関係もございますので、通告どおり質問させていただきます。

この問題は、適正なるダイオキシンの処理、そして一日も早い事業着手が望まれるところであります。

そこで、以下、4点について質問します。

①、市は、これまで県との共同処分が最善ということで事業を進めてきたが、ここに来て急に市独自の処分方法に変わったのはなぜか。

②、県は、水俣市が共同処分から外れたことに対して、どのように思っていると把握しているか。

③、市独自処分の場合、中間処理プラントの設置が必要になるが、場所はどこを考えているか。

④、市が行うセメント資源化に対し、県からの問題点指摘があるが、それについてどのように答えるか。

2、窓口サービスについて。

ことし11月12日に、市民満足度アンケート調査について、窓口サービスの特色について、それに
に接遇職員研修についての3項目にわたって、群馬県太田市へ行政視察へ行ってまいりました。

私は、市役所はサービス産業であると思っています。

そこで、いかにすれば市民に満足してもらえるのか、窓口サービスの向上のため、以下、4点
について質問します。

①、土・日・祝日に各種証明書等の発行を求める市民の声があるが、それにどのように答える
のか。

②、市民サービスの強化の意味で、毎日、朝礼、終礼を実施することにより、職員の士気が高
まると思うが、実施する考えはないか。

③、市民サービスという点から、窓口は対面式で市民側にもいすを設けるべきと思うがどう
か。

④、窓口サービスに関する接遇研修を行っているか。また、その内容はこういったものか。

3、ごみ対策について。

ごみ問題は文明人の永遠のテーマのような気がします。6月議会でもこの問題は取り上げまし
たが、環境モデル都市の認定を受けて、さらなるグレードアップに向け、以下、2点について質
問します。

①、可燃ごみの量、資源ごみの量、リサイクル率、ごみ処理費用などを見て、これまで水俣市
が行ってきたごみ政策をどのように総括するか。

②、今後のごみ分別のあり方についてどのように考えているか。

4、水俣・芦北県体について。

水俣・芦北の地域振興、観光振興を考えた場合、ビッグイベントの開催には大きな意義があり
ます。

そこで、以下、3点について質問します。

①、平成23年開催の水俣・芦北県体に向けて、これからどのように準備をし、実行していくの
か。

②、地元開催でいい結果を残すには、選手強化が必要と思うが、どのように考えるか。

③、水俣で行う競技に関し施設の整備は大丈夫か。

以上で本壇からの質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 真野議員の御質問に順次お答えします。

真野議員の御質問に順次お答えします。

まず、百間雨水幹線公害防止事業については産業建設部長から、窓口サービスについては総務企画部長から、ごみ対策については私から、水俣・芦北県体については教育長から、それぞれお答えいたします。

○議長（松本和幸君） 百間雨水幹線公害防止事業について答弁を求めます。

田上産業建設部長。

（産業建設部長 田上和俊君登壇）

○産業建設部長（田上和俊君） 百間雨水幹線公害防止事業について順次お答えします。

初めに、これまで県と共同処分が最善ということで事業を進めてきたが、ここに来て急に市独自の処分方法に変わったのはなぜかについてお答えします。

市の処分方法を変更した経緯につきましては、一昨日の緒方議員、野中議員、昨日の塩崎議員にお答えしましたように、県との共同処分について、平成18年8月に県から負担割合は処分量比とする案が示され、その後の県・市の協議の場においても、負担割合は処分土量比案分であるとお互いに合意しておりました。

しかし、本年7月に県から提示された負担額は、中間処理については市の1日当たりの処理量が少ないため別積算になるとして、市の想定額より千数百万円高い負担額であり、それまで合意していた処分量比で市で積算した負担額に比べ2倍以上の負担額でありましたので、市は納得できず、負担割合の変更について県に再三お願いいたしましたが、応じてもらえませんでした。

そこで、市は共同処分ではなく、別途に安価な方法を検討することを説明し、県の了解の上で、市独自で事業実施する検討に着手することといたしました。

最終的には県との共同処分と比較し、市独自の中間処理・セメント資源化の方が経済的であり、また、処分後の維持管理費が不要であることや、市が取り組む環境モデル都市づくりの方向に合致していることから、市独自の処分方法に変更いたしました。

次に、県は水俣市が共同処分からは外れたことに対してどのように思っていると把握しているかについてお答えします。

昨日の塩崎議員に答弁しましたように、処分方法の決定は、水俣市の判断であるが、共同処分と市独自処分の経済比較については、最終処分だけを埋め立て処分すれば、維持管理費を考慮しても、県との共同処分の方が、セメント資源化よりも安価であると考えておられます。

また、当初は県としても、県の事業に影響するのではないかと、県にも市と同じ方法を取るよう責められるのではないかとということを心配されていたと把握しております。

10月末には、市の処分方法について、県に伺い、その後、数回疑問点などを協議し、県と市の処分土砂の質、量の違い等も詳細に説明しておりますので、現在は市の考え方等については御理

解いただいているものと思っております。

次に、市独自処分の場合、中間処理プラントの設置が必要になるが、場所はどこを考えているかについてお答えします。

中間処理プラントは、市の処分量にあわせた小型のプラントを計画しておりますが、少なくとも1,000平方メートル以上の敷地が必要であります。また、機械の搬入、搬出、工事車両の出入りがあり、しゅんせつ工事箇所の近くが適当であると考えられますので、第一には百間雨水ポンプ場を候補地として検討しているところであります。

次に、県が考えるセメント資源化の問題点についてお答えします。

9日の野中議員の御質問に答弁いたしましたように、1点目の、国が定めた対策技術指針に含まれていない処分方法であるにつきましては、対策技術指針では、最終処分の選定として、汚染底質により大気、水域、地下水、土壌が汚染されることがないように、汚染濃度に応じて、海面埋立処分、陸上処分及び1,000ピコグラム以下の場合のリスク管理下の利用の中から適切な最終処分方法を選定すると表記されております。

確かに、セメント資源化は対策技術指針には含まれてない処分方法ではありますが、最終処分の目的である汚染底質により大気、水域、地下水、土壌が汚染されることはないと思われしますので、適切な処分方法であると考えております。

2点目の、専門家による対策検討委員会での検討された範囲に含まれていない処分方法であるにつきましては、対策検討委員会では、無害化処理は検討されたが、セメント資源化までは検討されず、陸上処分が経済的であるが、原位置固化処理や海上埋め立て処分も候補として検討し、最終的には事務局で決定するような内容でありました。

したがいまして、現時点で事業主体である水俣市が、安全性、経済性を考慮して検討した結果であり、当時対策検討委員会での検討範囲に含まれていない処分方法でないとしても、問題はないと考えております。

3点目の、県との共同処分よりも高くなるにつきましては、共同処分の考え方や経済比較の観点から、市と県とで相違しているため、一概に論ずることは適当ではないと考えます。

また、県が試算する共同埋め立て処分の費用は、後年度に発生する維持管理費を数年分程度しか計上されていないのではないかと考えております。

4点目の、セメント資源化がダイオキシン類の放出につながらないかどうか未確認につきましては、セメント工場では、ダイオキシン類の土壤環境基準1,000ピコグラム以下の建設汚泥として受け入れ、製造工程で1,450度程度で焼成することで、ダイオキシン類を分解するものです。また、セメント工場の排煙が廃棄物焼却炉の大気排出基準である1立米当たり1.0ナノグラムを超えていないことを確認しておりますので、安全に処理できるものと考えております。

○議長（松本和幸君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 それでは2回目の質問に行きたいと思います。

これまで本当に、市長を初め執行部は、県の処理処分方法が最善であるということで、水俣市も熊本県と同じ工法でやっていくということだったんですけれども、今回、ことし7月になりまして、何か事情がいろいろ変わったみたいで、その根底には、どうも環境モデル都市の認定ということも、大きな私は要因の一つにあるんじゃないかなというふうに、私自身は感じているんですよ。今まで県と一緒にやっていこうというふうにやっていたのを、何か県からいろいろ試算が出て、ちょっと高価になるということで、市が考えていた額よりも2倍というような形で高額になる。もし市独自でこういうふうにセメント資源化をやった場合は、より安価な価格でできるということで、そういうふうに市独自の処分ということで行かれるということなんですけれども、今までやはり県と何か共同歩調といいますか、同一歩調といいますか、そういうような形でずっと話し合いを長年積み重ねてきた中で、そこで何か県から離れて、独自でやるということに対しては、私、この事業に限らず、いろいろなもろもろの事業に、これは後でいろいろな影響が出るんじゃないかなということを一つは懸念しているんですよね。だから、最初から水俣市は環境モデル都市というのを目指すということで、それまでずっとやってきたわけですから、そのことに関して、市独自で最初からいこうというふうな形でやってきて、こういうふうになるんであったら、私は何ら問題はないだろうというふうに思うんですが、ただ1つ、だから懸念されるのが、この時期に及んでそういうふうになったということ、これは私非常に危惧する点でもございます。もう少し県と、そういうふうに変った上でも、もっともっと議論を重ねていくべきじゃなかったのかなと、そしたら県も後でまたいろいろな案を、安価な方法を何か示されているようですし、そこを詰めていけば、県との共同処分のままでもいけたんじゃないかなという気持ちがあります。その点に関しまして、もう一度御見解をお伺いしたいということでございます。

それと場所は、百間雨水ポンプ場のすぐ横の、今21区の方で管理をさせていただいているのがあるんですけれども、水俣市とこういう行政財産使用許可書ということで、21区と契約を交わしまして、その公園の用途の廃止日まで一応使用をできるという、そういう許可書を平成16年4月9日に、こういうふうに交わしているわけですね。それでもしあそこに、場所はどこかというのは、まだはっきりとは決定をしていないようですが、もし万が一、あそこ、雨水ポンプ場のすぐわきの、今皆さんが地元の方がグラウンドゴルフなんかをして楽しんでいる場所がございます。そこに決定をするのであれば、やはりこの予算を今12月議会に計上していますけれども、その前に、事前にやはり地元の住民に対しては、やはり説明をして、地元の合意を得た上で、やはりこういう実行すべきじゃないかと、執行すべきではないかと思うんですよね。その辺のところが、今回、何かちょっと逆になっているんじゃないかなというふうに感じるものですから、この点に

関して、御見解がありましたらお聞かせ願いたい、そういうふうに思います。

セメント資源化の問題点は、先ほどの件で大体わかりました。それなりの考えを、自分たちはやっぱり水俣市は県がこういうふうを考えていることに対しては、こうだというような、そういうちゃんと考えを持って、やはりそういう意見を述べるということも大事でありますし、確固たるそういう信念を持って、いろいろな事業に臨むべきであるというふうに思いますので、この点に関しては了解いたしました。

以上、先ほどの２点について質問したいと思います。

○議長（松本和幸君） 田上産業建設部長。

○産業建設部長（田上和俊君） 県ともっと十分話し合っ、いろいろな処理方法についてすれば、県との共同歩調もとれるんじゃないかということで、経緯的なものをこれから御説明したいと思います。

まず、去年の８月の段階で、いろいろ負担割合について、処分量費でそれぞれ持ちましょうということでやっていたものが、ことしになってから、その水俣市の土砂の部分については処理量が少ないということで、その分余計にかかる、倍近くなるということが我々としては初耳でございまして、これについては市としても納得がいけないということで、検討に入ったところでございすけれども、当初のその検討に入っ、いきさつとしましては、やはり処理量、処分するには市民の税金がほとんど投入されますので、これについては納得がいけないということで、そこで検討に入ったところでございます。県としても、それはそういう別の方法も考えていいんじゃないかということは、それはその時点でもおっしゃっていただいたことでもありますので、特に急々になって変えたということではないと、我々としては考えております。

セメントリサイクル化ということにつきまして、県と大分違うということで、先ほど答弁いたしましたように、県に対してもそういうことで反対する住民もいらっしゃるんで、強く言われるんじゃないとか、そういうことも心配されておりましたので、いろいろな協議を数回繰り返しまして、当然環境モデル都市ということもございすので、そのことも近々になって協議しまして、県としても、市の事業であれば、市は市で判断されるものであるんで、それは仕方がないでしょうということで理解していただいたと思っています。

ただ、今後、今処分場の掘削作業をされていますけれども、そういう形で、県の事業に、市がこういう形でセメントリサイクル化したことによって、県の事業がおくれないように、市としても十分県と協力してやっていくつもりでございすので、そういうことで県との今後のいろいろな事業の共同事業、それと県と協力しながら市の事業もやっていくことになりますので、ぜひその辺は市としても全力を挙げてこのダイオキシン処理がうまく、早急に処理できるように頑張っていきたいと思っています。

それと、21区の件なんですけれども、プラントの設置につきましては、今どちらが先かということなんですけれども、基本的に議会で御承認いただいて、場所を選定した方がいいと考えて、ただ、21区のそのポンプ場にどうしてもこだわるわけではなくて、いろいろな候補地を持っておりますので、それぞれのところに相談しながら、住民の皆さんの感情もございまして、騒音等、非常に3号線と民家に近いということで、騒音等もございまして、これは予算を認めていただいた後で、十分地域の方たちと相談しながら、総合的にどこか一番適切なところにプラントをつくって事業を進めてまいりたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 まだ場所は確定はしていないということでございますが、第1候補として百間雨水ポンプ場の横だろうというような感じがするんですよね。あその場合、1日にダンプが何台行き来するのかわかりませんが、左折する場合、非常にダンプの場合、左折は非常に小回りがあるもんですから、どうせ三菱マテリアル、北九州の方へその土砂というのは運ばれると思いますが、百間雨水ポンプ場が候補地となった場合、左折で出ていきますので、その左折で非常に小回りになるということで、3号線側にもし右折レーンの車がいた場合、少し下がってとまるんですけども、それでもやっぱり大型ダンプだと大回りしないと出れないような、その辺のところの出入り口のそういう問題とかあると思うんですよ。私が聞くところによると、第2候補地は、もと釣舟鉄工があったすぐ横のあの敷地といいますか、あその場合も、多分3号線に出るには、物すごく、非常に汐見町の上の方から下ってくる車とかいっぱいいますので、入ってくる車とかですね。そういったところで、出入り口の非常に混雑というか、そういうものが予想されるんじゃないかなと思うんですよ。この前ちょっとほかには県の土地もあるんじゃないかということで、そういうふうにも聞いたんですけれども、県から、県との共同処分を離れて、市が独自にやるのに、県がそこまで今度また、何というか、はい、じゃうちを使っていいますよというような形で言ってくれるのかどうかという、そういういろいろな心配もあるわけなんです。

ですから、やはり私はこういう問題というのは、議会に上げる前に、やはりある程度のそういう下調べといいますか、ある程度の合意というところまではこぎつけて行すべきじゃないかなというふう思うんですよ。やはり何事も慎重にやるということ、まだ道州制にはなっていませんけども、道州制ならいざ知らず、まだやっぱり国、県、市という、そういうつながりの中でやっていくということに対しては、やはりその辺を慎重に考えて行っていただきたいと、そういうふうに思っております。

これはもうあと質問はありませんけども、そういうような感じで、何事も慎重に事を運んでほしいということを要望して、この質問は終わります。

○議長（松本和幸君） 次に、窓口サービスについて答弁を求めます。

葦浦総務企画部長。

(総務企画部長 葦浦博行君登壇)

○総務企画部長（葦浦博行君） 窓口サービスについてお答えいたします。

まず、土・日・祝日に各種証明書等の発行を求める市民の声にどのように答えるかとの御質問についてお答えいたします。

県内の13市を調べましたところ、熊本市は出張所、宇城市はショッピングモールでと、いずれも市役所の庁舎内ではございませんが、土・日・祝日に住民票等の発行業務を行っており、八代市と阿蘇市は、市役所の庁舎内に自動交付機を設置しております。また、人吉市等8市が週1日から2日程度、または3月、4月などの繁忙期に平日の時間を延長して住民票等の発行業務を行っております。

本市におきましては、証明書等の申請が開庁時間に間に合わないなど、事前に電話で相談のあった場合や、就業時間以降まで手続きがかかる場合には、職員が残って対応し、可能な限り柔軟に対応しております。

これまで土・日・祝日の開庁等については、市長への手紙でも市民からの直接の要望は伺っておりませんが、今後、他市での利用状況等を参考に、土・日等の実施、平日の時間外での実施、自動交付機の設置等の方法について、費用対効果、職員の勤務体制の調整、証明書等の種類について検討していく必要があると考えております。

次に、市民サービスの強化の意味で、毎日、朝礼、終礼を実施することにより、職員の士気が高まると思うが、実施する考えはないかとの御質問にお答えいたします。

朝礼は、組織の目標や方針の徹底・共有、チームワークの向上等につながるものであり、コミュニケーションを形成するための報告・連絡・相談の一つの手段として意義あるものと考えております。

特に、今年度発覚しました交通災害共済事務手続放置の件は、職場内のコミュニケーションの欠如も原因の一つと思いましたので、所属長に対し、朝礼の実施について周知し、今ではほとんどの部署で実施されております。

しかしながら、毎日の朝礼の実施につきましては、取り組みを始めたばかりですので、今後、朝礼を実施していく中で、回数や方法等について、さらに検討していきたいと考えております。

次に、市民サービスという点から、窓口は対面式で、市民側にもいすを設けるべきと思うがどうかとの御質問についてお答えいたします。

現在各課のカウンターには2席程度お客様用のいすを設けております。窓口に来られる方も証明書の交付を受けるだけの短時間で済む場合や、手続、制度等の説明が必要となり、長時間にわたる場合と、さまざまでございます。

用件が比較的短時間で済む場合は、立ったままの方がスムーズに対応できますし、対応が長くなるような場合や、高齢者の方々にはいすに座っていただくよう勧めております。また、カウンターのいすが満席のときには、待合席まで職員が出向くなどの対応を行っております。

いすの増設につきましては、庁舎のスペースの問題等もございますので、職員の目配り、気配り、細かい市民サービスで対応してまいりたいと考えております。

次に、窓口サービスに関する接遇研修を行っているか。また、その内容はこういったものかとの御質問についてお答えします。

窓口サービスに関する接遇研修としては、庁内講師が対面及び電話対応等の向上を目的とし、採用5年以内の職員を対象者として実施しましたが、現在、定期的な研修は行っておりません。

しかしながら、熊本市町村職員研修協議会が実施します専門研修科目として、新たにサービス向上研修が行われることとなっておりますので、継続的に職員を参加させ、今後とも接遇サービスやリーダー育成の向上に努めたいと考えております。

また、あいさつや対応、服装等に関する接遇マニュアルも現在作成中であり、周知徹底を図り、市民サービスの向上につなげていきたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 土・日・祝日の開庁に関しましては、いろいろやはり費用対効果を考えながら、これを行っていかうということであったかと思いますが、自動交付機とか、そういうものの検討なんかもされながら、本当に市民の多様なニーズに答えるようなサービスを行っていただかなければいけないということで、さらなる検討をしていただきまして、こういった方向が一番、方法がいいのかということ、これはよく考えていただきたいというふうに思います。

それと、私たち群馬県の太田市に今回行政視察に行ってきたわけなんですけれども、その太田市の場合、ショッピングセンター、イオンモールとか、そういう大きなショッピングセンターがございます。そういうところにサービスセンターを開いているわけですね。ここに1つありますけれども、太田ハートプラザとスマイル太田東店と、これは1つの例なんですけれども、そういうショッピングセンターの中に、市役所のそういうサービスセンターを置きまして、そこでいろいろな各種証明書とか、あるいは固定資産税とか、市県民税とか、そういうものの納付とか、いろいろなものができると。つまり買い物のついでにいろいろそういう手続きができるもんですから、非常に利用度も多いし、市民からの受けもいいということでございました。

開設費用がどのくらいかかるかというふうに訪ねましたところ、800万から900万ぐらいできると。それと家賃は無料だそうです。結局は店側が家賃を取らないと、電気、水道の実費だけをいただいて、そういうふうにやってもらっているということなんです。

職員の勤務状況とかを尋ねましたところ、正規職員は1名ぐらい、1名か2名。あとはもうそ

という臨時、嘱託の職員を配置して、5時間交代でやっているということで、非常に市民に満足をしてもらっているということでございました。

それで、そこで、1つ質問なんですけれども、今、エムズシティがございますが、そのエムズシティの中に、やはりそういう市役所のサービスセンターあたりの開庁というか、開設はできないものか。以前、あそこが寿屋からエムズシティにかわるときに、市役所の1つの課を何か持って行って、あそこのワンフロアを使おうというような、そういう話が1回あったように、ちょっと覚えているんですけれども、私、ああいうショッピングセンターの中に、やはり市の窓口業務を取り扱ってもらえるところがあったら、非常に市民は喜ぶんじゃないかなと、いろいろ利用もあるんじゃないかなと、そういうふうに思っておりますので、この件に関して、どうお考えなのかということをまず1点お尋ねしたいと思います。

それと、朝礼、終礼の件なんですけれども、朝礼は渕上議員が口やかましく、やはり朝礼は絶対必要なんだと、やはり最初のあいさつ、やっぱり皆さん初めて朝集まって、おはようございますのあいさつから、そしてあいさつを交わすことによって、きょう一日が始まるというような、そういうスタートのあいさつというのはもちろん大切だと思います。

それと、やはり最後の、終わりのあいさつ、いろいろな公務員をめぐる不祥事とかというのは水俣市に限らず、もう日本全国そういった問題というのはこれは起こっているわけですから、やはり終わりを引き締めるという点においても、私は終礼は必要だろうと思います。

だから、そんなに時間をかけなくてもいいと思うんですよ。ただ、朝は、だからおはようございます、きょうはこういった日程でいきます、皆さん何か御意見ございませんかと、そのくらいの程度でいいと思いますし、その終礼も、きょう一日お疲れさまでした、じゃお氣をつけてお帰りください、あした何か御用がありましたらとか、何かちょっと皆さんから一言もし意見とかあったら、そういったことを、意見をやっぱり聞いてやる、そういうのがやっぱり職員とのチームワークというのをやはり維持していく上でも非常に大切なことじゃないかなと。やはり礼に始まり礼に終わるという、そういうことが皆さんの氣をもっともっと引き締めると思いますので、ぜひ朝礼並び終礼も行っていきたいと思いますが、この点に関していかがでしょうかお尋ねしたいと思います。

あと窓口カウンターのいすの設置の件なんですけれども、一部2階の税務課のところと、それと外国人の関係のところ、3階も農業委員会とか商工観光関係のところにはございますが、それと市営住宅のところにもございます。

私たち太田に行った場合に、市民窓口がこういうふうに丸くなっているんですけれども、そこで、職員側にも当然いすがありますし、市民側にもすべていすが置かれているんですね。そこに座っているということは順番がその人がいるということ。だれも座っていないということは、あ

あ自分が、新しく来た人がそこに行って受付できるんだろうなというような、そういう順番を知る機会でもあるのかなと。そして特に高齢化社会になりますと、やはり座ってお話をしたいという方も多くいらっしゃるんじゃないかなと、そういうふうと思うもんですから、できるところから、いいですから、これはそういうふうにかえていただきたいと、これは要望にしておきたいと思います。

あと接遇研修なんですけれども、この接遇研修はやはり私は非常に大切だろうと思います。県の方のそういう研修に参加をしたいというような答弁だったかと思いますが、やはりこれは水俣市役所内で、やっぱり接遇のプロがいらっしゃると思うんですよ、ベテランといいますか、そういう方ですね。そういう方を指導者に迎えて、そういう人に指導してもらって、大体職員になられて新人の職員の方、あるいは五、六年の方ぐらいの方をやっぱり集めて、2日間ぐらいにわたって、3時間、合計6時間ぐらい、そういった市役所内での研修というのが、私は必要じゃないかなと思います。それで、この点に関して、いかがお考えかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（松本和幸君） 葦浦総務企画部長。

○総務企画部長（葦浦博行君） まず、エムズシティあたりにサービスセンターを設けたらどうかということで、非常にいいことだなというふうに、僕らも思います。ただ、役所の場合ですと、まず水俣市の人口規模、あるいは利用度等を考えますと、費用対効果というのが一番問題になってくるのかなということで、内部的には電算の関係の初期投資等が出てきますし、職員の対応とかも必ず必要になってまいります。余分な人はもちろんいないわけでございますので、超勤で対応するか、あるいは代休で対応するかということ、勤務体系のいろいろな問題もまた出てくるということで、本当にサービスとしては、本当にやりたいようなサービスでございますけれども、その辺のところを十分に考えて、またエムズシティで無償で貸していただけるのかどうかということもまた検討する、相談をする必要があるのかなというふうに思いますので、水光社さんあたりと、そういう話もぜひやってみたいというふうに思っておりますので、検討はぜひさせていただきたいなというふうに思っております。

それから朝礼、終礼につきましては、朝礼につきましては、洲上議員の方から相当ずっと言われてまいりましたので、我々も庁議のたんびとか、部内会議、あるいは課内会議で相当厳しく周知をしてきたつもりでございまして、今ほとんどの課で朝礼は行われております。ほとんど週1でやっている課、あるいは係が多いわけですが、ほとんど徹底されてきております。

終礼につきましては、ようやく朝礼が徹底されてきたということで、やはり今言われましたように、問題とか課題がその日に発生したときには、その日にやっぱり片づけるという、その日に注意を喚起するとかというのは必要かなというふうに思いますので、今後はそういう臨機応変な

終礼の仕方も考えていく必要があるのかなというふうに思っております。

それから接遇研修につきましては、実はしょっちゅうやっているということではございませんでしたので、接遇の必要性は十分実は感じております。ことしは4月から県の協議会、県がつくっておりますが、本格的に稼働をいたしまして、そのメニューの中にそういう研修が入っています、接遇研修が。それを十分に活用していくというのも1つの方法かなということで、それを活用して、研修を受けて帰ってきていただいて、その方に職員に対しての研修をやっていただくということで広がっていくのかなというふうに思いますし、今言われましたように、年長者はそういうことはわかっておりますので、年長者を講師に研修をするということも一考かなというふうに思いますので、庁内の研修についても十分考えていきたいというふうに思っております。

○議長（松本和幸君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 ここに群馬県太田市の例なんですけれども、「市民の目線は今」というような、こういう市民にいろいろなアンケートをとったわけでありませぬ。その中で満足度で一番高いのが証明、届け出に関することなんです。太田市は証明とか、そういう届け出に関することでは、物すごく市民は満足をしていると。でも市民が果たしてそれを重要と思っているかというところでもないんですね。重要度からいくと16位なんです。今度は重要度で、一番何を市民は今一番重要だと思っているのかという医療サービスの充実ということなんです。でもこの医療サービスの充実は満足度からいくと29番目。全部で31項目ありますから、その最下位の方なんです。ですから、市民が望んでいることと満足しているということは違うということなんです。私何を言いたいのかといいますと、今いろいろ市長への手紙とか、そういうものもございますが、やはり今市民が本当に何を望んでいるのかなということで、一度こういうアンケートをいろいろな各課にわたるいろいろな項目をいろいろ設定して、そういう何を望んでいるのかということを一度調査されてもいいんじゃないかなということを、我々自身そういうふうに思っていますし、それがいろいろ市政に今後反映できる、そういうものになっていくんじゃないかなと思っておりますので、こういうアンケート調査をしていただきたいということを要望して、この問題は終わりたいと思います。

○議長（松本和幸君） 次に、ごみ対策について答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 次に、ごみ対策についてお答えします。

まず、可燃ごみの量、資源ごみの量、リサイクル率、ごみ処理費用などを見て、これまで本市が行ってきたごみ政策をどのように総括するかについてお答えいたします。

まず、可燃ごみ量につきましては、平成4年度が7,964トン、平成19年度が4,797トンで、約

40%減少いたしております。

次に、資源ごみ量及びリサイクル率につきましては、平成5年8月から分別を開始し、初めて1年間分別収集した平成6年度は資源物1,461トン、リサイクル率16.5%でした。

その後、平成11年度までは16%台で推移し、プラスチックを分別開始した平成12年度から資源ごみが2,000トンを超え、リサイクル率20%台となり、平成14年12月から生ごみの分別を開始してからは平成15年度実績で生ごみと資源ごみで3,898トンとなり、リサイクル率が40%を突破し、平成19年度現在に至るまでリサイクル率40%台で推移いたしております。

平成18年度の熊本県内の一般廃棄物のリサイクル率は平均で17.2%であり、水俣市のリサイクル率は40.7%で、県内全市町村の中でも高い位置にあり、この分別の取り組みは国内外からも高い評価をいただいております。

一方、処理費用につきましては、平成4年度の決算額が約2億4,000万円、平成13年度の決算額が約3億7,000万円、直近である平成19年度の決算額が5億7,000万円と推移しており、増加の一途をたどっておりますが、これは平成11年のダイオキシン類対策特別措置法の制定に伴い、平成14年度より、それまで使用していた焼却炉をガス化溶融炉へ転換したことなどに伴う経費増大が大きく影響しております。

以上のことから、これまでのごみ政策を総括いたしますと、高度分別につきましては、可燃ごみと埋め立てごみの大幅な減少に伴う岡山埋立地の延命、市民のごみ資源化に対する意識の高揚、水俣市に対する国内外からの評価などの大きな成果があったと考えております。

なお、可燃ごみのガス化溶融炉による処理につきましては、法的に適正な処理が実施されていること及び最終処分場の延命には効果があったと認められますが、その経費が近年大幅に増大したことは否定できず、さらなる可燃ごみの減量に努め、経費削減を図る必要があると思われま

す。

次に、今後のごみ分別のあり方についてお答えします。

平成19年度に可燃ごみのサンプル抽出により、ごみ種別による組成調査を実施したところ、資源に分類できるもの、生ごみ、紙類、プラスチックなどが約47%ほど混入しておりました。

これがすべてリサイクルされると、6,000万円程度の経費削減につながり、リサイクル率も70%程度になると予測されます。

したがって、最大の課題は、いかに可燃ごみに混入している資源物を分別していただくかということであり、その方策として、草木類の分別などの新たな分別品目の追加、生ごみの全地区収集、収集頻度の改定、可燃ごみの有料化などの導入など、さまざまな案が考えられます。

しかし、現状においても分別困難な高齢者の問題や、市民への負担増大が懸念されますが、ごみを燃やさない、埋め立てないを基本として、高齢者等への負担軽減を図り、限りある予算の中

で、どのようにごみ減量を図っていくか、それぞれのメリット、デメリットを考慮した上で、その最も合理的な方法につきまして、リサイクル推進委員会、ごみ減量女性連絡会議を初め、市議会や市民の皆様方の御理解、御協力を仰ぎながら、ともに進めていきたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 今、説明をいただきましたが、可燃ごみ、それとごみ処理量の合計も平成11年をピークにだんだん減ってはきております。当然、人口が減っているわけですから、ごみの量も、総量も減るのは当然のことかと思います。

そういった中で、処理費用が11年と19年を比べてみると、約2倍ぐらいになったというのは、これは維持管理費がメーカー側から広域行政事務組合の方へ移ったということと原油高というのがその要因かと思いますが、今、だんだん原油というか、石油も、ガソリンも安くなってきておりますので、今後その点が少しずつ改善されていくのかなというふうに思っております。

今、市長の答弁の中で、まだ燃やすごみの中に、約40%分別できるもの、つまり資源ごみとなるものがあると、紙類とか廃プラとかですね。そういったものをやはりこれを私は逆に宝というふうな形の、お宝なんですよというような、そういうことを市民に訴えていって、皆さん、それをまだ、宝をまだ燃やして灰にしているんですよと、それを何とか燃やさないように分別をしてください、そうすると、燃やすごみも減りますし、それイコールCO₂削減にもつながっていくんですよというようなことをもっともっとやっぱ訴えるべきだろうと思うんです。この約47%の6,000万円、この眠っているお宝をお金にかえましょう。そのお金にかえることによりCO₂削減になるということをもっともっと訴えていただきたいと。

そこで、いろいろな草木類とか、いろいろなそういうこともやっていかれるということなんですけれども、やはり、もっとこれは本当強烈にアピールをする必要があるんじゃないかなというふうに思います。そのこのところでもう一度、その意気込みを何とかそのお宝を有効に生かしたいということで、市長の意気込みをお聞かせ願えればというふうに思っております。

それと、リサイクル助成金が各地区へ還元されているわけなんですけれども、この5年間で、ほとんどの地域がやはり約2倍ぐらいのそういう還元金につながっているんですよ。これはだから北京オリンピックのそういう好景気というもので、そういう資源が、そういうものが高く買われたということが1つの原因だったのかなと思っております。

それで北京オリンピック後、いろいろな原料の価格が物すごく安くなって、今、アクトビーさんなんかしろ、いろいろなそういう鉄の材料とか、鉄くずとか、銅とか、アルミとか、そういったものも価格がもう全然落ちて、非常に困っているというようなことを言われているんですけれども、今後このリサイクル助成金、これから大体どのくらいというか、幾らぐらいが価格として、還元金として返ってくるのか、今後の見通しをどういうふうに考えていらっしゃるのかと

いうことをお尋ねをしたいと思います。

それと、今後の分別方法につきましては、これまでも、そういう22分別をやってきていますし、これからもやはりその方向性に変わりはないと思うんですけれども、やはり高齢化社会になって、もう一人ではなかなか、燃えるごみと燃えないごみぐらいまではわかるけれどもと、それをまたさらに細かく分類をしろと言われてもという、なかなか高齢者の方にはこれはどっちだったかなと、なかなか迷われると思うんですよね。

ですから、そういったなかなか一人では判断がつかねる人に対して、こういった援助の手を差し伸べていくのか、高齢化対策、ごみ分別における高齢化対策をどのように行っていこうと考えていらっしゃるのか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず1点でございますけれども、燃やすごみの中に紙類等資源ごみとなるものが約47%含まれていると、今議員おっしゃったように、宝を燃やしているんだと、非常にすばらしい表現でございましたけれども、そういうようなことで、何か分別についてのもっと強力な施策はないかという御質問だったと思います。

現時点で我々考えておりますのは、やはり市報でありますとか、あるいは説明会でありますとか、そういうものを利用しながら、ぜひ御協力をいただきたいというような、まず啓発活動をしっかり図っていかなければならないと思っております。

特に、生ごみの分別を義務づけていない山間部につきましても、堆肥等の自家処理をしていただくとか、そういうようなことを奨励しながら、いわゆる可燃ごみの中に含まれている資源物のさらなる徹底を図っていききたいと、そのように思っております。

それからリサイクルの助成金に関連してでございますけれども、リサイクルで得ました収入の今後の見通しということでございますけれども、今、議員の方からございました、鉄あたりの非常に暴落によりまして、非常に収益が下がったというようなこともございますけれども、ちょっと今後動きが、ちょっと見通しがなかなかつかないというような状況でございますので、今申し上げましたように、そういう分別を図りながら、分別を徹底しながら、金額をふやしていくように努力をしてみたいと、そのように思います。

それから第3点の、高齢化の問題でございますが、非常に厳しい状況もありますし、この問題についても、本当にしっかり取り組んでいかなければならないと思っております。

現時点ではリサイクル推進員の方々、あるいはその当番の方々あたりが、それぞれの地域の中で積極的に手助けをしていただいているという部分もございますので、また、自治会等あたりとも話をしながら、ぜひそういう方向で負担がかからないような、地域のいわゆる、今地域の底力というんですか、そういったものを特に今発揮する時期だと思っておりますので、そういうもの

を含めましてお願いをしてまいりたいと思います。

ただ、この分別につきましては、水俣市が環境問題に取り組んできて、非常に重い歴史を持っておりますけれども、その中でこのリサイクルというのは、分別収集というのが一つの水俣市民にとってはまちづくりにつながってきているのではないかと。リサイクルすることによって、コミュニケーションとか、ごみ端会議とかというような呼び名で呼ばれておりましたけれども、その中でいろいろな交流もできましたし、心のつながりもできたでしょうし、あるいは中学生も参加しておりますので、中学生がお年寄りの方々との交流あたりもできたし、もっといきますと、高齢者の方々の安否もそこで確かめることもできるといったような、非常にまちづくりのためにこの分別というのは、水俣の大きな一つの大きな財産であろうと思っておりますので、これは引き続き徹底をしていきながら、そして高齢者の方々に負担がかからないような方法を今後ぜひそれなりに考えていきたいと、そのように思っております。

○議長（松本和幸君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 これからごみ分別を強力に進めていく上では、やはり市民に対するそういう啓発活動というものが大切であろうという答弁だったかと思いますが、その中で、リサイクル推進員の役割というのが、非常にやはり大切になっていくだろうと思います。

毎年4月に新しいリサイクル推進員の方が各地区から推薦されて、クリーンセンターでの説明会をやっているようですけれども、そういった席上で、リサイクル推進員の方というのは、やはりそのごみ分別に理解をしていच्छゃって、そしてやっぱりそういうことに協力をしようという方が推進員に選ばれてくると思いますので、そういった会合には、やはり市としても、いろいろな質問が出た場合に、責任ある回答を出せるようなポストの方がぜひ出席をしてもらいたと思います。その点はいかがでしょうか。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 今、議員の方からおっしゃるとおりでございます。

このリサイクル研修会というのは、基本的にはごみステーション現場における分別の技術とか、そういったところを研修するところでございますし、また、いろいろ大幅な変更等もございますので、ぜひ私も含めまして、できるだけ参加をさせていただきたいと思います。

○議長（松本和幸君） 次に、水俣・芦北県体について答弁を求めます。

大淵教育長。

（教育長 大淵洋君登壇）

○教育長（大淵 洋君） 水俣・芦北県体に関する御質問のうち、まず、平成23年開催の水俣・芦北県体に向けて、これからどのように準備し、実行していくのかについてお答えします。

平成23年度第66回熊本県民体育祭水俣・葦北郡大会に関しまして、現在までの準備の進捗状況

や今後の計画について申し上げます。

平成20年4月15日に、熊本県体育協会から、水俣市・葦北郡の体育協会会長に対して、12月末までに、開催予定期日、総合開閉会式予定会場、開催予定競技及び予定会場を盛り込んだ大会計画書及び開催地首長の同意書を提出するよう依頼がありました。

そこで、本年7月に、熊本県芦北教育事務所、1市2町の社会教育関係者及び郡市の体育協会で構成される計画策定委員会を設置し、協議をしてまいりました。

その経過について申しますと、9月9日に、開催計画書の原案について、各首長より同意をいただきました。その後、地元の種目団体に対して、開催受け入れや要望等の意向確認調査を行うとともに、開催計画の最終調整を図ってまいりました。そして、最終的には、12月5日に、計画策定委員会です承されましたので、これからは郡市首長の同意をいただいた上で、熊本県体育協会へ提出する予定としています。

今後は、平成21年度に準備委員会を設立して、各競技団体との打ち合わせや予算編成、会場の仮確保などをする必要がありますので、1市2町の人事配置、予算要求の計画を立てていく必要があると考えております、

さらに、平成22年度は実行委員会を設立して、県競技団体等の打ち合わせを行い、宿泊所の確保、協力団体等との協議、ロゴマークやスローガン募集、会場確保、車両台数や宿泊希望調査、会場整備計画等大会の総合的な計画と予算要求を行ってまいりたいと考えています。

平成23年度の開催年度におきましては、役員・スタッフの確保、配置計画、プログラム作成、総合開会式のリハーサルや式典用の炬火台の設置、県体郡市代表者会、県体総監督会議での説明など、さまざまな具体的な準備が必要になると思われます。

次に、地元開催でいい結果を残すには選手強化が必要と思うが、どのように考えるかについてお答えします。

第63回熊本県民体育祭玉名都市大会を9月に終えた後、10月2日の水俣市各種目協会の理事長・監督会議におきまして、地元開催についての説明を行ったところであります。その中で、お尋ねの選手強化につきまして、各理事長・監督から、ふるさと選手の選任を早目にして、計画的に育成する必要がある、現在の県体練習の期間は7月から9月までになっているが、今後はさらに期間を延長してほしい、練習量をふやすので、使用料の援助をしてほしいなどの要望がっております。また、選手強化とあわせて、上位の成績を残すためには、全種目の出場を目標に、選手の掘り起こしや講師の招聘をして、競技力の向上を図るなど必要になりますので、今後、水俣市体育協会などと支援のあり方について協議してまいりたいと思っております。

次に、水俣で行う競技に関し、施設の整備は大丈夫かについてお答えします。

大会の会場につきましては、既存の施設を利用することを前提としておりますが、一部の施設

の老朽化は水俣市・葦北郡の共通の課題でもあります。施設の整備は、スムーズな競技運営のために必要な事項でございますので、1市2町が協議しながら計画的に進める必要があると考えています。

本市の場合を考えると、今後、市内各小・中・高の体育館やグラウンド、関係施設の点検とともに、エコパークのテニスコート、ソフトボール球場の改良など、検討すべき案件もございますので、熊本県などの関係機関とも十分協議を進めてまいります。

○議長（松本和幸君） 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 私がこの問題をなぜ取り上げたかといいますと、平成23年というのは2011年なんです。2011年は新幹線の全線開通の年でもあるわけなんです。そういった年に、この水俣・葦北で県体が行われるということは、大変私は喜ばしいことだろうと思います。

やはり、県下最大のこれはスポーツイベントですから、県体というのはですね。そういった意味においては、非常に今どこの自治体でもやはり流入人口をいかにしてふやすのかということの一つのテーマに掲げて、やはりそういうビッグイベントの招致というのを考えているだろうと思います。そういった中で、この県体の開催というのは非常に喜ばしいことだろうということで、あと3年後なんですけれども、早くこれはそういった意識づけを、我々議員もですけども、やはり市の職員、そして水俣市、葦北郡両住民がそういった形で一緒になって県体を喜んで開催するんだという、そういう気持ちの持ち方といいますか、そういうものへの一つの提言ということで、今回提案をさせていただきました。

その中で、今いろいろな説明がありましたが、審判とか、役員なんかは23年に一応確保をしたいということだったんですけれども、やはり私は、審判はある程度の数というのは、もう来年度ぐらいには把握しておいて、もし足りなければ、足りなかったら、やはり審判の養成をするぐらいの気持ちがなかったら、本当に間に合うのかなということを思うわけなんです。ですから、こういったものは、もう早く早く手を打って、もう万全を期してやるんだということで、その審判の確保は大丈夫なのか、数は足りるのか、もし足りなかったら、その養成をやはり来年度あたりで行うべきじゃないかと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

それと、やっぱりいい結果を残すためには、全種目に選手登録をするぐらいの意気込みがないといけないと思いますが、やはりふるさと選手の掘り起こしを早くしていただいて、選手強化を図っていただきたい。また、選手強化を図る上では、やはり予算をつけないとなかなか選手強化には結びつかないだろうと、それで、執行部へのお願いなんですけれども、やはりスポーツ振興基金あたりを取り崩してでも、やはりこの選手強化費に充てるべきだと思いますが、この点についていかがでしょうか。

この2点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（松本和幸君） 大渕教育長。

○教育長（大渕 洋君） まず、審判の確保等大丈夫かというふうな御質問でございますけれども、このことにつきましては、各種目協会、あるいはまた体協との連携も今後必要じゃないかと、そういうふうに思っております。私たちもこれについては1つの大きな課題と、そういうふうに思っておりますので、関係団体との協議を通して、そして現在確保できているのはどのくらいなのか、そしてまたさらに準備したり、あるいはまた審判についての講習会等どういうふうにするのか、今後そういうのも含めて関係団体との話し合いを進めて、そして大会当日万全を期したいと、そういうふうに思っております。

それから、2つ目の、ふるさと選手の件でございますけれども、先ほど申しましたように、ふるさと選手の掘り起こしというのは非常に私も大事じゃないかなと、そういうふうに思っておりますし、それがまた選手の強化全体にもつながっていくのではないかと、そういうふうに思っております。そこで、予算あたりも十分考える必要があるんじゃないかと、そういうふうな話でございましたけれども、私もそこところはぜひ必要だなというふうに思うわけです。

先般の会議の中でも、関係者からそういうふうな要望も出ております。先ほど申しましたように出ておりますので、皆さん方の御要望等さらに十分聞いて、そして早目早目の対応をしてまいりたいと、そういうふうに考えております。

○議長（松本和幸君） 真野頼隆議員。

残り時間がありません。

○真野頼隆君 3年後に迫った県体を成功に導くために、いろいろこれから我々も意見を出していきたいと思っておりますし、執行部の方でも、やっぱり早目早目に手を打っていただきたい。それとやはり最大の開会式のセレモニーとか、やはり何をアトラクションとしてやるのかとか、その辺のところを考えて、水俣に本当にみんな来てよかったなというような、そういう県下の人たちが喜んでもらえるような、そういう県体になることを祈念いたしまして、これで私の一般質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 以上で真野頼隆議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時45分 休憩

午前10時55分 開議

○議長（緒方誠也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、川上紗智子議員に許します。

（川上紗智子君登壇）

○川上紗智子君 こんにちは。

日本共産党の川上紗智子でございます。

早速ですが、通告に従い質問をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、休耕田を活用する菜の花プロジェクトについてお尋ねをいたします。

転作をした田んぼに菜の花を植え、菜種を収穫し、油を絞って、そして菜種油にする。その油は家庭での料理や学校給食に使い、油を絞ったときに出的油かすは肥料や飼料として使う。使い終わった油は回収し、せっけんやバイオディーゼル燃料にリサイクルをする。そのせっけんやバイオディーゼル燃料は地域で利活用する。この取り組みを愛東町、現在の滋賀県東近江市が始めたのは1998年でした。これが菜の花プロジェクトの始まりです。どんどん広がる転作田や休耕田の有効利用による農地の保全など、地域の経済を再生しながら、一方通行の使い捨て社会を脱して、資源循環型社会をつくり出していくための1つの方法として菜の花プロジェクトに取り組むことができないかと考えまして、以下、質問をいたします。

①、水俣市の休耕田の面積はどれだけあるのか。

②、寄ろ会では菜の花を栽培し、その菜種油は水俣市給食センターにも寄贈されていますが、その栽培面積と収穫量は幾らか。また、搾油はどこでどのように行っているのか。それら全体でかかる経費は幾らぐらいか。

③、水俣市や振興公社及び関連のところでディーゼルエンジンで動いている車は何台あるか。

2つ目の質問は、介護保険についてお尋ねをいたします。

今、介護保険制度をめぐりましては、市民の皆さん方の中でさまざまな声が出ています。

介護サービスを受けたくても利用料が高くてなかなか受けられない、そもそも介護の度合いが低く認定されていて受けられる介護サービスが限られている、施設に何とかして入りたいけども施設に入れない、たくさんの要望や不安があります。

私は今回は保険料に絞ってお尋ねをすることにしたいと思います。

以下、質問いたします。

①、この制度の平成19年度の決算と今後の見通しについてお伺いします。

②、65歳以上の第1号被保険者の平均保険料は幾らですか。

③、現在の保険料の徴収区分は何段階か。

④、来年度は、介護サービスと保険料など制度の見直しの年度になっていますが、今予定されていることは何か。

3つ目の質問は、マスコミ等で今言われておりますいわゆる無保険の子どもについてお尋ねをいたします。

新聞などでも、無保険の子どもが3万人と報道されるなど、社会問題となり、厚生労働省の実

態調査の数字が発表され、熊本県内では240世帯、406人ということが明らかになりました。

以下、お尋ねをいたします。

①、水俣市においては、中学生以下の子どもがいる世帯で無保険世帯は何世帯あるか。

②、あるとすれば、その子どもの病気のときどのようにしているのか。

以上で本壇からの質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 川上議員の御質問に順次お答えします。

まず、休耕田を活用する菜の花プロジェクトについては私から、介護保険制度について及びマスコミ等で行われているいわゆる無保険の子どもについては福祉環境部長から、それぞれお答えをいたします。

まず初めに、水俣市の休耕田の面積についてお答えいたします。

本市における休耕地、いわゆる耕作放棄地につきましては、農業者の高齢化や、あるいは担い手不足等により年々増加の傾向にありまして、米の生産調整に係る自己保全管理田など、何もつくられていない休耕田は、水田面積386ヘクタールのうち約24%の91.5ヘクタールとなっております。

次に、寄ろ会みなまたの菜の花プロジェクトにおける面積、収穫量、搾油施設、費用についての御質問にお答えいたします。

平成3年に発足した寄ろ会みなまたは、これまで、地域資源マップ、水の経路図、みなまたの知恵袋、水俣のお宝大辞典の作成や火のまつり等に積極的に取り組みながら、物や人の発掘など、地域資源を活用しながら地域づくりを行っております。

その一環として、平成17年度からは休耕田を利用し、菜の花を活用したまちづくり事業に継続して取り組んでおられます。

その面積は、平成18年は古城、深川の2カ所で4反（40アール）、平成19年からは長野地区を追加して3カ所で約5反（50アール）です。

収穫量は平成19年分は菜種437キログラムで、そのうち403キログラムから155リットルの菜種油を得ることができました。平成20年分は菜種478キログラムを収穫し、そのうち463キログラムから172リットルの菜種油を得ることができました。

御質問の中にありましたように、本年は172リットルうち約72リットルを、市が取り組む地産地消の推進とともに、安心安全な食材を子どもたちに食べてほしいとの思いから、先般、寄ろ会みなまたの代表の方から学校給食センターに贈呈されたところです。

搾油については、地元の製油所に依頼しています。

費用については、平成20年は肥料代、燃料代、搾油代などに約12万円の実費がかかる見込みです。

作業は、すべて会員を中心としたボランティアで行われております。

次に、水俣市や振興公社及び関連のところでディーゼルエンジンで動いている車は何台かという御質問にお答えします。

ディーゼルエンジンで動いている車の燃料は軽油であるため、負荷の大きいバスやトラックに向いています。

現在、水俣市名義の車はガソリンを燃料とする車、軽油を燃料とする車を合わせて107台ありますが、軽油を燃料としているディーゼル車はマイクロバス4台、トラック3台、消防自動車11台、給食配送車3台、クリーンセンターで使用しているごみ収集車の15台を含め41台あります。

○議長（松本和幸君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 寄る会の人たちのボランティアで取り組まれているこの取り組みには、心から敬意を表したいと思います。

給食センターへの寄贈については、地元産の、しかも天然の油ですから、大変喜ばれていると聞いています。

ディーゼル車の台数もわかりました。

そこで、水俣市は内閣府に出した環境モデル都市提案書の環境配慮型暮らしづくりの支援の中で、本市には休耕田に菜の花を植え、とれた油をバイオ燃料として利活用を検討している団体があるが、そういう地域を環境特区として指定し、環境に配慮した暮らしを実践する地域団体として助成を行うとうたっています。

私は、この理念はとてもすばらしいと思います。

私は、先日回収した廃食油で、バイオディーゼルをつくっている天草市本渡地区清掃センターと菜の花を集落ぐるみでつくっている宮地岳町に視察に行ってきました。

この宮地岳町という地区は、245世帯、人口655人、そのうち43.5%が65歳以上の方です。そして農家のうち60%近くが60歳以上の農家となっているところです。

そこでは、営農組合をつくり、その中の取り組みの1つとして菜の花プロジェクトに参加をしています。菜の花の栽培面積は約30ヘクタール、年間約1トンの菜種を収穫し、他地域からの菜種の買付分を含め、年間470キロの菜種油を、天草市の補助を受けて導入した搾油設備で製造しています。ちなみに営農組合の組合員、地域の農家の方々からは収穫したものを1キロ300円で買い取っていました。その絞った油は学校給食の調理で使用されており、食用として市販もされています。

また、私たちがほかの会派の皆さんとともに視察に行きました長野県大町市のNPOでも、絞った菜種油を国産無添加の安心安全でおいしいバージンオイルとして販売をしていました。

今、日本の植物性の食用油は、大豆、菜種、トウモロコシなどの原料をほとんど輸入に頼っているとされていますが、世界的な食料難がすぐそこまで来ているんじゃないかと思います。また価格も高くなる可能性もあります。

安全面からしても、先祖が工夫してつくってきた菜種が大きく見直されてくるときが来るのではないかと私は思っています。

また、この間、水俣市の人口が最も減っているのは、第1次産業、農林水産業分野です。このような取り組みによって、休耕田を持っている農家の方々の現金収入に幾らかでもならないかと思っています。

そこで、お尋ねをいたします。

水俣市では環境モデル都市提案書に掲げてあるこの施策を、どの課で推進されるのか、また、事業主体はどのような形態で進められるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 菜の花プロジェクトをどの課で推進するのかということでございますけれども、今考えたところでも、関係する課が環境対策課でありますとか、農林水産振興室、あるいは環境モデル都市推進室、生涯学習課、そういった課の複数にわたっていると、そのように思います。また、このプロジェクトをやっていくということになりますと、どうしても民間の方々の協力が必要になってまいりますので、推進体制や事業主体も含めまして、今回の環境モデル都市のアクションプランにも、今御指摘のとおり掲げておりますので、今後そこで詰めていくことになると思います。

○議長（松本和幸君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 ぜひ中心となる課を決めていただいて、推進をしていただきたいと思います。

ちなみに、天草市は、旧本渡市の時代に、まずは廃食油を回収してバイオ燃料にするというところから始めたようです。そして、その後、宮地岳町で、もともと景観作物などとして菜の花をつくっていたのを見て、市ではこんなことやっているけど、本格的に菜の花をつくってみたいかということと言われて、それを受けて、宮地岳町の営農組合の方で取り組み始めたということでした。

一遍に菜の花プロジェクトの循環の輪がつながらなくても、できるところからやっていくということが大事なのではないかなと思います。

天草市のバイオディーゼル燃料のことですけれども、廃食油のバイオディーゼル燃料化は、天草市のごみ収集車がごみを集めて回るときに一緒に廃食油を回収して回ります。そして、清掃セ

ンターの一角にある廃食油変換装置でバイオディーゼルをつくり、そこからごみ収集車や給食配送車などに給油をして、その車は動いています。中には、営農組合のトラクターなどに燃料として利用しているものもあるということでした。

水俣にもディーゼル車が41台あるということでしたけれども、廃食油をバイオディーゼル燃料として活用するというものもあるのではないかと思います。

低炭素社会をつくっていくためには、大いに役に立つのではないかと思います。この点もぜひ研究されて取り組んでみられてはどうかと思いますがいかがでしょうか。

進めるには多くの課題があると思います。困難もつきまとうのではないかと思います。けれども、この政策は市長が掲げられる理念と合っています。しかも、全国各地でこのことは取り組まれているということが、私もこの質問の準備をする中でよくわかりました。

ですから、全国の経験に学んで研究し、大いに進められることを期待したいと思います。

答弁求めます。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） このプロジェクトにつきましては、環境的な効果、あるいは経済的な効果、あるいはそのことがひいては地域の活性化につながっていくということは、十分受けとめさせていただいているところでございます。

今、議員から御指摘がございましたように、できるところから少しずつでもやっていけばということでございますので、その気持ちを大事に受けとめさせていただきながら、頑張っていかなければならないと、今聞いたところでございました。

いろいろなクリアしなければならない問題もたくさんあるのではないかと思います。つくる人がだれがそれをつくっていくのか、あるいは回収はどうするのかとか、あるいは販売はどうなのかとか、いろいろなところで、入り口、出口の問題がもちろんクリアしなければならないものがたくさんあると思いますけれども、先ほども申し上げましたように、今回モデル都市の具体的な取り組みの中にも、この廃食油の分別リサイクルや、あるいはバイオ燃料の製造等を掲げております。ぜひ、その中でそれらの取り組みとあわせて、この問題を考えていきたいと思います。

○議長（松本和幸君） 次に、介護保険制度について答弁を求めます。

吉本福祉環境部長。

（福祉環境部長 吉本哲裕君登壇）

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 次に、介護保険制度についての御質問にお答えします。

まず、この制度の平成19年度の決算と今後の見通しについてお答えします。

決算の内容につきましては、平成19年度の水俣市介護保険特別会計歳入歳出決算書に記載のとおりであり、歳入合計が26億3,146万760円、歳出合計が25億1,343万9,334円、差引残額が1億

1,802万1,426円となっております。

今後の見通しにつきまして、平成20年度歳出の決算見込みにおいて、保険給付費が19年度より約2.8%、6,500万円程度増加するものと思われ、高齢者人口の増加に伴う利用者の自然増にあわせて保険給付費も増加する傾向が伺えます。

次に、第1号被保険者の平均保険料につきましては、平成19年度の状況から見ますと、保険料調定額が4億3,068万4,210円、年度末の第1号被保険者数が8,661人となっておりますので、単純に平均いたしますと、年額4万9,726円、月額で4,143円となります。

次に、現在の徴収区分は何段階かとの質問についてお答えします。

本市の保険料算定に当たりましては、国が示す標準的な6段階の所得段階別方式に、低所得者対策のため、課税層の段階をふやし、非課税層段階の保険料率を引き下げることとしており、現行で7段階方式を導入しております。

次に、来年度はサービスと保険料など制度の見直しの年度になるが、今予定されていることは何かとの御質問にお答えします。

水俣市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画、いわゆるひまわりプランにおいては、第3期計画の最終年度である今年度に、21、22、23年度の3カ年にかかる計画を第4期の計画として策定する作業を行っています。

策定に当たっては、水俣市介護保険等運営委員会に諮問を行い、委員会でさまざまな立場からの意見を集約して、十分な論議のもとで素案を策定いただくこととなっております。

なお、第4期の内容につきましては、今回大きな制度改正はなく、引き続き介護予防や地域ケア体制の充実、サービスの適正化を柱に制度の推進を図っていくこととなります。

とりわけ認知症高齢者が地域の中で増加するという予測を踏まえ、地域住民の理解、地域のかかわりをより強めていくこと、また、介護予防についても、自助、共助、公助の役割を明確にするとともに、市民が自分のためであるとの自覚を醸成させることが、重要な取り組みであると思っております。

また、保険料の設定におきましては、介護給付費の自然増やサービス供給内容の改善、介護報酬の引き上げなど、増額の要素と繰越金の取り崩し効果などについて、運営委員会に諮ることとしておりますので、その中で十分に検討していただき、市民に理解が得られるものを決めてまいりたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 答弁をいただきましたので、2回目の質問をいたします。

介護保険料のことでは、この制度が始まったときは、全国の自治体が一斉に5段階でスタートしました。その後、全国的にも見直しの世論が高まり、水俣市でも見直しがされ、現在は7段階

であるとの答弁がされました。

19年度は黒字が出たということですが、高齢者人口の動向や介護サービスの内容の変化によって変動することはあると思います。

なお、来年度は介護事業所に支給される介護報酬が2.5%ぐらい上がると言われていますが、上がった分は国が補てんをしようと言っていますので、保険料に跳ね返らすことなく1年目はしのげると思います。けれども、2年目以降については未知数のところもあるのではないかと思います。

そこで、お尋ねをいたします。

①、保険料の徴収区分ですが、7段階になっていますけれども、基準をどの段階に置いているのでしょうか。また、各段階の金額はどのように決めているのか御答弁ください。

○議長（松本和幸君） 吉本福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 現在のところ、市では7段階に保険料区分を設けておりますけれども、基準額はどの段階かというお尋ねでございますが、まず、基準保険料を設定する基準額は、第4段階となっております。

次に、保険料のその7段階のうち、徴収区分はどのようになっているのかという御質問だったかと思いますけれども、まず、基準保険料を設定する第4段階、これは本人が住民税の非課税で世帯課税の方が対象となっております。

それから低所得者対策として、第1段階は、生活保護受給者など、または老人福祉年金受給者のうち、住民税世帯非課税の方で基準額に乗ずる保険料率は100分の50、それから第2段階は、世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入プラス合計所得金額が80万円以下の方であり、保険料率は100分の60となっております。それから第3段階は、世帯全員が住民税非課税で第2段階に該当しない方でありまして、保険料率は100分の71となっております。また、低所得者対策を補完するために、第5段階は、本人住民税課税で合計所得額が200万円未満の方であり、保険料率を100分の130としております。第6段階が、本人住民税課税で合計所得額が200万円以上、300万円未満の方でありまして、保険料率は100分の165。それから第7段階は、本人住民税課税で合計所得額は300万円以上の方でございます。保険料率は第7段階が100分の180となっております。

○議長（松本和幸君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 私はこの1段階から6段階まで、この間の所得区分にも改善点はあると思うんですが、繰り返しますが、基準の段階は第4段階で、本人住民税非課税で世帯課税の人、この段階の人の保険料は基準となる保険料で4,325円がいいですかね。そして、そこを基準にして、第1段階の生活保護受給者など、老齢福祉年金受給者で、住民税世帯非課税の人に関しては、先ほどの4,325円掛ける50%が保険料の額になる2,158円。

第2段階は、世帯全員が住民税非課税で課税年金収入額プラス合計所得金額が80万円以下の人となって、保険料は基準保険料の60%で2,592円。

第3段階は、世帯全員が住民税非課税で、第2段階に該当しない人ということになっていますが、課税年金収入額と合計所得金額が80万円を超えるけれども、世帯全員が住民税非課税の人ということになるんじゃないかなと思いますが、その段階の人の保険料は基準保険料の71%で3,067円。

第4段階は、本人住民税非課税で世帯課税の人で、この段階の保険料が基準となる4,325円。

第5段階については、本人住民税課税で合計所得金額が200万円未満の人は基準保険料の130%ということで5,625円。

第6段階は、本人住民税課税で合計所得金額が200万円以上300万円未満、保険料の額は基準保険料の165%ということになって7,135円と。

ここまでは所得が多くなるにつれて保険料もふえてくるというふうになっていると思います。けれども、第7段階になりますと、本人住民税課税で合計所得金額が300万円以上の人ということになりまして、保険料の額は基準保険料の180%で、7,783円となるわけですが、下の限界が、下限が所得300万円ですので、所得が2倍になる600万円の人も同じく7,783円、3倍になる900万円の所得の人も同じ保険料の額で7,783円、5倍の人の場合1,500万円の所得ということになるわけですが、その人に関しても7,783円と同じ保険料ということになります。

つまり、累進課税方式になっていないと思います。累進の保険料になっていないということだと思います。

けれど、固定資産税はどうなっているかと言えば、資産に応じて金額が決まります。

住民税はどうかと言えば、所得から所得控除を引いて、それに10%が課税されるということになっています。

国税である所得税は、高額所得者については累進とはなっていませんけれども、ほぼ累進に近い方式になっています。

こういうものと比べても最も合理的な保険料はどれかということで言えば、答えは明確だと思います。

そこで、お尋ねいたします。

熊本市も、水俣市より多くの段階を設定しています。全国的には徴収区分が10段階などの設定をしているところもあります。来年が見直しの年です。この機会にもっと多くの徴収段階をつくることを検討されませんかお尋ねいたします。

○議長（松本和幸君） 吉本福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉本哲裕君） お尋ねの点は、低所得者対策を進めるために7段階の方式をさら

に多段階に改めてはいかがかという質問であったかと思いますが、さらなる多段階方式を設定し、低所得者対策を行う場合は、やはり課税所得段階の上限設定を引き上げて、原資を確保するというのが基本になってくると思います。

第3期においても、保険料基準額が第4段階で月額4,325円と、議員の方で言われたとおりでございますけれども、設定をいたしておりますが、第7段階は月額7,783円と、大きな負担をお願いしているという現実でございますし、さらに市独自で一部の市民に負担を強いることは現状では困難というぐあいに考えております。

したがいまして、現時点では所得段階別保険料は7段階を維持したいと考えますが、この後、国や県の動向も踏まえ、低所得者対策が必要と、そういった判断がありますならば、その他の方法も含めて今後検討してまいりたいというぐあいに考えております。

○議長（松本和幸君） 次に、マスコミ等で言われているいわゆる無保険の子どもについて答弁を求めます。

吉本福祉環境部長。

（福祉環境部長 吉本哲裕君登壇）

○福祉環境部長（吉本哲裕君） マスコミ等で言われているいわゆる無保険の子どもについて順次お答えします。

初めに、中学生以下の子どものいる世帯で、無保険世帯は何世帯かについてお答えします。

平成20年8月31日現在、国民健康保険被保険者証にかえて資格証明書を発行している中学生以下の子どもがいる世帯は1世帯です。

次に、その子どもは病気のと看、どのようにしているのかについてお答えします。

現在のところ、水俣国保の資格で保険医療機関を受診した形跡がありませんので、どのようにしているかはわかりません。水俣国保の資格で受診する必要があるれば、保険医療機関に資格証明書を提示して医療を受けていただき、医療費の全額を御負担いただいた後に、水俣国保に保険者負担分を請求していただくということになります。

○議長（松本和幸君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 保険証がない世帯は1世帯との答弁でしたけれども、また、その世帯の子どもさんが病気のと看どのようにしているのかは、国保で受診をしていないことははっきりしているけれど、実情はわからないという答弁だったと思います。

確かに正確に把握するのは困難なところもあると思いますが、よその自治体ではもっと世帯数が多いところもあるんですが、1世帯だけしかないわけですから、何とか実情が把握できないものなのかなというふうには私は思うんです。お手紙等で納税相談などに来るようにということでは言われているのではないかなと思うんですけれども、そういうふうには手紙が来たら、病気に

なったとき困るからということで、普通なら市役所に行かればいいのになというふうに私も思うんですけど、その方が市役所からのいろいろな通知読まれておられるのかどうか、どうでしょうか。保険料を納めていないということで、役所の敷居が高かったりして、そもそももう読みもしないことはないでしょうか。

私にはその方の保険料が幾らなのかはわかりません。また、その家庭の経済的な事情もわかりません。けれども、子どもには責任はないと思うんです。保険料の滞納を理由に、子どもに犠牲を押しつけるのは児童福祉法にも反することになりはしないでしょうか。何らかの方策を考えなければならぬと思います。

厚生労働省が、いわゆる無保険の子どもを調査して、その結果を発表していますけれども、その後10月30日付で県に対して通知をされています。特に、子どもがいる資格証明書を発行されている、しかも、無保険の世帯については、特に実情を丁寧に把握するようにという中身で通知が出ていたと思います。

ぜひ、何らかの手だてを打っていただきたいと私は思います。

そこで、お尋ねですけれども、納税相談に職員の方が訪問されて、実情を把握されてはいかかと思うんです。そして、保険証の交付は世帯単位となっているということですが、事情を把握して保険証を交付できないのか検討していただきたいと思うんです。

今、社会的に問題になっていることです。ぜひ、素早い対応をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（松本和幸君） 吉本福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉本哲裕君） 国の方でも子どもの無保険状態というのを解消するような形で、このうち動きがあつてございますけれども、先ほど申し上げました1世帯の方でございまして、いろいろと個別の事情もおありになるかと存じます。少しばかり確認いたしたところ、該当の子どもさんは両親と暮らしておりまして、父親の方が水俣国保に加入しておられると、母親は社会保険に加入されているようでございます。該当の子どもは水俣国保に加入したままというぐあいになっておりますが、保護者が国保と社会保険の両方に加入していると、そういった場合には、まず、社会保険の方に加入するのが一般的であります。

社会保険に加入した場合、世帯主に国保の資格喪失の届け出を行っていただくと、そういった必要があろうかと思えます。その届け出がなされていないのかもしれませんが、社会保険に加入した場合は届け出が必要であると、そういったことを連絡するなど対処したいというぐあいに思います。

○議長（松本和幸君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 ぜひそのように対処していただければと思います。

これから先、今リストラとか、本当に不況が長引いていて、生活が大変な家庭がふえていると思います。ですから、望みはしませんが、保険料を払えなくて、こういう事態になる世帯がふえるやもしれません。そのときには素早く実情を把握していただいて、市の方から知恵も授けていただくし、アドバイスもしてもらおうし、何らかの手だても提案してもらおうということで、一日も早くそういうことは解決をしていただくように、これからぜひしていただきたいと思います。

このことを要望して、私の質問を終わります。

○議長（松本和幸君） 以上で川上紗智子議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため午後1時30分まで休憩します。

午前11時37分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、西田弘志議員に許します。

（西田弘志君登壇）

○西田弘志君 皆さん、こんにちは。

朝日会、西田です。

12月議会最後となりました。2008年最後の大トリということですが、少々役不足ですが、よろしくお願いいたします。

先日、決算特別委員会に出席いたしまして、平成19年度決算の説明を受けました。委員8名で意見を集約し、8項目の委員会意見、要望を出しました。

昨日、平松議員からも丸島水路公害防止事業負担金徴収について御質問がございました。

収入未済金につきましては、統括責任者を決め、徴収に努力をしていただきたい、こういう要望が1つ入れられております。

この景気が不安定なときに、強引な税金の徴収ができないのは非常によくわかります。しかし、住宅の使用料、保育料の滞納、そういったものが発生していることは、市民、健全な納税者の公平性に欠けることにつながっていくというふうに思っております。収入未済額はいずれどこかで不納欠損として計上されるということになります。民間の会社で集金がうまくいかないと会社はつぶれていきます。百数十億円の財政規模から考えますと、住宅の使用料、保育料の滞納金、そういった、二千数百万ありますかね。そういった金額が、どこかで金のある方を小さいと考えるようなもし体質がありましたら、非常に危険でありまして、自治体破綻いたしました夕張市のようにつながっていくのではないかとこのように思っております。

財政状況を見る指標の一つに、実質公債費比率があります。水俣は16.7%、夕張は38.1%で財

政再建団体になりました。ことし4月だったですかね、財務省の方で試算しました、国に、この実質公債費比率を当てはめると、80.4%という数字になるそうであります。

国が破綻しないのは、よく言います輪転機があるからお金を刷れるから、円の価値が世界的に評価されている現在はよいのですが、先になりましたら非常に不安という声があります。700兆、800兆と言われる国の借金をまともな方法でも返すのは難しいのではないかと。

私たちこの年代は、この借金から逃げ切れるかもしれません。しかし、結局この借金は私たちの子ども、孫に残すことになります。

国の破綻、またいつか借金を処理するというのが来ましたら、物すごいインフレになる、ハイパーインフレとよく言いますが、大事に貯めたお金が、たんす預金、また郵便貯金、そういったお金が紙くずになる、そういうことになる日が来るんじゃないかと心配する声があるのも事実であります。

議会では、水俣市に必要なこと、必要でないことを精査しながら、次の世代に借金を少しでも減らす努力をしなければいけない、そういった思いを持ちながら、今回も少しでも水俣の将来の明るいものが見い出せる議論になればと思ひまして質問をさせていただきます。

1、産業廃棄物処分場跡地について。

これも、私最後になりますので、多分重複かなりしております。質問が重複しておりますが、言いたいこともございますので、このまま質問をさせていただきます。

①、産業廃棄物処分場の売買契約が進んでいるが、現状と水俣市以外の業者が買い上げた場合の市としての対応をお尋ねします。

②、事業計画がない現在、国有地の払い下げは水俣市に優先的に行われると考えるが、環境問題を含め、進捗状況をお尋ねします。

2、水道水源保護条例について。

これにつきましては、他の議員の方の質問、来年3月に制定する予定、また条例に関する考えも大体私わかりましたので、これは割愛させていただきます。

3、中尾山整備について。

観光資源に乏しい水俣にとって流動人口をふやす手だてとして、中尾山の整備は欠かせないという思いから、以下、質問をさせていただきます。

①、ことしのコスモス祭りは天気にも恵まれ、市内外から多くの来園者があり、水俣の名所につながりつつあります。どう分析・把握されているかお尋ねします。

②、ことしは一部道路の整備がされ、渋滞は幾分回避できたが、まだ道路整備は必要と考えるが、今後の計画をお尋ねします。

③、中尾山の自慢の一つは眺望のすばらしさと思うが、他市の公園と差別化や観光地としての

価値を高めるには、展望台の整備などを行うことが必要と思うが、考えをお尋ねします。

4、消費者行政について。

今、悪質な手口で消費者を食い物にする問題が日本じゅうで騒がれています。こういったことはテレビで見るだけの都会だけの話では済まなくなっておりまいた。ぜひ、市も今後、問題意識を持っていたきたいという思いから、以下、質問をいたします。

①、近年、架空請求、オレオレ詐欺、多重債務問題など、社会問題になっており、景気の悪化や高齢者の増加に伴い、本市でも被害が出ないか心配されるところであります。

消費者保護という観点から、現在の取り組みをお尋ねします。

②、消費者相談、被害等の状況をお尋ねします。

5、雇用対策について。

毎日のように、新聞、テレビで契約社員の解雇、内定取り消しなど報じられております。

日本じゅうで雇用に対する厳しい状況を踏まえて、以下、質問をいたします。

①、サブプライムローン問題等の世界的金融危機により、世界じゅうの景気が悪化し、日本でも雇用控えが始まっています。来年度の市内の新規雇用状況をお尋ねします。

②、日本全体で非正規雇用者を中心に雇用のカットが行われ、失業率のアップにつながっています。この厳しい時期、本市としての雇用対策についてお尋ねをします。

6、給食センターの地産地消について。

すばらしい給食センターができ上がりました。ハード整備が整い、今後はソフトの面もすばらしいものにしていただきたい。そういう思いから、以下、質問をいたします。

①、給食センターが来年1月より稼動します。1日に2,800食の調理能力を持ち、お米を自前で炊飯されると聞きます。地元の食材の使用についての取り組みをお尋ねします。

②、給食センターへ地元食材の提供を推進する給食畑推進事業の現状をお尋ねします。

7、道の駅及び最近のイベントについて。

先ほど述べました中尾山と同様、まつぼっくりを含めたエコパーク周辺の整備や各種開催されるイベントは、水俣の流動人口をふやすのに欠かせないものという思いから、以下、質問をいたします。

①、道の駅指定の進捗状況をお尋ねします。

②、道の駅に指定されたときのメリットをお尋ねします。

③、市内一円で行われた新鮮市、ローズカフェ、スイーツスタンプラリーなど、イベントが行われ、まちのにぎわいを感じます。最近のイベントの開催状況、現状認識をお尋ねします。

本壇からは以上です。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 西田議員の御質問に順次お答えします。

まず、産業廃棄物処分場計画跡地については私から、中尾山整備について及び消費者行政については産業建設部長から、雇用対策については副市長から、給食センターの地産地消については教育長から、道の駅及び最近のイベントについては産業建設部長から、それぞれお答えいたします。

まず、産業廃棄物処分場計画跡地についての現状と、水俣市以外の業者が買い上げた場合、市としての対応についてお答えします。

先日の大川議員、緒方議員、野中議員の御質問にお答えしましたとおり、先月の18日、東亜道路の役員2名が水俣市を訪れ、処分場の土地を水俣市長崎に本社を置く木臼野の里という会社に売却する予定であり、今年度じゅうに処理したいということでした。

そこで、早速産廃阻止！水俣市民会議の理事会を開催し、今後の対応について協議をしました結果、東亜道路に対し、最終処分場及び中間処理施設を含む廃棄物処理施設としての使用はしないなどの条項を契約書に入れてもらう要望を行うことになり、その要望書は先週既に送付したところです。

今後、この業者から他の業者に転売される可能性がありますので、木臼野の里の転売等の動きを継続的に監視していく必要があると思っており、処分場計画地内にある国有地の水俣市への払い下げ手続の推進や水道水源保護条例の制定により対応していきたいと考えております。

次に、国有地問題についてお答えします。

まず、国有地の境界問題ですが、緒方議員、野中議員の質問にもお答えしましたとおり、産廃処分場建設予定地内の国有地は、里道、東亜道路所有地、その他民地を含めた一帯が筆界未定の状態になっております。

そこで、熊本県が、本年6月に、熊本地方法務局に筆界特定制度による筆界の確定を申請しており、本年8月25日に、熊本地方法務局による第1回目の現地確認が、11月4日に、熊本県や水俣市、東亜道路に対して筆界調査委員による現地での聞き取り調査が行われています。

今後、熊本地方法務局の筆界特定登記官からの詳しい聞き取り調査が行われ、その後に筆界の特定がされると聞いております。

○議長（松本和幸君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 この処分場問題につきましては、もう初日から答弁何回も聞いておりますので、大体わかりました。私は、この産廃問題を16年6月の議会から取り上げさせていただきまして、13回取り上げました。やっと産廃問題は終わったと思いましたが、またこのように土地の問題で心

配することが出てきました。私はもう産廃問題が終わって、水俣のまちづくりは本当に新しいところからスタートが切れるという思ったやさきなので、非常に愕然としておりますし、そういった思いをされている方は多いと思います。

木臼野の里、IWD東亜熊本の小林景子氏、また山口氏、そういった方々が関連されているということで、非常に不安というものを私は持っております。

現在、あの場所にもう今産業廃棄物処分場をつくるというのは、まずもう市民感情、世論、資金面、そういったものからも厳しいというのは、もうみんなそういうふうに出ると思います。私もそう思います。しかし、何年、何十年先、市民の感情が、世論が、資金面が、今と変わらないということは保証はできません。また転売があった場合、新しい所有者の考え、そういったものも変わりますでしょうし、将来産廃に、また中立、積極的な市長、そういった方がなられた場合、また事態は一変するんじゃないかというふうに出ると思います。

水俣市民、私を含め、跡地は水俣市が所有していただきたい、そういった思いがありましたですが、民間の売買に介入する余地がない、それはもうわかります。今後の対応が重要になるというふうに出ると思います。

名前、看板が変わっても、産業廃棄物、産廃の業者関連の人が所有するわけですから、今後の監視というか、そういったものを厳しい目で見ていくのも必要じゃないかなというふうに出ています。私たちは次の世代、子どもたちに心配事を残していくことになるわけですから、水俣の大人は責任を持って、今後対応すべきだというふうに出ています。

国有地につきましては、今着々と進んでいるということなので、ぜひ最低限その国有地については水俣市の方に払い下げていただく努力をしていただきたいと思っています。

1個だけ質問をしたいんですけど、今後この産廃問題、産廃対策室がなくなる方向だと思いますが、今後どの窓口で産廃問題取り扱われるのか、また、そういったことをどっかに決めていくのか、お考えがありましたら、そこを1つ、質問させていただきます。

○議長（松本和幸君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 議員御指摘のように、我々も土地の問題が残りましたので、今後の対応については、やはり一抹の不安を持っているというのは、議員と全く同じでございます。

したがって、今後は環境対策課内に引き続き対策室を置きまして、そして兼務という形で、引き続きこの問題に対応していきたいと、そのように考えております。

○議長（松本和幸君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 ぜひその窓口ははっきりして、動きがあった、そういった場合はすぐ対応できる体制だけはぜひつくっておいていただきたいというふうに出ています。

産廃問題はこれで終わります。

○議長（松本和幸君） 次に、中尾山整備について答弁を求めます。

田上産業建設部長。

（産業建設部長 田上和俊君登壇）

○産業建設部長（田上和俊君） 次に、中尾山の整備について、ことしのコスモス祭りは天気恵まれ、市内外から多くの来園者があり、水俣の名所に育ちつつあるが、どう分析・把握されているかについてお答えします。

平成17年度から復活しましたコスモス祭りですが、例年の来園者約1,700名に対し、ことしは約2,800名の来園者があり、まさしく水俣の名所に育っているものと認識しております。

このことは、アドプト制度の活用により、中尾山コスモス会を中心とした市民グループのため努力の結果であると考えております。

分析・把握ということですが、今回のコスモス祭りの際に、来園者に対しアンケート調査を実施しております。

1,000枚ほどの配布に対しまして、約400名の回答が得られました。

入場者の年齢層では、幼児から高齢者まで幅広く来園いただき、その中でも60歳代が最も多くなっております。

入場者のお住まい、どこからの来園かをお尋ねしましたところ、市内の方が一番多く約60%でございます。約40%の方は市外からの来園者で、例えば熊本市から6%、八代から7%、芦北町8%、福岡からも3%の来園で、意外と多いことに驚かされた次第であります。

中尾山コスモス園のテレビニュースを見て、えびの高原行きを変更し、家族で来園しましたとの意見もありました。

今後のコスモス祭りの参考にと御意見を伺いましたところ、楽しませていただきました、ずっと続けてください、元気をもらいました、コスモスがとてもきれいですばらしかったなど、好評も多くいただいておりますが、駐車場から会場までが遠い、道路、駐車場が狭い、渋滞でかなりの時間がかかった、場所がわかりにくい等の御意見も多数ありました。

中尾山につきましては、さらに、市民や水俣においでになる方々に名所として親しんでもらうためにはコスモスや桜など、花や樹木にあふれているところや、市内を一望できる展望のすばらしさ、駐車場の整備、または駐車場から広場までの遊歩道の整備等、まだまだ不備な箇所も存在すると分析・把握しているところでございます。

次に、中尾山の道路整備計画についてお答えします。

水俣高校から中尾山公園までの路線は、市道中尾山線と中尾山公園線で結ばれており、中尾山線が3,638メートル、中尾山公園線が388メートルで、総延長が4,026メートルであります。

以前から、中尾山コスモス会より、水俣高校入り口から南福寺集落を抜けた約800メートルの

地点からレストランひげのみせ手前までの約550メートル区間の拡幅要望があり、平成19年度で本会の支援をもとに用地取得もスムーズに進み、約100メートルの拡幅工事を行ったところであります。

しかしながら、今年度のコスモス祭りでは、議員御指摘のとおり、車両の離合が困難なところが残っており、渋滞するといった現象が多数見られましたので、早急に拡幅工事を実施する必要があると考えております。

市としまして、平成21年度補助事業の中で実施できるよう要望しているところでありますが、採択された場合の道路整備箇所は、さきに申しました要望箇所のうち、未整備箇所の約450メートルを幅員約5メートルに広げる道路拡幅工事を2カ年で整備する計画であります。

次に、中尾山自慢の一つである展望のすばらしさを高めるため、展望台の整備などを行うことが必要と思うが、どのように考えているのかについてお答えします。

平成19年、20年と、テレビ塔のあります展望台付近につきましては、伐採等を行い、かなり展望が開けたと考えておりますが、コスモス園や人の集う広場からの展望も中尾山を水俣の名所に育てる上で必要な施設であるかと思っております。

中尾山コスモス会からの提案等も受けており、整備を行う方法で検討しているところであります。

今後は、財源として助成金事業であるとか、交付金事業であるとか、一般財源の負担の少ない方法で整備に向けた検討を行ってまいりたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 中尾山整備につきましては、今の①番、②番につきましては、私もコスモス祭りに行きました。ケイタクのライブ等もありまして、私が見たコスモス祭りで本当に最高の人出でにぎわいがあったというふうに認識をしております。

アンケートの方は、私も見させていただきました。今言われたように、市内60、市外が40、女性が大体60、男性が40、そういった感じですかね。

やはり人を集めるには、女性をターゲットにということが、こういうのを見てもわかると思いますし、女性を集めるには、よく花と食と言いますけど、このコスモス祭りやスイーツのイベントを見ますと、やはり花と食、そういったもんかなというふうに思います。

女性が集まると男性の方も自然に集まってくるということでもありますし、家庭の財布をにぎっているのは女性でありますので、お金も落ちやすいというふうなことに繋がると思います。

その女性から一番やっぱり多く上がるのが、今答弁ありました道路の問題、離合が怖い、もう行って立ち往生して、もうバックするともう脱輪しそうで怖いとか、とまったときにやはり前の方からにらまれたりするの、もうそういうのが嫌だという声もよく聞くのも事実です。ぜひそ

ういったところを配慮して、早急にできることから道路の整備というのをやっていただきたい。お金がないのはわかりますので、今言われたように、一般財源の手出しが少ないような形で、いろいろなものを、補助金等を探していただいて整備をお願いしたいというふうに思います。

③の眺望の件なんですが、展望台の件ですけど、今多少伐採がありまして、眺めは前よりはよくなったと思います。いろいろな意見が市の方に行って、そういった形になったと思いますけど、もう少し、展望台というのは古い展望台がありますけど、あそこまで登ると不知火海、天草諸島ずっと見えて、非常にいい眺めだと思います。やっぱり売りはその眺めだと思うんです。自分はコスモス園というのは、いろいろ見させていただくんですけど、やはり中尾山はコスモスがあったときに見晴らしがいいというのは一番のよそに対しての売りだというふうに思いますので、その辺の展望台の整備というのを、何か案が出ているのを少し私も見させていただきましたが、車いす対応、障がい者に優しい展望台というコンセプトだというふうにも見受けました。環境・健康・福祉を大切にする産業文化都市を目指すまち水俣のコンセプトの一つでもあります。こういったものにも合致するというふうに思います。

ぜひ、展望台というものが、手出し少なく整備できれば、話題性になって、今はもう話題をまず提供するというのが一つだと思いますので、そういったもので流動人口の増加に寄与していただきたいというふうに思います。

質問は、中尾山の公園の管理は、公園なので都市政策課、下の方に梅園があります、梅園等は農林水産振興室というふうになると思うんですけど、中尾山全体を市の観光名所、そういったものに育てていくというふうな考えを持ちますと、統一したもので管轄していただければなというふうな思いもあるんです。ですから、その辺についてどういった考えかを1つ。

それと、中尾山の整備を考えると、やはり今コスモス会も入っておりますけど、よそのところでもそうだと思うんですけど、やはり市民と行政と、そういった一緒に話し合える場があって、意見の交換ができればいいのもができるというふうな私は思いがあります。ですから、中尾山の整備を考える会でも何でもいいんですけど、そういった市民を入れた意見交換ができる会をつくるのはどうかというのを1つお考えをお聞きします。

この2つ、お願いします。

○議長（松本和幸君） 田上産業建設部長。

○産業建設部長（田上和俊君） 西田議員の第2の質問にお答えしたいと思うんですけど、まず、議員御指摘のように、梅園は農林水産振興室で、山頂というか、そちらの方は都市政策課で、それに続いて道路は土木課で対応しているのが現状でございます。

縦割りということになると思うんですけども、非常にそれぞれの専門分野で知恵を絞るということを考えておりまして、なかなか同じ課となりますと、なかなかいろいろな県とか国とか

の情報も不足になりがちなものですから、それぞれの分野でそれぞれ頑張ってください、一つのものをつくり上げていくというのを目指した方が、よりいいものができるんじゃないか。それと、だんだん行政組織の中も職員も少なくなっていて、なかなか応援体制がとりにくいこともございます。このように3カ所、4カ所まとめて担当していると、この前のコスモス祭りでもかなり市の職員のスタッフが確保できたと思いますけど、そういう応援体制をとれるという状況もございますので、できれば分散させて、それぞれ一番いいものをつくっていくということでした方が、こういういろいろな部署がまたがっている施設については効率的じゃないかというふうに考えております。

それと、市民を入れた中尾山の整備を考える、そういう組織とか話し合いが持てる場をつくれないかということでございますけども、現在、非常にアドプト制度といいましても、基本的にはボランティアで、いろいろなコスモス会の皆さんも一生懸命整備、それと日ごろのケアにも十分頑張っている。職員もコスモス会に引っ張られて、職員もやっているところでございます。

今後、そういう方たちの御意見等も十分お聞きしながら、目的というか、将来の目標を定めて、どういう組織にしたらいいかということで、担当の方で考えてみたいと思います。組織とか、そういう集まりとかできるかどうかを検討させていただきたいと思っています。

○議長（松本和幸君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 縦割りといいますか、各分野のエキスパートがいるので、そういうところに任せたいと、それはよくわかります。ですからそれはそれでいいんです。それを、一番最初に言いましたように、徴収に統括責任者をつくってほしいという意見が決算委員会に出ているということですけど、それと同じように、やはりだれかが取りまとめる、意見をまとめる人がやっぱりいないと、どうしても縦割りで、各自、隣は知らんということではやっぱり整備自体がまとまっていないというふうに思うんです。ですから、ぜひその辺を田上部長肝入りでまとめていただくとか、そういう部分をだれかにやっていただきたいというのを伝えたいと思います。

整備を考える会みたいな、そういったものを検討したいということでありましたら、ぜひ前向きにやっていただきたいなと思います。

梅園についてちょっと聞きたいんですけど、今、公園の下の梅園は現在梅をとって、年に1回販売しているだけというふうに聞くんですけど、それはどういった形で喜ばれているかどうかは私はよくわかりませんが、整備は余りよくしていないなというふうなイメージは私はちょっと持っているんですね。ですから、先を考えるなら、それをちゃんと観光化して、それでお客さんを呼べるような梅園にまで育てるのか、また、いっそもう梅園をやめて、中尾山は春は菜の花、桜、非常にきれいに咲くと思います。秋にコスモス、次に紅葉と考えますと、いっそそ

ういう秋に楽しめるような、紅葉するようなもみじとか、そういったものをもう来年、再来年の話じゃなくて、10年後、20年後、木をそこに植えとったのが、やっぱり中尾山のためになったなというふうな、そういった施策を打っていただきたいというのがあります。それはもういろいろな形で検討されたいと思うんですけど、梅園等について、整備について、もし考えがありましたら、そういったものにするのか、いっそもう駐車場にした方がいいという考えも、意見もあると思いますけど、そういったところについて部長の考えを聞かせていただければと思います。

それと、中尾山はちょうど1時間ぐらいで歩ける距離になっておりますので、ウォーキング大会とかやってほしいなという声もあります。湯の鶴のウォーキング大会も非常に盛会だったというふうに聞いておりますので、時期のいいときにそういったものが企画できればなと、そういうのは新しい、もし考える会ができた場合、そういったところで検討していただければなというふうに思いますので、それはお伝えして終わりますけど、梅園について少し考えがありましたら。

○議長（松本和幸君） 田上産業建設部長。

○産業建設部長（田上和俊君） 梅園についてどうかということでございますけども、中尾山の全体で25ヘクタールございます。そのうち梅園については4ヘクタールございまして、そのうち市民に提供できる、梅がとれる、整備しているのが1ヘクタールでございます。4分の1しか近年整備していない現状があります。これは非常に、樹木ですので、生き物というのと、梅をきちんと生産できるというのはかなり労力がかかりますので、なかなか市でいろいろなことやっていくというのは非常に困難な場合もあります。これにつきましても、中尾山全体の、先ほど議員おっしゃられましたように、中尾山全体をどうするかということで、先ほど考える会じゃございませんけど、そういういろいろな中尾山に関心があられる方、これは何でかという梅も非常に楽しみにしている方もいらっしゃいますので、全部をじゃ梅で残すのか、一部を梅で残すかという選択をしないといけないと思いますので、そういうコスモス会を中心にして、いろいろな中尾山にいろいろな興味を持たれる方とか、いろいろな育てていこうという趣旨の方とか、その方たちと一緒に、将来どういうふうに進んでいけばいいかということで、検討させていただきたいと思っております。

○議長（松本和幸君） 次に、消費者行政について答弁を求めます。

田上産業建設部長。

（産業建設部長 田上和俊君登壇）

○産業建設部長（田上和俊君） 次に、消費者行政について順次お答えします。

まず、現在の取り組みについてですが、本市では消費者問題に関する相談については、商工観光振興室が窓口となって対応しております。

また、本年度から1階サービスカウンター横の市民相談室にさまざまな相談が受けられるよ

う、時間制であります、週3日間、市民相談員を配置したところです。

本市が行っている消費者保護の取り組みとしては、相談業務においては、県消費者生活センターの指導を仰ぎながら、消費者トラブルに対する助言・指導等を行っています。

また、トラブルの未然防止策としては、高齢者等を対象とした消費者講座の開催、消費生活アドバイザーの講師派遣制度の紹介、市報を利用した広報などを実施しています。

次に、消費者相談、被害等の状況についてお答えします。

昨年度の市民の消費者相談件数は、県消費者生活センターへ149件、市へは51件となっております。この数字は、平成17年度をピークに横ばいの状況が続いておりますが、最近の傾向としましては、多重債務状態に陥っている方からの相談件数も多くなってきており、相談に要する時間は年々増加傾向にあります。

また、消費者被害の状況につきましては、本市では約6割程度が高齢者からの相談であり、訪問販売、はいはい学校等によるトラブルも依然として減少していない状況であります。

現在の消費者問題の状況としましては、保険会社による保険金の不払い問題や投資詐欺など、悪質商法による消費者被害、多重債務問題の深刻化など、問題はますます複雑・多様化してきています。

それに加え、消費者生活用製品事故の多発、冷凍ギョウザによる中毒事件、政府米の米穀の不正流通など、消費者の安全を脅かし、信頼を裏切る事態が発生しており、その業務内容も年々複雑化しているのが現状であります。

国では、これらの問題に対処していくため、消費者行政を一元的に担う新組織創設の検討が行われています。その中で、地方消費者行政の活性化策が検討されており、国を挙げて、この複雑・多様化した問題の発掘と改善に取り組んでいこうといった動きが出てきています。

具体的には、国が県に地方消費者行政活性化交付金 ― 仮称でございますが ― を配分し、これを活用して、県は基金を造成し、各市町村では消費者相談窓口の強化事業に集中的に取り組むための事業計画を作成するというようなことが予定されています。

このような動きを踏まえ、市としましては、相談窓口の体制強化を主軸に、トラブルの掘り起こし、トラブルの未然防止を行うための賢い消費者の育成、または警察など関係機関との連絡体制の確立などにも積極的に努めていきたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 今言われたように、消費者問題はもう本当、大変な、国じゅうで話題になって、いろいろな施策を打っていこうというふうになっております。

消費者相談というのは、高額な布団とか、健康食品買わされたとかというのはもちろん商工関係になるのかもしれませんが、お年寄りが狙われると、お年寄りの相談というのは、やはり福祉

課、多重債務問題になりますと、もう専門の法テラス、そういったものを紹介するとかというふうな形になっていくと思うんですけど、国の方も、今言われたように、省庁縦割りになっている消費者行政を、今言われた統一的、一元的に管理する強い権限を持った消費者庁というのをつくりたいというふうになっているんですが、いかんせん、国会の方で3本法案は出ております。消費者庁設置法案、消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案、そして消費者安全法案の3本が出てはいるんですけど、なかなか今の国会では審議されていないというところです。

今、言われました地方消費者行政活性化基金、180億ぐらい基金を用意するということなんですけど、これも2次補正に上げる予定ですけど、今のところ2次補正が上がってきていないので、来年以降になるかと思えますけど、国の方は準備をやっているんですけど、なかなか今進んでいないと思います。

この消費者問題はもう切実な問題だと思えますので、市の方も問題意識をやはり持っていただいて対応していただきたい、そのように思います。

水俣の場合は、今消費者行政担当課は商工観光振興室に一応置いてあるということですね。水俣は障がい者もお年寄りも非常に多いまちです。はいはい学校、いまだに見受けまじし、うちの商店街にも昔はもうしょっちゅう話がありました。今はもう一切入れないというふうな方向で取り組んでいます。それはやはりいろいろな取り組みをするというのが消費者を守ることの1つになると思います。

2つ多分あると思うんですが、1つは、被害者の早期発見、早期回復、これクレーリングオフというのがありますが、こういうことすら知らない方はたくさんいらっしゃいますので、市の窓口をわかりやすいものにしていただければ、相談する方もふえるんじゃないか。なかなか相談したいけどしにくいという人は、お年寄りは多分いらっしゃると思います。

2つ目は、相談を受けると、他にそれが広がらないということですね。被害の拡大防止、未然に防げるという可能性も非常に高くなりますし、そういった啓発活動、消費者に対する啓発活動というのも、賢い消費者がふえれば、被害の未然防止につながっていくというふうに思います。この2つは非常に大事なことだと思います。

質問は、今、商工観光で対応されていると思います。いろいろな御相談もあると思うんですけど、どこの課見ても、今、人員はいっぱいいっぱいというふうに私は見受けるんですけど、商工観光振興室の方もそのように見受けられますけど、実際その消費者行政担当として機能をうまくしているのかどうかの認識をお尋ねいたします。

○議長（松本和幸君） 田上産業建設部長。

○産業建設部長（田上和俊君） 今消費者行政につきましては議員おっしゃられたとおり、商工観光振興室の4名の者がそれぞれあいた時間というか、相談者からの相談、電話がかかってきたと

きにそれぞれ対応する形になっています。去年から1階のサービスカウンター横の市民相談室に1人、臨時ではございますけれども、そういう全体的な相談窓口を設けさせていただいたところなんですけど、それもなかなか1人の相談者にかなり時間がかかるということと、お年寄りの方もいらっしゃるしますので、最初から順番をずっとしながらしていくと、先ほど申し上げたように、かなり時間がかかるということで、1日の業務がそれで終わってしまうということもございます。ですから、なかなか現状の消費者行政に十分対応しているとは思ってはおりません。

今後の取り組みでございますけれども、先ほど答弁しましたように、国・県の動きもかなり消費者行政に力を入れようという動きもございますので、それを受けまして、市としましても、それに対応した組織づくりも含めて、対応する組織の整備が必要ではないかというふうに考えております。

○議長（松本和幸君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 お年寄りを相手にするのは非常に時間と根気が要ると思いますので、そういった対応はぜひやっていただきたい。

待ちの姿勢でこういった行政、消費者行政をやるのか、また、被害に遭いそうな方々に積極的にアプローチするというのも必要だと思います。先ほど言われたように、まちかど健康塾等ですきいうのもやっていらっしゃるというふうにも聞きましたですけど、もうそういうのをやるやらないで全然違ってくるというふうに思いますので、ぜひそういったきめ細かい、お年寄りが多いまちですので、対応していただきたい。そういうのが市長が言われる、小さくてもぬくもりのある、ほっと安心できるまちというふうなものにつながっていき、安心安全を配慮した市政運営というふうにつながっていくと思いますので、ぜひその辺はよろしく願いをいたします。

これは終わります。

○議長（松本和幸君） 次に、雇用対策について答弁を求めます。

森副市長。

（副市長 森近君登壇）

○副市長（森 近君） 次に、雇用対策の御質問に順次お答えします。

まず、来年度の市内の新規雇用状況についてお答えします。

ハローワーク水俣の調査によりますと、来年3月における水俣・芦北管内の高等学校の新規学卒者の雇用状況は本年10月末現在で求職者数232名のうち、管内希望者が49名、そのうち就職決定者数は31名で、管内への就職決定率は約63%となっております。

また、管内への就職決定者31名のうち、市内高等学校の生徒が市内事業所に就職決定した数は18名とのことで、12月現在ではもう少し伸びているのではないかとのことでありました。

次に、本市としての雇用対策についてお答えします。

本市の雇用情勢につきましては、原材料高騰や受注量の減少等の影響もあり、大変厳しい経営状況を強いられている事業所が多く、水俣・芦北管内の有効求人倍率も平成20年9月現在で0.35となっており、県平均を大きく下回るなど、大変厳しい状況が続いている上、その後、倒産される企業もあり、さらに厳しい状況にあると考えております。

また、市内事業所におかれましては、設備投資や新規雇用を見合わせる場所が多く、製造業に至ってはここ数カ月はほとんどない状況であるとのことでした。

このような状況を踏まえまして、本市の雇用対策といたしましては、本年度から平成22年度までの3年間、県からの委託を受けて実施する熊本県産業・雇用創出事業に取り組んでいくことといたしております。

具体的には、本年10月10日に、県、ハローワークと連携しながら、地元経済団体、地場企業など、関係者に御参画いただき、水俣地域産業・雇用創出協議会を発足させ、本年度の事業構想を策定したところでです。

構想の内容といたしましては、企業誘致対策事業、環境モデル都市にふさわしい地場産業プロジェクトの推進事業及び地場企業への人材確保に向けた支援事業の3つの事業を柱として、本年度中には、水俣市バイオ燃料利活用等事業を初めとする幾つかの地場産業プロジェクトを支援していくとともに、今後、企業誘致を積極的に推進していくための企業情報の収集と営業用のセールスシートを整備していくこととしております。

さらに、地場企業と地元高校とのマッチングを促進し、地元の新規学卒者が、これまで以上に地場企業に就職できるような支援策を実施していくため、年明け早々にもハローワーク、地元経済団体、地場企業、地元高校の関係者を交えて意見交換を行う予定としております。

○議長（松本和幸君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 新卒者の新規雇用状況につきましては、今言われました、地場の企業と高校生のマッチングと言われましたですけど、やっぱりそういうところを間に入れてやっていくのが、地元の子が地元に残れるのにつながっていくと思います。

この間、ハローワークの所長さんにほかの議員さんと一緒にちょっと行って話を聞かせていただいたんですけど、市内いろいろなところへ求人出ているんですけど、逆に地元に残らない子がいると。それは給料面とか、いろいろな折り合いがつかずに、逆に集まらないというところはあるのかもしれませんが、前もってそういった地元の企業、商工会議所が入ってマッチング等やるというの聞いておりますけど、そういったことに、地元の子に残れるように、いろいろな情報を流してやるというのをぜひやっていただきたいなというふうに思います。

全体の雇用問題につきましては、もう毎日のように、内定者がもう断られたのが300人超えたとか、来年の3月までの契約社員、契約更改しないのがもう3万人を超えたとか、毎日のように

新聞に載っております。この数字は、97年、拓銀とか山一證券が破綻した年、そういったものを多分超すんじゃないかというふうにも言われております。

国の対策としては、失業給付金日数を60日延長するとか、企業に最大100万円、最大ですね、そういう支給をするとか、いろいろな手を打とうというふうに動いていると思います。大変な時代になったと思いますけど、水俣市がそういった国みたいな対応ということはできないと思います。小さいことからでもぜひやっていただきたいと思います。

この間、ハローワークに行ったときに、今言われました失業率のことも、今3.5%というふうに言われたと思いますけど、一番直近の10月だと、もう0.31だそうです。この有効求人倍率につきましては、もう今が悪いわけじゃないです。もう水俣の場合は、この管内は平成14年は0.26ですか、それから今が0.31、いいときで0.4もある。18年度が0.4%ですから、有効求人倍率はもととよくない、なかなか企業が育っていない、来ていないというのは、これは今に限ったことでなくて、もう何年も前からのことだというふうに思います。

今、言われました水俣地域産業・雇用創出協議会というのを立ち上げられたというのを聞いております。今回の議会でも、バイオエタノール、レアメタル等の質問もありましたですけど、そういったものを支援していくというのが、この雇用創出協議会の中に入っていたと思います。このレアメタルにつきまして、私もちょうど環境塾というのに参加させていただいておりますけど、その中で熊大のゼミというのを、水俣の企業の方、今度レアメタルやられる企業、その方2人と一緒に行って、ちょうどそういったものを勉強させていただいたんですけど、いろいろなテレビ、小型家電の基盤などを持ち込んで、その熊大のエクス線の蛍光エクス線の分析機というのに入ると、これはチタンが何%、鉄何%、ニッケル何%という、瞬時にわかる、そういった機械で、これはお金になるのか、ならないのかというのをやられるそうだそうです。やっぱり技術革新でそういったものが本当、労力なく、少なくして見分けられる。それが企業にとってはメリットもありますし、よく言われます、宝の山なのか、ごみの山なのかを見分けながら、商売にしていくということだというふうに聞いております。ぜひそういったものを産・学・官で今やられているわけですから、水俣市も中に入って、新しい雇用が生み出せるように、新しい産業をお手伝いするというのが、水俣市の役割だというふうに思います。

雇用問題についてはもうこれで終わります。

○議長（松本和幸君） 次に、給食センターの地産地消について答弁を求めます。

大淵教育長。

（教育長 大淵洋君登壇）

○教育長（大淵 洋君） 給食センターの地産地消に関する御質問のうち、まず、新しい給食センターでの地元の食材の使用の取り組みについてお答えします。

学校給食センターでは、これまで市が認定する環境マイスターの方々が生産された地場産の食材を使用し、農林水産振興室との連携のもと、地元の生産者からタマネギ、ジャガイモ、大根、サツマイモ等、地場産のしゅんの野菜のほか、郷土料理の食材として、干しタケノコ、梅干を直接納入してもらって使用しております。

海産物も水俣の海で獲れた煮干し、シラス干しを使用しております。また、寄ろ会みなまたの方々の御協力のもと、菜種油も寄贈いただき、利用させていただいているところです。

さらに、漁協の協力で、海藻の森の事業にも参加し、児童がワカメの種つけから収穫までを体験し、収穫したワカメや昆布を実際に給食に使用して、生産者の方と一緒に会食する体験学習を実施しています。

議員御指摘のとおり、新しい給食センターでは、炊飯施設で米飯が炊けるようになりますので、関係機関と連携して、水俣産のお米を使って炊飯できるように計画しているところでございます。

今後は地産地消の推進がさらに進むものと考えています。

また、給食センターでは、野菜下処理室が広くなりますので、地域や学校で栽培した野菜や芋類などの食材がさらに利用しやすくなります。

今後も学校における食育の一環として、学校給食で地元産のしゅんの安心安全な食材を使用し、農業体験等を取り入れ、生産者との交流を通して、食や農に対する理解を深めることができるよう、地産地消の推進に取り組んでまいりたいと思います。

次に、給食センターへ地元食材の提供を推進する給食畑推進事業の現状についてお答えします。

本事業については、新しい給食センターの整備を契機として、地元食材の流通・消費を進めることで、農林水産業の振興を図り、食育の推進などにもつなげていくことを目的として開始しました。

現在、農林水産振興室と給食センターで連携を図りながら、個別農家の掘り起こしや東部地区での生産組織を進め、学校給食での地場産農産物の利用促進を実施しているところです。

現在、給食センターで主に利用されている青果物36品目のうち、平成19年度までの3年間で新たに15品目で水俣産が納入されるようになり、量的には全体の1割から2割程度ですが、品目では約5割の19品目と徐々に広がってきています。

また、当事業を進めることによって、生産者のやる気や農地の有効利用、生産者と児童・生徒との交流、収穫体験、現地学習会につながるなど、農産物等の生産・流通・消費に関する理解を深めるよい機会にもなっていますので、現在策定中であります地産地消推進計画の中で、明確な目標を定め、計画的な地域内流通の促進を図りたいと考えております。

○議長（松本和幸君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 落成式で、給食センターの中を見させていただきました。もう最新の設備で大変すばらしいものでありました。あの中で安心安全な給食を提供していただきたい。そして、給食をつくる行程を子どもたちにわかりやすく見学できるようになっていました。ぜひそういったものを活用していただきたいと思います。外部委託されていた米も水俣産を使えるようになったということは、水俣の生産者に確実に販路が広がるということになると思います。積極的にそういったものを使いながら、地産地消というのを進めていただきたい。そういった思いがあります。環境モデル都市水俣として、よく言いますフードマイレージを考えますと、地元のものを使っていく、それは当然のことだと思います。地産地消ということを積極的にやっていただきたい。①ですね。

②につきましては、給食畑の推進事業というのを私も見させていただきました、資料をですね。給食畑と書いてありますので、給食畑だけの感じかなと思ったんですけど、基本的には水俣の地産地消を進めたいというふうな事業だなというふうな感じがしました。やっぱり問題なのは、給食センターだけを考えますと、ある程度連絡がうまく、生産者と給食センターと連絡が取り合えれば、計画的なメニューができて、計画的に生産ができるというふうに思います。これはやっぱり農業の活性化というふうにつながると思いますし、今やっぺらっしやる方も、とったものを自分で使う、よそに出す、給食センターにも使えるというふうに、どんどん広がっていけば、もう少し、じゃやってみようかというふうにつながっていけば、耕作放棄地、そういった解消にもつながっていくんじゃないかなというふうに思います。

先日、私も東部のこれに参加されている方の話を聞いたんですけど、非常に給食センターとは今話がうまくいってやっているんですけど、もう少し改善できるところはあるんじゃないかなと言われていました。今は納品を個別にやっているけど、もし量がうまく出せるようになれば、どっかにまとめても納品も一括してできるかもしれないし、伝票も一括でできるかもしれない。いわゆる芋とかを9月、10月に使うと言われると、掘り起こして大変やけど、11月に芋のなんかメニューをつくっていただけると、全部掘り起こしとって、簡単にたくさん量ができるというふうなことも言われていましたですけど、そういった細かいところも生産者と給食センターがつながっていくことは地産地消につながっていくというふうに思います。

1つ、質問ですけど、それを給食センターがやるのかはどうかはまた問題なんですけど、それは農林水産振興室かもしれませんけど、それをどう考えていらっしゃるか。基本的にはやっぱりコーディネーターみたいな方がいらっしやって、そういった水俣産のものを給食センターに使う、もしかしたら医療センターにも使うというふうな形もうまくできていければ、水俣でやっぺらっしやる農業の方は非常に楽にもなるんじゃないかなと思うんです。ですから、そのコー

ディネーター的なもんをどう考えていらっしゃるかと、もう一つは、跡地の方法を考えていらっしゃるのなら、それを聞かせていただきたい。2点です。

○議長（松本和幸君） 田上産業建設部長。

○産業建設部長（田上和俊君） 水俣の地産地消ということで、そういうのを効率的に利用するためにコーディネーターが必要じゃないかという、2回目の御質問でございますけれども、確かにいろいろな実際には、それぞれ栄養士さんがやられたり、JAさんがやられたり、市の方で、市町村でやられたりしているところがございます。

水俣市は非常にそれぞれの耕地面積が少ないということもありますし、かなり高齢化しているということもありますので、非常にその流通にしても非常になかなかこうまとまりづらいというところがございます。それぞれ個人と個人のいろいろなそういう地産地消の農作物を提供するというのは非常に難しいこともございますので、今考えていることは、給食センターにつきましては、今かっさい市場の組合といろいろなお話をさせていただいて納入しているところでございますけれども、それぞれ生産組合というものを、最近できつつございますので、それぞれ地域の生産組合を通したところでまとめてそういうお話ができればいいと思います。

それには、いろいろな、こういった形で農作物を運ぶとか、どこがどういう作物をつくるのか、そういうものを含めて、それぞれの地域のそれぞれの生産組合を整理しながら、そういうところとお話、そういう生産組合の長の方にできればコーディネーターになっていただいて進めてまいればいいのかと思っております。

○議長（松本和幸君） 大淵教育長。

○教育長（大淵 洋君） 議員御指摘のとおり、現在検討する必要があるというふうに考えているところです。個別的な意見としましては、駐車場として整備するとか、あるいはまた現在の車庫とか建物を倉庫として利用するとか、そういうふうな意見もあるところでございます。これにつきまして、市民の方も大変関心を持っておられると、そういうふうに思いますので、今後、建物撤去等も含めながら、どういうふうな対応をするか、各方面の意見を聞きながら、有効活用できるようにしたいと、そういうふう考えております。

なお、議員の皆様方のお考え等もこれから先聞かせていただくと大変ありがたく思いますので、よろしくお願いします。

○議長（松本和幸君） 次に、道の駅及び最近のイベントについて答弁を求めます。

田上産業建設部長。

（産業建設部長 田上和俊君登壇）

○産業建設部長（田上和俊君） 次に、道の駅及び最近のイベントについての御質問にお答えいたします。

まず、道の駅登録の進捗状況についてお答えいたします。

道の駅の登録につきましては、駐車場や情報提供施設、物産館などの地域振興施設について、国と市町村が一体となって整備を進める一体型と、市町村が必要な施設を独自に整備して国へ申請し登録しようとする単独型があります。

本市としましては、既に設置されております県営公園であるエコパーク水俣内のバラ園、インフォメーションセンター棟、竹林園駐車場、トイレ及び県の港湾施設内にある観光物産館まっぼっくり、味の駅たけんこなどの施設を組み合わせ、単独型で道の駅みなまたという名称で国に申請したいと考えております。

現在、来年5月の申請に向け、国の窓口であります国土交通省熊本河川国道事務所や県の窓口であります道路保全課、設置予定場所の所管であります都市計画課・港湾課との協議を進めているところであり、平成21年度内の登録及び道の駅オープンを目指しております。

次に、道の駅に登録したときのメリットについてお答えします。

現在、国道3号における新規での看板設置は認められておりませんが、道の駅に登録されることで、エコパーク水俣の出入り口の国道3号上に、「道の駅みなまた」の大きな看板を国で設置してもらえることになっております。

また、道の駅として登録されているということは、駐車場やトイレなどの休憩機能や道路情報、地域の観光・物産情報などの情報発信機能など、一定水準以上のサービスが提供できる施設として認められることとなりますので、全国にある道の駅の1つとして位置づけられ、道の駅を紹介するホームページや市販地図にも明記されるなど、さまざまな情報誌に掲載されることになり、多くの観光客の皆様に立ち寄っていただけると考えております。

本市といたしましても、エコパーク水俣を水俣の新たな広域交流拠点と位置づけており、物産の品揃えや、施設の充実を図るとともに、道の駅に登録されることにより、エコパーク水俣で開催しているみなまた未来コンサートや総合物産展、ローズフェスタなどのさまざまなイベントの周知がさらに進むことも期待できますし、立ち寄っていただけることで、水俣の観光・物産などの情報発信や湯の児・湯の鶴温泉への宿泊者・日帰り客増にもつながっていくものと考えております。

次に、市内一円で行われている最近のイベントの開催状況と現状認識についてお答えします。

10月以降の主なイベントとしましては、まず、10月13日に、中尾山公園にてコスモス祭りが開催され、約2,000人の来園者があり、年々盛り上がってきております。

10月25日と11月22日には、物産館まっぼっくり周辺でみなまた新鮮市を開催し、地元の農産物や海産物などの販売が行われ、今後も毎月第4土曜日に開催し、水俣の新たな朝市として定着を図っていく予定であります。

10月25日には、観光物産協会エコみなまた主催の湯の鶴ウオークとＪＲ九州主催の湯の鶴ウオークが同時に開催され、湯の鶴の滝や茶園などを歩いてめぐり、290人の参加がありました。

11月16日には、観光物産協会エコみなまた主催による湯の鶴棚田ツアーで秋の棚田散策、棚田料理バイキング、農業体験などを行い、約30名の参加がありました。

エコパーク水俣・バラ園の秋バラの開花時期にあわせて、11月23日には、まつぼっくりにてスイーツオープンカフェを行い、あいにくの雨ではありましたが、約1,200名の方が訪れ、遠いところでは長崎や福岡からもおいでいただき大盛況でありました。

また、同日の午後５時30分からは、商店街のふれあい一番街でキラキラフェスタの点灯式が開催されるなど、年々商店街のイルミネーションが充実していると感じております。

引き続き、12月７日まで、市内のお菓子屋さんの商品が並んだみなまた土産もの菓子博をまつぼっくりにて開催し、連日多くの方にお買い求めいただいております。

11月30日には、昨年に引き続き、市内のお菓子屋さんをめぐる第２回目のスイーツスタンプラリーを開催し、昨年の約1.5倍となる約300人の方の参加がありました。

以上のように、さまざまなイベントが行われており、多くの市民の方が地域の活性化のため、各イベントの実行メンバーとなって、若手からベテランまで頑張っておられます。

また、水俣高校や水俣工業高校の生徒さんがボランティアとして協力してもらえるなど、スタッフの広がりも出てきているものと感じております。

各イベントが市民のみならず、市外の方を対象としたイベントがだんだん多くなっており、県内や九州内からの参加者がふえていることと認識しております。

各イベントのさらなる充実と周知が図られることと、市内各商店会や湯の児・湯の鶴の各旅館などとも連携を図ることで、宿泊者増につながっていくものと考えております。

○議長（松本和幸君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 最近非常にいろいろなイベントで水俣が活気づいてきたなというふうに思っております。こういったことを市長がどういった認識を持って、今見ていらっしゃるかを質問をさせていただきます。

○議長（緒方誠也君） 宮本市長。

時間がありませんので、簡潔にお願いします。

○市長（宮本勝彬君） ただいま答弁をいたしましたけれども、私もこの一連のイベントにはできるだけ顔を出させていただいておりますけれども、手前みそになるかもしれませんが、確かな手ごたえを感じているところでございます。参加者の方もたくさんふえておりますし、動きが少しずつ出てきているのではないかなと、そういうような感覚で受けとめております。やっぱり地元が力をつける、そして力をつけることの大切さや、あるいは地元が頑張っていくときのす

ばらしさ、そういったものも実感としているところでございます。

こうした力の、1つはぼつんぼつんとした力かもしれませんが、こうした力が積み重なって、水俣市全体の力になるのではないかなと、そのように思っております。

もちろん今後もモデル都市の認定を受けましたので、それを遂行しながら、企業誘致等も頑張っていかなければなりませんけれども、まずこういったイベントが単発に終わらないように、そして継続的に一つ一つの重みを持ちながら、それぞれが力を合わせて水俣の力になっていけるように、我々も頑張って支援をしていきたいと思ひますし、頑張らなければならないと思ひております。

1つだけですけれども、ある商売をされている方とちょっとお話をする中で、余りこう市長、厳しか、厳しか言いなすなと、厳しかですかと私が聞くもんですから、厳しか厳しかと余り言いなすなと、やっぱり水俣のよかところを見ながら、そのよさをちょっとこう話し合いができるような、そういう雰囲気を持っていくことも大切ばいというような話もされました。非常に厳しい状況の中ですけれども、やはり前向きに、できるところから一つずつ積み上げていかなければならないと、そのように思っております。

そういう意味で、今後も前向きに明るく元気に頑張っていきたいと思ひますので、ぜひ議員の皆様方におかれましても、御支援をいただきますようお願いをしたいと思ひております。

○議長（松本和幸君） 以上で西田弘志議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終わり、今期定例会の一般質問を終結します。

この際、しばらく休憩します。

午後2時45分 休憩

午後2時55分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから提出議案の質疑に入ります。

日程第2 議第118号 専決処分の報告及び承認について

専第12号 平成20年度水俣市一般会計補正予算（第8号）

○議長（松本和幸君） 日程第2、議第118号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

日程第3 議第119号 水俣市環境基本条例の制定について

○議長（松本和幸君） 日程第3、議第119号水俣市環境基本条例の制定についてを議題とします。
本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

日程第4 議第120号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松本和幸君） 日程第4、議第120号水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

日程第5 議第121号 水俣市旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松本和幸君） 日程第5、議第121号水俣市旅費支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

日程第6 議第122号 水俣市学校林基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松本和幸君） 日程第6、議第122号水俣市学校林基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

日程第7 議第123号 水俣市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松本和幸君） 日程第7、議第123号水俣市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

日程第8 議第124号 水俣市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松本和幸君） 日程第8、議第124号水俣市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

日程第9 議第125号 水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松本和幸君） 日程第9、議第125号水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

日程第10 議第126号 水俣市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松本和幸君） 日程第10、議第126号水俣市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

日程第11 議第127号 平成20年度水俣市一般会計補正予算（第9号）

○議長（松本和幸君） 日程第11、議第127号平成20年度水俣市一般会計補正予算第9号を議題とします。

岩阪雅文議員から質疑の通告がっておりますので、発言を許します。

○岩阪雅文君 補正予算書の17ページですね、款4衛生費、項1保健衛生費、環境衛生費のうちの13節委託料、それから15節工事請負費、それから22節の補償、補填及び賠償金、それから30ページの債務負担行為の百間雨水幹線公害防止事業、これらについてのまず説明をお願いします。

それから、2点目に、これは地方自治法の211条の2項に基づく予算説明書でございますので、それでは説明が足りないと思いますので、そのうちの施行令144条5号、その他予算の内容を明らかにするため必要な書類、これについて、後で結構ですので、説明をしていただいて、その後御提出を願えればと思います。

まず、2点についてお願いいたします。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

田上産業建設部長。

○産業建設部長（田上和俊君） 岩阪議員の、補正予算書の説明を申し上げます。

まず、議第127号でございますけれども、5ページと6ページに関連の債務負担行為補正、追加及び廃止でございます。それと、16ページ、17ページに歳出予算の関連の予算でございますので、まず、5ページ、6ページの債務負担行為の補正から説明させていただきます。

追加部分の7番目に記載しております百間雨水幹線公害防止事業、これにつきましては、全体を平成20年度と21年度に工事をするということになりますので、市単独ですということになりますので、今回補正を提出したわけでございますけれども、これは21年度分の工事費等を含む金額でございます。まず、内容としましては、21年度として、監視業務委託が150万円、それと工事費が2,000万円、漁業関係の補償が100万円、事務費が75万2,000円ということで、計2,325万2,000円計上させていただいております。

それと、この廃止でございますけれども、これは同じ百間雨水幹線公害防止事業負担金でございますけれども、これは県と共同処理するということで以前積算して計上していたものでございますけれども、この工事費等につきましても、市の負担金分の債務負担行為でございます。これにつきましては、単独でやるということでございますので、2,800万円ほど落とさせていただいております。

以上が債務負担行為補正の説明でございます。

次に、16ページ、17ページをお開きいただきたいと思いますけれども、6目の環境衛生費でございます。給料から11節の需用費までは事務費でございます。これは50万1,000円ほどでございます。

それと、委託料が350万でございます。これは工事中の監視業務委託料でございます。先ほど債務負担行為で説明しましたけれども、20年度がこの350万円で、21年度が150万円ということになります。

それと、14節も先ほど事務費を説明しましたけれども、事務費の中に含まれております。

それと、15節工事請負費でございますけれども、これは4,500万円計上しております。20年度分が4,500万円で、21年度分が先ほど債務負担行為でありました2,000万円、計6,500万円というこ

とになります。

それと、負担金、補助及び交付金でございますけれども、百間雨水幹線公害防止事業負担金とございますが、これは700万円減額しておりますけれども、これは現在行われている梅戸の処理場建設に伴うものでございまして、水俣市の負担金が700万円でございますけれども、それを梅戸に共同埋め立てしないということでございますので、この700万円落とさせていただいております。

それと、22節の補償、補填及び賠償金につきましては、チッソの排水の方を、工事期間中に、今まで百間水路に流すということになっておりましたけれども、工事の関係、安全性も含めまして丸島水路、丸島漁協の方に流した方が非常に安くつく、安全性も図られるということで、漁業組合に御相談しまして、何とか了解いただきましたので、そうすると、いろいろ漁業の方たちが釣ってきた魚をいけすに入れなきゃいけないということで、非常に、あそこにチッソの排水路か、田在川から流れる水が多くなりますので、そうなりますと、非常に真水が非常に多いということで、魚に影響があるかもしれないということで、一応この300万円今年度予算を計上させていただいております。20年度が300万円、21年度が債務負担行為にありました100万でございます。

ということで、今回の予算としまして、ダイオキシンの処理の総額につきましては、先ほどの、説明しました債務負担行為の2,325万2,000円と、16ページ、17ページの補正額、これを合計しますと、5,200万1,000円でございます。

それと、当初予算でいろいろな工事するために設計を出しております、これは平成20年度の当初予算で認めていただいたんですけれども、これが424万7,000円でございますので、合計7,950万ということで、そういう金額になるところでございます。

予算については以上でございます、資料の提出につきましては、もう用意しておりますので、この後担当の方から配付できるものと思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。

以上でございます。

○議長（松本和幸君） 岩阪雅文議員。

○岩阪雅文君 大体7,900万、8,000万近くになるんですが、事務経費をしますと、今後また総事業費が高くなるだろうと思いますが、そうしますと、この事務経費、職員の給料だとか加算しますと、あとどれくらい見込んでいらっしゃるのか、それが1点ですね。

それから、8,000万弱、その経費入れますとまだふえると思います。8,000万以上になります。それと、プラント処理施設を今現在の公園にするということですが、それを復元するとなると、またその工事費も必要になるんじゃないかというふうな気がしますが、そうしますと、給与分、それから公園の復元費、もとに戻すという作業工事ですが、これはどういうふうに見てい

らっしゃるのか、これが1点。

それから、総額が、そういうふうになりますと、現在で約8,000万近くになるんですが、まだまだふえる可能性も……

○議長（松本和幸君） 岩阪議員、今の復元するというのは、そこはまだ決まっていないわけですから、それを質問というのはちょっと。

○岩阪雅文君（続） それじゃ、続けましょう。

わかりました。7,950万ということですが、費用負担割合について、チッソとの関係といいましょうか、これについて今後どのように考えていらっしゃるか、それだけお聞きします。

○議長（松本和幸君） 答弁を求めます。

田上産業建設部長。

○産業建設部長（田上和俊君） 費用負担につきましては、予算の承認後、チッソとも詳細な協議を行っていくところなんですけれども、第1回目の水俣市環境審議会の中で、市の説明としましては、チッソの費用負担につきましては、2分の1から4分の3の枠内ということで委員の皆様には御説明しております。今後、その中のどこに落ち着くかということにつきましては、いろいろな、これはダイオキシン類の除去作業でございますけれども、本来、市としても水路にしゅんせつしている土砂を撤去する必要がありますので、そういう市の本来の事業等も含めて費用負担は検討しなきゃいけないと考えております。当然環境審議会の委員の皆様の御意見を、これが一番重要かと思いますので、その意見を聞いた後に、市の方針というか、そういうものを決定させていただいて、答申後に市の方で費用負担の割合は決定させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松本和幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

日程第12 議第128号 平成20年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（松本和幸君） 日程第12、議第128号平成20年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第3号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

日程第13 議第129号 平成20年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（松本和幸君） 日程第13、議第129号平成20年度水俣市介護保険特別会計補正予算第3号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

日程第14 議第130号 平成20年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（松本和幸君） 日程第14、議第130号平成20年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第3号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

日程第15 議第131号 平成20年度水俣市病院事業会計補正予算（第2号）

○議長（松本和幸君） 日程第15、議第131号平成20年度水俣市病院事業会計補正予算第2号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

日程第16 議第132号 平成20年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（松本和幸君） 日程第16、議第132号平成20年度水俣市水道事業会計補正予算第1号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

日程第17 議第133号 水俣芦北広域行政事務組合の共同処理する事務及び規約の一部変更について

○議長（松本和幸君） 日程第17、議第133号水俣芦北広域行政事務組合の共同処理する事務及び規約の一部変更についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 質疑なしと認めます。

日程第18 議第134号 公有財産の取得について

○議長(松本和幸君) 日程第18、議第134号公有財産の取得についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 質疑なしと認めます。

日程第19 議第135号 水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第20 議第136号 平成20年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)

○議長(松本和幸君) 日程第19、議第135号水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、日程第20、議第136号平成20年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第4号の2件を一括して議題とします。

議第135号

水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成20年12月11日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例

水俣市国民健康保険条例(昭和34年告示第10号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項に次のただし書を加える。

ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に出産した被保険者の属する世帯主に対する出産育児一時金の金額については、なお従前の例による。

(提案理由)

健康保険法施行令等の一部を改正する政令が平成21年1月1日から施行されることに伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第136号

平成20年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

平成20年度水俣市の公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 債務負担行為の追加は、「第1表債務負担行為補正」による。

平成20年12月11日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
浄化センター等運転管理業務委託	自 平成20年度 至 平成26年度	612,255千円

○議長（松本和幸君） 提案理由の説明を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 本定例市議会に追加提案いたしました議案につきまして、順次提案理由の説明をさせていただきます。

まず、議第135号水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令が平成21年1月1日から施行されることに伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第136号平成20年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第4号について申し上げます。

今回の補正は、債務負担行為の補正といたしまして、浄化センター等運転管理業務委託の追加を計上いたしております。

以上、本定例市議会に追加提案いたしました議第135号及び議第136号について、提案理由の御説明を申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松本和幸君） 提案理由の説明は終わりました。

この際、提出議案調査のためしばらく休憩します。

午後3時2分 休憩

午後3時3分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、先ほど市長から提案理由の説明がありました議案の質疑に入ります。

議第135号水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認めます。

議第136号平成20年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第4号について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議第118号から議第136号まで議案19件は、議席に配付の議事日程記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

○議長（松本和幸君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、17日午前10時から開き、議案の採決を行います。

討論の通告は、16日正午までに通告願います。

本日はこれで散会します。

午後3時4分 散会

平成20年12月17日

平成20年12月第5回水俣市議会定例会会議録
(第5号)

表 決

平成20年12月第5回水俣市議会定例会会議録（第5号）

平成20年12月17日（水曜日）

午前10時0分 開議

午前10時46分 閉会

（出席議員） 18人

松 本 和 幸 君	中 原 泰 子 君	高 岡 利 治 君
塩 崎 信 介 君	川 上 紗 智 子 君	福 田 齊 君
大 川 末 長 君	牧 下 恭 之 君	西 田 弘 志 君
中 村 幸 治 君	谷 口 眞 次 君	渕 上 道 昭 君
真 野 頼 隆 君	岩 阪 雅 文 君	平 松 辰 弘 君
田 中 功 君	野 中 重 男 君	緒 方 誠 也 君

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（牛 迫 秀 基 君）	次 長（田 畑 純 一 君）
次 長（崎 田 雄 七 君）	議 事 係 長（栄 永 尚 子 君）
書 記（渕 上 大 輔 君）	

（説明のため出席した者） 14人

市 長（宮 本 勝 彬 君）	副 市 長（森 近 君）
総務企画部長（葦 浦 博 行 君）	産業建設部長（田 上 和 俊 君）
福祉環境部長（吉 本 哲 裕 君）	総合医療センター事務部長（桑 畑 達 美 君）
産業建設部産業づくり総室長（小 林 信 也 君）	福祉環境部次長（盛 下 修 一 君）
水道局長（吉 村 明 賢 君）	教 育 長（大 渕 洋 君）
教 育 次 長（坂 本 彰 君）	総務企画部総務課長（本 山 祐 二 君）
総務企画部企画課長（栄 永 徳 博 君）	総務企画部財政課長（渕 上 茂 樹 君）

○議事日程 第5号

平成20年12月17日 午前10時開議

- 第1 議第118号 専決処分の報告及び承認について
専第12号 平成20年度水俣市一般会計補正予算（第8号）
- 第2 議第119号 水俣市環境基本条例の制定について
- 第3 議第120号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4 議第121号 水俣市旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5 議第122号 水俣市学校林基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議第123号 水俣市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議第124号 水俣市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8 議第125号 水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9 議第126号 水俣市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議第127号 平成20年度水俣市一般会計補正予算（第9号）
- 第11 議第128号 平成20年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第12 議第129号 平成20年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 第13 議第130号 平成20年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第14 議第131号 平成20年度水俣市病院事業会計補正予算（第2号）
- 第15 議第132号 平成20年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）
- 第16 議第133号 水俣市北広域行政事務組合の共同処理する事務及び規約の一部変更について
- 第17 議第134号 公有財産の取得について
- 第18 議第135号 水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第19 議第136号 平成20年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 第20 陳第7号 後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書の提出に関する陳情について
- 第21 陳第8号 国の責任で、安心・安全な国土づくりを求める意見書提出に関する陳情について
- 第22 陳第10号 介護保険制度の見直し等に関する陳情について
- 第23 陳第11号 水俣市中小企業振興基本条例の制定を求める陳情について
- 第24 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

総務文教委員会

- 1 請第4号 教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願について
- 1 陳第9号 私立幼稚園助成金増額に関する陳情について

- 1 一般行財政並びに教育等に関する諸問題の調査について

厚生委員会

- 1 環境、福祉、総合医療センター等に関する諸問題の調査について

産業建設委員会

- 1 陳第6号 「協同出資・協同経営で働く協同組合法」（仮称）の速やかな制定を国に求めることについての陳情について

- 1 商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について

- 1 議会の情報公開に関する調査について

第25 議第137号 水俣市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

第26 意見第10号 後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書について

第27 意見第11号 介護保険制度の抜本的改善を求める意見書について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時0分 開議

○議長（松本和幸君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（松本和幸君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、委員会審査報告書、閉会中継続審査・調査申出書の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日、議会運営委員会で発議の会議規則1件、西田弘志議員外3人から意見書案2件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、監査委員から、平成20年度財政援助団体の監査結果報告があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第5号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 議第118号 専決処分の報告及び承認について

専第12号 平成20年度水俣市一般会計補正予算（第8号）

- 日程第2 議第119号 水俣市環境基本条例の制定について
- 日程第3 議第120号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議第121号 水俣市旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議第122号 水俣市学校林基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議第123号 水俣市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議第124号 水俣市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議第125号 水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議第126号 水俣市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議第127号 平成20年度水俣市一般会計補正予算（第9号）
- 日程第11 議第128号 平成20年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議第129号 平成20年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議第130号 平成20年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議第131号 平成20年度水俣市病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議第132号 平成20年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議第133号 水俣芦北広域行政事務組合の共同処理する事務及び規約の一部変更について
- 日程第17 議第134号 公有財産の取得について
- 日程第18 議第135号 水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議第136号 平成20年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第20 陳第7号 後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書の提出に関する陳情について
- 日程第21 陳第8号 国の責任で、安心・安全な国土づくりを求める意見書提出に関する陳情について
- 日程第22 陳第10号 介護保険制度の見直し等に関する陳情について
- 日程第23 陳第11号 水俣市中小企業振興基本条例の制定を求める陳情について
- 議長（松本和幸君） 日程第1、議第118号専決処分の報告及び承認についてから、日程第23、陳第11号水俣市中小企業振興基本条例の制定を求める陳情についてまで、23件を一括して議題とします。

順次委員長の報告を求めます。

初めに、総務文教委員長谷口眞次議員。

(総務文教委員長 谷口眞次君登壇)

○総務文教委員長(谷口眞次君) ただいま議題となりました案件のうち、総務文教委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、専決処分されました議第118号平成20年度水俣市一般会計補正予算第8号中付託分について申し上げます。

当委員会に付託されておりますのは歳入予算であります。本案は、台風15号による災害復旧事業の予算措置に急施を要したための財源措置であり、その財源として、第19款繰越金に187万9,000円を計上しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、議第120号水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、医療職給料表の適用を受けることとなった職員の号給の切りかえの適正化を図るため制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第121号水俣市旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、大口市が合併し、名称の変更が行われたため制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第122号水俣市学校林基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、水俣市立湯出中学校の学校林の抹消等に伴い制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第123号水俣市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、学校再編成に伴い、平成21年4月1日付で水俣市立深川小学校を閉校するため制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

た。

次に、議第124号水俣市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、水俣市学校給食センターの新築移転に伴い制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第125号水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、旧石坂川小学校の閉校に伴い、体育館を社会体育施設として転用するため制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、社会体育施設への転用であるが、使用料を水俣市学校体育館使用条例に準ずる理由についてただしたのに対し、これまで地域の学校体育館という使い方になじみがあり、使用料も社会体育施設より安くなっていることから、しばらくは今までのやり方を踏襲していこうと考えたとの答弁でありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第127号平成20年度水俣市一般会計補正予算第9号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容は、第2款総務費に、みなまたファンクラブ事業、第8款消防費に、水俣芦北広域行政事務組合負担金等を計上し、財源としては、第14款国庫支出金、第19款繰越金をもって充当しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、獅子島航路対策補助金について、利用者数と便数についてただしたのに対し、平成19年度の利用者数は1万7,508人で、本年の8月から1日4便から3便へ変更となったとの答弁でありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第133号水俣芦北広域行政事務組合の共同処理する事務及び規約の一部変更について申し上げます。

本案は、一部事務組合の共同処理する事務及び規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要があるので提案しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で総務文教委員会の審査報告を終わります。

○議長（松本和幸君） 次に、厚生委員長大川末長議員。

(厚生委員長 大川末長君登壇)

○厚生委員長（大川末長君） ただいま議題となりました案件のうち、厚生委員会に付託されました案件について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第119号水俣市環境基本条例の制定について申し上げます。

本案は、急激に変動する昨今の社会情勢を踏まえて、環境施策を一層効果的に進め、環境モデル都市の実現のため制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、地区別・学校版の行動計画の策定についてただしたところ、策定は義務ではないが、環境行動の推進のため、策定していただける自治会等があれば市としても積極的に支援していきたいとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第126号水俣市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、総合医療センターの病床数及び診療所の診療科目を変更するため制定するものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、診療科目の変更についてただしたのに対し、久木野診療所について、現在実施されていない診療科目を、誤解を招かないように現状に合わせて削除したものであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第127号平成20年度水俣市一般会計補正予算第9号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容は、第3款民生費に、自立支援医療費等を計上しており、その財源としては、第14款国庫支出金、第15款県支出金により調整しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、補装具給付費の支給内容についてただしたのに対し、電動車いすが4台、リクライニング式車いすが2台、下肢装具10個分が主なものであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第128号平成20年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ90万円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ42億9,528万5,000円とするものであります。

補正の内容は、第1款総務費及び第11款諸支出金を増額しており、これらの財源としては、第9款繰入金、第11款諸収入を増額しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第129号平成20年度水俣市介護保険特別会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ211万円1,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ26億4,143万円とするものであります。

補正の内容は、第1款総務費を増額及び第4款地域支援事業を減額し、これらの財源は、第1款保険料、第4款国庫支出金、第5款支払基金交付金、第6款県支出金及び第7款繰入金で調整しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、介護認定電算システムの改修についてただしたところ、今回の改修は認定審査調査項目の変更によるもので、電算システムの改修は各市町村が行うことになるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第131号平成20年度水俣市病院事業会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、収益的支出の額を8,316万6,000円増額し、補正後の収益的支出の額を62億3,232万9,000円とするものであります。

補正の内容は、職員の勧奨退職者及び中途退職者が新たに見込まれることから、退職給与金の増額を行い、あわせて在職者の人事異動等による人件費の調整を行うものである。また、債務負担行為について、院内清掃業務委託外16件を追加し、既決分1件の限度額変更を行うものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、退職者の数についてただしたのに対し、当初の見込みでは定年退職者7名と他会計の退職者負担分が3名、計10名であったが、その後中途退職者が医師2名、看護師3名の計5名、勧奨による退職者が看護師4名、准看護師1名の計5名となり、全部で20名が退職することとなった。なお、医師2名の中途退職者については後任が確保できており、医師数に変わりはないとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第135号水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が平成21年1月1日から施行されることに伴い制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、出産一時金の支払いの迅速化についてただしたのに対し、市の会計処理上出産後どうしても2週間は必要であるが、委任払いの制度を利用してもらうことで、出産した人の負担感が緩和できるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、陳第7号後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書の提出に関する陳情について申し上げます。

本陳情については、陳情の趣旨を了として採択すべきという意見と、現在政府与党で制度の見直しを進めているところであり、中止・撤回には賛成しがたいので不採択とすべきであるという意見に分かれましたので、採決の結果、賛成多数で採択すべきものと決定しました。

最後に、陳第10号介護保険制度の見直し等に関する陳情について申し上げます。

本陳情については、陳情の趣旨を了として採択すべきという意見と、本件についても政府与党で制度の見直しを進めており、様子を見守りたいので不採択とすべきであるという意見に分かれましたので、採決の結果、賛成多数で採択すべきものと決定しました。

なお、陳第7号と陳第10号の採択に伴い、別途意見書が提出されておりますことを申し添えます。

以上で厚生委員会の審査報告を終わります。

○議長（松本和幸君） 次に、産業建設委員長福田斉議員。

（産業建設委員長 福田斉君登壇）

○産業建設委員長（福田 斉君） ただいま議題となりました案件のうち、産業建設委員会に付託されました案件について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、専決処分されました議第118号平成20年度水俣市一般会計補正予算第8号中付託分について申し上げます。

本案は、台風15号による災害復旧事業の予算措置に急施を要したため専決処分を行ったものである。

今回の補正の内容は、第5款農林水産業費に、一般職給与費、第10款災害復旧費に、林業施設の災害復旧事業を計上している。

これらの財源としては、第15款県支出金、第21款市債等で調整している。

また、地方債の補正として、災害復旧事業の限度額の変更を計上しているとの説明がありました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、議第127号平成20年度水俣市一般会計補正予算第9号中付託分について申し上げます。

今回の補正の主な内容は、第4款衛生費に、百間雨水幹線ダイオキシン対策事業、第5款農林水産業費に、耕作放棄地解消緊急対策事業、第6款商工費に、水俣エコタウン推進事業、第7款土木費に、市内一円道路維持費等を計上している。

これらの財源としては、第12款分担金及び負担金、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第19款繰越金、第21款市債で調整している。

また、繰越明許費として、月浦台地関連事業を計上し、債務負担行為の補正として、百間雨水幹線公害防止事業外8件を追加し、百間雨水幹線公害防止事業負担金を廃止している。

地方債の補正として、臨時地方道整備事業の限度額の変更をしているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、百間雨水幹線公害防止事業について、中間処理プラントの予定地周辺の地元説明会を先に行うべきではないのか、また、地元住民との今後の交渉の見通しについてただしたのに対し、説明会については、議会で予算が認められてから説明会を実施したいと考えている。今後は早目の対応を検討したい。今回の公害防止対策事業については、その進捗についても、誠意ある説明をし、納得いただけるよう進めていきたいとの答弁がありました。

また、事業費の予算計上が当初予算でなく、今回補正として計上された理由についてただしたのに対し、工事期間中のチッソからの排水及び田在川からの水を丸島雨水幹線側へ流すため、水俣市漁業協同組合との協議の結果、工事を実施するのは、水揚げが少ない2月から開始し、梅雨前に完了するのがベストであるとの要望があり、早急に予算措置が必要となったため補正をお願いするものであるとの答弁がありました。

本補正については、特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員から、百間雨水幹線公害防止事業については、当初の処理方法と今回の市独自の処理方法を比較すると、ダンプの走行距離を考えた場合、二酸化炭素の発生量などから環境モデル都市の理念に矛盾するのではないかと思われるので、極力環境に負荷を与えないよう努力されたい。また、市独自の処理方法で実施されるが、熊本県の処理事業に支障を来さないよう、十分な配慮をしていただきたいとの意見があったことを申し添えます。

次に、議第130号平成20年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ270万7,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ19億5,222万4,000円とするものである。

主な補正の内容としては、第1款公共下水道事業費で、浄化センター汚泥処分に伴う運搬費及び委託料の増額であり、これらの財源として、第4款繰入金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第132号平成20年度水俣市水道事業会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、平成20年度水俣市水道事業会計予算第3条に定める収益的支出の額を41万1,000円増額し、補正後の収益的支出の額を3億9,030万4,000円にするものである。

補正の主な内容としては、地方公務員共済組合負担金の負担金率の改定に伴い、人件費の額を

増額するものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第134号公有財産の取得について申し上げます。

本案は、養護老人ホーム整備事業用地を取得するため、水俣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に基づき提案するものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第136号平成20年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第4号について申し上げます。

今回の補正は、債務負担行為の補正として、浄化センター等運転管理業務委託の追加を計上したとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、陳第8号国の責任で、安心・安全な国土づくりを求める意見書提出に関する陳情について申し上げます。

本陳情については、陳情項目にある地方分権改革について、すでに地方分権が進められている現在、国土交通分野だけに特定することには賛成しがたいとの理由により、全員異議なく不採択とすべきものと決定しました。

最後に、陳第11号水俣市中小企業振興基本条例の制定を求める陳情について申し上げます。

本陳情については、陳情の趣旨を妥当と認め全員異議なく採択すべきものと決定しました。

以上で産業建設委員会の審査報告を終わります。

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会議規則第103条の規定により報告します。

平成20年12月12日

総務文教常任委員長 谷 口 眞 次

水俣市議会議長 松 本 和 幸 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第118号	専決処分の報告及び承認について 専第12号 平成20年度水俣市一般会計補正予算（第8号）付託分	承 認	全 員 賛 成
議第120号	水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	原 案 可 決	全 員 賛 成

議第121号	水俣市旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について	原 案 可 決	全 員 賛 成
議第122号	水俣市学校林基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原 案 可 決	全 員 賛 成
議第123号	水俣市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について	原 案 可 決	全 員 賛 成
議第124号	水俣市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の制定について	原 案 可 決	全 員 賛 成
議第125号	水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について	原 案 可 決	全 員 賛 成
議第127号	平成20年度水俣市一般会計補正予算（第9号）付託分	原 案 可 決	全 員 賛 成
議第133号	水俣市北広域行政事務組合の共同処理する事務及び規約の一部変更について	原 案 可 決	全 員 賛 成

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成20年12月12日

厚生常任委員長 大 川 末 長

水俣市議会議長 松 本 和 幸 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第119号	水俣市環境基本条例の制定について	原 案 可 決	全 員 賛 成
議第126号	水俣市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原 案 可 決	全 員 賛 成
議第127号	平成20年度水俣市一般会計補正予算（第9号）付託分	原 案 可 決	全 員 賛 成
議第128号	平成20年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	原 案 可 決	全 員 賛 成
議第129号	平成20年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）	原 案 可 決	全 員 賛 成
議第131号	平成20年度水俣市病院事業会計補正予算（第2号）	原 案 可 決	全 員 賛 成
議第135号	水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	原 案 可 決	全 員 賛 成
陳第7号	後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書の提出に関する陳情について	採 択	賛 成 多 数
陳第10号	介護保険制度の見直し等に関する陳情について	採 択	賛 成 多 数

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成20年12月12日

産業建設常任委員長 福 田 齊

水俣市議会議長 松 本 和 幸 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
-------	-----	-------	-----

議第118号	専決処分の報告及び承認について 専第12号 平成20年度水俣市一般会計補正予算（第8号）付託分	承認	全員賛成
議第127号	平成20年度水俣市一般会計補正予算（第9号）付託分	原案可決	全員賛成
議第130号	平成20年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決	全員賛成
議第132号	平成20年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）	原案可決	全員賛成
議第134号	公有財産の取得について	原案可決	全員賛成
議第136号	平成20年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）	原案可決	全員賛成
陳第8号	国の責任で、安心・安全な国土づくりを求める意見書提出に関する陳情について	不採択	賛成なし
陳第11号	水俣市中小企業振興基本条例の制定を求める陳情について	採択	全員賛成

○議長（松本和幸君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認め、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

真野頼隆議員及び野中重男議員から陳第7号及び陳第10号について、それぞれ討論の通告があります。

これから順次発言を許します。

まず、真野頼隆議員。

○真野頼隆君 陳第7号後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書の提出に関する陳情について、反対の立場で討論いたします。

後期高齢者医療制度はすでにスタートしており、またそれを運営する広域連合の議員選挙が先日行われ、各自治体から代表を送っていること、そして何よりもこれをもとに戻すと、現役世代に負担が重くのしかかること、保険料の格差が再び拡大すること、運営の責任が不明確になる等の問題が生じることから、本陳情に対しては反対であります。

次に、陳第10号介護保険制度の見直し等に関する陳情について、反対の立場で討論いたします。

陳情項目であります介護報酬の引き上げ並びに要支援1、2の認定者が必要な支援が制限されないようにとの意見に関しましては、政府・与党が10月30日に発表した生活対策の中に、介護分野の対策として介護報酬の3%アップと10万人の介護従事者の確保が盛り込まれていること、そ

れに財政的基盤の充実に向けて、現在政府・与党ですでに検討に入っている段階であることから、本陳情の趣旨は達せられており、よって本陳情の採択には反対であります。

○議長（松本和幸君） 次に、野中重男議員。

○野中重男君 陳第7号後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書の提出に関する陳情について、賛成討論を行います。

この陳情は、全国の医師会などでも反対の意見書が政府に提出され、自治体でも650を超えるところから中止・撤回、見直し等を求める意見書が出されております。また、さきの通常国会でも廃止法案が参議院では可決されております。

陳情書にありますように、月額1万5,000円以上の年金がある高齢者は、年金から天引きされて、1万5,000円未満の年金しかない方については、保険料を納めていない方については、資格証明書が発行されるというふうになっております。

国民健康保険の場合は、高齢者には保険料が未納であっても、健康を維持するということから、さきに廃案になりました老人保健法でも保険証を取り上げることはないというふうにしておりましてけれども、この制度はこういうふうになっておりません。

今月、12月1日付の朝日新聞の1面トップですけれども、後期高齢者医療制度、保険料滞納者が20万人、全国の主要自治体72地区で保険料を滞納している人が10月末現在で20万人いることがわかったというリードの記事が入っております。無保険のおそれがあるというふうに言われているところであります。

また、高齢者については、受診が抑制されるというふうに言われています。

保険料は年々上がるというふうに言われています。

今、討論ありましたけれども、現役世代の負担が重くなるとかという話もありましたけれども、そもそも国民健康保険制度そのものは、すべての世代の人たちがお互いに力を出し合って、経済的にも支え合って一つの保険制度をつくろうというのがスタートでありますし、そういう趣旨であるべきだというふうに思います。

有病率の高い高齢者だけを集めて独自に保険制度をつくっている国はどこにもありません。過去にもそういうのはありませんでした。

議会として、市民の負託にどうこたえるのかということが問われているのではないかなというふうに思います。市民の要望を受けて、市民を守るために、どこであつてもちゃんと意見を述べていくことが議会としては必要だろうというふうに思います。

よってこの陳情については、採択されるべきでありまして、全会一致での賛同をお願いをしたいと思います。

次に、陳第10号介護保険制度の見直し等に関する陳情についての賛成討論を行います。

この陳情について、水俣市内にも幾つもの事業所がございます。診療報酬が低く抑えられているということもございまして、経営が大変苦しくなっているというふうに聞いております。

先ほどもありましたように、政府においても約３％の引き上げを来年度は実施するということを表明せざるを得なくなっているというのが実情であります。

また、以前は、介護職を求める高校生などが多数おりました。介護福祉士などを養成する学校では定員を満たし、入校の生徒を試験などもして選定するということがされておりました。ところが今では介護福祉士を育てる学校はどこも定員割れになっておりまして、若い就職者が大幅に少なくなっています。これでは介護現場は回らないという声も聞こえてきておりますし、とりもなおさず介護福祉士の人数が減るということは、高齢者の介護が危機にさらされるということになるというふうに思います。

安定した介護を受けるには、介護従事者の人材確保と仕事の環境改善、仕事の継続及び介護事業所の経営の安定を守らなければならないというふうに思います。

冒頭言いましたように、政府においても、今のままでは介護事業所が成り立たないということが言われていることをおっしゃいましたけれども、そのとおりでありまして、だからこそきちっとしたものを今後もつくっていく、確実に今表明されている介護報酬の引き上げ等がやられるように、地方議会から、地方自治体の中にある介護事業所及び介護を必要としている高齢者の状況、あるいは介護労働者の状況を踏まえて、きちっとした意見書を上げていくということが、議会の役割であるというふうに考えております。

よって全会一致の賛同を求めます。

以上です。

○議長（松本和幸君） 以上で通告による討論は終わりました。

これから採決します。

議第118号専決処分の報告及び承認についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は承認であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、承認することに決定しました。

○議長（松本和幸君） 議第119号水俣市環境基本条例の制定についてから、議第136号平成20年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第４号まで、18件を一括して採決します。

本18件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本18件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 異議なしと認めます。

したがって本18件は、いずれも委員長報告のとおり可決しました。

○議長(松本和幸君) 次に、陳第7号後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書の提出に関する陳情についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、起立により採決します。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は、委員長報告のとおり採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松本和幸君) 起立少数であります。

したがって本件は、不採択とすることに決定しました。

○議長(松本和幸君) 次に、陳第8号国の責任で、安心・安全な国土づくりを求める意見書提出に関する陳情についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

○議長(松本和幸君) 次に、陳第10号介護保険制度の見直し等に関する陳情についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、起立により採決します。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は、委員長報告のとおり採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松本和幸君) 起立少数であります。

したがって本件は、不採択とすることに決定しました。

○議長（松本和幸君） 次に、陳第11号水俣市中小企業振興基本条例の制定を求める陳情について
を採決します。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第24 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

総務文教委員会

1 請第4号 教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願について

1 陳第9号 私立幼稚園助成金増額に関する陳情について

1 一般行財政並びに教育等に関する諸問題の調査について

厚生委員会

1 環境、福祉、総合医療センター等に関する諸問題の調査について

産業建設委員会

1 陳第6号 「協同出資・協同経営で働く協同組合法」（仮称）の速やかな制定を
国に求めることについての陳情について

1 商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

1 議会運営等に関する諸問題の調査について

1 議会の情報公開に関する調査について

○議長（松本和幸君） 日程第24、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題としま
す。

各常任委員会及び議会運営委員会から、目下委員会において審査中の事件並びに所管事務の調
査について、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。

各常任委員会及び議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査に付する
ことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがってそのように決定しました。

閉 会 中 継 続 審 査 ・ 調 査 申 出 書

本委員会は審査・調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査・調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第104条の規定により申し出ます。

平成20年12月12日

総務文教常任委員長 谷 口 眞 次

水俣市議会議長 松 本 和 幸 様

記

事件の番号	件 名	理 由
請第4号	教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願について	慎重審査を要するため
陳第9号	私立幼稚園助成金増額に関する陳情について	慎重審査を要するため
	一般行財政並びに教育等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉 会 中 継 続 調 査 申 出 書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第104条の規定により申し出ます。

平成20年12月12日

厚生常任委員長 大 川 末 長

水俣市議会議長 松 本 和 幸 様

記

事件の番号	件 名	理 由
	環境、福祉、総合医療センター等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉 会 中 継 続 審 査 ・ 調 査 申 出 書

本委員会は審査・調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査・調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第104条の規定により申し出ます。

平成20年12月12日

産業建設常任委員長 福 田 斉

水俣市議会議長 松 本 和 幸 様

記

事件の番号	件 名	理 由
陳第6号	「協同出資・協同経営で働く協同組合法」（仮称）の速やかな制定を国に求めることについての陳情について	慎重審査を要するため
	商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉 会 中 継 続 調 査 申 出 書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第104条の規定により申し出ます。

平成20年12月11日

議会運営委員長 眞 野 頼 隆

水俣市議会議長 松 本 和 幸 様

記

事件の番号	件名	理由
	議会運営等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため
	議会の情報公開に関する調査について	実情を調査する必要があるため

日程第25 議第137号 水俣市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

日程第26 意見第10号 後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書について

日程第27 意見第11号 介護保険制度の抜本的改善を求める意見書について

○議長（松本和幸君） 日程第25、議第137号水俣市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてから、日程第27、意見第11号介護保険制度の抜本的改善を求める意見書についてまで、3件を一括して議題とします。

議第137号

水俣市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び水俣市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成20年12月17日

提出者

議会運営委員会

委員長 真野 頼 隆

水俣市議会議長 松 本 和 幸 様

（別紙）

水俣市議会会議規則の一部を改正する規則

水俣市議会会議規則（昭和46年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第7章 議員の派遣（第159条）

第8章 補則（第160条）

」を

「第7章 協議又は調整を行うための場（第159条）

第8章 議員の派遣（第160条）

」に改める。

第9章 補則（第161条）

」

第160条を第161条とする。

第8章を第9章とする。

第159条を第160条とする。

第7章を第8章とし、第6章の次に次の1章を加える。

第7章 協議又は調整を行うための場

（協議又は調整を行うための場）

第159条 法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。

2 前項で定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。

3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。

4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第159条関係）

名 称	目 的	構 成 員	招集権者
各派代表者会議	会派間の意見調整その他議会運営上必要と認める事項について協議・調整するため	議長、副議長及び各会派から選出された議員	議長
全員協議会	議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うため	全議員	議長

附 則

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

（提案理由）

地方自治法の一部改正により、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができるようになったため、本案のように制定するものである。

意見第10号

後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり水俣市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成20年12月17日

提出者議員	西 田 弘 志
”	中 村 幸 治
”	野 中 重 男
”	緒 方 誠 也

水俣市議会議長 松 本 和 幸 様

（別紙）

後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書

この制度は、都道府県ごとに市町村が加入する広域連合が運営し、原則として対象者全員から保険料が徴収され、診療報酬体系も74歳以下の高齢者とは別建てとなるなど独立した医療制度となります。

しかし、この制度には以下のようなさまざまな問題点があり、75歳以上の高齢者の命と健康が心配されます。

1、全く所得がなくても、あるいは現在子どもの社会保険の扶養になっている所得が少ない後期高齢者にも保険料が賦課されます。

2、月額1万5,000円以上の年金があれば、保険料を年金から天引きされることになります。

3、保険料を納められない場合は、保険証が取り上げられ、窓口で全額負担が必要な資格証明書が発行されることになります。

4、外来、入院などで医療内容を差別制限する診療体系が盛り込まれたことで、必要な医療を受けられないなど制限が加えられるおそれがあります。

すべての国民は貧富のあるなしにかかわらず、必要なときに必要なだけ医療を受ける権利を有しています。そして、国はその権利を保障する義務を負っています。これは憲法に保障する生存権の保障であり、国民の権利です。

したがって政府及び国会におかれては、これらに反する後期高齢者医療制度を即刻中止・撤回されるよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年12月17日

水 俣 市 議 会

内閣総理大臣 麻 生 太 郎 様

財 務 大 臣 中 川 昭 一 様
厚生労働大臣 舩 添 要 一 様
衆 議 院 議 長 河 野 洋 平 様
参 議 院 議 長 江 田 五 月 様

意見第11号

介護保険制度の抜本的改善を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり水俣市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成20年12月17日

提出者議員	西 田 弘 志
"	中 村 幸 治
"	野 中 重 男
"	緒 方 誠 也

水俣市議会議長 松 本 和 幸 様

(別紙)

介護保険制度の抜本的改善を求める意見書

介護・福祉の充実とは、「安心して老後を送りたい」というすべての国民の願いであるにもかかわらず、今地域の介護は崩壊の危機にさらされています。不透明な認定制度、サービスの利用制限による「介護の取り上げ」が利用者に生活困難をもたらし、利用料負担が重過ぎ、サービス利用を取りやめざるを得ない事態を生み出しています。

また、反面、この間の介護報酬の引き下げにより、介護労働者は生活できない低賃金や人手不足による過重な労働など厳しい労働環境の中で働き、一方、介護施設事業者は介護労働者の確保が困難となり、経営難に直結する事態となっています。今、地域の福祉・介護の基盤は根底から揺らいでいます。

第169通常国会では、「介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律」が全会一致で可決・成立しました。この法律を実効あるものとするのは国の責任であります。

したがって政府及び国会におかれては、だれもが必要な介護サービスを利用できる「介護の社会化」の実現と、介護労働者の処遇改善など、介護保険制度の抜本的改善のため、以下の事項について対処されるよう要望します。

記

- 1、利用者のサービス利用制限を取りやめ、必要なサービスを保障すること。
- 2、介護労働者の処遇改善を図り、介護の人材を確保すること。
- 3、介護報酬を引き上げること。介護保険に対する国の負担を大幅にふやし、保険料や利用料を引き下げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年12月17日

水 俣 市 議 会

内閣総理大臣 麻 生 太 郎 様
財 務 大 臣 中 川 昭 一 様
厚生労働大臣 舩 添 要 一 様
衆 議 院 議 長 河 野 洋 平 様
参 議 院 議 長 江 田 五 月 様

○議長（松本和幸君） 順次提案理由の説明を求めます。

まず、議第137号について、議会運営委員長真野頼隆議員。

（議会運営委員長 真野頼隆君登壇）

○議会運営委員長（真野頼隆君） ただいま議題となりました議第137号水俣市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、地方自治法の一部改正により、議案の審査または議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができるようになったため、本案のように制定するものであります。

全会一致で御可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松本和幸君） 次に、意見第10号及び意見第11号について、提出者代表西田弘志議員。

（西田弘志君登壇）

○西田弘志君 意見第10号及び意見第11号について、提出者を代表し、案文を朗読して提案理由の説明にかえます。

まず、意見第10号について申し上げます。

後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書

この制度は、都道府県ごとに市町村が加入する広域連合が運営し、原則として対象者全員から保険料が徴収され、診療報酬体系も74歳以下の高齢者とは別建てとなるなど独立した医療制度となります。

しかし、この制度には以下のようなさまざまな問題点があり、75歳以上の高齢者の命と健康が心配されます。

1、全く所得がなくても、あるいは現在子どもの社会保険の扶養になっている所得が少ない後期高齢者にも保険料が賦課されます。

2、月額1万5,000円以上の年金があれば、保険料を年金から天引きされることになります。

3、保険料を納められない場合は、保険証が取り上げられ、窓口で全額負担が必要な資格証明書が発行されることになります。

4、外来、入院などで医療内容を差別制限する診療体系が盛り込まれたことで、必要な医療を受けられないなど制限が加えられるおそれがあります。

すべての国民は貧富のあるなしにかかわらず、必要なときに必要なだけ医療を受ける権利を有しています。そして、国はその権利を保障する義務を負っています。これは憲法に保障する生存権の保障であり、国民の権利です。

したがって政府及び国会におかれては、これらに反する後期高齢者医療制度を即刻中止・撤回されるよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年12月17日

水 俣 市 議 会

次に、意見第11号について申し上げます。

介護保険制度の抜本的改善を求める意見書

介護・福祉の充実は、「安心して老後を送りたい」というすべての国民の願いであるにもかかわらず、今地域の介護は崩壊の危機にさらされています。不透明な認定制度、サービスの利用制限による「介護の取り上げ」が利用者に生活困難をもたらし、利用料負担が重過ぎ、サービス利用を取りやめざるを得ない事態を生み出しています。

また、反面、この間の介護報酬の引き下げにより、介護労働者は生活できない低賃金や人手不足による過重な労働など厳しい労働環境の中で働き、一方、介護施設事業者は介護労働者の確保が困難となり、経営難に直結する事態となっています。今、地域の福祉・介護の基盤は根底から揺らいでいます。

第169通常国会では、「介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律」が全会一致で可決・成立しました。この法律を実効あるものとするのは国の責任であります。

したがって政府及び国会におかれては、だれもが必要な介護サービスを利用できる「介護の社会化」の実現と、介護労働者の処遇改善など、介護保険制度の抜本的改善のため、以下の事項について対処されるよう要望します。

記

- 1、利用者のサービス利用制限を取りやめ、必要なサービスを保障すること。
- 2、介護労働者の処遇改善を図り、介護の人材を確保すること。
- 3、介護報酬を引き上げること。介護保険に対する国の負担を大幅にふやし、保険料や利用料を引き下げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年12月17日

水 俣 市 議 会

全会一致の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（松本和幸君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑に入ります。

ただいま議会運営委員長及び提出者代表から提案理由の説明がありました本3件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま質疑を終わりました本3件は、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 異議なしと認めます。

したがって本3件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

本3件について討論はありませんか。

(「あり」「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 真野頼隆議員。

○真野頼隆君 意見第10号後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書について及び意見第11号介護保険制度の抜本的改善を求める意見書についても、陳第7号及び陳第10号で反対討論をしましたように、同様の理由で反対であります。

○議長(松本和幸君) ほかに討論はありませんか。

野中重男議員。

○野中重男君 陳第7号、陳第10号で賛成討論を行いましたけれども、意見第10号、意見第11号についても、今、提案理由説明ございましたが、読んでいただければ中身が十分御理解いただけると思います。道理のある意見書でございますので、賛同をよろしく願います。

○議長(松本和幸君) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第137号水俣市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを採決します。

本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決しました。

○議長(松本和幸君) 意見第10号後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、起立により採決します。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（松本和幸君） 起立少数であります。

したがって本件は、否決しました。

○議長（松本和幸君） 意見第11号介護保険制度の抜本的改善を求める意見書についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、起立により採決します。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（松本和幸君） 起立少数であります。

したがって本件は、否決しました。

○議長（松本和幸君） 以上で本日の日程は全部終わり、今期定例会の全日程を終了しました。

これで平成20年第5回水俣市議会定例会を閉会します。

午前10時46分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

水俣市議会 議長 松 本 和 幸

署名議員 中 原 泰 子

署名議員 谷 口 眞 次

平成20年12月第5回水俣市議会定例会（11月28日～12月17日）

〔議 案〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
議第118号	専決処分の報告及び承認について 専第12号 平成20年度水俣市一般会計 補正予算（第8号）	11月28日	総務文教 産業建設	12月17日 承認	
議第119号	水俣市環境基本条例の制定について	11月28日	厚 生	12月17日 原案可決	
議第120号	水俣市一般職の職員の給与に関する条例 の一部を改正する条例の一部を改正する 条例の制定について	11月28日	総務文教	12月17日 原案可決	
議第121号	水俣市旅費支給条例の一部を改正する条 例の制定について	11月28日	総務文教	12月17日 原案可決	
議第122号	水俣市学校林基金の設置、管理及び処分 に関する条例の一部を改正する条例の制 定について	11月28日	総務文教	12月17日 原案可決	
議第123号	水俣市立小学校及び中学校設置条例の一 部を改正する条例の制定について	11月28日	総務文教	12月17日 原案可決	
議第124号	水俣市学校給食共同調理場設置条例の一 部を改正する条例の制定について	11月28日	総務文教	12月17日 原案可決	
議第125号	水俣市体育施設条例の一部を改正する条 例の制定について	11月28日	総務文教	12月17日 原案可決	
議第126号	水俣市病院事業の設置等に関する条例の 一部を改正する条例の制定について	11月28日	厚 生	12月17日 原案可決	
議第127号	平成20年度水俣市一般会計補正予算（第 9号）	11月28日	各 委	12月17日 原案可決	
議第128号	平成20年度水俣市国民健康保険事業特別 会計補正予算（第3号）	11月28日	厚 生	12月17日 原案可決	
議第129号	平成20年度水俣市介護保険特別会計補正 予算（第3号）	11月28日	厚 生	12月17日 原案可決	
議第130号	平成20年度水俣市公共下水道事業特別会 計補正予算（第3号）	11月28日	産業建設	12月17日 原案可決	
議第131号	平成20年度水俣市病院事業会計補正予算 （第2号）	11月28日	厚 生	12月17日 原案可決	
議第132号	平成20年度水俣市水道事業会計補正予算 （第1号）	11月28日	産業建設	12月17日 原案可決	
議第133号	水俣芦北広域行政事務組合の共同処理す る事務及び規約の一部変更について	11月28日	総務文教	12月17日 原案可決	
議第134号	公有財産の取得について	11月28日	産業建設	12月17日 原案可決	

議第135号	水俣市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	12月11日	厚生	12月17日 原案可決	
議第136号	平成20年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）	12月11日	産業建設	12月17日 原案可決	
議第137号	水俣市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	12月17日	省略	12月17日 原案可決	議員 提案

〔前回から継続審査となっている議案〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
議第95号	平成19年度水俣市病院事業会計決算認定について	8月29日	厚生	11月28日 認 定	
議第96号	平成19年度水俣市水道事業会計決算認定について	8月29日	産業建設	11月28日 認 定	
議第102号	平成19年度水俣市一般会計決算認定について	9月11日	一般会計 決算特別	11月28日 認 定	
議第103号	平成19年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について	9月11日	厚生	11月28日 認 定	
議第104号	平成19年度水俣市老人保健特別会計決算認定について	9月11日	厚生	11月28日 認 定	
議第105号	平成19年度水俣市介護保険特別会計決算認定について	9月11日	厚生	11月28日 認 定	
議第106号	平成19年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について	9月11日	産業建設	11月28日 認 定	

〔意 見 書〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
意見第10号	後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書について	12月17日	省略	12月17日 否 決	
意見第11号	介護保険制度の抜本的改善を求める意見書について	12月17日	省略	12月17日 否 決	

〔報 告〕

番 号	件 名	報告月日
報告第12号	専決処分の報告について	11月28日
報告第13号	専決処分の報告について	11月28日

〔継続調査〕

件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
一般行財政並びに教育等に関する諸問題の調査について	12月17日	総務文教	12月17日 継続調査	
環境、福祉、総合医療センター等に関する諸問題の調査について	12月17日	厚 生	12月17日 継続調査	
商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	12月17日	産業建設	12月17日 継続調査	
議会運営等に関する諸問題の調査について	12月17日	議会運営	12月17日 継続調査	
議会の情報公開に関する調査について				

〔陳 情〕

受理番号	件 名	代表者の住所 及 び 氏 名	付託委員会	提案月日	結 末
陳第7号	後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書の提出に関する陳情について	水俣市桜井町 2-2-12 神崎 光明	厚 生	11月28日	12月17日 不 採 択
陳第8号	国の責任で、安心・安全な国土づくりを求める意見書提出に関する陳情について	八代市萩原町 1-708-2 田形 隆一	産業建設	11月28日	12月17日 不 採 択
陳第9号	私立幼稚園助成金増額に関する陳情について	水俣市天神町 1-5-24 市原あさえ	総務文教	12月11日	12月17日 継続審査
陳第10号	介護保険制度の見直し等に関する陳情について	水俣市桜井町 2-2-12 神崎 光明	厚 生	12月11日	12月17日 不 採 択
陳第11号	水俣市中小企業振興基本条例の制定を求める陳情について	水俣市大園町 1-11-5 坂口 俊一	産業建設	12月11日	12月17日 採 択

〔前回から継続審査となっている請願・陳情〕

受理番号	件 名	代表者の住所 及 び 氏 名	付託委員会	提案月日	結 末
請第4号	教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願について	水俣市長野町 10-12-8 田中 睦	総務文教	9月11日	12月17日 継続審査
陳第3号	私立幼稚園助成金増額に関する陳情について	水俣市天神町 1-5-24 市原あさえ	総務文教	6月2日	11月28日 撤回承認

陳第6号	「協同出資・協同経営で働く協同組合法」(仮称)の速やかな制定を国に求めることについての陳情について	鹿児島県出水市 高尾野町柴引 3269-5 馬籠みどり	産業建設	9月11日	12月17日 継続審査
------	---	--------------------------------------	------	-------	----------------